

第3章 国民年金・厚生年金の財政の見通し

- 1 年金財政計算の基礎
- 2 財政検証作業の全体像
- 3 基礎数（初期データ）の設定
- 4 経済前提の設定
- 5 その他の基礎率の設定
- 6 被保険者数の将来推計
- 7 受給者数の将来推計及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法
- 8 給付水準調整期間及び給付水準の将来推計
- 9 財政見通し
- 10 人口・経済状況が変動した場合の将来推計
- 11 諸外国における公的年金の財政計算

1. 年金数理の基礎

年金制度の基本的な仕組みは、一定の期間にわたり保険料を拠出した者が、一定の年齢に到達したり（老齢）、障害の状態となったり、死亡した場合に、所定の年金を支給するということになっている。これは、一種の保険のシステムである。

したがって、年金数理で用いられる基本的な考え方や手法は、保険数学が基礎となっている。保険数学は数学の一分野である確率論や統計学を基礎としているため、年金数理もこれらの数学に基礎を置いているといえる。

なお、年金数理は第2章第4節で解説した財政方式、すなわち長期的な財政均衡を図るための制度運営の仕組みという概念も基礎となっている。

ここでは、「大数の法則」や「収支相等の原則」といった公的年金にも用いられている年金数理の基本的な考え方について解説する。

(1) 現価の考え方

厚生年金・国民年金といった年金制度は、保険料を拠出する期間や年金給付を受給する期間がそれぞれ数十年という長期にわたる制度である。このような時間が経過するなかで、保険料や給付額等といった金額を取り扱う場合には、必ず利息を考慮に入れておく必要がある。そこで、一定の時点を決め、いったんこの時点における価値に換算した上で取り扱おうというのが現価の考え方である。

いま、仮に10,000円の元金があり、これに対して1年間に生ずる利息の割合（年利率）を2%とする。年金数理では一般に単利ではなく複利が用いられており、時間の経過とともに元金と利息の合計（元利合計）は次のようになる。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02) & = & 10,200 \text{ 円} \\ 2 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^2 & = & 10,404 \text{ 円} \quad \text{、} \dots\dots、 \\ 5 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^5 & = & 11,041 \text{ 円} \quad \text{、} \dots\dots、 \end{aligned}$$

ここで、単利とは、常に元金に対してのみ利息を計算し、利息は再投資しないという方法である。一方、複利とは、一定の期間ごとに利息を元金に繰り入れ、この合計を元金として利息を計算する方法である。単利では利息から生じ

る利息は計算しないものに対して、複利では利息から生じる利息も計算することになる。現在の商取引では一般に複利が用いられている。

同じ利息の条件のもとで、仮に5年後に10,000円の支払いが必要になった場合、現在手もとにいくらの現金を持っていれば良いかを考える。現在手もとに10,000円持っていたとすると、5年後には利息がつき、その利息分だけ金額が余るため、10,000円では多すぎることになる。5年後の元利合計がちょうど10,000円になる金額が現在必要であり、この額をA円とすると、

$$A \text{円} \times (1 + 0.02)^5 = 10,000 \text{円}$$

という関係が成り立つことから、

$$A = 10,000 \text{円} \times \left(\frac{1}{1+0.02} \right)^5 = 9,057 \text{円}$$

となり、現在手もとに9,057円あれば5年後に10,000円の支払いができることになる。この場合に、「5年後に支払う10,000円の現価は9,057円である」と表現する。すなわち、現価は元利合計（終価と呼ぶ）の逆数ということである。複利計算の例でみたように、元利合計は期間が長くなるほど急速に大きな値となり、その逆数である現価は急速に小さな値となる。

年金数理では、将来において支払うべき給付費等の規模を図る際に、現価という考え方が重要であり、現価で評価することが有用である。第4章第2節では、厚生年金・国民年金において、今後おおむね100年間に生ずる給付費等の規模の見通しを現価で評価したものについて考察している。

また、このような現価の考え方は、将来の年金額の見通しを物価で現在価値に置き換えて表現する際にも用いられている。

例えば、仮に物価上昇率を年平均1%とすると、現在10,000円の品物が、

$$1 \text{年後には、} 10,000 \text{円} \times (1 + 0.01) = 10,100 \text{円に、}$$

$$2 \text{年後には、} 10,000 \text{円} \times (1 + 0.01)^2 = 10,201 \text{円に、} \dots\dots、$$

$$5 \text{年後には、} 10,000 \text{円} \times (1 + 0.01)^5 = 10,510 \text{円に、} \dots\dots、$$

というように値上がりすることとなる。逆に5年後に10,000円である品物は、

現在の価格では、 $10,000 \text{円} \times \left(\frac{1}{1+0.01} \right)^5 = 9,514 \text{円}$ に相当するものであるとい

うことである。

後の第3章第8節の第3-8-5図において、厚生年金の標準的な年金受給世帯における年金額の見通しを掲げているが、平成26(2014)年度に名目額が23.8万円であり、()内には、それを物価で現在価値に割り戻した額が22.8万円であることを示している。これは、

$$22.8 \text{万円} = 23.8 \text{万円} \times \left(\frac{1}{1 + \text{物価上昇率}} \right) \text{の現在からの累積}$$

という関係にあることを意味しており、平成26(2014)年度の物価水準で23.8万円の年金額では、現在の物価水準で22.8万円分に相当する品物を購入できるというように考えればよいということである。

(2) 大数の法則

年金制度は一種の保険のシステムであるが、保険というシステムを成り立たせていくためには、一定数以上の者が集まって一つの集団を構成し、その中で互いに助け合っていくという形を取らなければならない。例えば、老齢年金については、年金を受給する老後の期間の長さは個人ごとに異なるが、老後期間の長い者には結果的に大きな給付が支給され、老齢に達しないうちに死亡した者には給付が行われぬという形で、集団内の助け合いが行われる形となっているのである。

このような保険システムを成り立たせ、適切に運営していくためには、老齢年金をどの程度の期間受給するかという割合や、障害が発生する割合といった年金の受給権が発生する割合等を、ある程度の精度をもって予測出来なければならない。このためには集団の規模がある程度以上でなければならないが、その根拠となっているのが「大数の法則」である。

大数の法則とは確率論における法則の一つで、「標本を十分大きくとればその事象の発生する経験的頻度は理論的確率に限りなく近くなる」というものである。この法則は、例えば、ゆがみや偏りのないコインを放り投げて落ちた結果、それが表面である頻度は、放り投げる回数が少なければ2分の1とはならないことが考えられるが、回数を限りなく増やせば2分の1に近づいていくというものである。

年金数理においては、被保険者や受給者といった年金制度の構成者について、障害や死亡等の事象が発生する実際の割合は、その人数が多くなればなるほどその発生確率である一定の数値に近づくという形でこの法則が用いられる。いかえれば、実際に財政検証において、例えば新規に障害年金を受給する者の数は被保険者数に障害者となる発生割合を乗じることにより見込んでいるが、これは大数の法則が成り立つことを前提とした手法である。

しかしながら、実際の発生頻度がその発生確率から大きく外れることが少なくなるということであり、その発生確率に一致することを保証するものではない。ただし、将来の発生確率を設定する際に、過去の実績に基づく推定を行う場合、標本数が十分大きくなれば、算定された発生確率の信頼度はそれだけ高まるということになる。

（３）収支相等の原則

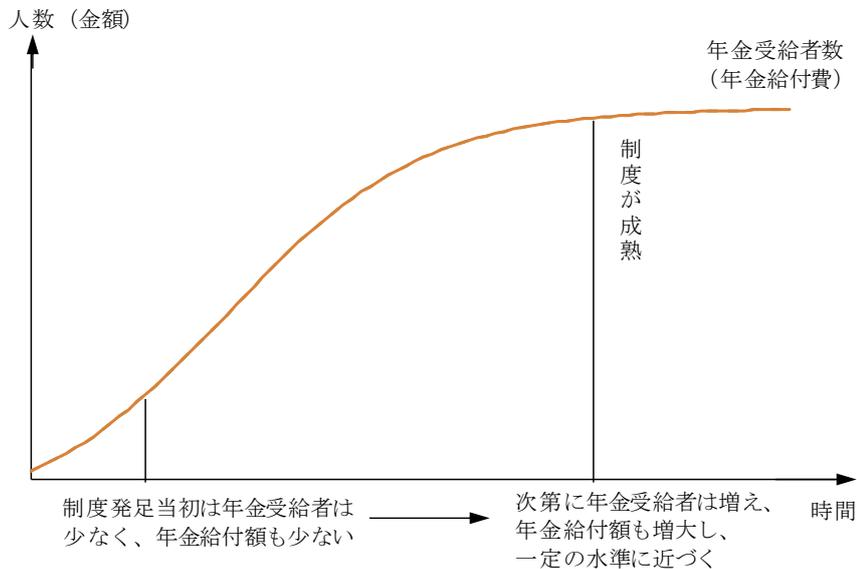
収支相等の原則とは、保険のシステムを運営する際に、集団全体での保険料収入や積立金の利息等の収入の合計が給付費等の支出と等しくなるような制度設計を行わなければならないという原則である。ごく普通のことを意味しているようにも考えられるが、年金数理を扱う上で留意しなければならない点はいくつかある。

まず、収支相等の原則でいう収入や支出は単なる金額ではなく、確率論的な意味を持っているという点である。例えば、年金制度の支出のうち障害年金の給付費について考えると、将来において障害状態が発生する割合に、障害年金の年金額を乗じて得られる値の合計として推計されるものであり、確率論における期待値にあたるものである。

第二に、収支相等の原則は集団全体で考えるものであり、集団を構成している個人ごとに収支が均衡しているわけではないということである。個人保険では加入者の健康状態等によっては割増保険料を徴収するなどして個人ごとの収支の均衡を図る考え方があるが、一般に年金制度の場合は、集団全体で収支が均衡するような保険料を年齢等に関係なく一律に適用するものである。

第三に、収支相等の原則を考える期間について、通常の会計決算のように必ずしも単年度だけで考えるわけではないということである。これは年金制度が人の一生にわたる非常に長期の制度であるため、たとえある一つの年度で収支が均衡していなくとも、長期でみて収支相等の原則が満たされるように運営していけば良いのである。また、年金制度においては、制度発足当初は年金受給者は少なく、年金給付費も少ないが、時間の経過とともに増大して、ある程度の年数を経て、はじめて一定の水準に近づいていくという性質がある（第3-1-1図）。このように、年金受給者数や年金給付費が増大して、最終的に到達する水準に近い状態になっていくことを、「制度が成熟する」と呼んでいる。ある一時点での収入と支出の規模の相対関係は、制度の成熟がどの程度かによって変わってくるため、やはり収支相等の原則は長期的な期間で考えることが重要である。現在の厚生年金・国民年金においては、現在既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね100年後までの期間を視野に入れて収支相等の原則を考慮している。

第3-1-1図 年金制度の成熟



(4) 積立金が非負であることの必要性

年金制度を運営していく過程で、給付に対して積立金が枯渇し年金の支払いに支障を来すような事態は、たとえ一時的でもあってはならない。

現在の厚生年金・国民年金においては、おおむね100年間にわたる財政均衡期間において収支均衡を図る仕組みであり、積立金を保有し活用することで、少子高齢化に伴う急激な保険料上昇や給付の低下を回避する、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、一時的にも積立金が枯渇するような事態は起こらないものとなっている。

(5) 仮想的な制度による年金数理計算の例

ここまでに述べた年金数理の基本的な考え方をもとに、以下のような仮想的な制度を設定し年金数理計算を行ってみる。

- ・制度開始時点で、50歳、55歳、60歳の者それぞれ10,000人を対象とする。
- ・60歳に到達した者は、生存している限り60～64歳までの5年間、毎年初に10万円の年金（一定額）を受給するものとする（5年間の有期年金）。
- ・60歳未満の者は、50～59歳までの間、毎年初に7万円の保険料（一定額）を支払い、これを年金給付費に充てることとする。
- ・利率は年4%とする。
- ・死亡率は第3-1-2表に掲げるものとし、経年変化はないものとする。
- ・制度を運営する期間（収支均衡を図る期間）を10年間とする。

まず、10年間それぞれの年初に生存している者の数を推計する。制度開始時点である1年目の年初では、50歳、55歳、60歳の者がそれぞれ10,000人であるが、2年目の年初には、50歳、55歳、60歳それぞれの死亡率を用いて、

$$51\text{歳の者 } 10,000\text{人} \times (1 - 0.00357) = 9,964\text{人}$$

$$56\text{歳の者 } 10,000\text{人} \times (1 - 0.00579) = 9,942\text{人}$$

$$61\text{歳の者 } 10,000\text{人} \times (1 - 0.00883) = 9,912\text{人}$$

と推計される。3年目以降も同様に推計することにより、第3-1-3表に示すように、この例における年齢毎の人数の推計値が得られる。なお、第3-1-3表において、年金を受給する年齢の部分に網掛けで示している。また、5年間の有期年金を仮定していることから、制度開始時に60歳の者における6年目以降の人数の推計値は示していない。

このように得られた推計値と実際の生存者数は、大数の法則により大きく異なることはないと考えられる。

第3-1-2表

年齢	死亡率
50歳	0.00357
51歳	0.00393
52歳	0.00435
53歳	0.00478
54歳	0.00524
55歳	0.00579
56歳	0.00639
57歳	0.00697
58歳	0.00756
59歳	0.00818
60歳	0.00883
61歳	0.00956
62歳	0.01034
63歳	0.01109
64歳	0.01187

(出典)厚生労働省「第20回
生命表(完全生命表)」
(注)男性の死亡率である。

第3-1-3表

	制度開始時に 50歳の集団	制度開始時に 55歳の集団	制度開始時に 60歳の集団
1年目の年初	50歳 10,000人	55歳 10,000人	60歳 10,000人
2年目の年初	51歳 9,964人	56歳 9,942人	61歳 9,912人
3年目の年初	52歳 9,925人	57歳 9,879人	62歳 9,817人
4年目の年初	53歳 9,882人	58歳 9,810人	63歳 9,715人
5年目の年初	54歳 9,835人	59歳 9,736人	64歳 9,608人
6年目の年初	55歳 9,783人	60歳 9,656人	
7年目の年初	56歳 9,727人	61歳 9,571人	
8年目の年初	57歳 9,664人	62歳 9,479人	
9年目の年初	58歳 9,597人	63歳 9,381人	
10年目の年初	59歳 9,524人	64歳 9,277人	

(注)網掛け部分は年金を受給する年齢であることを示す。

次に、1年目の年初における現価で収支相等の原則が成り立っているかについてみることにする。

1年目の保険料は、50歳の者10,000人と55歳の者10,000人の合計20,000人がそれぞれ7万円支払うため、保険料の合計は両者を乗じた14億円となる。2年

目の保険料は、51歳と56歳の者の合計人数19,906人に7万円を乗じた13.934億円と推計されるが、利率4%の仮定のもとで1年目の年初における現価を計算すると13.399億円となる。3年目以降も同様に推計できる。

年金給付費についても同様であり、1年目の年金給付費は年金を受給できる年齢に達している60歳の者10,000人に10万円を乗じた10億円と推計される。2年目以降も、それぞれ年初における60～64歳の生存者数に一定額（10万円）を乗じることにより同様に推計できる。

以上の方法で推計した保険料と年金給付費の現価について示したものが第3-1-4表である。この表により、10年間の年金給付費の現価を合計すると81.533億円となるが、一方、保険料の現価の合計は89.923億円となっており、収支相等の原則が満たされておらず、年金数理の観点からは、給付費が過小または保険料が過大に設定されているということになる。

第3-1-4表

保険料現価の推計				年金給付費の現価の推計			
	人数(年初) ①	保険料 ①×7万円	保険料現価		人数(年初) ①	給付費 ①×10万円	給付費現価
	人	億円	億円		人	億円	億円
1年目	20,000	14.000	→ 14.000	1年目	10,000	10.000	→ 10.000
2年目	19,906	13.934	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)$ → 13.399	2年目	9,912	9.912	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)$ → 9.530
3年目	19,804	13.863	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^2$ → 12.817	3年目	9,817	9.817	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^2$ → 9.076
4年目	19,692	13.784	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^3$ → 12.254	4年目	9,715	9.715	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^3$ → 8.637
5年目	19,570	13.699	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^4$ → 11.710	5年目	9,608	9.608	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^4$ → 8.213
6年目	9,783	6.848	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^5$ → 5.629	6年目	9,656	9.656	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^5$ → 7.936
7年目	9,727	6.809	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^6$ → 5.381	7年目	9,571	9.571	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^6$ → 7.564
8年目	9,664	6.765	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^7$ → 5.141	8年目	9,479	9.479	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^7$ → 7.203
9年目	9,597	6.718	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^8$ → 4.909	9年目	9,381	9.381	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^8$ → 6.855
10年目	9,524	6.667	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^9$ → 4.684	10年目	9,277	9.277	$\times \left(\frac{1}{1+0.04}\right)^9$ → 6.518

ここで、10年間の制度運営において、年金給付（10万円）を変更しないこととした場合、収支相等の原則を満たす保険料は63,469円となる。これは、保険料の設定を7万円とした推計結果を用いて、保険料と保険料現価が比例関係にあることから、

$$\begin{aligned}
 & 7 \text{万円} \times 81.533 \text{億円} \text{（給付費の現価）} \\
 & \quad \div 89.923 \text{億円} \text{（保険料を7万円とした場合の保険料現価）} \\
 & = 63,469 \text{円}
 \end{aligned}$$

として計算することができる。

次に、保険料以外の設定は先の例と同様であるとし、収支相等の原則を満たすように、保険料を63,469円と変更した場合、各年の収支状況がどのように見通されるかをみたものが第3-1-5表である。

第3-1-5表

	収入			支出 (給付)②	収支差 ①-②	積立金 (年末)
	①	保険料	運用収入 (利息)			
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
1年目	12.801	12.694	0.108	10.000	2.801	2.801
2年目	12.855	12.634	0.221	9.912	2.944	5.745
3年目	12.909	12.569	0.340	9.817	3.092	8.837
4年目	12.963	12.498	0.465	9.715	3.247	12.085
5年目	13.017	12.421	0.596	9.608	3.409	15.494
6年目	6.691	6.209	0.482	9.656	-2.965	12.529
7年目	6.539	6.173	0.365	9.571	-3.032	9.497
8年目	6.380	6.134	0.246	9.479	-3.099	6.398
9年目	6.215	6.091	0.124	9.381	-3.166	3.232
10年目	6.045	6.045	0.000	9.277	-3.232	0.000

各年の年初に保険料を徴収し年金を支払った後の余剰金は積立金として保有され、積立金を運用することにより発生する運用収入（利息）も収入の一部となり、給付の原資となる。例えば、2年目の年初に保険料徴収と給付を行った直後の積立金（余剰金）は、

$$1 \text{年目の年末の積立金} + 2 \text{年目の保険料} - 2 \text{年目の支出（給付）}$$

$$= 2.801 \text{億円} + 12.634 \text{億円} - 9.912 \text{億円} = 5.524 \text{億円}$$

であるが、これを資金として2年目の年末まで運用することにより、

$$5.524 \text{億円} \times 4\% \text{（利率）} = 0.221 \text{億円}$$

の利息が得られ2年目の収入として計上され、その後の給付の原資となる。よって、2年目の年末における積立金は、

$$1 \text{年目の年末の積立金} + 2 \text{年目の収支差（積立金の利息を含む収入と支出の差）}$$

$$= 2.801 \text{億円} + 2.944 \text{億円} = 5.745 \text{億円}$$

となる。

各年の収支差をみると、どの年もゼロになっているわけではない。しかし、10年間で収支相等の原則が満たされるような給付と保険料の関係を仮定しているた

め、10年間の制度運営が終了する時点の積立金はちょうどゼロになっている。

また、第3-1-5表における各年の積立金の状況をみると、いずれの年においてもマイナスになる状況とはなっていないため、この例では給付に対して積立金が枯渇し年金の支払いに支障を来すような事態は起こらず問題はないということになる。

仮に、この例における年金額の仮定を変更し、1年目のみ15万円、2年目以降は10万円としたとする。このとき、収支相等の原則を満たす保険料を前と同様、現価の考え方をを用いて計算すると67,361円となる。そこで、保険料を67,361円と設定して制度運営を開始したとすると、1年目の年初における保険料と給付費はそれぞれ、

$$\text{保険料} \quad 20,000 \text{人} \times 6.7361 \text{万円} = 13.472 \text{億円}$$

$$\text{給付費} \quad 10,000 \text{人} \times 15 \text{万円} = 15 \text{億円}$$

となり、給付費が保険料を上回ることとなる。制度開始時点では積立金（余剰金）がないことから、1年目の給付に支障が生じることになってしまう。したがって収支相等の原則は満たされているものの、このような制度運営は不可能であるということになる。

ここまでに見た計算例では、3つの同一年齢集団（コーホート）のみを対象としてきたが、実際の年金数理計算では、上記の計算例を重ね合わせたような、全ての年齢集団を対象とする複雑な計算が必要となる。さらに、公的年金の数理計算においては、制度からの脱退等の状況、物価や賃金の動向に応じた年金額の改定など、より複雑な計算を行う必要があるが、その根底には上記の例でみてきたような考え方があるのである。

2. 財政検証の仕組み及び位置づけ

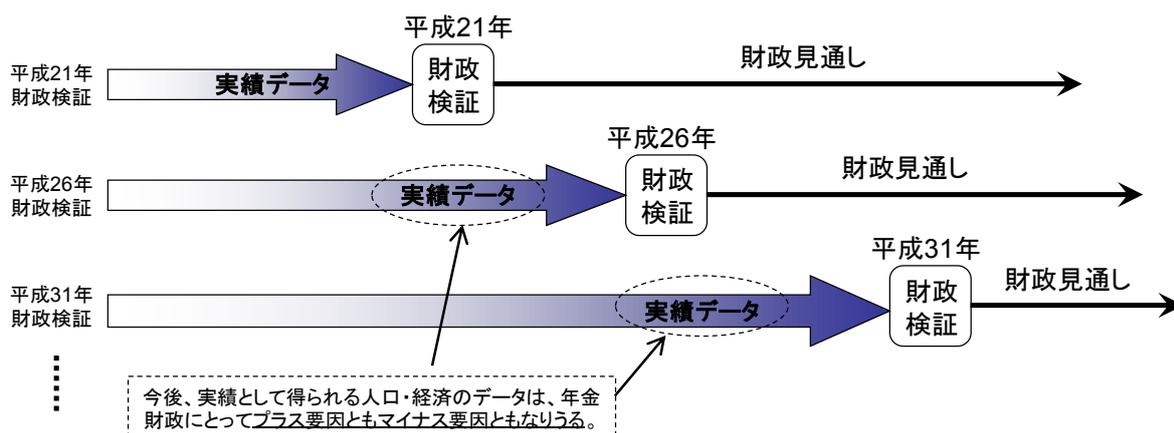
(1) 財政検証の必要性

年金数理に基づく財政計算を行う目的は、将来の保険料や給付費といった年金財政に関連する諸係数を推計し、これに基づいて財政計画を見直しつつ、年金制度を健全に運営していくことの指針を与えることにある。

財政計算の結果はその前提に大きく依存している。前提の設定にあたっては、計算を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って妥当な設定を行う必要がある。大数の法則に基づいた年金数理計算を行っていることから、保険料や給付費等の諸係数の実績値が、計算を行った時点の見込値から大きく外れることは少ないと考えられるものの、年金制度を長期間運営していくと、実際と見込みとが完全に一致することはなく、乖離が生じてくる。

したがって、計算の基礎となる数値をあらためて算定し直して、財政計算を行い、年金財政の健全性を定期的に検証することが年金財政を長期的かつ安定的に運営するためには必要不可欠である。このように、公的年金制度において、定期的にその時点までの最新の実績データを用いて財政計算に用いる諸前提を見直した上で、新たな将来見通しを作成するという一連の作業が「財政検証」（または「財政再計算」）として継続的に行われている。

第3-1-6図 財政検証のイメージ



今回の財政検証も、このような意味で行われた一連の作業であり、人口や経済等の将来の状況を予測 (forecast) したものというよりも、現時点で得られるデータを将来の年金財政へ投影 (projection) したものという性格を持っていることに留意が必要である。

（２）平成 16 年年金制度改正以前の財政再計算の位置づけ

厚生年金は昭和 29 年改正以降、国民年金は昭和 36 年の制度施行以降、平成 16 年年金制度改正に至るまで、財政再計算を少なくとも 5 年毎に実施することが義務づけられていた。財政再計算では、人口構造の変化、産業構造、雇用構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、新たに被保険者数・年金受給者数・年金給付費等の推計を行い、給付水準が維持されるとした上で、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっていた。すなわち、財政再計算では、給付水準が維持されるとした場合、将来どの程度の保険料（率）が必要となるのかを「再計算」することとされていた。

このようなプロセスのなかで、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなってきており、5 年に一度の財政再計算のたびに、必要に応じて給付水準も含め給付と負担の関係を見直す制度改正が行われてきた。

（３）保険料固定方式の下での財政検証

平成 16 年年金制度改正において、保険料固定方式が導入されたことにより、それまで行われてきた保険料の引上げ計画を策定する財政再計算は行われなくなることとなった。しかしながら、保険料固定方式の下でも、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であり、少なくとも 5 年に一度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。

厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①～⑤を実施することとされている。

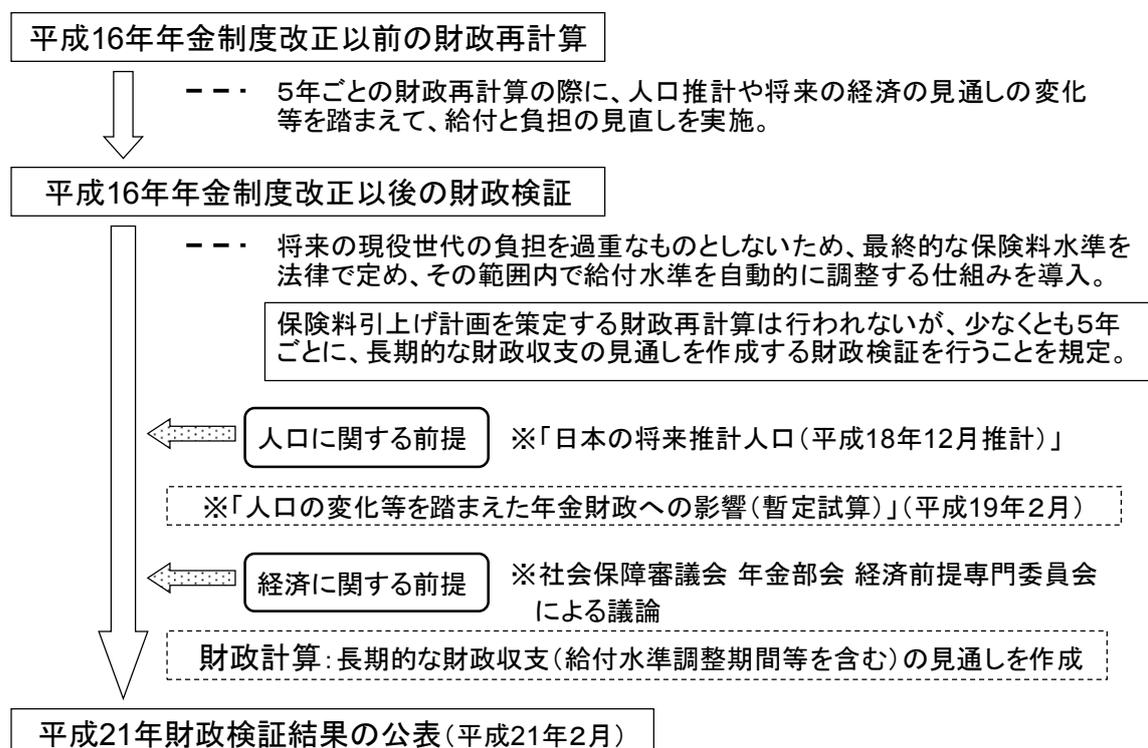
- ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね 100 年間にわたる見通しを作成すること。
- ② 今後おおむね 100 年間にわたる財政の均衡を保つことができず見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定めること。
- ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。
- ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。

すなわち、財政検証においてマクロ経済スライドによる給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了してもおおむね100年間にわたって年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに、給付水準の調整を終了することとなる。なお、②に関して、この開始年度は政令で平成17(2005)年度と定められ、給付水準調整が機能しうる状態となっているが、平成12(2000)～14(2002)年度の物価スライドの特例が解消されておらず、平成16年改正法附則の規定により、現在の平成21(2009)年度時点においては給付水準調整は行われていない。

また、次の財政検証が予定されている時期までに、給付水準について所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえた財政の見通しを作成することにより、平成16年年金制度改正に基づく長期的な収支の均衡が図られているかについて、年金財政の健全性の検証を行うものである。

第3-1-7図 平成21年財政検証が行われるまでのプロセス



**第3-1-8表 平成16年年金制度改正後の財政検証と
改正前の財政再計算との根拠条文の比較**

厚生年金保険法（抄）

平成十六年改正後	<p>(財政の均衡) 第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成) 第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(調整期間) 第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができずと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。</p> <p>3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。</p> <p>(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付) 附則第十八条 2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
平成十六年改正前	<p>(保険料) 第八十一条 4 保険料率は、保険給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする。</p> <p>(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付) 附則第十八条 2 第八十一条第四項の規定による保険料率の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

平成十六年改正後	<p>(財政の均衡)</p> <p>第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成)</p> <p>第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(調整期間)</p> <p>第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。</p> <p>3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。</p> <p>(基礎年金拠出金)</p> <p>第九十四条の二</p> <p>3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
平成十六年改正前	<p>(保険料)</p> <p>第八十七条</p> <p>3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。</p> <p>(基礎年金拠出金)</p> <p>第九十四条の二</p> <p>3 第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

厚生年金及び国民年金の財政検証を行うにあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用して、制度内容に沿って将来の財政見通しを作成している。財政検証の過程の全体像は、第3-2-1図に示したとおり、被保険者数の推計を行い、それに対応する給付の推計を行って、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、財政検証作業の過程を解説する。

1. 基礎数（初期データ）及び基礎率の設定

年金制度の財政検証で使用する基礎的な数値として、これまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の実態である「基礎数」と、それら被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」がある。

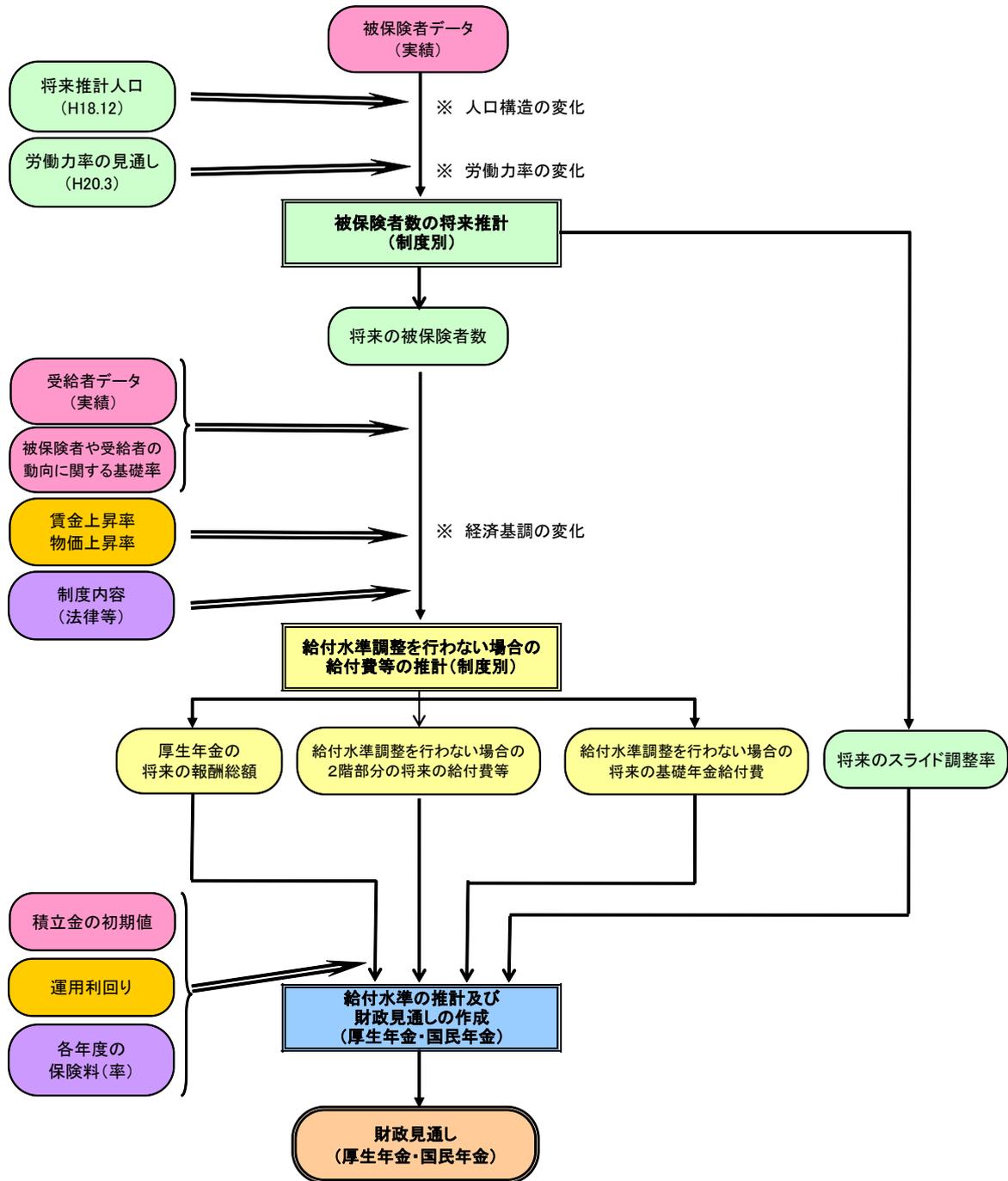
基礎数としては、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いている。今回の財政検証においては、平成19(2007)年度末における、被保険者は1/100抽出統計、受給者は全数統計を使用している。財政検証においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団を、いくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するかを表わす率（標準報酬指数）もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ国勢調査や生命表などの各種統計資料等をも参考として、第3-2-2表にあるような種々の基礎率を作成している。

2. 経済前提の設定

経済前提については、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提

第3-2-1図 財政検証作業の全体像（概要）



第3-2-2表 財政検証の基礎となる数値について

<p>1. 将来推計人口</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の将来推計人口（平成18年12月、国立社会保障・人口問題研究所）
<p>2. 労働力率の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> 「労働力需給の推計」（平成20年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定
<p>3. 経済前提</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会における検討結果の報告に基づいて設定 <ol style="list-style-type: none"> ① 賃金上昇率 ② 物価上昇率 ③ 運用利回り
<p>4. 基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定 （主要項目） <ol style="list-style-type: none"> ① 年齢・被保険者期間別被保険者数 ② 年齢・被保険者期間別平均被保険者期間 ③ 年齢・被保険者期間別標準報酬額 ④ 年金の種類・年齢別受給者数 ⑤ 年金の種類・年齢別年金額 ⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額
<p>5. 被保険者や受給者の動向に関する基礎率</p> <p>（被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定 （主要項目） <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者総脱退力 ② 被保険者死亡脱退力 ③ 障害年金発生力 ④ 標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分 ⑤ 老齢年金失権率 ⑥ 障害年金失権率 ⑦ 遺族年金失権率 ⑧ 遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合） ⑨ 年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）

を置くものである。今回の財政検証においては、社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成21年財政検証における経済前提の範囲について（検討結果の報告）」（平成20年11月12日）及び内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」（平成21年1月）をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の3つのケースを設定した数値を用いている。

3. 被保険者数の将来推計

財政検証を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。具体的には、平成19(2007)年度末における加入制度別の被保険者数、日本の将来推計人口（平成18年12月推計（合計特殊出生率及び死亡率について、中位、高位、低位のそれぞれ3通り）、国立社会保障・人口問題研究所）及び労働力率の見通し（「労働力需給の推計（平成20年3月）」における「労働市場への参加が進むケース」、独立行政法人労働政策研究・研修機構）を使用し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を推計している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構造や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

4. 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乘じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時の報酬比例部分の年金額の算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計から、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることになる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従

い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという手順でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

5. 給付水準調整期間の将来推計及び給付水準の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためのマクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等を用いて、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の財政均衡期間の終期における積立度合を算出し、その積立度合が支出の1年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより財政均衡期間における各年度の給付水準調整後の給付費等が決まるので、これにより財政均衡期間における年金財政の財政見通しが定まる。

2で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政検証作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その際、個票データを管理する日本年金機構（平成21年12月までは社会保険庁）及び各共済組合の協力を得て、財政検証に必要な各種情報が集約されたデータの提供を受け、提供データと他の統計との整合性を検討するなどのデータ整備を行った上で、平成21年財政検証における初期値を設定している。

それらの基礎データのうち、平成21年財政検証における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、厚生年金、国民年金については平成19（2007）年度末、共済組合については平成18（2006）年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、厚生年金、国民年金ともに、無作為に100分の1で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政検証で必要となる現在の標準報酬月額、標準賞与額、過去の被保険者期間、標準報酬額累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、昭和36（1961）年4月1日以降の20歳以上かつ60歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

一方、受給権者統計については、社会保険庁で管理している受給権者裁定原簿から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計を行ったものである。

また、共済組合については、厚生年金と同程度の統計を、厚生年金保険法施行規則等に基づき、各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けているところである。

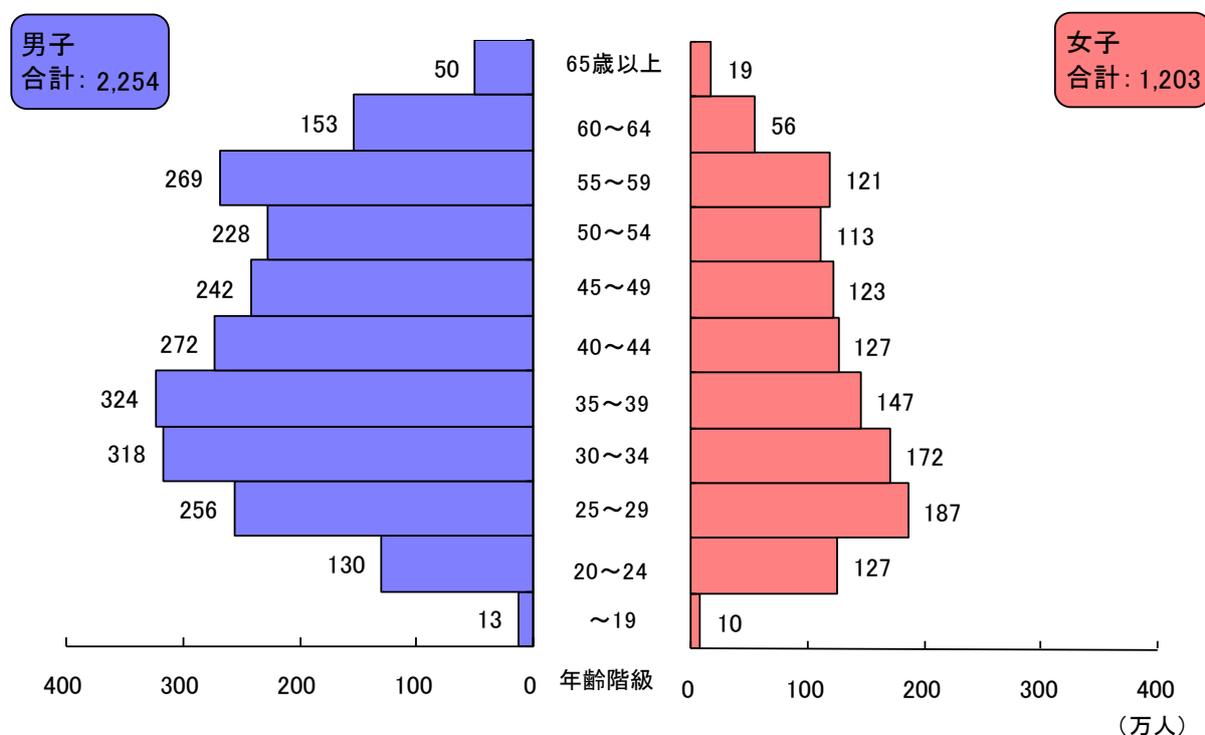
以下、被保険者及び受給者の初期データについて、厚生年金、国民年金、共済組合別に解説を行う。

1. 被保険者の初期データ

平成 19（2007）年度末における厚生年金の被保険者の年齢構成は第 3－3－1 図のとおりである。このような 5 歳階級別でみた場合、男子では 35～39 歳が 324 万人、女子では 25～29 歳が 187 万人で最も多く、以降基本的に年齢が高くなるにつれて減少するが、男子においては 55～59 歳において 269 万人ともう一つの山となっている。

第 3－3－1 図 厚生年金被保険者の年齢構成

（平成 19 年（2007）年度末）

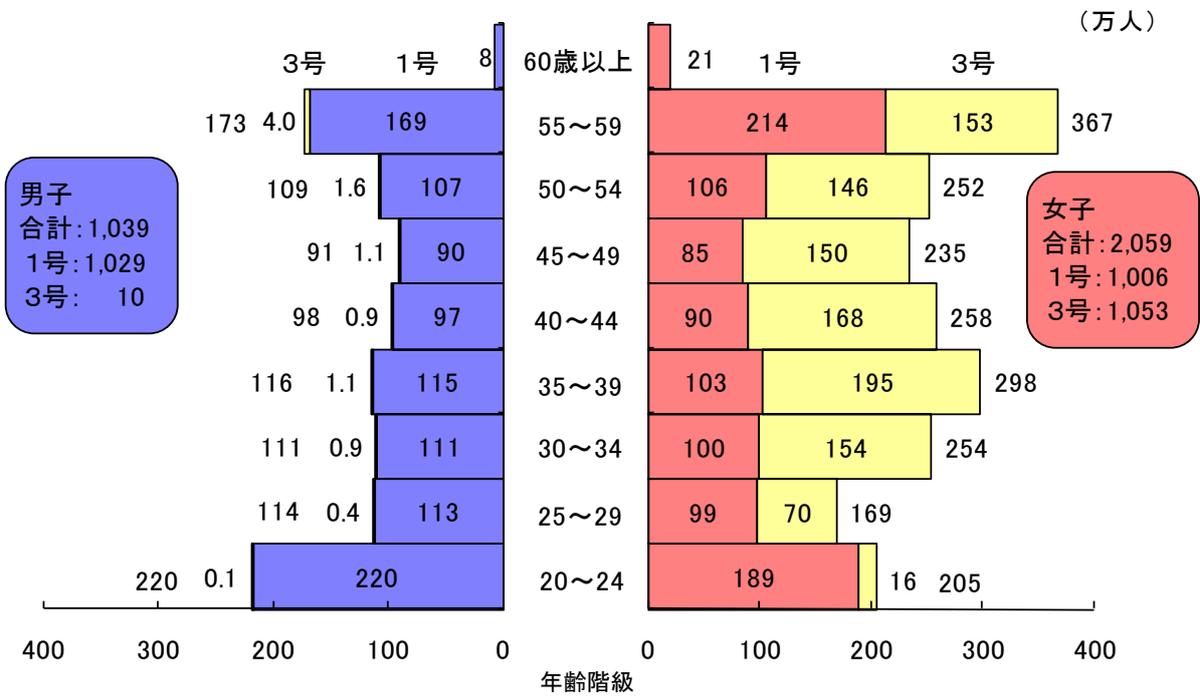


平成 19（2007）年度末における国民年金第 1 号（任意加入被保険者を含む。以下同じ。）及び第 3 号被保険者の年齢構成は第 3－3－2 図のとおりである。このような 5 歳階級別でみた場合、男子では 20～24 歳が 220 万人、女子では 55～59 歳が 367 万人で最も多くなっている。また、第 3 号被保険者は、被用者年金被保険者の被扶養配偶者であることから、男子では第 3 号被保険者 10 万人に対し第 1 号被保険者が 1,029 万人と大部分を占めるが、女子では第 3 号被保険者 1,053 万人と第 1 号被保険者 1,006 万人がほぼ同数となっている。

平成 18（2006）年度末における共済組合員の年齢構成は第 3－3－3 図のとおりである。このような 5 歳階級別でみた場合、男子では 55～59 歳が 47 万人、女子では 30～34 歳が 24 万人で最も多くなっている。

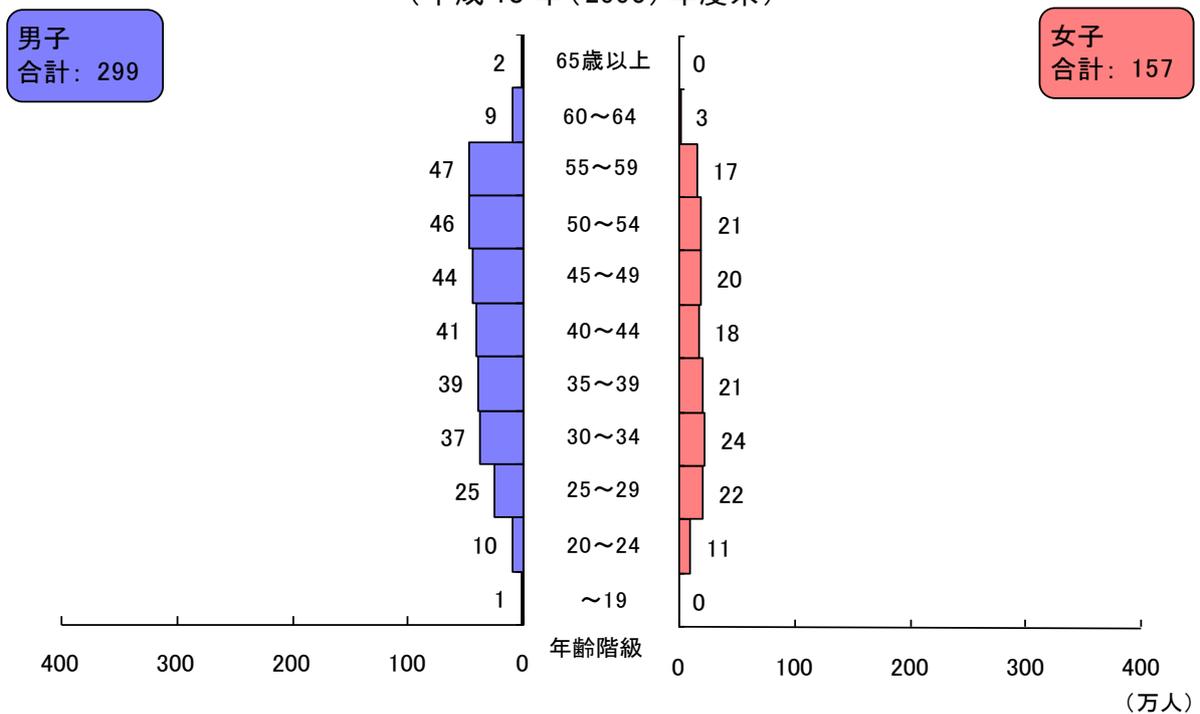
第3-3-2図 国民年金（第1号・第3号）被保険者の年齢構成

（平成19年（2007）年度末）



第3-3-3図 共済組合員の年齢構成

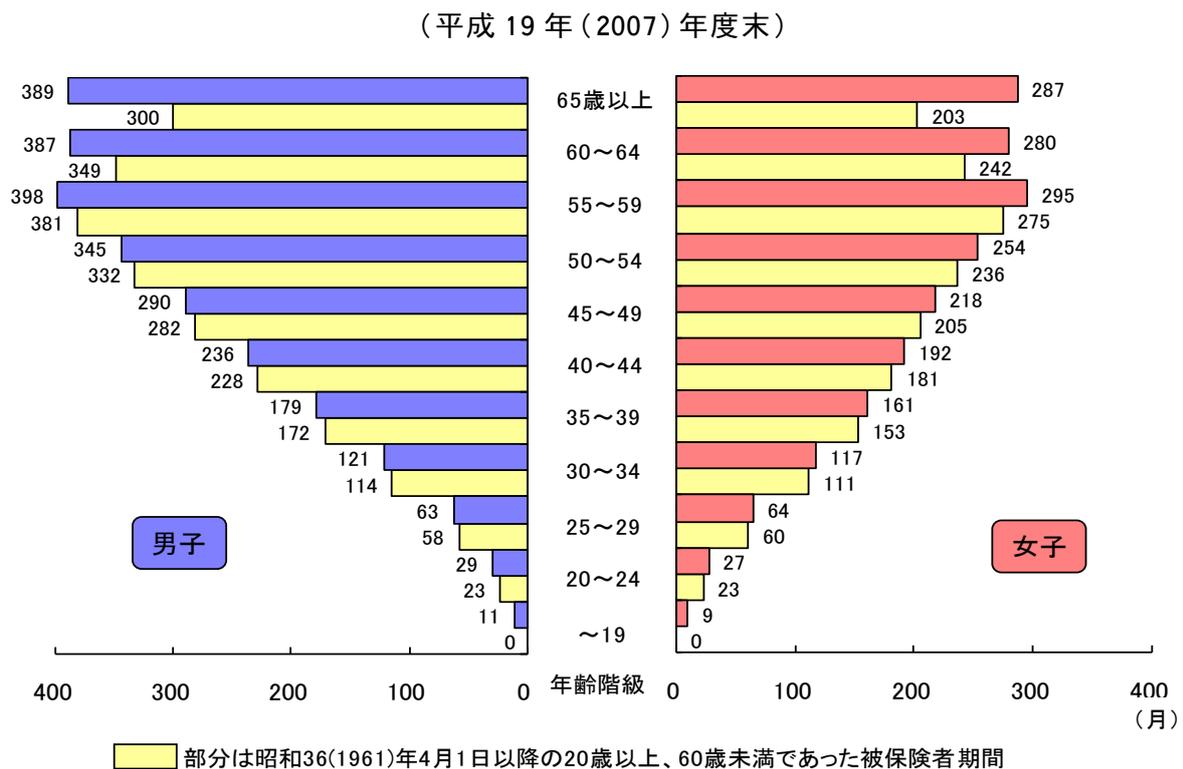
（平成18年（2006）年度末）



平成 19 (2007) 年度末における厚生年金被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第 3 - 3 - 4 図のとおりである。男女ともに 60 歳になるまでは年齢が高くなるにつれて長くなっており、60 歳以降では若干短くなっている。

なお、図の 部分は昭和 36 (1961) 年 4 月 1 日以降の 20 歳以上かつ 60 歳未満であった被保険者期間に係る平均被保険者期間を示したものである。これについても、平均被保険者期間と同様の傾向がみられる。

第 3 - 3 - 4 図 厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数

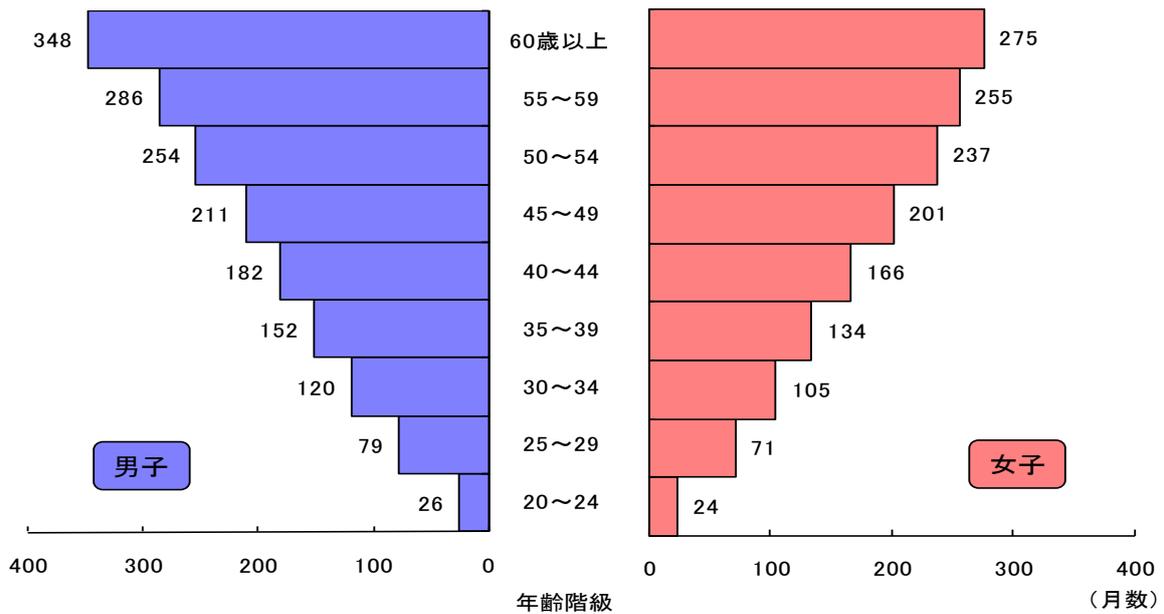


平成 19 (2007) 年度末における国民年金第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は、それぞれ第 3 - 3 - 5 図、第 3 - 3 - 6 図のとおりである。ここでいう被保険者期間は、第 1 号被保険者であれば平成 19 (2007) 年度末に第 1 号被保険者であった者における新法の第 1 号被保険者並びに旧法の国民年金被保険者期間の月数を意味しており、第 3 号被保険者であれば平成 19 (2007) 年度末に第 3 号被保険者であった者における新法の第 3 号被保険者期間の月数を意味している。つまり、ここでいう被保険者期間は、第 1 号被保険者期間と第 3 号被保険者期間の合算ではないことに注意を要する。

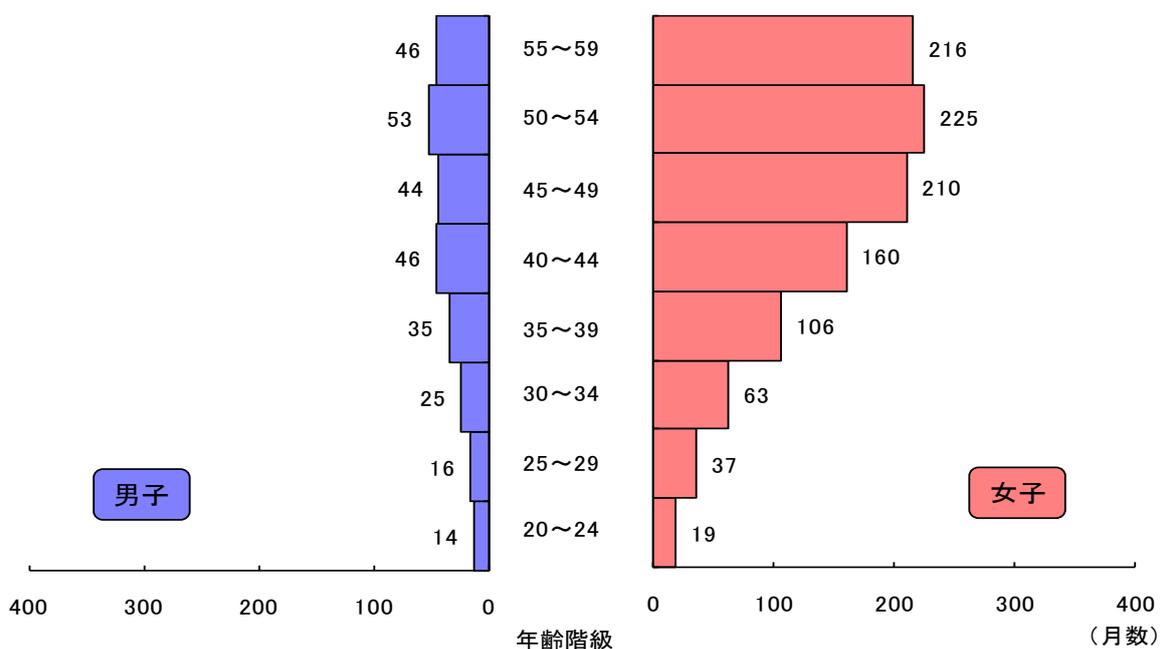
国民年金第 1 号被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、60 歳以上において男子では 348 月、女子では 275 月となっている。国民年金第 3 号被保険者の平均被保険者期間は、50~54 歳において男子、女子ともに最も長くなっており、男子では 53 月、女子では 225 月となっている。他の年齢

階級を見ても、国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間は男女で大きく異なっている。また、第3号被保険者の平均被保険者期間は、制度が始まってから22年(=264月)しか経っていないため、第1号被保険者の平均被保険者期間と比べ短くなっている。

第3-3-5図 国民年金第1号被保険者の平均被保険者期間月数
(平成19年(2007)年度末)



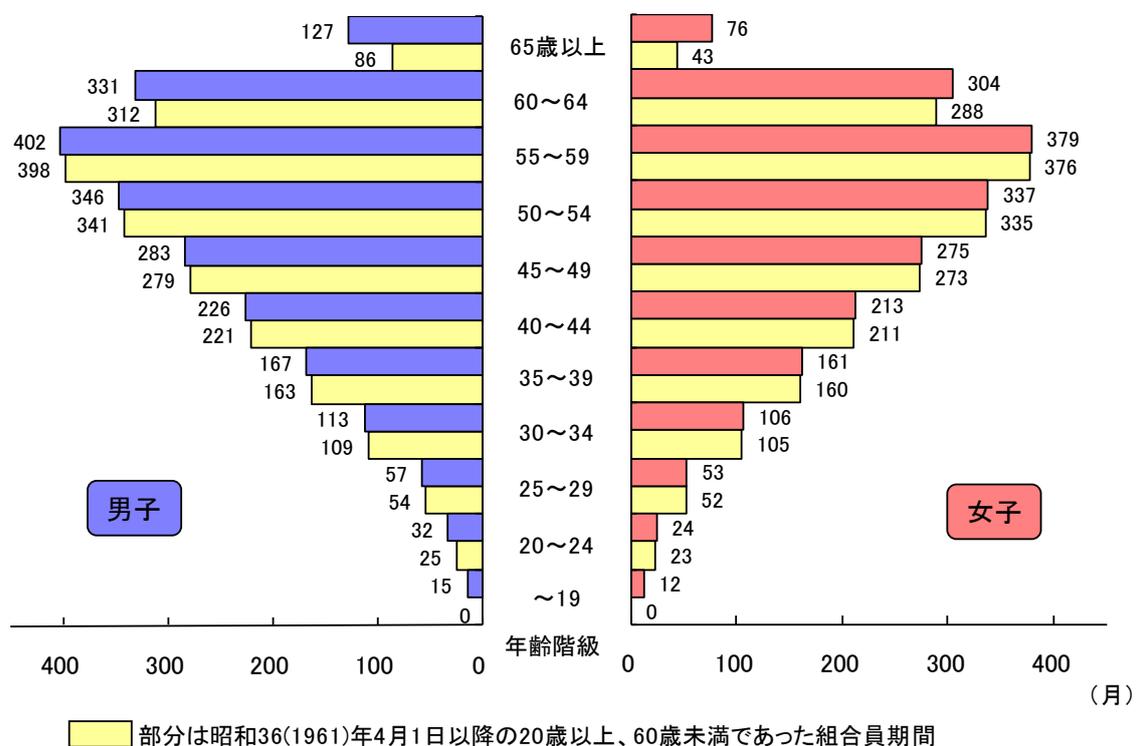
第3-3-6図 国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間月数
(平成19年(2007)年度末)



平成 18 (2006) 年度末における共済組合の平均組合員期間は第 3 - 3 - 7 図のとおりである。55～59 歳において男子、女子ともに最も長くなっており、男子では 402 月、女子では 379 月となっている。厚生年金被保険者の平均被保険者期間と比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子の 40 歳以上においては、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。

第 3 - 3 - 7 図 共済組合員の平均組合員期間月数

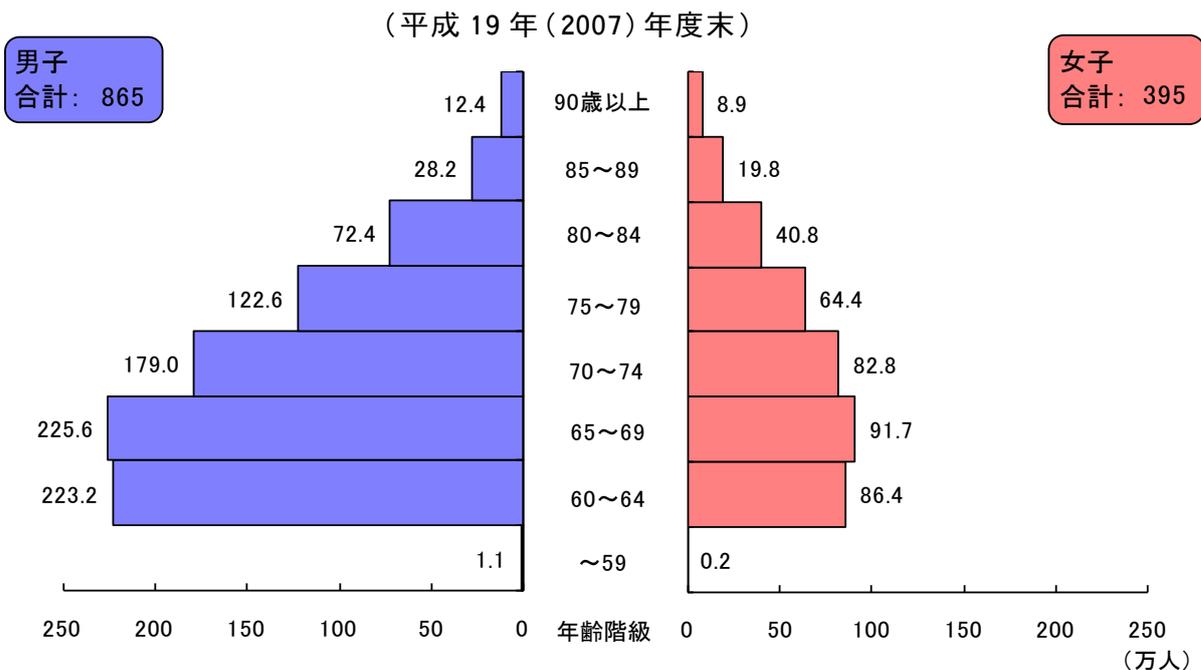
(平成 18 年 (2006) 年度末)



2. 受給者の初期データ

平成 19（2007）年度末における厚生年金の老齢年金受給権者の年齢構成は第 3-3-8 図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法厚生年金の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間 20 年以上の年金のことである。男女とも 65～69 歳の受給権者が最も多く、男子は 226 万人、女子は 92 万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。なお、船員・坑内員の支給開始年齢は 55 歳から経過的に引き上げられている過程にあり、厚生年金に統合された旧共済組合の受給権者もいるため、60 歳未満の受給権者も存在している。

第 3-3-8 図 厚生年金老齢年金受給権者の年齢構成



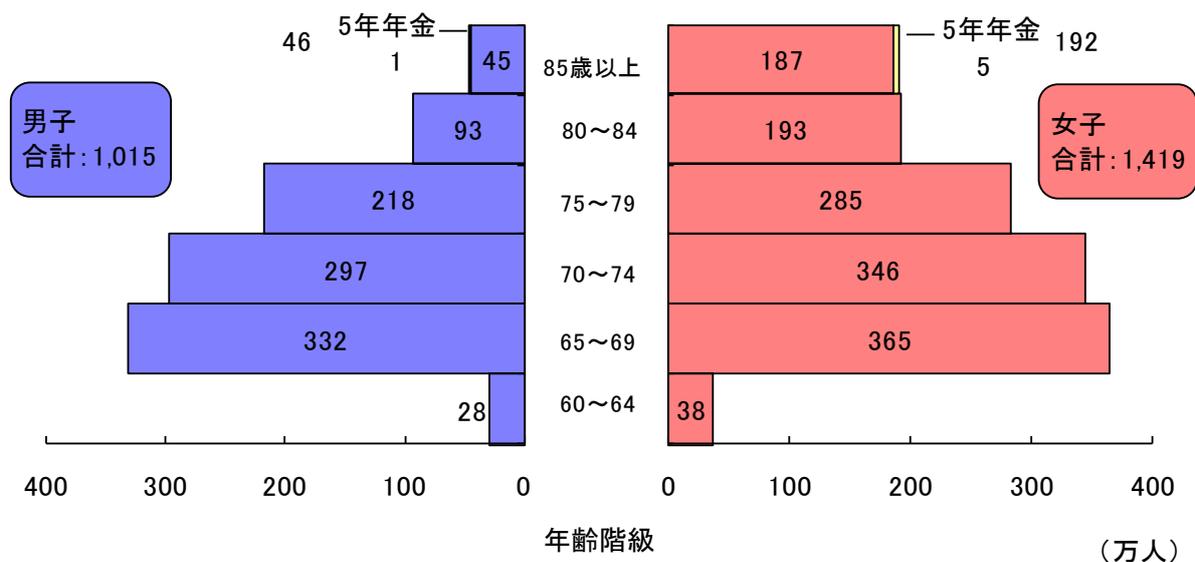
平成 19（2007）年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年齢構成は第 3-3-9 図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも 65～69 歳の受給権者が最も多く、男子は 332 万人、女子は 365 万人となっている。80 歳以上に比べて 80 歳未満が多いのは、80 歳未満は昭和 61(1986)年 4 月以降に 60 歳に到達した老齢基礎年金受給権者で構成されており、国民年金第 1 号被保険者であった者に加え、第 2 号被保険者であった者も含まれているためと考えられる。

平成 18（2006）年度末における共済組合の退職年金受給権者の年齢構成は第 3

－ 3 － 10 図のとおりである。ここでいう退職年金とは、旧法退職年金（旧法減額退職年金を含む。）及び退職共済年金のうち原則として組合員期間 20 年以上の年金のことである。男子は 70～74 歳の受給権者が最も多く 35 万人、女子は 60～64 歳の受給権者が最も多く 14 万人となっている。また、共済組合についても、経過的な給付等もあることなどから、60 歳未満の受給権者が存在する。

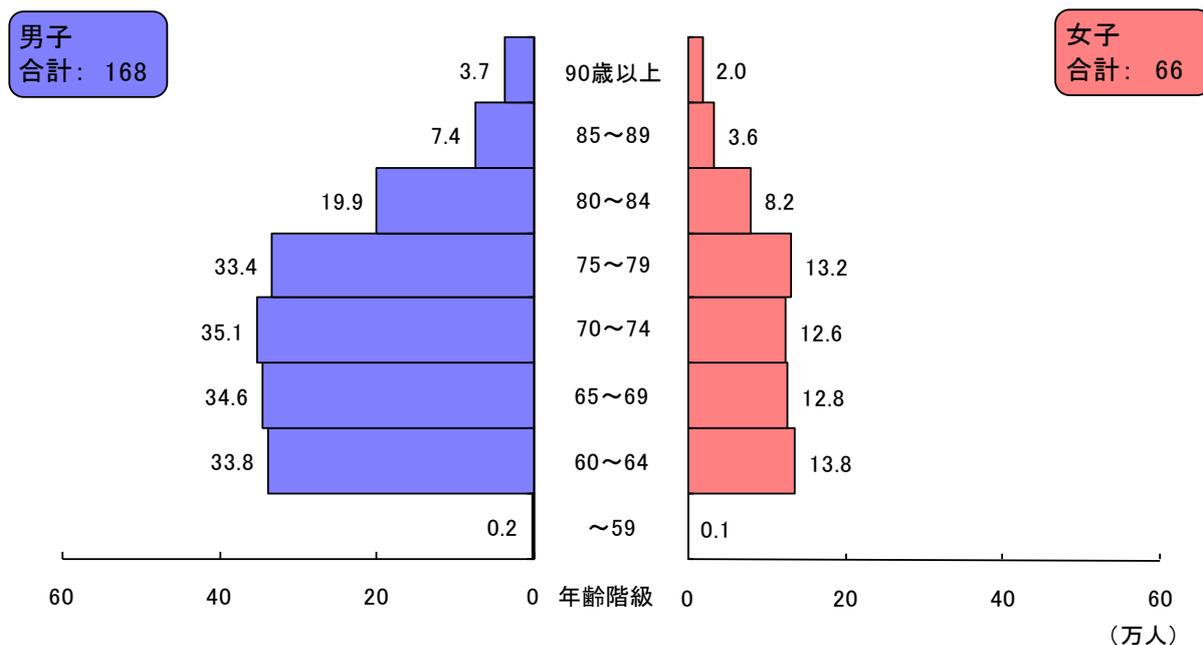
第 3－3－9 図 国民年金老齢年金受給権者の年齢構成

（平成 19 年（2007）年度末）



第 3－3－10 図 共済組合退職年金受給権者の年齢構成

（平成 18 年（2006）年度末）



1. 過去の財政再計算における経済前提の設定

年金財政の将来見通しを作成するにあたっては、人口に関する前提のほか、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来推計に織り込むため、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りという経済前提を置く必要がある。これまでの財政再計算における経済前提は第3-4-1表のとおり設定されてきた。

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入された昭和48年財政再計算では、それ以前の時期が高度成長期にあり、標準報酬上昇率の実績値が20%を超えるような時期があったが、将来の賃金上昇率の設定としてこのような実績値にのみ基づくのではなく、当時の政府の経済計画における実質経済成長率の見通しを参考に賃金上昇率を段階的に下げるような設定とされた。昭和51年財政再計算も同様に、高度成長やその後のオイルショックによる状況の変化を勘案し、過去の実績だけでなく経済計画における経済成長率の見通し等を踏まえて設定された。昭和55年以降の財政再計算においては、過去の実績と当時の政府による経済成長率の見通し等を総合的に勘案するという考え方のもとで経済前提が設定されてきた。

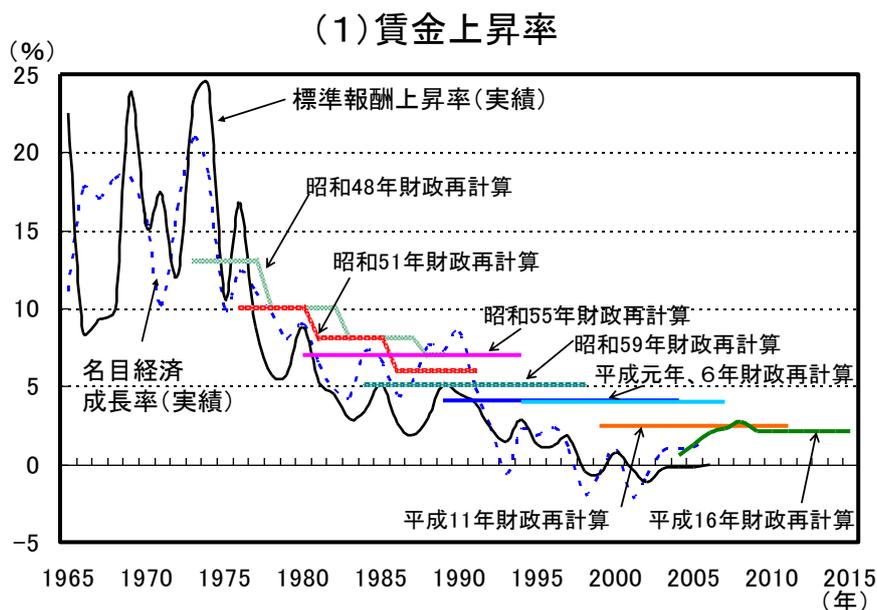
第3-4-1表 過去の財政再計算における経済前提

実施年度	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率
昭和48年	13%(昭和48~52) 10%(昭和53~57) 8%(昭和58~62) 7%(昭和63~)	6.2%	5%
昭和51年	10%(昭和51~55) 8%(昭和56~60) 6%(昭和61~)	6.5%(昭和51~55) 6.2%(昭和56~60) 6%(昭和61~)	
昭和55年	7%	6%	5%
昭和59年	5%	7%	3%
平成元年	4.1%	5.5%	2.0%
平成6年	4.0%	5.5%	2.0%
平成11年	2.5%	4.0%	1.5%
平成16年 (長期の前提)	2.1%(平成21~)	3.2%(平成21~)	1.0% (平成21~)

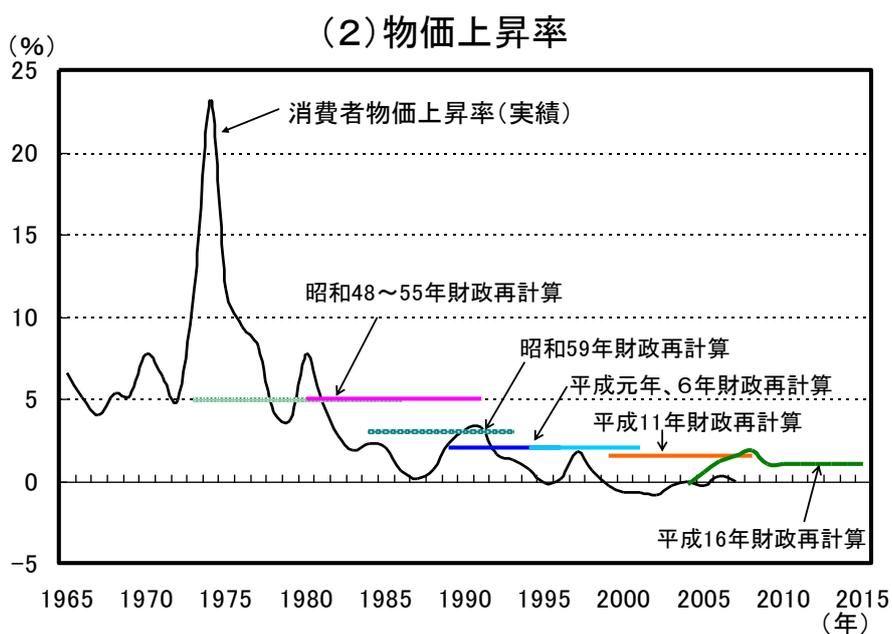
(注)経済前提が複数ケース設定されている場合は、標準的なケースについて記載している。

平成16年財政再計算の長期的な経済前提については、将来、労働力人口が増加から減少に転ずることが見込まれている状況の中で、過去の実績をそのまま延長するという手法を採らず、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定された。また、足下の当面5年間程度の経済前提については内閣府による経済成長率等の試算に準拠して設定された。

第3-4-2図 財政再計算における前提と実績



(注) 標準報酬上昇率の1998年以降は性・年齢構成の変動による影響を控除した厚生年金の名目標準報酬上昇率であり、1997年以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の前年同月比の伸び率である。



2. 今回の財政検証における経済前提の設定の基本的考え方

財政検証に用いる経済前提の設定方法については客観性の確保が求められていることから、今回の経済前提は、社会保障審議会年金部会に設置された経済前提専門委員会において、専門的・技術的な事項について行われた検討結果の報告（平成 20 年 11 月）に基づいて設定されたものである。

長期的な経済前提については、平成 16 年財政再計算における設定の考え方と同様、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働市場への参加が進むことを見込んだ労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計を行い、長期間の平均として設定することを基本的な考え方とされている。この長期的な経済状況については、平成 20(2008)年度後半以降の日本経済及び世界経済の金融危機に起因する混乱を脱した後、再び安定的な成長軌道に復帰することを想定した上で、その段階での平均的な姿を見通したものとなっている。財政検証に用いる経済前提としては、経済前提専門委員会による検討結果の報告で示された経済前提の範囲の中央値をとることとした。

なお、平成 27(2015)年度までの足下の経済前提は、内閣府が作成した「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」（平成 21 年 1 月）に準拠することとした。

3. 長期の設定に用いるマクロ経済に関する推計の枠組み

長期の経済前提の設定にあたって、平成 16 年財政再計算においては、先にも述べたとおり、今後は労働力人口が増加から減少に転じることが見込まれている状況の中では、過去の実績平均をそのまま伸ばすという手法は適切な方法ではないと考えられたことを踏まえ、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映した、マクロ経済に関する試算に基づいて設定されていた。今回の財政検証に用いる経済前提を検討した経済前提専門委員会では、この手法が諸外国の方法との対比でも基本的に妥当であると考えられたことから、同様の手法が用いられている。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で 20～30 年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDP の資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDP を資本と労働の関数として表すものである。コブ・ダグ

ラス型生産関数の下では、生産技術等が変化しなければ、経済成長率（実質GDP成長率）は、「資本成長率×資本分配率」と「労働成長率×労働分配率」の合計に等しくなるが、実際には生産技術等の進歩があるためにこの合計以上の成長が観測されており、その差を全要素生産性（TFP）上昇率と定義している。

$$\begin{aligned} & \text{経済成長率（実質GDP成長率）} \\ & = \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} + \text{労働成長率} \times \text{労働分配率} \\ & \quad + \text{全要素生産性（TFP）上昇率} \end{aligned}$$

ここで、労働成長率を労働力人口（人数）ではなく総労働時間の変化率と捉えらるとすると、単位労働時間当たりの実質GDP成長率は、実質GDP成長率から労働成長率を差し引いたものであることから、以下の式で表される。

$$\begin{aligned} & \text{単位労働時間当たり実質GDP成長率} \\ & = \text{実質GDP成長率} - \text{労働成長率} \\ & = (\text{資本成長率} - \text{労働成長率}) \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率} \end{aligned}$$

（注）労働分配率-1=-資本分配率であることを用いた。

また、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

$$\text{資本成長率} = \text{総投資率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

$$\text{利潤率} = \text{資本分配率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

これらの式を用いると、a. 全要素生産性上昇率、b. 資本分配率、c. 資本減耗率、d. 総投資率の4つのパラメータを設定すれば、マクロ経済の観点から整合性のとれた

- ア 単位労働時間当たり実質GDP成長率
- イ 利潤率

の値を推計できる。

さらに、上記の「単位労働時間当たり実質GDP成長率」に被用者年金被保険者の平均労働時間の変化率を加えたものが、被用者年金1人当たり実質GDP成長率であり、これが実質賃金上昇率に等しいものとみて、以下のように設定されている。

$$\begin{aligned}
 & \text{実質賃金上昇率（被用者年金被保険者 1 人あたり実質賃金上昇率）} \\
 & = \text{単位労働時間あたり実質 GDP 成長率} \\
 & \quad + \text{被用者年金被保険者の平均労働時間の変化率}
 \end{aligned}$$

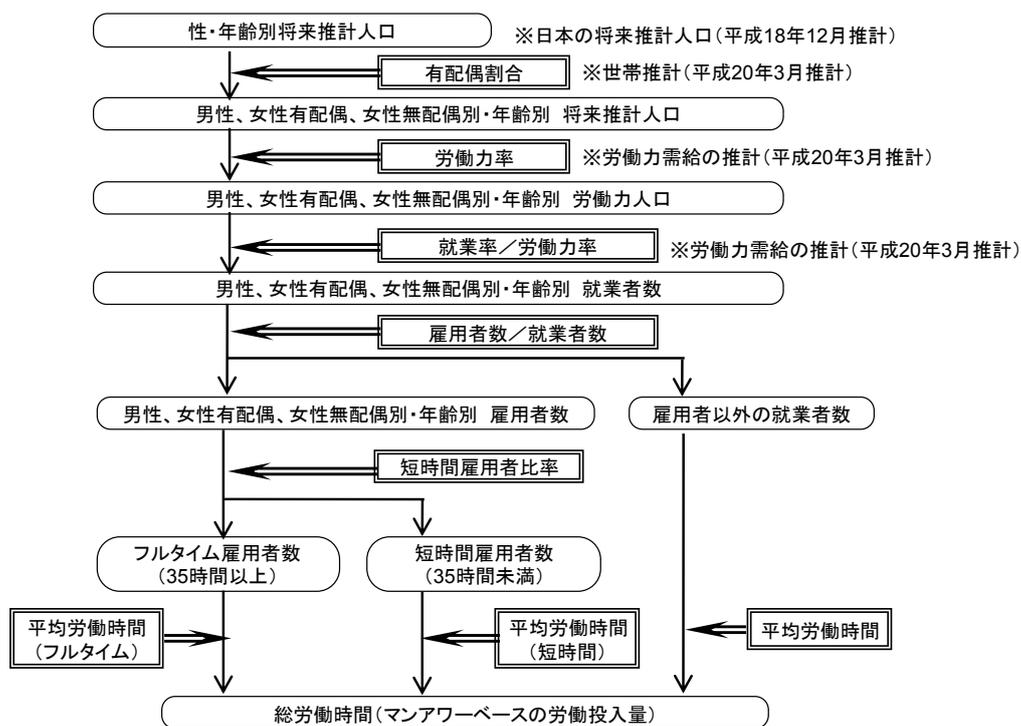
4. 労働投入量の設定

平成 16 年財政再計算における長期の経済前提を設定する際に用いられたマクロ経済に関する試算では、労働投入量として労働力人口を採用し、コブ・ダグラス型生産関数によって得られる労働力人口 1 人あたり実質経済成長率を実質賃金上昇率とみなされていた。

今回の財政検証における検討においては、労働力人口という人数の要素だけではなく、短時間雇用者が増加していく見通しとなっていることに着目して、1 人あたり平均労働時間に与える影響を織り込んだ延べ労働時間が労働投入量として用いられることとなった。すなわち、労働力人口といったマンベースではなく、総労働時間というマンアワーベースが採用された。

マンアワーベースの労働投入量の具体的な推計手順を示したものが、第 3-4-3 図である。以下では、この流れに沿って具体的な手法を解説する。

第 3-4-3 図 マンアワーベースの労働投入量の推計手順



(1) 人口の設定

労働投入量の推計の基礎となる人口については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」を用いられている。また、女性有配偶、女性無配偶の人口を「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成 20 年 3 月推計）」における女性人口に占める有配偶者の割合を用いて以下のとおり算出されている。具体的な内容については第 3 章第 6 節で示している。

$$\begin{aligned} & \text{女性有配偶人口の将来推計} \\ & = \text{将来推計人口の女性人口} \times \text{女性人口に占める有配偶者の割合} \\ & \text{女性無配偶人口の将来推計} \\ & = \text{将来推計人口の女性人口} - \text{女性有配偶人口} \end{aligned}$$

(2) 労働力人口及び就業者数の設定

人口に占める労働力人口や就業者数の割合である労働力率や就業率については、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計（平成 20 年 3 月）」のうち、平成 20 年 4 月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定したものである「労働市場への参加が進むケース」が用いられている。具体的な内容については第 3 章第 6 節で示している。これらを用いて、労働力人口及び就業者数について、それぞれ男性、女性有配偶、女性無配偶別かつ年齢別に以下のとおり算出されている。なお、就業率とは人口に占める就業者数の割合のことである。

$$\begin{aligned} \text{労働力人口の将来推計} & = \text{将来推計人口} \times \text{労働力率の将来推計} \\ \text{就業者数の将来推計} & = \text{労働力人口の将来推計} \\ & \quad \times (\text{就業率の将来推計} / \text{労働力率の将来推計}) \end{aligned}$$

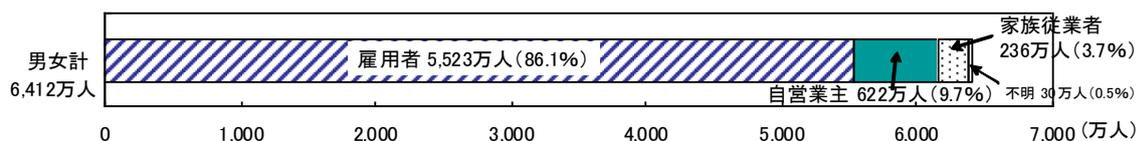
(3) 雇用者数の設定

次に、就業者に占める雇用者の割合を設定し、就業者数に乗じることでより雇用者数が算出される。

$$\begin{aligned} \text{雇用者数の将来推計} & = \text{就業者数の将来推計} \\ & \quad \times \text{就業者に占める雇用者の割合の将来推計} \end{aligned}$$

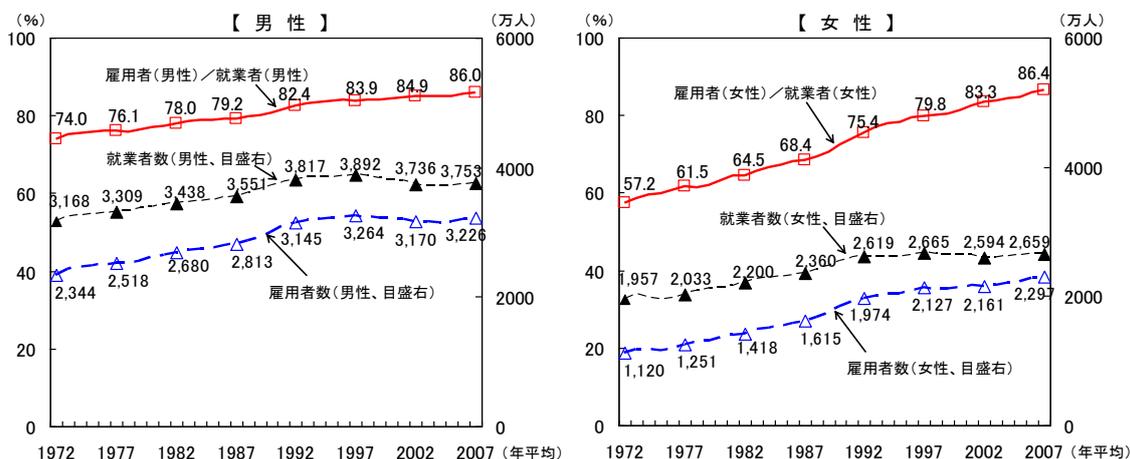
就業者に占める雇用の割合（以下、雇員比率と呼ぶ）を設定するにあたって、総務省「労働力調査」により過去実績の推移をみると、平成 19(2007)年における就業者の内訳は、雇員が 86%程度、自営業主が 10%程度、家族従業者が 4%程度となっている（第 3-4-4 図）。

第 3-4-4 図 就業者の内訳（平成 19(2007)年）



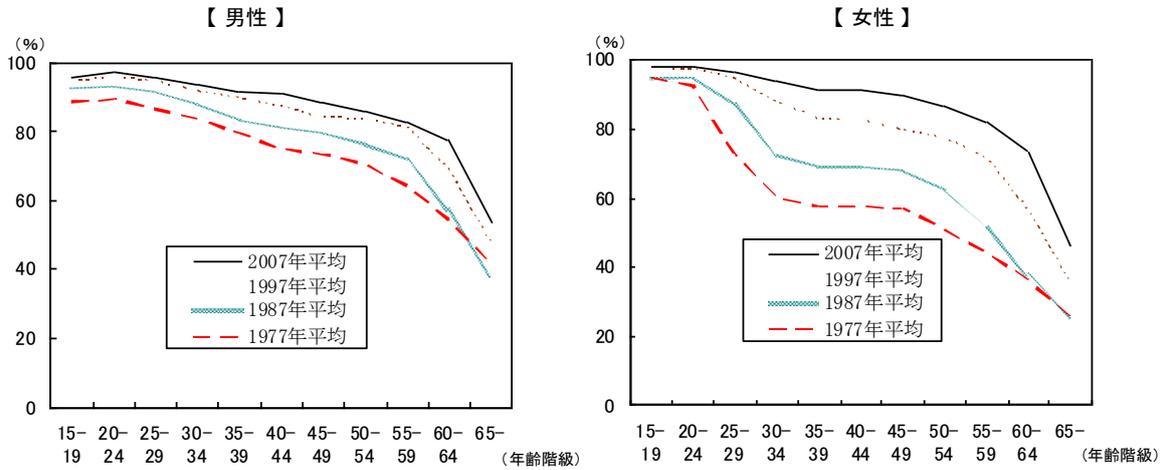
雇員比率を男女別にみたものが第 3-4-5 図である。男性は、就業者数、雇員数ともに平成 9(1997)年頃をピークに頭打ち傾向にあるなか、雇員比率は緩やかな上昇傾向にある。女性は、就業者数に頭打ち傾向が見られるが、雇員数は増加傾向が続き、雇員比率は上昇傾向にある。ただし、男女ともに足下で 86%程度の水準まで高まっており、今後、頭打ち傾向に転ずるものと考えられる。

第 3-4-5 図 男女別にみた雇員比率の推移



また、これを年齢階級別にみたものが第 3-4-6 図である。男性は、年齢が高くなると割合が低下する傾向にあるものの、長期的にみれば一様に上昇している様子がみられる。女性については、20 歳代前半までの若年層割合は 30 年前から既に高水準にあり、20 歳代後半から 60 歳代にかけてはどの階級においても顕著な上昇傾向が見られる。

第3-4-6図 年齢階級別にみた雇用者比率の推移

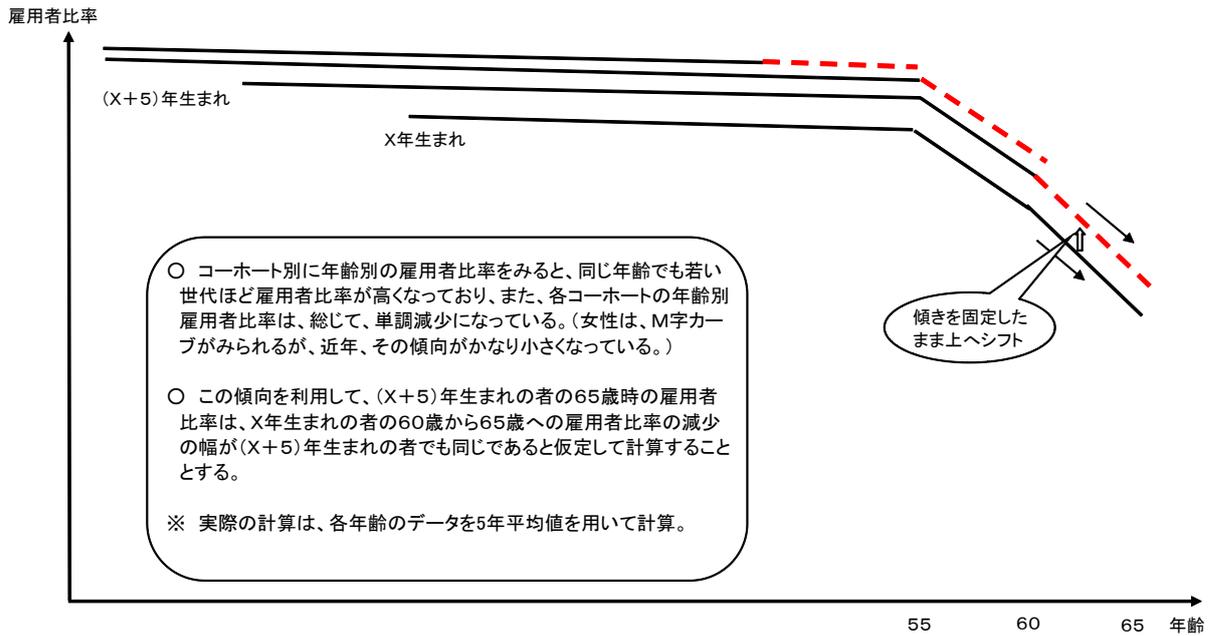


以上の状況を踏まえつつ、将来の雇用者比率は、出生率の将来推計に用いられるコーホート要因法を用いて設定することとされた。設定方法のイメージを第3-4-7図に示している。コーホート（生まれ年）毎に年齢別の雇用者比率をみると、どのコーホートでも年齢が上がるにつれて徐々に割合が低下していき、特に60歳近くになると急激に低下する傾向がある。また、若いコーホートほど割合が高くなっている。この傾向を用いて、若い世代において年齢とともに割合が低下する度合いが、それより年上の世代において低下している度合いと同じであるとして、若い世代における雇用者比率を延長推計するものである。具体的には、平成19(2007)年の実績値を足元にして、あるコーホート（t年にx歳の世代）がx歳から(x+1)歳に歳を1つとる間の雇用者比率の変化が、過去5年間の当該変化率の平均になると仮定して、以下のような計算式で算出された。

$$E_x^t = E_{x-1}^{t-1} \times \frac{1}{5} \sum_{i=1}^5 \left(\frac{E_x^{t-i}}{E_{x-1}^{t-1-i}} \right) \quad \left(\begin{array}{l} E : \text{就業者に対する雇用者の割合} \\ x : \text{年齢、 } t : \text{年} \end{array} \right)$$

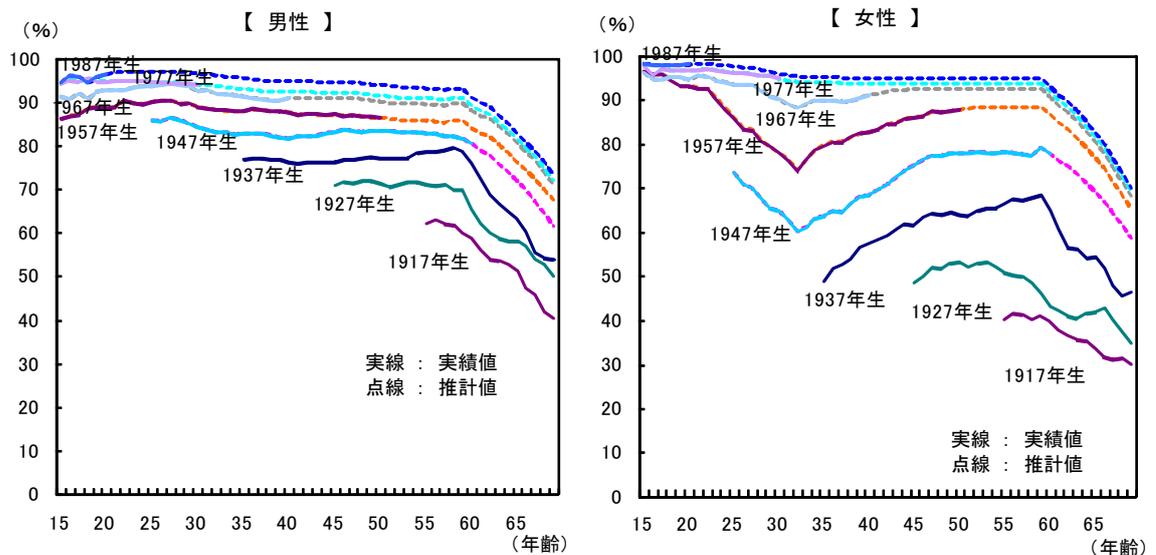
また、60歳以上の男性については、就業率が現在の水準よりも高まる分、雇用者比率が高まることが仮定されている。

第3-4-7図 雇用者比率の設定方法（イメージ）

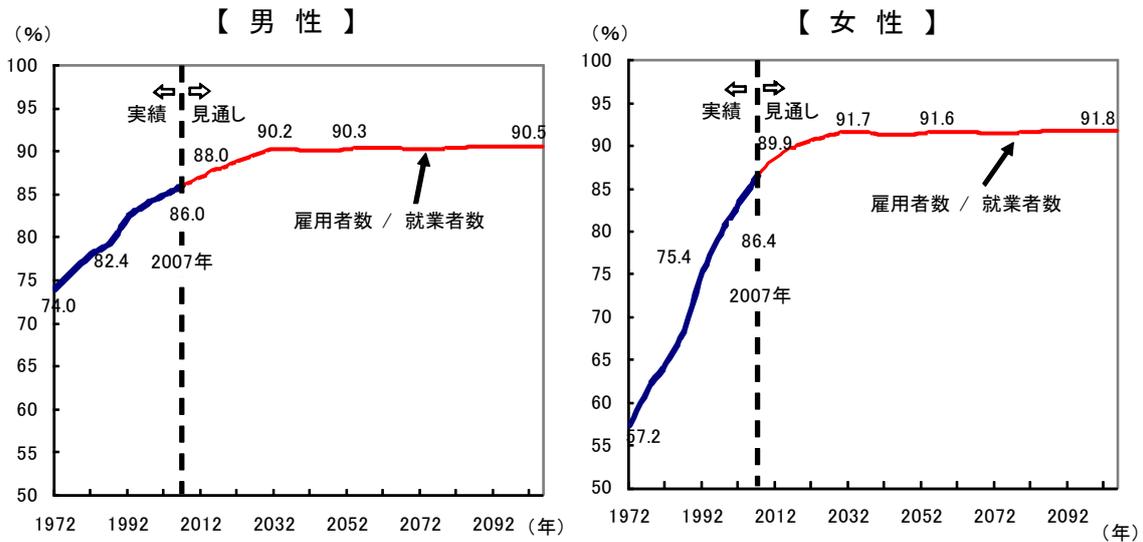


このような方法によるコーホート別の雇用者比率を示したものが第3-4-8図であり、これに基づく男女別の雇用者比率は第3-4-9図のとなりとなっている。男女ともに足下で86%程度であった雇用者比率が、90~92%程度の水準で頭打ち傾向になるものと見込まれている。

第3-4-8図 コーホート別にみた雇用者比率



第3-4-9図 雇用者比率の推移と見通し



(4) 短時間雇用者割合及び平均労働時間の設定

マンアワーベースの労働投入量を推計する上で、雇用者に占める非正規雇用者の割合が上昇している傾向を織り込むことが適切であると考えられた。このことを踏まえ、雇用者を週所定内労働時間が35時間以上であるフルタイム雇用者と35時間未満である短時間雇用者に分けて推計が行われた。

労働力需給の推計における「労働市場への参加が進むケース」においては、雇用者に占める短時間雇用者の割合（以下、短時間雇用者比率と呼ぶ）及び平均労働時間に関する前提が置かれており、それを示したものが第3-4-10表である。

第3-4-10表 労働市場への参加が進むケースにおける短時間雇用者比率と平均労働時間の前提

短時間雇用者比率	基本設定として、産業別の短時間雇用者比率の上限値を推計し、その上限値に漸近線を設定して各産業の2030年値を求め、2030年にその産業平均値の35.4%となるよう直線補完。	
平均労働時間	フルタイム	2006年の月間180時間から2012年にかけて3%減の174.6時間になるように直線補完。2012年以降一定。
	短時間雇用者	2006年の90.2時間から2030年に110.1時間まで増加するよう直線補完。

(出典) 労働力需給の推計(2008年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構)

(注) 短時間雇用者とは、ここでは週所定内労働時間が35時間未満の者をいう。

第3-4-3図に示しているように、次に、短時間雇用者比率及び平均労働時間の設定について、第3-4-11表に示す平成17(2005)年の国勢調査結果における性、年齢階級別の短時間雇用者比率を基礎データとして、性、年齢階級別の短時間雇用者比率が設定され、さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれの平均労働時間が設定されている。なお、平均労働時間及び性、年齢階級別の短時間雇用者比率については男女計の短時間雇用者比率が、ともに第3-4-10表の前提と整合的になるように推計され、2030年以降については一定とされている。

第3-4-11表 国勢調査による短時間雇用者比率

(%)

性 年齢	男性	女性 有配偶	女性 無配偶等
15～19歳	48.7	48.1	64.4
20～24歳	23.0	42.6	26.6
25～29歳	7.7	39.9	15.9
30～34歳	5.6	46.6	17.9
35～39歳	4.9	53.0	20.0
40～44歳	4.7	52.5	21.0
45～49歳	5.0	48.6	22.8
50～54歳	6.1	47.2	26.8
55～59歳	8.1	47.3	31.7
60～64歳	25.7	54.0	48.2
65～69歳	39.3	54.7	57.3
70～74歳	45.1	55.9	59.6
75～79歳	50.6	59.9	61.4

(注1) 平成17年国勢調査より作成。

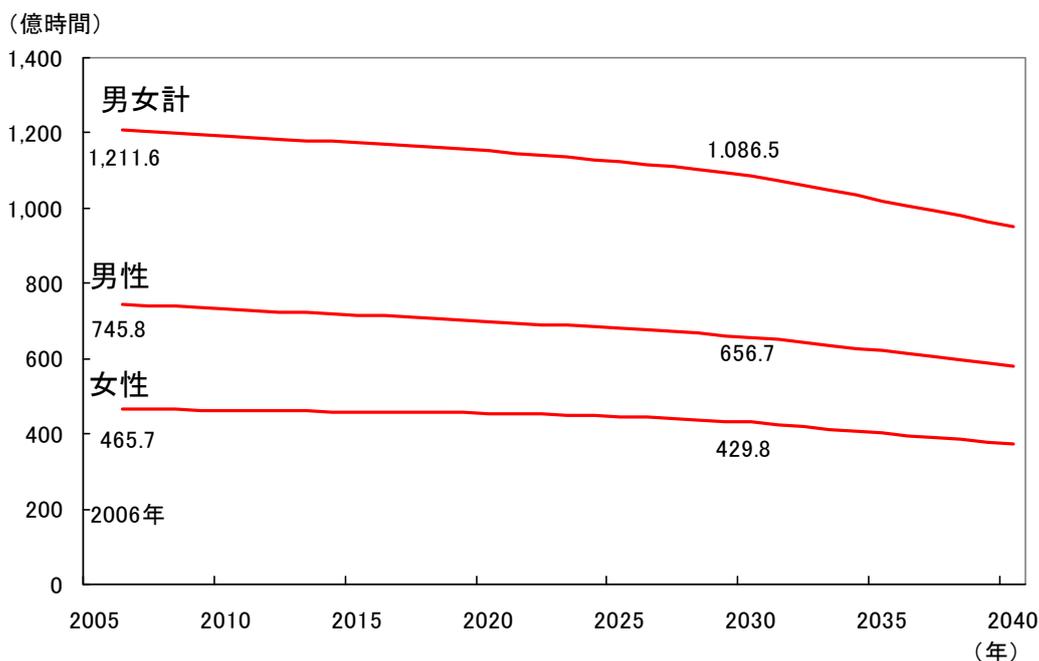
(注2) 就業者(休業者を除く)のうち就業時間が35時間未満である者の割合である。

また、就業者のうち雇用者でない者の平均労働時間については、労働力調査における自営業主と家族従業者の平均就業時間を加重平均したもの(平成18(2006)年で週40.1時間)に基づいて設定されている。

(5) マンアワーベースの労働投入量の推計結果

以上の設定に基づいて、マンアワーベースの労働投入量である総労働時間の推計が行われた結果は第3-4-12図に示すとおりである。男女計で平成18(2006)年には1,200億時間超である総労働時間が、人口の減少に伴い平成42(2030)年には1,090億時間程度になるとの見通しとなっている。

第3-4-12図 総労働時間（マンアワー）の推移



(補論) 非正規雇用者の動向について

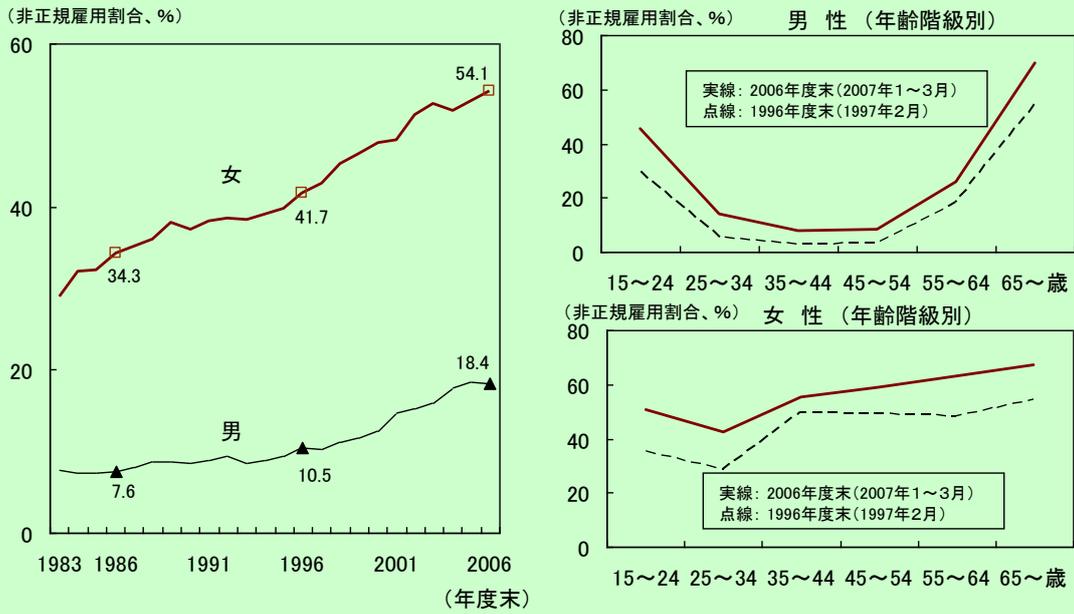
働き方が多様化する中で、雇用者に占める非正規雇用者の割合が高まっていることがよく指摘される。ここでは非正規雇用者の動向について確認する。なお、ここでいう非正規雇用者とは、労働力調査で使用されている非正規の職員・従業員のことを指し、勤め先での呼称によって、一般職員あるいは正社員などと呼ばれている正規の職員・従業員以外のパート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などのことをいう。これは、週所定内労働時間による区分ではないため、短時間雇用者とは概念が異なることに留意が必要である。

労働力調査によると、男女とも非正規雇用の割合が上昇傾向にあり、どの年齢層でもこの10年間で高まっている様子が見られる(第3-4-13図)。

非正規雇用の動向を就業形態別にみると、パート、アルバイトの割合が最近低下傾向にあり、派遣社員、契約社員、嘱託などの割合が高まっており、非正規雇用の中でも就業形態の多様化が進んでいることがみられる(第3-4-14表)。

このことから、非正規雇用者の就業時間別分布をみると、就業時間が週30時間よりも短い非正規雇用者の割合はやや低下傾向にある(第3-4-15図)。

第3-4-13図 非正規雇用の割合



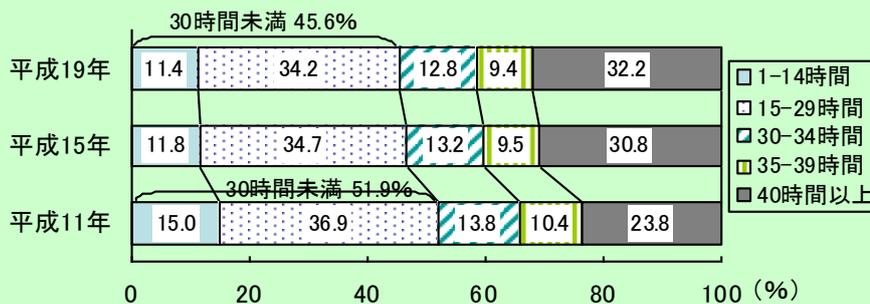
(注) 総務省「労働力調査(詳細集計)」「労働力調査特別調査」による。
 年度末時点に近い調査として、2000年度までは翌年2月調査、2001年度以降は翌年1～3月平均を用いている。

第3-4-14表 非正規雇用の就業形態別分布

男女計	非正規の 職員 ・従業員	パート・アルバイト		労働者派遣 事業所の 派遣社員	契約社員 ・嘱託	その他	
		パート	アルバイト				
平成19年	100.0%	67.2%	47.5%	19.7%	7.7%	17.2%	7.9%
平成15年	100.0%	72.4%	49.7%	22.7%	3.3%	15.7%	8.6%
平成11年	100.0%	83.6%	56.0%	27.6%	—	16.4%	—
平成7年	100.0%	82.4%	56.2%	26.2%	—	17.6%	—
平成3年	100.0%	81.8%	58.2%	23.6%	—	18.2%	—

(出典) 総務省「労働力調査(詳細結果)」「労働力調査特別調査」。
 平成15年以降は年平均、平成11年以前は2月調査。

第3-4-15図 非正規雇用の就業時間別分布



(出典) 総務省「労働力調査(詳細結果)」「労働力調査特別調査」。
 平成15年以降は年平均、平成11年以前は2月調査。男女計の分布である。

厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によって就業形態別の週所定労働時間の分布や厚生年金に適用される割合をみたものが第3-4-16表である。非正社員であっても、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者では週所定労働時間が30時間以上の割合が高く、厚生年金に適用される労働者の割合も高めである。このことから非正規雇用者の中でも派遣社員、契約社員、嘱託などの割合が高まることにより、厚生年金の適用となる非正規雇用者の割合が高まっていることが考えられる。

第3-4-16表 就業形態別にみた週所定労働時間の分布と厚生年金適用割合

就業形態	計	週所定労働時間の分布			厚生年金に適用される労働者の割合
		30時間未満 うち20時間未満	30時間以上		
正社員 (65.9%)	100.0%	—	—	100.0%	99.3%
非正社員 (34.1%)	100.0%	37.0%	14.3%	63.0%	47.1%
契約社員 (2.4%)	100.0%	14.0%	6.8%	86.0%	72.2%
嘱託社員 (1.5%)	100.0%	9.1%	3.1%	90.9%	84.5%
出向社員 (1.6%)	100.0%	0.9%	0.0%	99.1%	89.3%
派遣労働者 (2.1%)	100.0%	12.9%	4.1%	87.1%	67.3%
臨時的雇用者 (0.5%)	100.0%	42.3%	18.5%	57.7%	22.7%
パートタイム労働者 (22.5%)	100.0%	49.8%	18.8%	50.2%	34.7%
その他 (3.6%)	100.0%	13.2%	7.6%	86.8%	65.6%

(注1) 就業形態の欄の括弧内は労働者全体に対するそれぞれの就業形態の労働者の割合。

(注2) 男女合計のデータである。

(出典) 厚生労働省「平成15年 就業形態の多様化に関する総合実態調査」の個人調査。

5. 全要素生産性上昇率等の設定

(1) 全要素生産性上昇率の設定

経済成長の原動力となる全要素生産性(TFP)上昇率について、平成16年財政再計算では0.4%、0.7%、1.0%の3通りの前提が置かれていた。

最近の動向等をみると、内閣府「平成19年度年次経済財政報告」等においては、足下で1%程度の水準まで高まっているとの分析がなされており、また、内閣府「日本経済の進路と戦略」参考試算(平成20年1月)等においては、平成23(2011)年度にかけて、成長シナリオでは1.4~1.5%程度まで上昇、リスクシナリオでは0.9%程度で推移するとの前提が置かれている。

これを踏まえ、今回の財政検証では、1.0%を中心として設定されたほか、1.3%、0.7%の3通りの前提を置いて、ケースごとに推計が行われた。

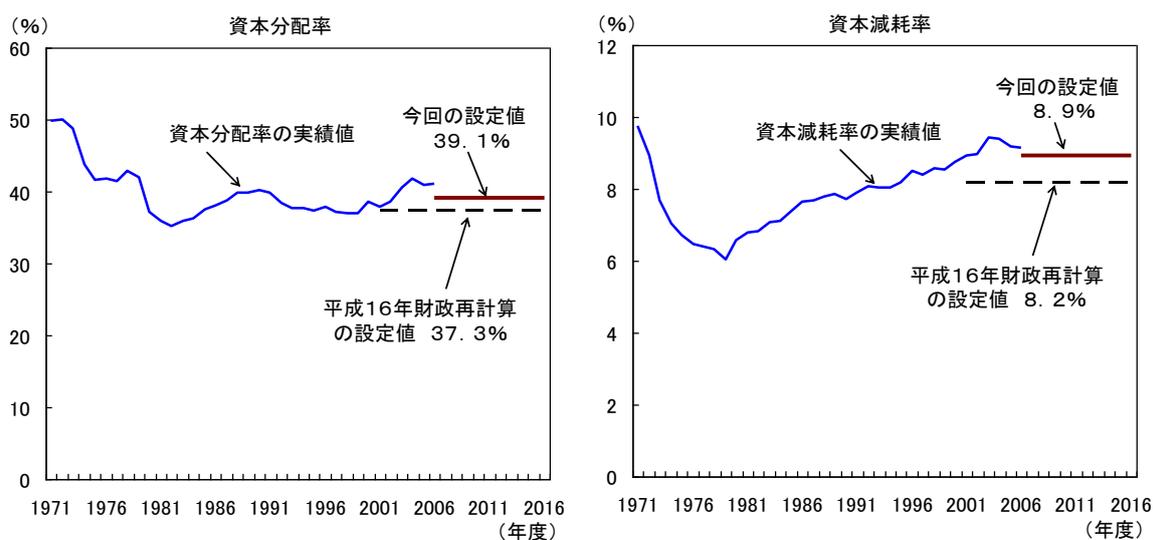
(2) 資本分配率の設定

資本分配率の過去の実績は、国民経済計算をもとに「1－雇用者報酬／(固定資本減耗＋営業余剰(純)＋雇用者報酬)」として算出されている。今回は、平成9(1997)～18(2006)年度実績の平均値に基づいて39.1%と設定されており、平成4(1992)～13(2001)年度実績の平均値に基づいて設定された平成16年財政再計算の37.3%よりも高くなっている(第3-4-17図)。

(3) 資本減耗率の設定

資本減耗率の過去の実績は、国民経済計算をもとに「固定資本減耗／有形(純)固定資産」として算出されている。今回の財政検証では、平成9(1997)～18(2006)年度実績の平均値に基づいて8.9%と設定されており、平成4(1992)～13(2001)年度実績の平均値に基づいて設定された平成16年財政再計算の8.2%よりも高くなっている(第3-4-17図)。

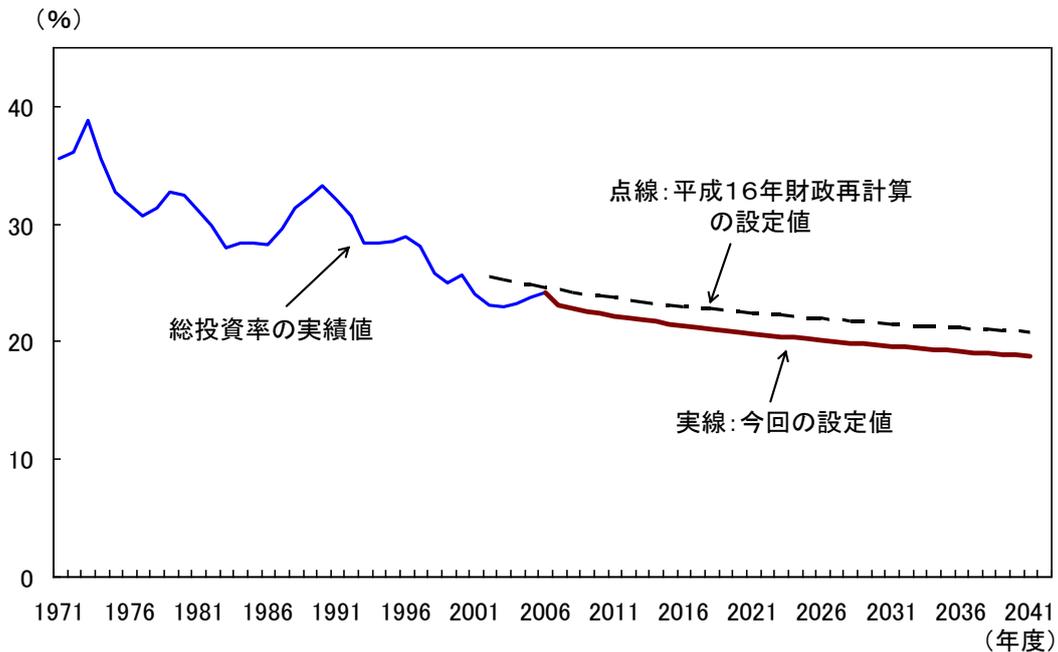
第3-4-17図 資本分配率と資本減耗率の設定



(4) 総投資率の設定

総投資率の過去の実績は、国民経済計算をもとに「(総固定資本形成＋在庫品増加)／名目GDP」として算出されている。過去の実績の傾向が長期的に低下していることを踏まえ、平成16年財政再計算と同様、対数正規曲線により外挿して設定する方法が用いられている。平成16年財政再計算以後に判明した実績値を織り込んで対数正規曲線による外挿が見直されたところ、平成16年財政再計算よりもやや低い設定とされている(第3-4-18図)。

第3-4-18図 総投資率の設定

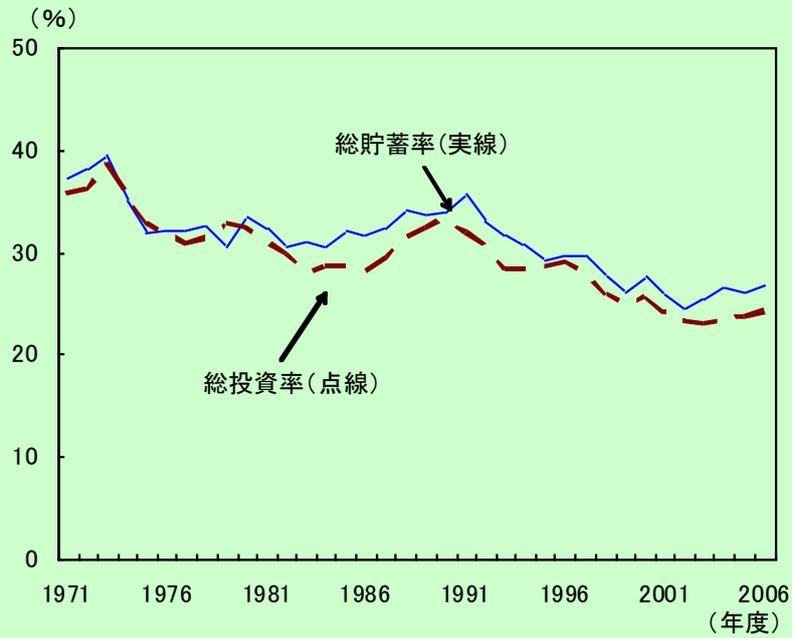


(補論) 総投資率と総貯蓄率の関係について

名目GDPに対する固定資本形成の割合を表す総投資率に関する指標として、名目GDPに対する貯蓄の割合を表す総貯蓄率がある。海外とのやりとりがない閉鎖経済の下では、総投資率と総貯蓄率は同じものとなる。しかし、実際には資本市場は基本的に自由化されている中で、海外とのやりとりが行われており、両指標は完全に一致するものではなく、その差は貯蓄投資バランスと呼ばれている。日本における総投資率と総貯蓄率の関係を、国民経済計算をもとにみると第3-4-19図のとおり、両指標に若干の差はあるものの、上昇または低下の動きが類似している。1970年代以降、長期的には両指標とも緩やかに低下しており、1980年代後半に上昇、1990年代から2000年にかけては低下、2000年代に入っておおむね横ばいという動きも両指標で一致しており、両指標は強い相関関係にあると考えられる。

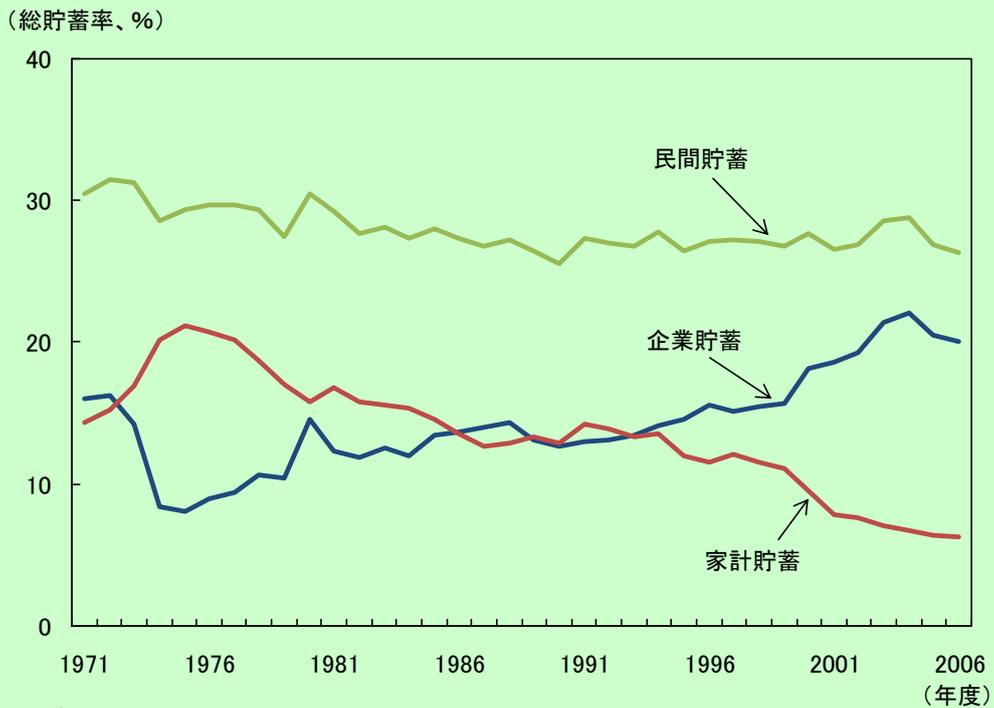
総投資率と総貯蓄率が強い相関関係にあることを踏まえ、総貯蓄率を企業、家計、政府という経済主体別に分解し、企業および家計からなる民間部門の総貯蓄率をみたものが第3-4-20図である。1970年代後半以降、家計部門の総貯蓄率は低下傾向にあり、高齢化の進展に伴う動きであると考えられる。その反面、企業部門の総貯蓄率は上昇傾向にあることから、民間部門全体としての総貯蓄率は長期的におおむね横ばいの動きとなっている様子がうかがえる。

第3-4-19図 総投資率と総貯蓄率



(注) 総貯蓄率は国民経済計算をもとに「[貯蓄(純) + 固定資本減耗 + 海外からの資本移転等(純)] / 名目GDP」として算出。

第3-4-20図 民間部門の総貯蓄率



(注) 総貯蓄率は国民経済計算をもとに「[貯蓄(純) + 固定資本減耗] / 名目GDP」として算出。

6. マクロ経済に関する推計結果

先に述べた複数の計算式およびパラメータの設定をもとに、単位労働時間あたり実質GDP成長率や利潤率が逐次的に毎年度算出されている。推計結果については、平成27(2015)～51(2039)年度の単純平均値として第3-4-21表に示しており、その推計過程を第3-4-22表に示している。

第3-4-21表 マクロ経済に関する推計結果

平成27(2015) ～51(2039) 年度の平均	実質経済成長率	労働時間あたり 実質経済成長率	被用者年金 被保険者1人あたり 実質賃金上昇率	利潤率
TFP1.0%の場合	0.77%	1.58%	1.51%	9.7%
TFP1.3%の場合	1.17%	1.98%	1.91%	10.3%
TFP0.7%の場合	0.36%	1.17%	1.10%	9.1%

第3-4-22表 マクロ経済に関する推計過程

(全要素生産性上昇率が1.0%の場合)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP) (3)	資本分配率 (4)	資本減耗率 (5)	総投資率 (6)	実質GDP (平成18年度基準) (7)		資本 (8)	資本成長率 (9)	実質経済 成長率 (10)	労働時間あたり 実質経済成長率 (11)	利潤率 (12)	被用者年金被保 険者の平均労働 時間伸び率 (13)
	①	伸び率 (2)					10億円	10億円						
平成18 (2006)	1,213		1.00%	39.1%	8.9%	24.1%	553,440	1,160,377						
19 (2007)	1,209	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	23.0%	563,507	1,190,584		2.6%	1.8%	2.15%	9.6%	
20 (2008)	1,205	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	22.8%	572,392	1,214,181		2.0%	1.6%	1.90%	9.5%	-0.6%
21 (2009)	1,201	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.6%	580,988	1,236,429		1.8%	1.5%	1.85%	9.5%	-0.6%
22 (2010)	1,196	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.3%	589,297	1,257,414		1.7%	1.4%	1.81%	9.4%	-0.6%
23 (2011)	1,191	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.2%	597,291	1,272,211		1.6%	1.4%	1.78%	9.4%	-0.6%
24 (2012)	1,187	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.0%	605,226	1,295,884		1.5%	1.3%	1.73%	9.4%	-0.4%
25 (2013)	1,183	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.8%	613,477	1,313,543		1.4%	1.4%	1.64%	9.4%	-0.1%
26 (2014)	1,180	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.6%	621,621	1,330,369		1.3%	1.3%	1.61%	9.4%	-0.1%
27 (2015)	1,176	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.5%	629,650	1,346,432		1.2%	1.3%	1.59%	9.4%	-0.1%
28 (2016)	1,173	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.3%	637,528	1,361,791		1.1%	1.3%	1.57%	9.4%	-0.1%
29 (2017)	1,169	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.2%	645,253	1,376,494		1.1%	1.2%	1.56%	9.4%	-0.1%
30 (2018)	1,164	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	21.0%	652,634	1,390,580		1.0%	1.1%	1.54%	9.5%	-0.1%
31 (2019)	1,159	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	20.9%	659,999	1,404,046		1.0%	1.1%	1.54%	9.5%	-0.1%
32 (2020)	1,154	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	20.8%	667,216	1,416,957		0.9%	1.1%	1.53%	9.5%	-0.1%
33 (2021)	1,148	-0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.6%	674,283	1,429,344		0.9%	1.1%	1.52%	9.5%	-0.1%
34 (2022)	1,143	-0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.5%	681,241	1,441,234		0.8%	1.0%	1.51%	9.6%	-0.1%
35 (2023)	1,137	-0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.4%	688,074	1,452,660		0.8%	1.0%	1.51%	9.6%	-0.1%
36 (2024)	1,131	-0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.3%	694,801	1,463,648		0.8%	1.0%	1.50%	9.7%	-0.1%
37 (2025)	1,125	-0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.2%	701,489	1,474,225		0.7%	1.0%	1.49%	9.7%	-0.1%
38 (2026)	1,119	-0.6%	1.00%	39.1%	8.9%	20.0%	707,896	1,484,430		0.7%	0.9%	1.50%	9.7%	-0.1%
39 (2027)	1,111	-0.7%	1.00%	39.1%	8.9%	19.9%	713,786	1,494,248		0.7%	0.8%	1.53%	9.8%	-0.1%
40 (2028)	1,103	-0.7%	1.00%	39.1%	8.9%	19.8%	719,463	1,503,619		0.6%	0.8%	1.53%	9.8%	-0.1%
41 (2029)	1,094	-0.8%	1.00%	39.1%	8.9%	19.7%	724,994	1,512,550		0.6%	0.8%	1.53%	9.8%	-0.1%
42 (2030)	1,085	-0.8%	1.00%	39.1%	8.9%	19.6%	730,017	1,521,059		0.6%	0.7%	1.56%	9.9%	-0.1%
43 (2031)	1,072	-1.2%	1.00%	39.1%	8.9%	19.6%	733,602	1,529,094		0.5%	0.5%	1.67%	9.9%	0.0%
44 (2032)	1,059	-1.2%	1.00%	39.1%	8.9%	19.5%	736,898	1,536,424		0.5%	0.4%	1.66%	9.9%	0.0%
45 (2033)	1,046	-1.2%	1.00%	39.1%	8.9%	19.4%	739,911	1,543,068		0.4%	0.4%	1.66%	9.8%	0.0%
46 (2034)	1,032	-1.3%	1.00%	39.1%	8.9%	19.3%	742,622	1,549,043		0.4%	0.4%	1.66%	9.8%	0.0%
47 (2035)	1,019	-1.3%	1.00%	39.1%	8.9%	19.2%	745,030	1,554,360		0.3%	0.3%	1.65%	9.8%	0.0%
48 (2036)	1,005	-1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	19.1%	747,183	1,559,032		0.3%	0.3%	1.65%	9.8%	0.0%
49 (2037)	991	-1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	19.0%	749,103	1,563,078		0.3%	0.3%	1.64%	9.8%	0.0%
50 (2038)	977	-1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	19.0%	750,765	1,566,520		0.2%	0.2%	1.64%	9.8%	0.0%
51 (2039)	963	-1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	18.9%	752,195	1,569,374		0.2%	0.2%	1.64%	9.8%	0.0%
推計方法	前年度の⑦ ×(1+当年度の②)		前年度の⑧ ×(1+当年度の③)		前年度の⑨ (⑥×⑦/⑧-⑤)		③+④×⑨ +(1-④)×②		⑩-②		④×⑦/⑧-⑤			
平成27(2015)～51(2039)年度平均											0.77%	1.58%	9.7%	-0.07%
被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率(⑪+⑬)											1.51%			

(全要素生産性上昇率が1.3%の場合)

年度	総労働時間		全要素生産性	資本分配率	資本減耗率	総投資率	実質GDP	資本	資本成長率	実質経済成長率	労働時間あたり実質経済成長率	利潤率	被用者年金被保険者の平均労働時間伸び率
	①	伸び率②	③	④	⑤	⑥	(平成18年度基準)⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
平成18 (2006)	1,213		1.00%	39.1%	8.9%	24.1%	553,440	1,160,377					
19 (2007)	1,209	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	23.0%	563,507	1,190,584	2.6%	1.8%	2.15%	9.6%	
20 (2008)	1,205	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	22.8%	572,392	1,214,181	2.0%	1.6%	1.90%	9.5%	-0.6%
21 (2009)	1,201	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.6%	580,988	1,236,429	1.8%	1.5%	1.85%	9.5%	-0.6%
22 (2010)	1,196	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.3%	589,297	1,257,414	1.7%	1.4%	1.81%	9.4%	-0.6%
23 (2011)	1,191	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.2%	597,291	1,277,211	1.6%	1.4%	1.78%	9.4%	-0.6%
24 (2012)	1,187	-0.4%	1.30%	39.1%	8.9%	22.0%	607,018	1,295,884	1.5%	1.6%	2.03%	9.4%	-0.4%
25 (2013)	1,183	-0.3%	1.30%	39.1%	8.9%	21.8%	617,186	1,313,936	1.4%	1.7%	1.95%	9.5%	-0.1%
26 (2014)	1,180	-0.3%	1.30%	39.1%	8.9%	21.6%	627,373	1,331,536	1.3%	1.7%	1.93%	9.5%	-0.1%
27 (2015)	1,176	-0.3%	1.30%	39.1%	8.9%	21.5%	637,566	1,348,739	1.3%	1.6%	1.92%	9.6%	-0.1%
28 (2016)	1,173	-0.3%	1.30%	39.1%	8.9%	21.3%	647,726	1,365,593	1.2%	1.6%	1.91%	9.6%	-0.1%
29 (2017)	1,169	-0.3%	1.30%	39.1%	8.9%	21.2%	657,851	1,382,131	1.2%	1.6%	1.91%	9.7%	-0.1%
30 (2018)	1,164	-0.4%	1.30%	39.1%	8.9%	21.0%	667,742	1,398,383	1.2%	1.5%	1.92%	9.8%	-0.1%
31 (2019)	1,159	-0.4%	1.30%	39.1%	8.9%	20.9%	677,729	1,414,331	1.1%	1.5%	1.91%	9.8%	-0.1%
32 (2020)	1,154	-0.4%	1.30%	39.1%	8.9%	20.8%	687,679	1,430,030	1.1%	1.5%	1.90%	9.9%	-0.1%
33 (2021)	1,148	-0.5%	1.30%	39.1%	8.9%	20.6%	697,584	1,445,501	1.1%	1.4%	1.90%	10.0%	-0.1%
34 (2022)	1,143	-0.5%	1.30%	39.1%	8.9%	20.5%	707,486	1,460,760	1.1%	1.4%	1.90%	10.0%	-0.1%
35 (2023)	1,137	-0.5%	1.30%	39.1%	8.9%	20.4%	717,365	1,475,830	1.0%	1.4%	1.90%	10.1%	-0.1%
36 (2024)	1,131	-0.5%	1.30%	39.1%	8.9%	20.3%	727,240	1,490,727	1.0%	1.4%	1.90%	10.2%	-0.1%
37 (2025)	1,125	-0.5%	1.30%	39.1%	8.9%	20.2%	737,179	1,505,470	1.0%	1.4%	1.89%	10.2%	-0.1%
38 (2026)	1,119	-0.6%	1.30%	39.1%	8.9%	20.0%	746,927	1,520,089	1.0%	1.3%	1.91%	10.3%	-0.1%
39 (2027)	1,111	-0.7%	1.30%	39.1%	8.9%	19.9%	756,231	1,534,559	1.0%	1.2%	1.95%	10.4%	-0.1%
40 (2028)	1,103	-0.7%	1.30%	39.1%	8.9%	19.8%	765,406	1,548,808	0.9%	1.2%	1.95%	10.4%	-0.1%
41 (2029)	1,094	-0.8%	1.30%	39.1%	8.9%	19.7%	774,518	1,562,832	0.9%	1.2%	1.95%	10.5%	-0.1%
42 (2030)	1,085	-0.9%	1.30%	39.1%	8.9%	19.6%	783,181	1,576,844	0.9%	1.1%	1.98%	10.5%	-0.1%
43 (2031)	1,072	-1.2%	1.30%	39.1%	8.9%	19.6%	790,387	1,590,175	0.9%	0.9%	2.09%	10.5%	0.0%
44 (2032)	1,059	-1.2%	1.30%	39.1%	8.9%	19.5%	797,354	1,603,171	0.8%	0.9%	2.09%	10.5%	0.0%
45 (2033)	1,046	-1.2%	1.30%	39.1%	8.9%	19.4%	804,082	1,615,638	0.8%	0.8%	2.09%	10.6%	0.0%
46 (2034)	1,032	-1.3%	1.30%	39.1%	8.9%	19.3%	810,547	1,627,582	0.7%	0.8%	2.09%	10.6%	0.0%
47 (2035)	1,019	-1.3%	1.30%	39.1%	8.9%	19.2%	816,744	1,639,006	0.7%	0.8%	2.09%	10.6%	0.0%
48 (2036)	1,005	-1.4%	1.30%	39.1%	8.9%	19.1%	822,719	1,649,910	0.7%	0.7%	2.09%	10.6%	0.0%
49 (2037)	991	-1.4%	1.30%	39.1%	8.9%	19.0%	828,493	1,660,304	0.6%	0.7%	2.09%	10.6%	0.0%
50 (2038)	977	-1.4%	1.30%	39.1%	8.9%	19.0%	834,034	1,670,201	0.6%	0.7%	2.09%	10.6%	0.0%
51 (2039)	963	-1.4%	1.30%	39.1%	8.9%	18.9%	839,368	1,679,608	0.6%	0.6%	2.09%	10.6%	0.0%
推計方法			前年度の⑦ ×(1+当年度の③)	前年度の⑧ ×(1+当年度の④)	前年度の⑤ (⑥×⑦/⑧-⑤)			③+④×⑨ +(1-④)×②			④×⑦/⑧ -⑤		
平成27(2015)～51(2039)年度平均										1.17%	1.98%	10.3%	-0.07%
被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率(⑪+⑬)													1.91%

(全要素生産性上昇率が0.7%の場合)

年度	総労働時間		全要素生産性	資本分配率	資本減耗率	総投資率	実質GDP	資本	資本成長率	実質経済成長率	労働時間あたり実質経済成長率	利潤率	被用者年金被保険者の平均労働時間伸び率
	①	伸び率②	③	④	⑤	⑥	(平成18年度基準)⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
平成18 (2006)	1,213		1.00%	39.1%	8.9%	24.1%	553,440	1,160,377					
19 (2007)	1,209	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	23.0%	563,507	1,190,584	2.6%	1.8%	2.15%	9.6%	
20 (2008)	1,205	-0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	22.8%	572,392	1,214,181	2.0%	1.6%	1.90%	9.5%	-0.6%
21 (2009)	1,201	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.6%	580,988	1,236,429	1.8%	1.5%	1.85%	9.5%	-0.6%
22 (2010)	1,196	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.3%	589,297	1,257,414	1.7%	1.4%	1.81%	9.4%	-0.6%
23 (2011)	1,191	-0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.2%	597,291	1,277,211	1.6%	1.4%	1.78%	9.4%	-0.6%
24 (2012)	1,187	-0.4%	0.70%	39.1%	8.9%	22.0%	603,434	1,295,884	1.5%	1.0%	1.43%	9.3%	-0.4%
25 (2013)	1,183	-0.3%	0.70%	39.1%	8.9%	21.8%	609,779	1,313,149	1.3%	1.1%	1.33%	9.3%	-0.1%
26 (2014)	1,180	-0.3%	0.70%	39.1%	8.9%	21.6%	615,906	1,329,204	1.2%	1.0%	1.29%	9.2%	-0.1%
27 (2015)	1,176	-0.3%	0.70%	39.1%	8.9%	21.5%	621,810	1,344,134	1.1%	1.0%	1.26%	9.2%	-0.1%
28 (2016)	1,173	-0.3%	0.70%	39.1%	8.9%	21.3%	627,462	1,358,015	1.0%	0.9%	1.23%	9.2%	-0.1%
29 (2017)	1,169	-0.3%	0.70%	39.1%	8.9%	21.2%	632,863	1,370,908	0.9%	0.9%	1.21%	9.2%	-0.1%
30 (2018)	1,164	-0.4%	0.70%	39.1%	8.9%	21.0%	637,830	1,382,868	0.9%	0.8%	1.21%	9.1%	-0.1%
31 (2019)	1,159	-0.4%	0.70%	39.1%	8.9%	20.9%	642,690	1,393,908	0.8%	0.8%	1.17%	9.1%	-0.1%
32 (2020)	1,154	-0.4%	0.70%	39.1%	8.9%	20.8%	647,318	1,404,105	0.7%	0.7%	1.16%	9.1%	-0.1%
33 (2021)	1,148	-0.5%	0.70%	39.1%	8.9%	20.6%	651,714	1,413,506	0.7%	0.7%	1.14%	9.1%	-0.1%
34 (2022)	1,143	-0.5%	0.70%	39.1%	8.9%	20.5%	655,923	1,422,149	0.6%	0.6%	1.13%	9.1%	-0.1%
35 (2023)	1,137	-0.5%	0.70%	39.1%	8.9%	20.4%	659,931	1,430,082	0.6%	0.6%	1.12%	9.1%	-0.1%
36 (2024)	1,131	-0.5%	0.70%	39.1%	8.9%	20.3%	663,761	1,437,342	0.5%	0.6%	1.10%	9.2%	-0.1%
37 (2025)	1,125	-0.5%	0.70%	39.1%	8.9%	20.2%	667,480	1,443,969	0.5%	0.6%	1.09%	9.2%	-0.1%
38 (2026)	1,119	-0.6%	0.70%	39.1%	8.9%	20.0%	670,860	1,450,011	0.4%	0.5%	1.09%	9.2%	-0.1%
39 (2027)	1,111	-0.7%	0.70%	39.1%	8.9%	19.9%	673,681	1,455,466	0.4%	0.4%	1.12%	9.2%	-0.1%
40 (2028)	1,103	-0.7%	0.70%	39.1%	8.9%	19.8%	676,239	1,460,290	0.3%	0.4%	1.12%	9.2%	-0.1%
41 (2029)	1,094	-0.8%	0.70%	39.1%	8.9%	19.7%	678,600	1,464,501	0.3%	0.3%	1.11%	9.2%	-0.1%
42 (2030)	1,085	-0.9%	0.70%	39.1%	8.9%	19.6%	680,431	1,468,128	0.2%	0.3%	1.14%	9.2%	-0.1%
43 (2031)	1,072	-1.2%	0.70%	39.1%	8.9%	19.6%	680,870	1,471,132	0.2%	0.1%	1.24%	9.2%	0.0%
44 (2032)	1,059	-1.2%	0.70%	39.1%	8.9%	19.5%	681,005	1,473,312	0.1%	0.0%	1.23%	9.2%	0.0%
45 (2033)	1,046	-1.2%	0.70%	39.1%	8.9%	19.4%	680,846	1,474,697	0.1%	0.0%	1.22%	9.2%	0.0%
46 (2034)	1,032	-1.3%	0.70%	39.1%	8.9%	19.3%	680,378	1,475,317	0.0%	-0.1%	1.22%	9.1%	0.0%
47 (2035)	1,019	-1.3%	0.70%	39.1%	8.9%	19.2%	679,608	1,475,195	0.0%	-0.1%	1.22%	9.1%	0.0%
48 (2036)	1,005	-1.4%	0.70%	39.1%	8.9%	19.1%	678,584	1,474,354	-0.1%	-0.2%	1.21%	9.1%	0.0%
49 (2037)	991	-1.4%	0.70%	39.1%	8.9%	19.0%	677,328	1,472,826	-0.1%	-0.2%	1.20%	9.1%	0.0%
50 (2038)	977	-1.4%	0.70%	39.1%	8.9%	19.0%	675,822	1,470,642	-0.1%	-0.2%	1.20%	9.1%	0.0%
51 (2039)	963	-1.4%	0.70%	39.1%	8.9%	18.9%	674,096	1,467,827	-0.2%	-0.3%	1.19%	9.1%	0.0%
推計方法			前年度の⑦ ×(1+当年度の③)	前年度の⑧ ×(1+当年度の④)	前年度の⑤ (⑥×⑦/⑧-⑤)			③+④×⑨ +(1-④)×②			④×⑦/⑧ -⑤		
平成27(2015)～51(2039)年度平均										0.36%	1.17%	9.1%	-0.07%
被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率(⑪+⑬)													1.10%

なお、平成27(2015)～51(2039)年度における毎年度の単位労働時間あたり実質GDP成長率は、全要素生産性上昇率1.0%のケースで1.5～1.7%の範囲、全要素生産性上昇率1.3%のケースで1.9～2.1%の範囲、全要素生産性上昇率0.7%のケースで1.1～1.3%の範囲と推計されている。

さらに、被用者年金被保険者1人あたりの平均労働時間については、労働投入量の設定の際に用いた平均労働時間と整合的になるように推計が行われている。この変化率（平成27(2015)～51(2039)年度平均で▲0.07%）を単位労働時間あたり実質GDP成長率に加えた実質賃金上昇率は、全要素生産性上昇率1.0%のケースで1.4～1.6%の範囲、全要素生産性上昇率1.3%のケースで1.8～2.0%の範囲、全要素生産性上昇率0.7%のケースで1.0～1.2%の範囲と推計されている。

7. 長期の運用利回りの設定

公的年金における積立金の運用は、厚生年金保険法等の規定により、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされている。この基本的な考え方に照らすと、「安全」という観点からリスクを低く抑えるために、国内債券といったリスクの低い資産への投資が中心となる一方で、「効率的」という観点から、国内外の債券や株式等を一定程度組み入れた分散投資を行っているところであり、一定のリスクの下で期待収益率を出来る限り高めることが求められるところである。

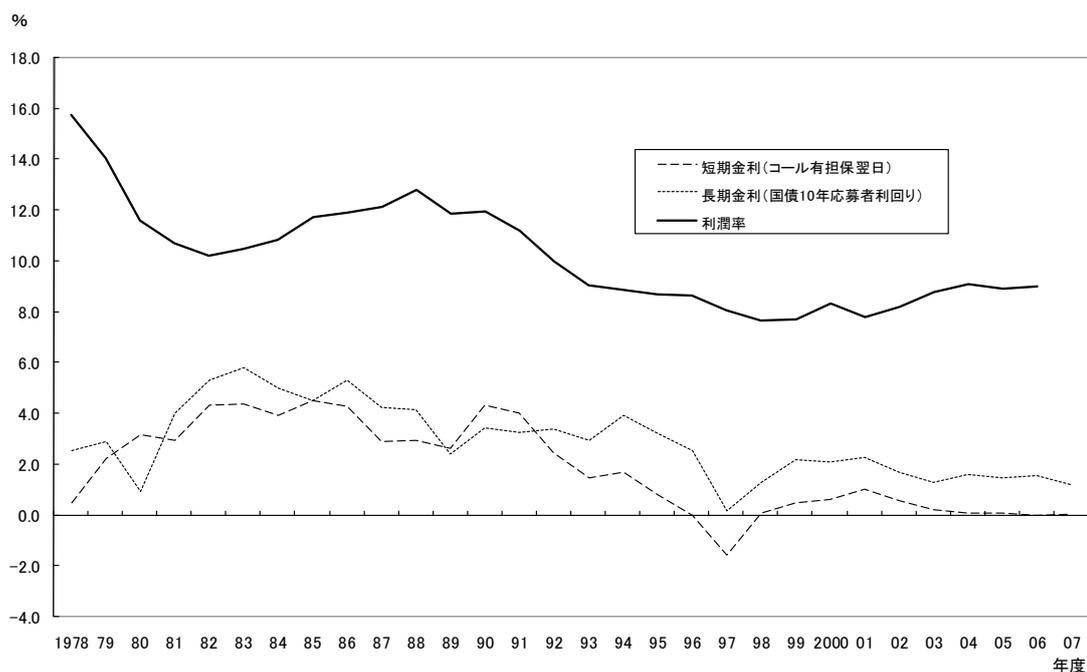
今回の財政検証における長期の運用利回りは、このような考え方を踏まえ、平成16年財政再計算における設定方法と同様に、①長期間の平均としての国内債券の運用利回りを日本経済の長期的な見通しと整合性をとって設定した上で、②内外の株式等による分散投資による効果を上積みすることとして設定することとされた。このうち、国内債券の運用利回りは、将来の実質長期金利に物価上昇率を加えたものとして、長期の運用利回りを次式のように設定されている。

$$\text{長期の運用利回り} = \text{将来の実質長期金利} + \text{分散投資効果} + \text{物価上昇率}$$

将来の実質長期金利については、平成16年財政再計算で用いた、過去における実質長期金利の実績を基礎としつつ、利潤率と関連づけて設定する方法は一定の合理性があると考えられ、今回もこの方法を採用することとされた。

具体的に、過去における実質長期金利（10年国債応募者利回りから消費者物価上昇率を除いたもの）と日本経済全体の利潤率との関係をみたものが第3-4-23図である。1980年代後半から1990年代始めにかけて利潤率が高くなっている時期には実質長期金利も高く、1990年代後半から2000年代の利潤率が低い時期の実質長期金利は低いというように、実質長期金利と利潤率の間には正の相関が認められる。

第3-4-23 図 実質長期金利と利潤率の推移



(注1) 利潤率はコブ・ダグラス型生産関数より求まる減価償却後の利潤率の式、「利潤率＝資本分配率×GDP÷資本ストック－資本減耗率」を用い、資本分配率は「1－雇用者報酬(所得)／(固定資本減耗＋営業余剰＋雇用者報酬(所得))」、資本ストックは「有形固定資産」、資本減耗率は「固定資本減耗／有形固定資産(暦年)」とし、国民経済計算の数値により計算。
 (注2) 実質金利は、名目金利－CPI上昇率により計算。

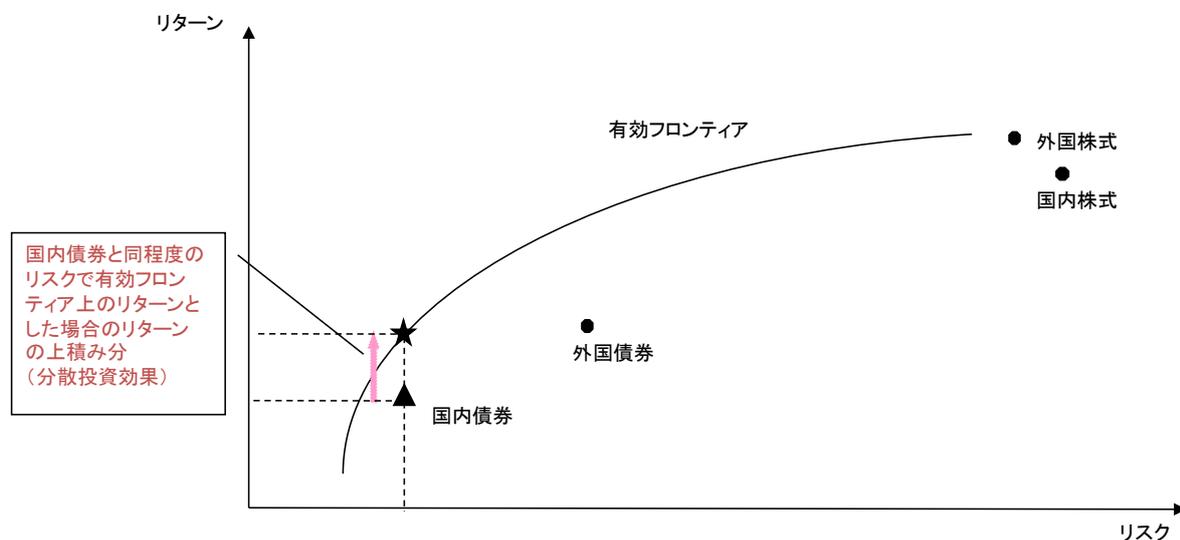
これに着目して、実質長期金利の過去 15～25 年間の平均 (2.14～3.03%) を基礎として、過去の利潤率と、マクロ経済に関する推計で得られた将来の利潤率の比率を乗じることによって、将来の実質長期金利が推計された。推計結果は第 3-4-24 表のとおりであり、全要素生産性上昇率 1.0% のケースで 2.4～3.0% の範囲、全要素生産性上昇率 1.3% のケースで 2.5～3.2% の範囲、全要素生産性上昇率 0.7% のケースで 2.3～2.8% の範囲と推計されている。

第3-4-24 表 実質長期金利の推計結果

	実質長期金利 (過去平均) ①	利潤率 (過去平均) ②	利潤率 (推計値) ③	利潤率 変化割合 ④=③/②	実質長期金利 (推計値) ⑤=①×④
全要素生産性上昇率が1.0%の場合					
過去25年平均(1982-2006)	3.03%	9.8%	9.7%	0.99	3.01%
過去20年平均(1987-2006)	2.48%	9.4%	9.7%	1.03	2.55%
過去15年平均(1992-2006)	2.14%	8.6%	9.7%	1.13	2.41%
全要素生産性上昇率が1.3%の場合					
過去25年平均(1982-2006)	3.03%	9.8%	10.3%	1.05	3.18%
過去20年平均(1987-2006)	2.48%	9.4%	10.3%	1.09	2.70%
過去15年平均(1992-2006)	2.14%	8.6%	10.3%	1.19	2.55%
全要素生産性上昇率が0.7%の場合					
過去25年平均(1982-2006)	3.03%	9.8%	9.1%	0.94	2.84%
過去20年平均(1987-2006)	2.48%	9.4%	9.1%	0.97	2.41%
過去15年平均(1992-2006)	2.14%	8.6%	9.1%	1.07	2.28%

また、内外の株式等による分散投資による効果については、全額を国内債券で運用した場合のリスクと等しいリスクの下で最も効率的な分散投資を行った場合において想定される期待収益率の上積み分がそれに相当するものとする設定方法が用いられている。理論的には、第3-4-25図に示すように、全額を国内債券で運用した場合（図の▲印）のリスクと等しいリスク水準の下で図の★印で示されるリターンまで上積み出来ることになる。今回は、この差（★印と▲印のリターンの差）が0.4~0.5%ポイント程度と見込まれたところであるが、保守的に見込むという観点を織り込むことにより下限は0.3%とされ、結果として分散投資効果は0.3~0.5%という設定とされた。

第3-4-25図 有効フロンティアと分散投資による上積み分（イメージ図）



上記で得られた将来の実質長期金利と分散投資効果を加えた実質運用利回り（対物価上昇率）は、全要素生産性上昇率1.0%のケースで2.7~3.5%の範囲、全要素生産性上昇率1.3%のケースで2.8~3.7%の範囲、全要素生産性上昇率0.7%のケースで2.6~3.3%の範囲と推計されている。

8. 長期の物価上昇率の設定

長期の物価上昇率の前提については、日本銀行金融政策決定会合において議決されたものとして、『中長期的な物価安定の理解』は、消費者物価指数の前年比で0~2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、1%程度となっている」とされていることを踏まえ、長期の前提として1.0%と設定することとされた。

以上のことから、長期の経済前提の範囲として第3-4-26表に示す結果が得られた。この結果をもとに、経済中位ケースの長期の経済前提として、全要素生産性上昇率を1.0%とした場合の範囲の中央値（端数切捨）を採り、物価上昇率を1.0%、名目賃金上昇率を2.5%、名目運用利回りを4.1%と設定した。同様に、経済高位ケースの場合として、全要素生産性上昇率を1.3%とした場合の範囲の中央値（端数切捨）から、物価上昇率を1.0%、名目賃金上昇率を2.9%、名目運用利回りを4.2%と設定し、経済低位ケースの場合として、全要素生産性上昇率を0.7%とした場合の範囲の中央値（端数切捨）から、物価上昇率を1.0%、名目賃金上昇率を2.1%、名目運用利回りを3.9%と設定した。

第3-4-26表 長期の経済前提の範囲

〔実質賃金上昇率、実質運用利回りの範囲〕

	単位労働時間当たり 実質GDP成長率 (対物価上昇率)	被用者年金被保険者 1人当たり実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	実質運用利回り (対物価上昇率)	実質的な運用利回り (対賃金上昇率)
全要素生産性上昇率 1.0%の場合	1.5～1.7%程度	1.4～1.6%程度	2.7～3.5%程度	1.3～1.9%程度
全要素生産性上昇率 1.3%の場合	1.9～2.1%程度	1.8～2.0%程度	2.8～3.7%程度	1.0～1.7%程度
全要素生産性上昇率 0.7%の場合	1.1～1.3%程度	1.0～1.2%程度	2.6～3.3%程度	1.6～2.1%程度

(※) マクロでの実質GDP成長率(対物価上昇率)は、平成27(2015)～平成51(2039)年度平均で、全要素生産性上昇率1.0%、1.3%、0.7%のケースごとにそれぞれ0.8%程度、1.2%程度、0.4%程度と見込まれる。

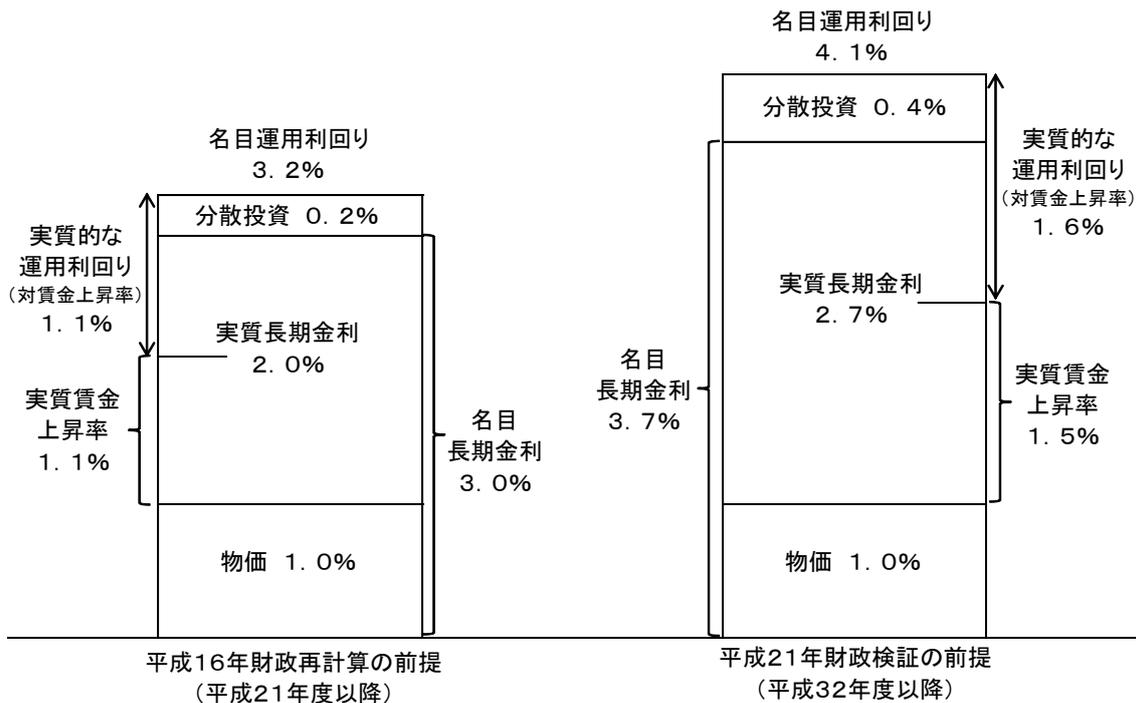
〔物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回りの範囲〕

	物価上昇率	名目賃金上昇率	名目運用利回り
全要素生産性上昇率 1.0%の場合	1.0%	2.4～2.6%程度	3.7～4.5%程度
全要素生産性上昇率 1.3%の場合	1.0%	2.8～3.0%程度	3.8～4.7%程度
全要素生産性上昇率 0.7%の場合	1.0%	2.0～2.2%程度	3.6～4.3%程度

経済中位ケースにおける長期の名目運用利回りの設定を平成16年財政再計算における設定と比較したものが第3-4-27図である。物価上昇率はともに1.0%となっているが、実質長期金利の設定(2.7%)は平成16年財政再計算の設定(2.0%)よりも高くなっている。これらに分散投資効果を加えた名目運用利回りは、今回の財政検証では4.1%と設定しているが、平成16年財政再計算における設定(3.2%)よりも高くなっている。

なお、実質賃金上昇率の設定（1.5%）は平成 16 年財政再計算における設定（1.1%）よりも高くなっている。名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除した実質的な運用利回りは 1.6% となっているが、平成 16 年財政再計算における設定では 1.1% となっていた。

第 3 - 4 - 27 図 長期の経済前提における運用利回り



9. 足下の経済前提の設定

足下の経済前提の設定に関しては、経済前提専門委員会の検討結果において、内閣府の「日本経済の進路と戦略」参考試算（平成 20(2008)年 1 月）で平成 23(2011)年度までの間の経済前提の設定に必要な実質成長率、名目成長率、消費者物価上昇率、名目長期金利などが示されていることから、平成 21(2009)年に同様の試算が公表された場合これに準拠するものとするとの考え方が示されていた。

その後、平成 21(2009)年 1 月に、内閣府が作成した「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」が公表されたことを踏まえて、平成 27(2015)年度以前の足下の物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回りの前提をこれに準拠して設定することとした。この内閣府による試算は、世界経済が大きく変動し、長期にわたる構造的な潮流変化も生じているなかで、様々な想定を置いて、今後 10 年程度の中長期の経済財政の姿を展望したものとされている。

今回の財政検証においては、長期の経済前提における経済中位ケースに接続するものとしてケース 1-1-1（2010 年世界経済順調回復シナリオ）、経済高位ケースに接続するものとしてケース 1-1-2（2010 年世界経済急回復シナリオ）、経済低位ケースに接続するものとしてケース 1-1-3（世界経済底ばい継続シナリオ）それぞれの試算結果に準拠することとした。ケース毎の経済想定は第 3-4-28 表のとおりである。

第 3-4-28 表 「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」の経済想定

	ケース1-1-1 2010年世界経済 順調回復シナリオ	ケース1-1-2 2010年世界経済 急回復シナリオ	ケース1-1-3 世界経済底ばい 継続シナリオ
世界経済	世界経済が混乱を脱し、2010年には我が国経済及び世界経済が順調に回復	世界経済が早期に混乱を脱し、2010年には我が国経済及び世界経済が急回復・高成長を遂げる	世界経済の混乱が続くため、我が国の景気後退も深刻化・長期化
全要素生産性(TFP)上昇率	1.0%程度まで上昇	1.5%程度まで上昇	0.5%程度まで低下
労働参加率	女性・高齢者で上昇	女性・高齢者に加えてそれ以外でも上昇	女性・高齢者を含め全てで現状水準一定

具体的には、物価上昇率は消費者物価上昇率の試算結果に準拠して設定し、名目賃金上昇率は雇用者 1 人当たり賃金・俸給総額の変化率に準拠して設定し、名目運用利回りは名目長期金利に分散投資効果及び長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定している。

以上に基づいて、経済中位ケース、経済高位ケース、経済低位ケースごとに各年度において設定した経済前提について示したものが第3-4-29表である。なお、平成28(2016)年度以降における名目運用利回りについても長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定している。これは、経済前提専門委員会の検討結果において、「年金積立金の全額が市場に出ることとなっており、特にその約7割を占める国内債券について、クーポン利率がこれまでの低金利を反映したものである」と指摘されていることを踏まえたものである。

第3-4-29表 今回の財政検証における経済前提

年度	経済中位ケース			経済高位ケース			経済低位ケース		
	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り
平成21(2009)	▲0.4	0.1	1.5	▲0.4	0.1	1.5	▲0.6	▲0.5	1.5
足下の前提 22(2010)	0.2	3.4	1.8	0.3	4.3	2.0	▲0.3	1.7	1.7
23(2011)	1.4	2.7	1.9	1.8	3.2	2.2	▲0.4	1.3	1.7
24(2012)	1.5	2.8	2.0	1.9	3.2	2.5	▲0.4	1.5	1.7
25(2013)	1.8	2.6	2.2	2.1	2.9	2.8	▲0.1	1.4	1.8
26(2014)	2.2	2.7	2.6	2.5	3.0	3.4	0.4	1.6	1.9
27(2015)	2.5	2.8	2.9	2.8	3.1	3.9	0.8	1.6	2.0
長期の前提 28(2016)	1.0	2.5	3.4	1.0	2.9	4.0	1.0	2.1	2.8
29(2017)	1.0	2.5	3.6	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.1
30(2018)	1.0	2.5	3.9	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.4
31(2019)	1.0	2.5	4.0	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.7
32(2020)以降	1.0	2.5	4.1	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.9

前節で述べた経済前提の設定の他に、財政検証を行うにあたり、被保険者数、年金受給者数等が今後どのように変化していくのかを推計するために用いる死亡率などの基礎率（本節においては単に基礎率という）の設定が必要である。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退力、死亡脱退力や、被保険者の標準報酬の変化（定期昇給分）を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための年金失権率や障害年金発生力、障害年金受給者を障害等級別に分けるための障害等級割合等があり、財政検証の都度、それまでの実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政検証において使用した基礎率は、基本的には、平成 16（2004）年度から平成 18（2006）年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成したものである。

また、将来の給付費等の推計のために行うシミュレーションは制度毎に行うことから、厚生年金、国民年金（第 1・3 号被保険者のみ。以下同様。）及び共済組合毎にそれぞれ基礎率を作成している。共済組合については、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けた組合員及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、平成 21 年財政検証において使用した主な基礎率について解説する。

1. 厚生年金

厚生年金の総脱退力は第 3-5-1 図、第 3-5-2 図のとおりである。総脱退力とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に過去 3 年間平均で捉えた年度内脱退者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や 50 歳台後半以降において値が大きくなっており、さらに、女子については、結婚・出産による脱退であると思われる 20 歳台後半に山がみられる。

厚生年金の死亡脱退力は第 3-5-3 図、第 3-5-4 図のとおりである。死亡脱退力とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に

遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながる。死亡脱退力は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度内死亡者数を年度平均被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定している。厚生年金の死亡脱退力は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて、低い値となっている。

厚生年金の障害年金発生力は第3-5-5図、第3-5-6図のとおりである。障害年金発生力とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し始める確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中新規裁定障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。厚生年金の障害年金発生力は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

厚生年金の老齢年金失権率は第3-5-7図、第3-5-8図のとおりである。老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給権者が向こう1年間に失権する確率のことである。老齢年金受給権者が失権するのは、受給権者が死亡したときのみであることから、老齢年金失権率は、老齢年金受給権者の死亡率であるといえる。老齢年金失権率は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中年金失権者数を年度平均年金受給権者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。なお、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の方法で算出している。

厚生年金の障害年金失権率は第3-5-9図、第3-5-10図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給権者が失権する確率のことである。障害年金の受給権者が失権するのは、老齢年金同様、基本的には受給権者が死亡したときであるが、障害年金受給権者の死亡率は生命表の死亡率と比較して高いため、結果として、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっている。

遺族である妻及び夫についての厚生年金の遺族年金失権率は第3-5-11図、第3-5-12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年金受給権者が失権する確率のことである。遺族年金受給権者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合などがある。ここでいう妻、夫とは、受給権者（遺族）の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子または夫に受給権が付与されるとして推計を行っている。厚生年金についていえば、妻の失権率、すなわち、再婚あるいは死亡する確率は、40歳頃までは年齢とともに低くなり、その後低いまま推移、60歳台後半から高くなるというU字型をしている。これは40歳頃までは、遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は、年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も55歳からのみ作成している。ま

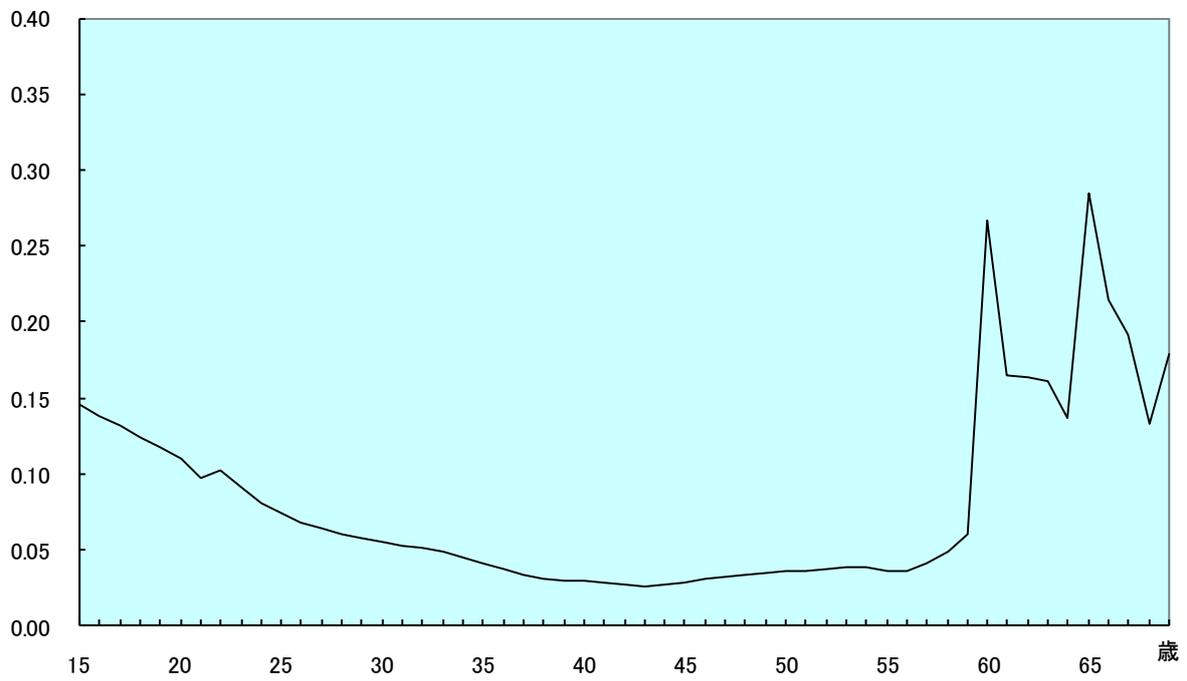
た、年齢の若い女性被保険者が死亡した場合には、子に受給権が付与されるものとしているが、その失権率については後述の基礎数値を参照されたい。

妻及び子、夫への厚生年金の遺族年金発生割合は第3-5-13図、第3-5-14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給権者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻及び子、夫とは、遺族年金失権率と同様、受給権者（遺族）の状態を表している。厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻への場合は、平成17年国勢調査の配偶者状況及び「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成20年3月推計）」（以下、「世帯数推計」という。世帯数推計については、第3章第6節参照。）における将来の有配偶割合を参考にして作成している。また、夫への場合は、厚生年金の遺族年金受給権者に関する実績統計の他、平成17年国勢調査の配偶者状況及び世帯数推計における将来の有配偶割合を参考にして作成している。また、子への場合は、健康保険被保険者実態調査における被保険者に対する被扶養者の割合を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなるが、一方、高年齢層では年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した被保険者が女子である場合には、50歳を境に2つの率を作成している。50歳未満については、遺族が子である場合、50歳以上については、遺族が夫である場合である。夫への場合、妻への場合ともに世帯数推計における将来の有配偶割合を用いており、これにより、シミュレーションに将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。

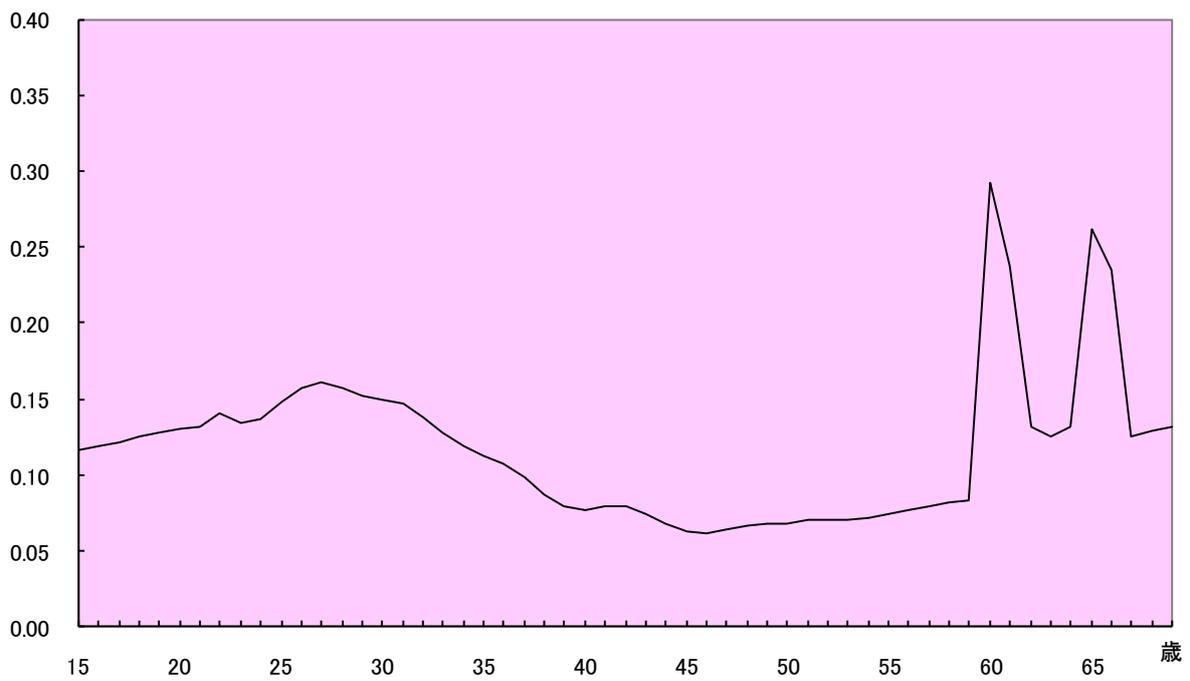
厚生年金の標準報酬指数は第3-5-15図、第3-5-16図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準について、20.5歳を1として指数化したものである。標準報酬指数は、過去3年間の性・年齢別の標準報酬総額（ボーナス込み）の平均値に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり50歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの50歳台後半までほぼ横ばいで推移し、その後、若干低くなっている。

その他、厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を、制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を、実績統計をもとに作成している。再加入率は、第3-5-17図、第3-5-18図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、30歳台頃から7～8割でほぼ一定となる。

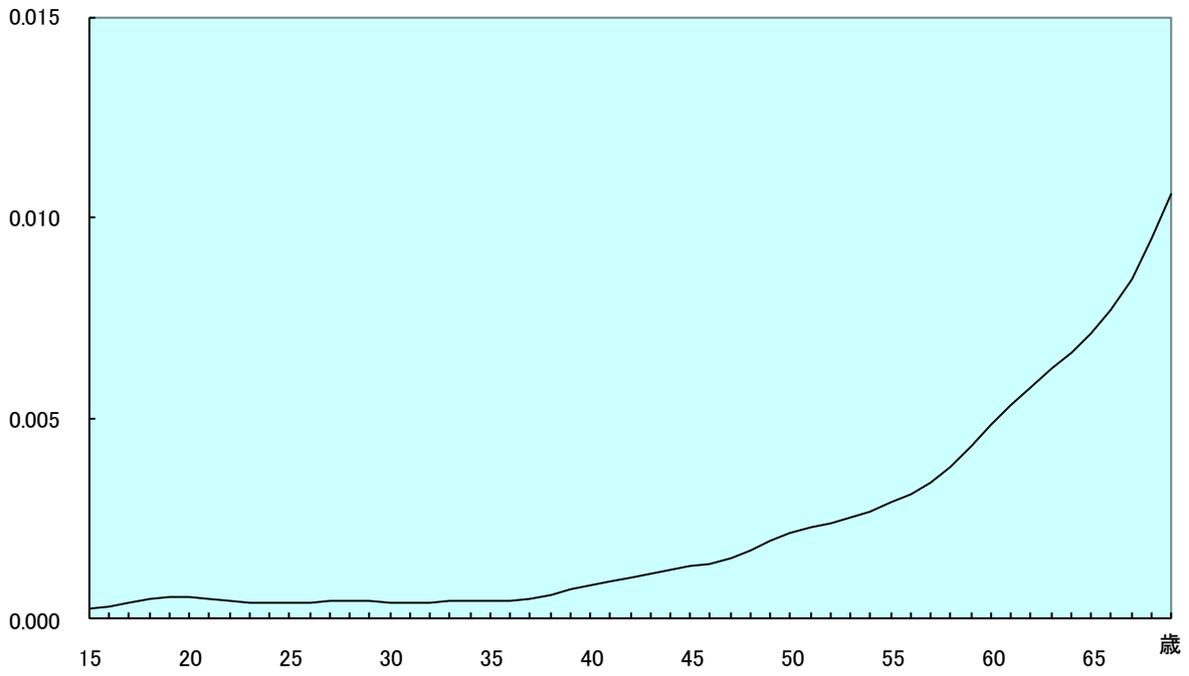
第3-5-1図 厚生年金総脱退力（男子）



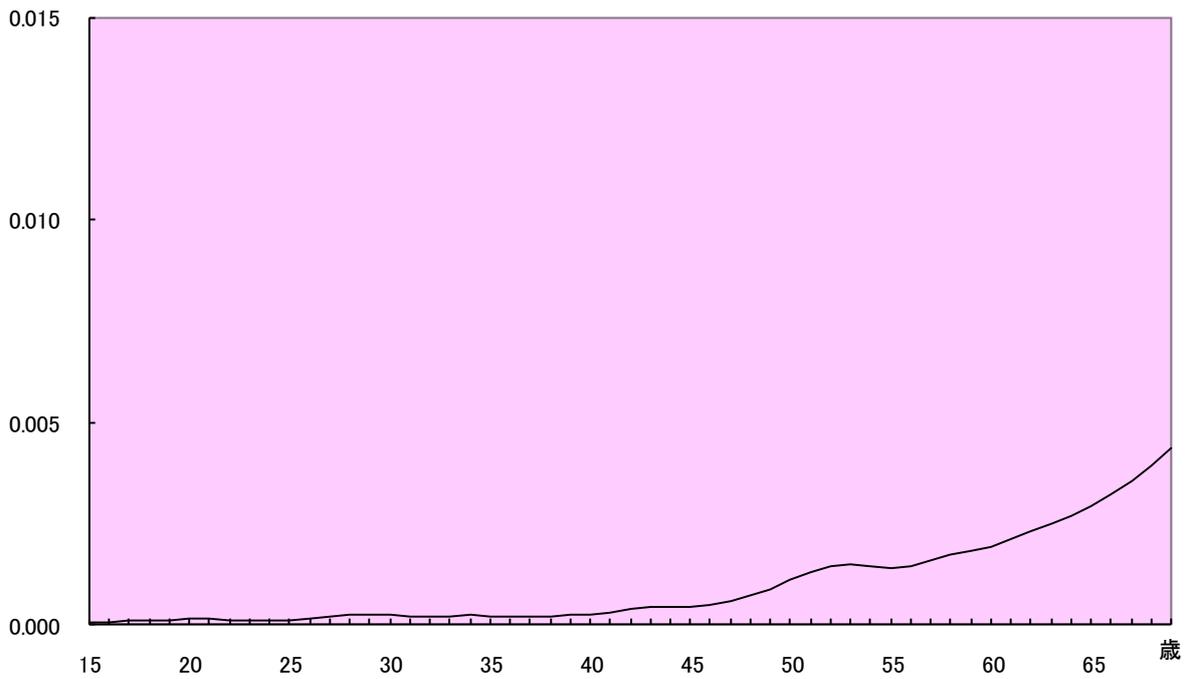
第3-5-2図 厚生年金総脱退力（女子）



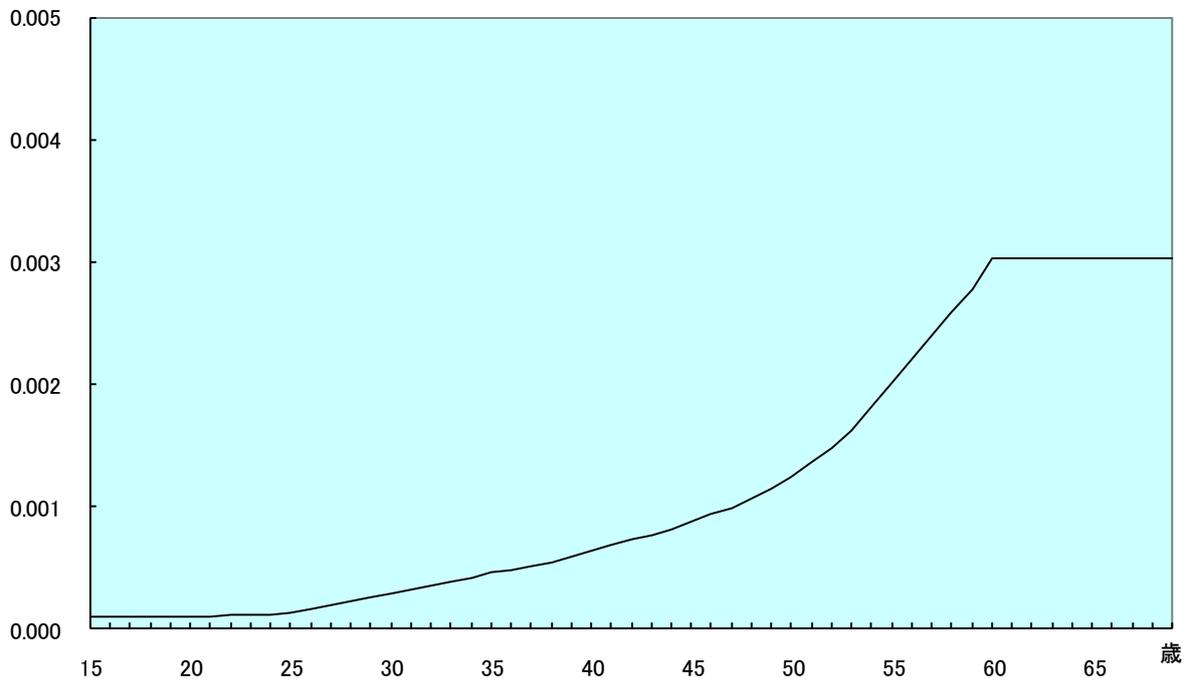
第3-5-3図 厚生年金死亡脱退力(男子)



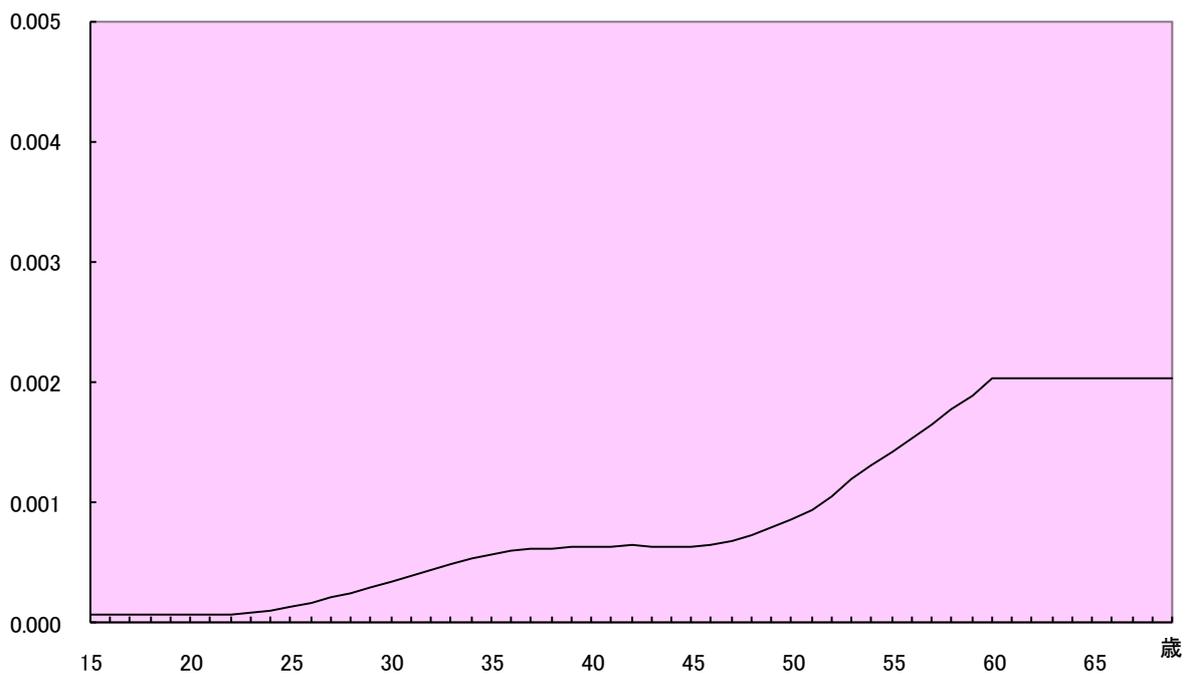
第3-5-4図 厚生年金死亡脱退力(女子)



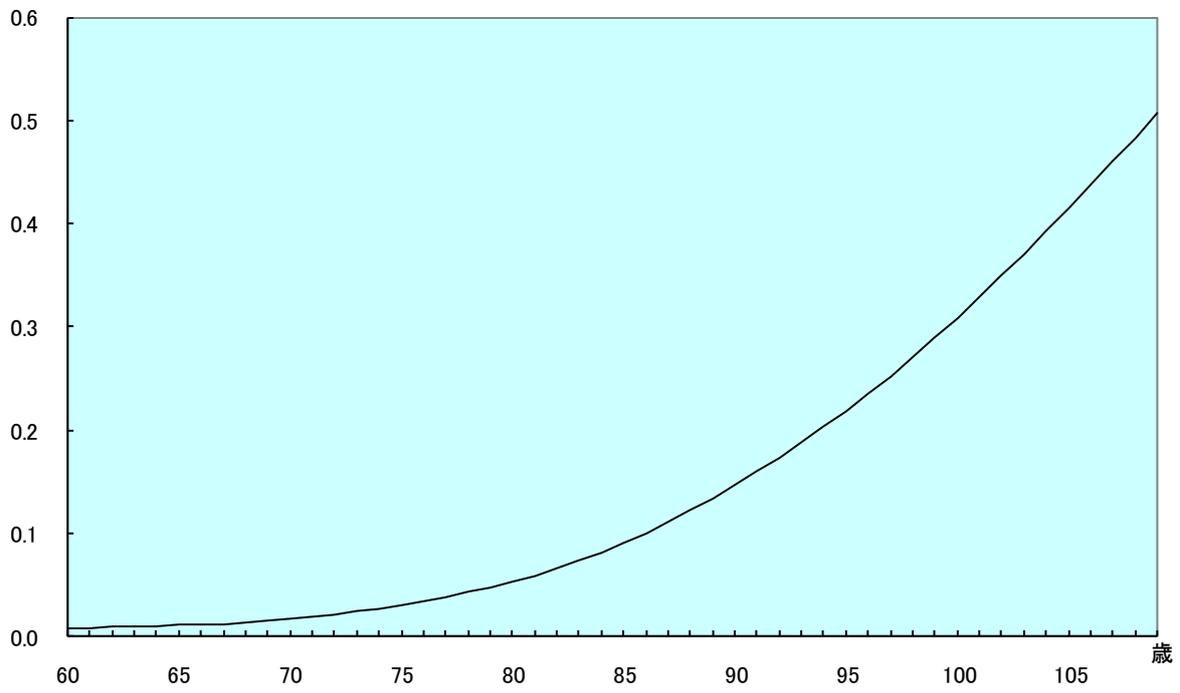
第 3 - 5 - 5 図 厚生年金障害年金発生力 (男子)



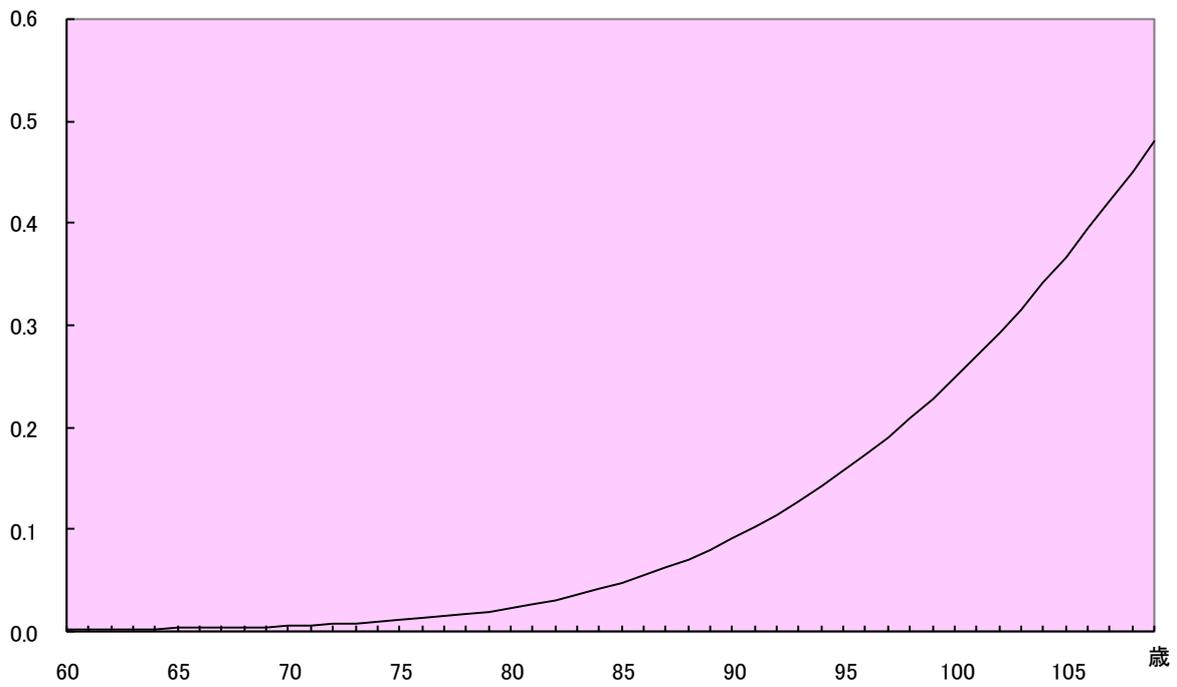
第 3 - 5 - 6 図 厚生年金障害年金発生力 (女子)



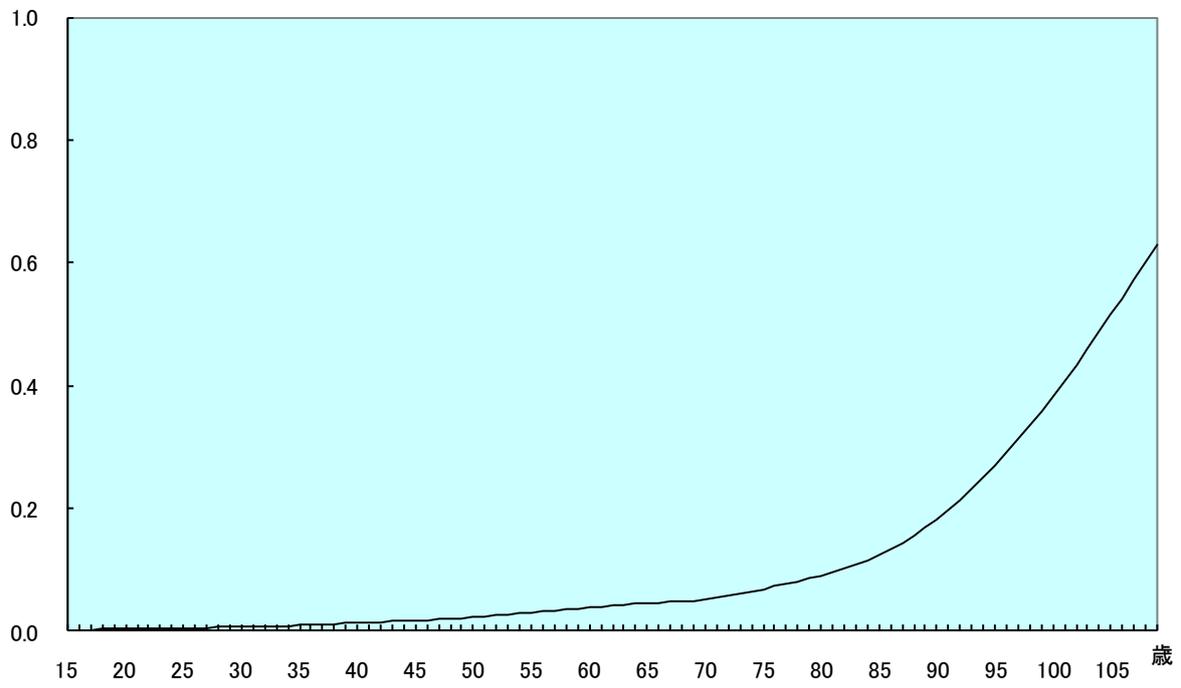
第 3 - 5 - 7 図 厚生年金老齡年金失権率（男子）



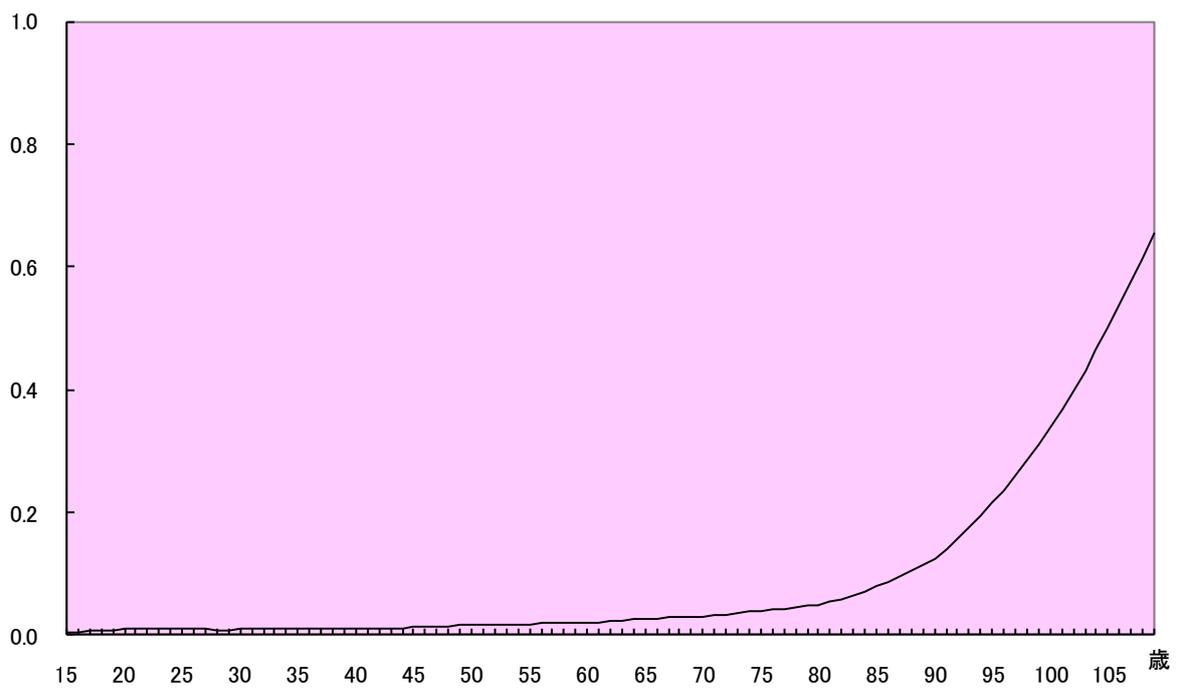
第 3 - 5 - 8 図 厚生年金老齡年金失権率（女子）



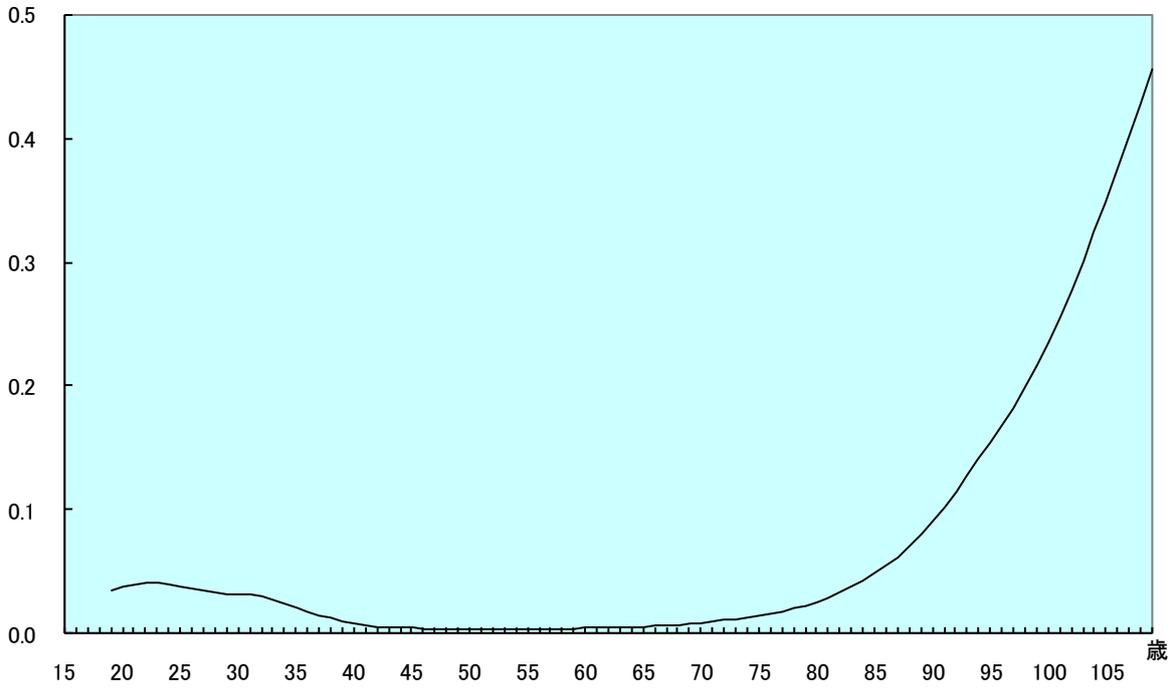
第3-5-9図 厚生年金障害年金失権率（男子）



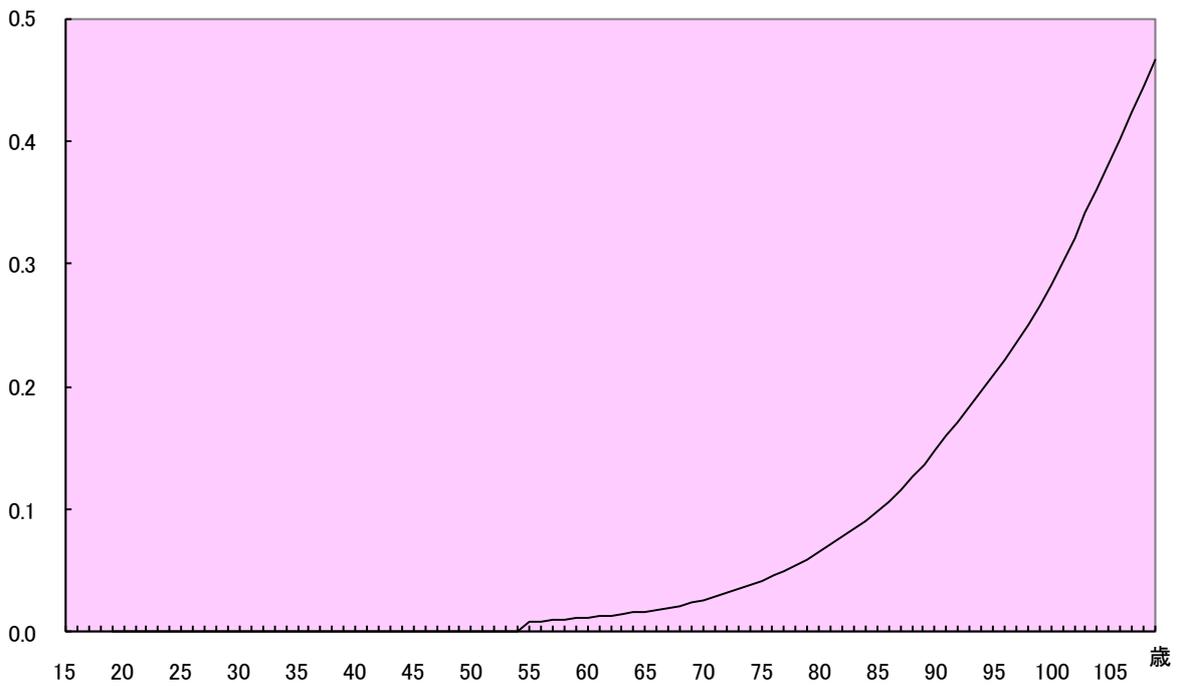
第3-5-10図 厚生年金障害年金失権率（女子）



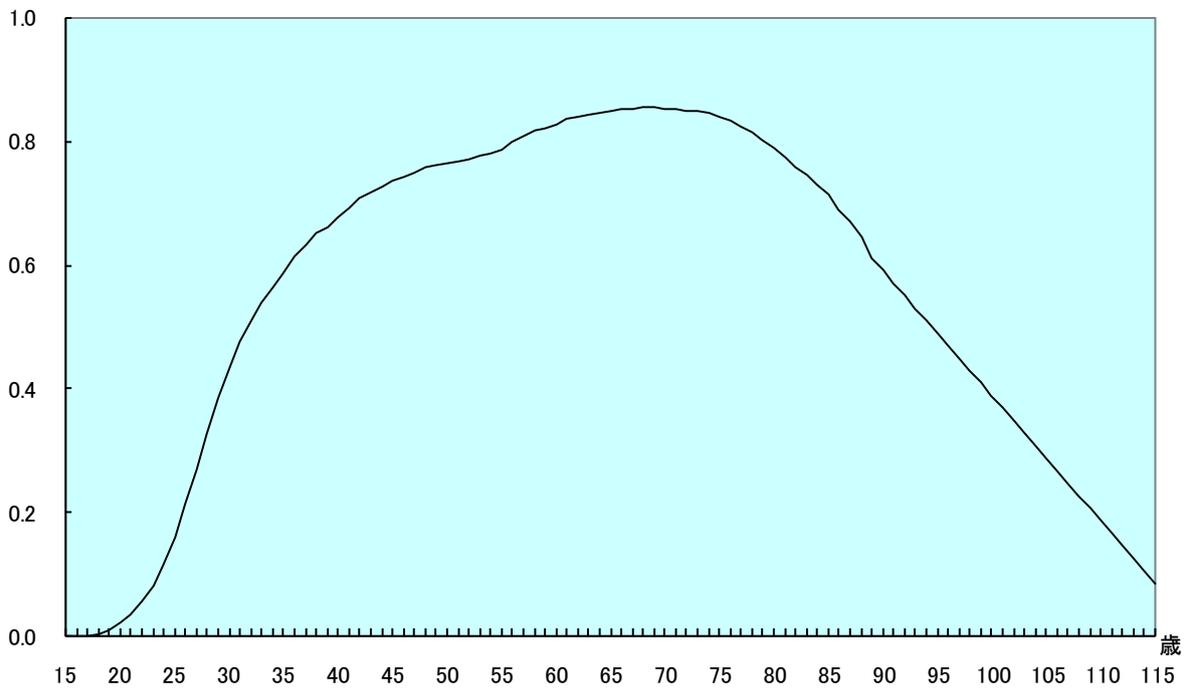
第3-5-11図 厚生年金遺族年金失権率（妻）



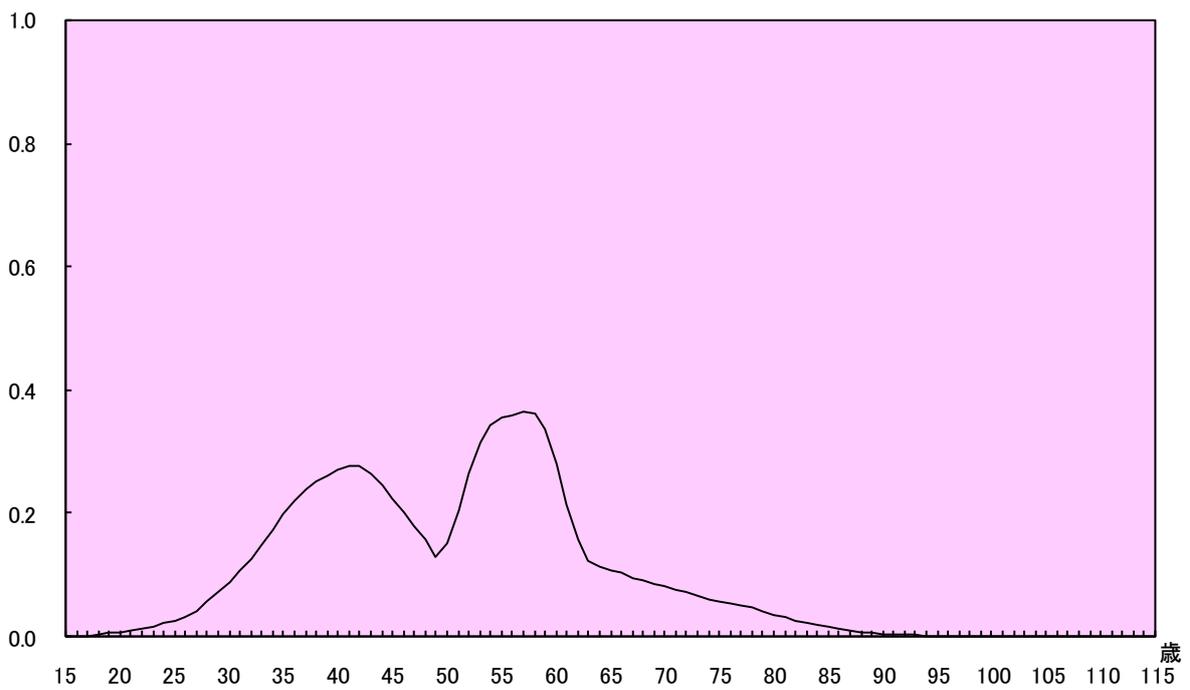
第3-5-12図 厚生年金遺族年金失権率（夫）



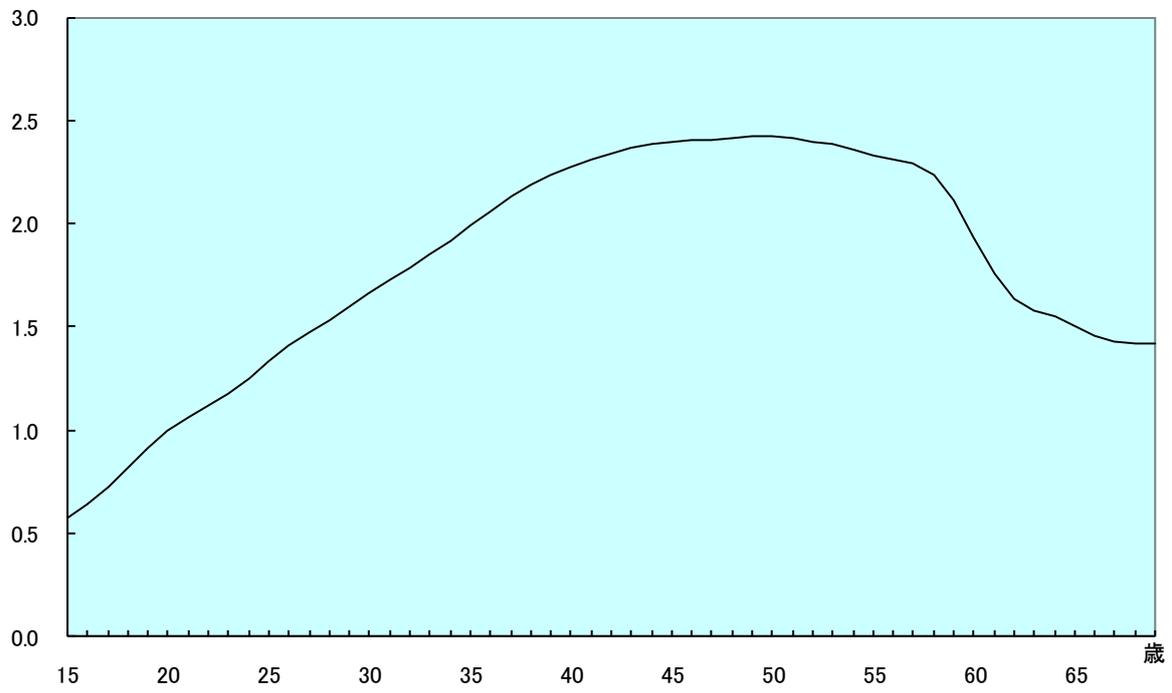
第3-5-13 図 厚生年金遺族年金発生割合（妻）



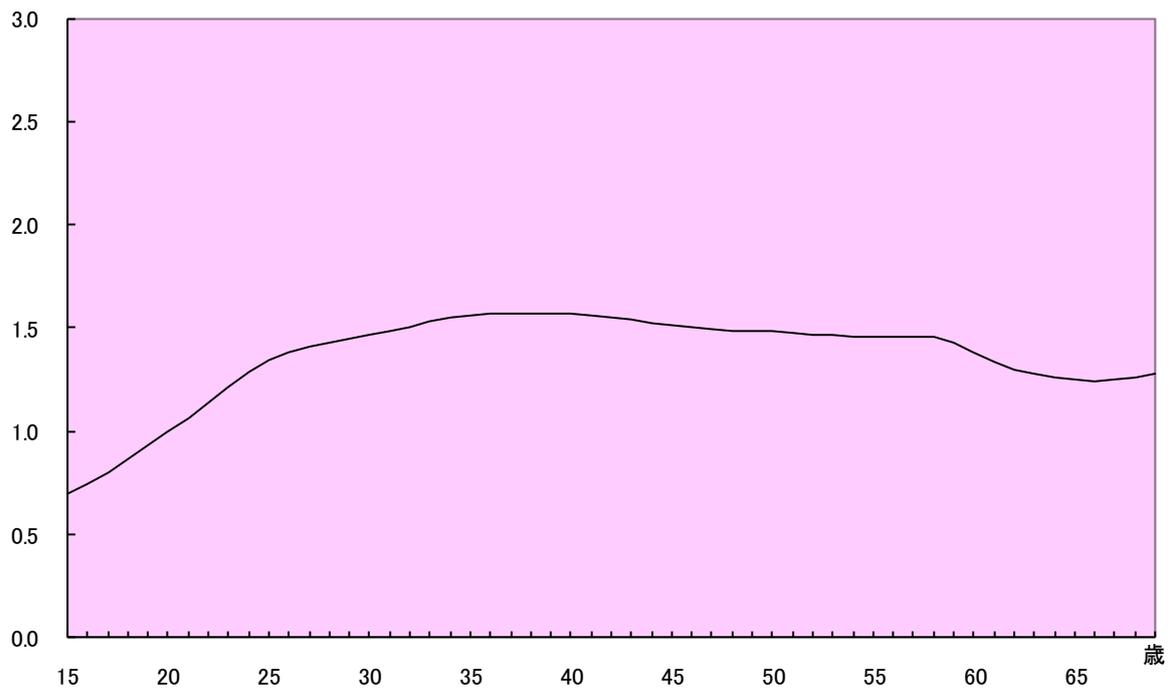
第3-5-14 図 厚生年金遺族年金発生割合（夫、子）



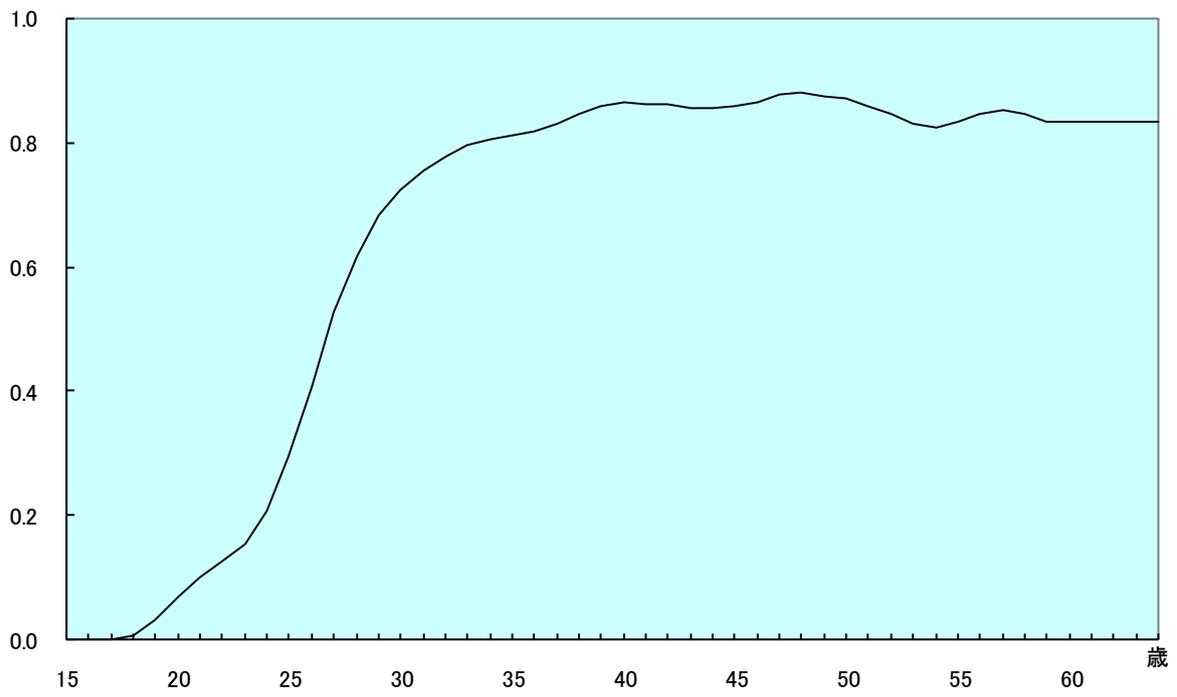
第3-5-15図 厚生年金標準報酬指数（男子）



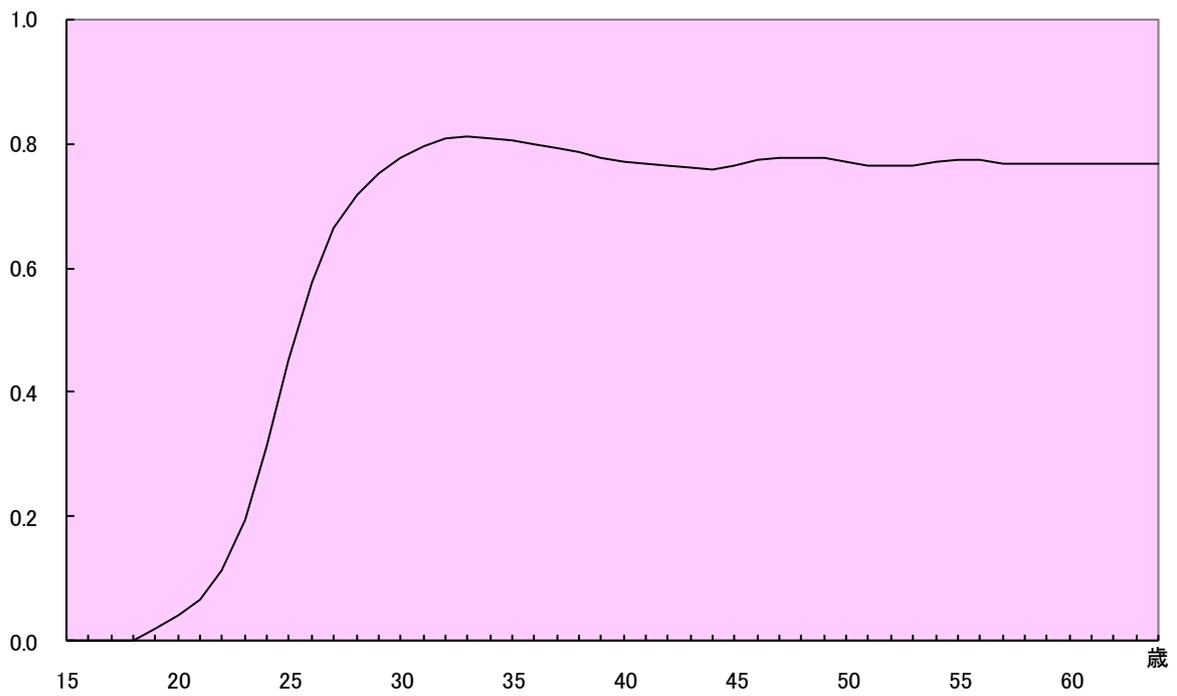
第3-5-16図 厚生年金標準報酬指数（女子）



第3-5-17图 再加入率（男子）



第3-5-18图 再加入率（女子）



2. 国民年金

第1号被保険者の総脱退力は第3-5-19図、第3-5-20図のとおりであり、第3号被保険者の総脱退力は第3-5-21図のとおりである。第1号被保険者については、男子、女子ともに20歳代前半が高くなっているが、これは第1号被保険者である学生が就職することにより第1号被保険者から第2号被保険者に移るためと考えられる。第3号被保険者については、50歳代後半で上昇しているが、これは夫である配偶者がサラリーマンを退職したために第3号被保険者から第1号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第1号被保険者の死亡脱退力は第3-5-22図、第3-5-23図のとおりであり、第3号被保険者の死亡脱退力は第3-5-24図のとおりである。死亡脱退力は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながるものとなり、第1号被保険者、第3号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の障害年金発生力は、一般障害年金発生力と20歳前障害年金発生力に分けて作成しており、一般障害年金発生力は第3-5-25図、第3-5-26図のとおりであり、20歳前障害年金発生力は第3-5-27図、第3-5-28図のとおりである。一般障害年金発生力の算定方法は厚生年金と同じであるが、20歳前障害年金発生力は20歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去3年平均の新規裁定障害年金受給権者数を過去3年平均の10月1日現在総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生力については、男子、女子ともに年齢とともに大きくなる傾向にあり、20歳前障害年金発生力については、男子、女子ともに20歳到達をもって受給者になることが多いため、20歳に大きな山がある。

国民年金の老齢年金失権率は第3-5-29図、第3-5-30図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第3-5-31図、第3-5-32図のとおりであり、国民年金の20歳前障害年金失権率は第3-5-33図、第3-5-34図のとおりである。国民年金の場合も厚生年金の場合と同様、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっており、また、年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

国民年金の遺族年金失権率（妻）は第3-5-35図のとおりである。遺族年金失権率（妻）とは、妻に支給される遺族基礎年金が失権する確率のことである。遺族年金受給者（妻）が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合のほかに、遺族年金（妻）は18歳未満の子（子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）のある妻にしか支給されないことから、一番若い子が18歳の誕生日の属する年度を越えたという場合がある。20歳台においてほぼ横ばいで30歳台前半においてやや減少し、その後、40歳頃から年齢とともに高くなっているのは、再婚の影響及び子の成長による失権が多いためと考えられる。

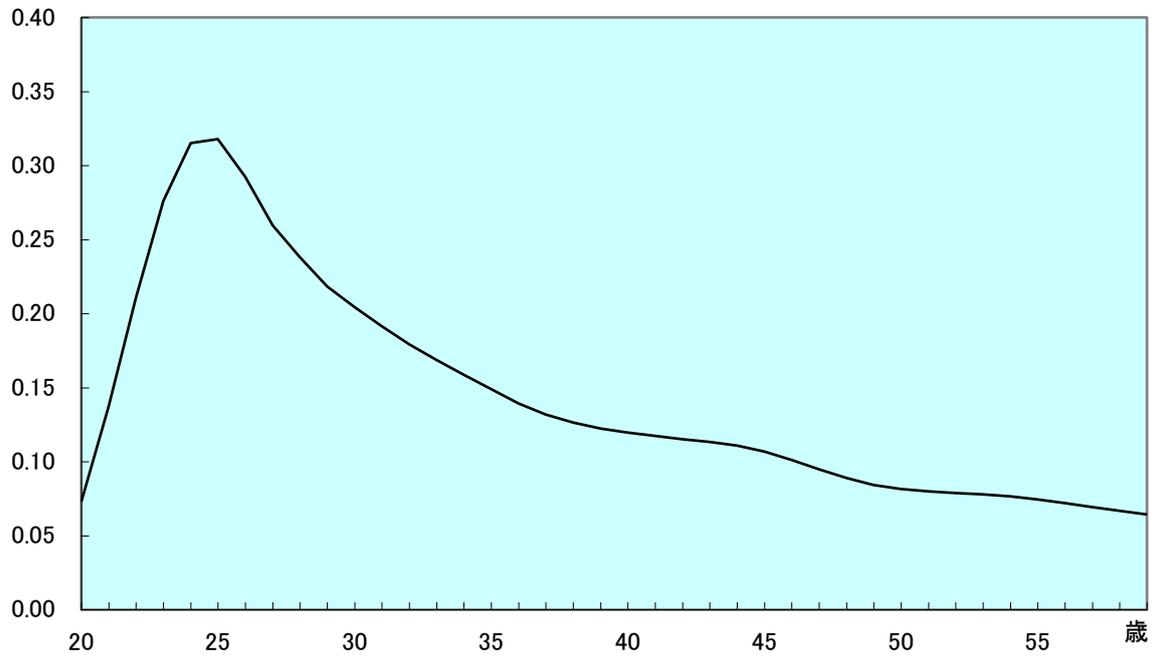
国民年金の遺族年金発生割合（妻、子）は第3-5-36図、第3-5-37図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、子のある妻の確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去3年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数（妻の場合は子のある妻、子の場合は第1子）を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。また、将来においては厚生年金の場合と同様、世帯数推計における将来の有配偶割合を用いている。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、子の場合ともに、被保険者の死亡時に18歳未満の子（子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）がいることが支給要件であることから、40歳前後を頂点とする山型になっている。

第1号被保険者の保険料納付状況については、まず保険料の納付を要するかどうかについて、免除や納付の特例の対象となる者の割合を作成している。具体的には、保険料の全額免除、部分免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）、学生納付特例、および若年者納付猶予の対象となる者の割合をそれぞれ作成している。さらに、これを踏まえ、保険料の納付を要する者に対する納付率を、納付区分（免除非対象、4分の1免除、半額免除、4分の3免除）別に作成している。なお、保険料の免除や納付特例等に関する基礎率については直近の実績に準拠しているが、納付率については、直近の年齢別納付率の実績を、社会保険庁が設定した納付率の目標値（全体で納付率80%）によって修整したものをを用いている。

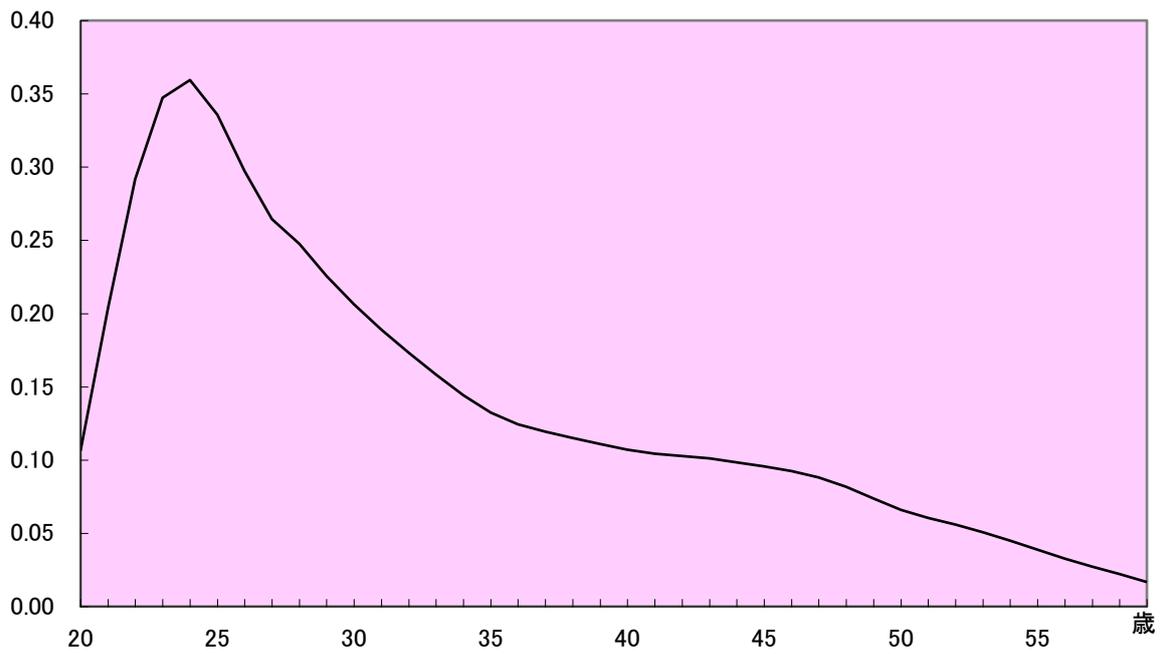
保険料の全額免除対象者の割合は、第3-5-38図のとおりである。20代の若年層については、学生免除の適用となる者の割合が高いことから全額免除者の割合は低くなっているが、40歳にかけて上昇していき、そこからゆるやかな減少に転じている。学生納付特例対象者の割合は、第3-5-39図のとおりであり、大学生である者の割合が多いと考えられる20代前半で非常に高くなっている。また、免除の対象となっていない者の納付率は、直近の実績では、第3-5-40図のとおりとなっている。これを見ると、20代前半については学生納付特例制度によって支払い能力が低い者が納付対象となっていないことから1つの山となっている

が、それを除けば基本的には年齢が低いほど納付率は低く、年齢が高いほど納付率も高くなっている。なお、先ほど述べたとおり、今回の財政検証においてはこの直近の実績をそのまま使用しているわけではなく、年齢計で見た場合の納付率が目標である 80%となるように修整をした後の年齢別納付率を用いていることに留意が必要である。

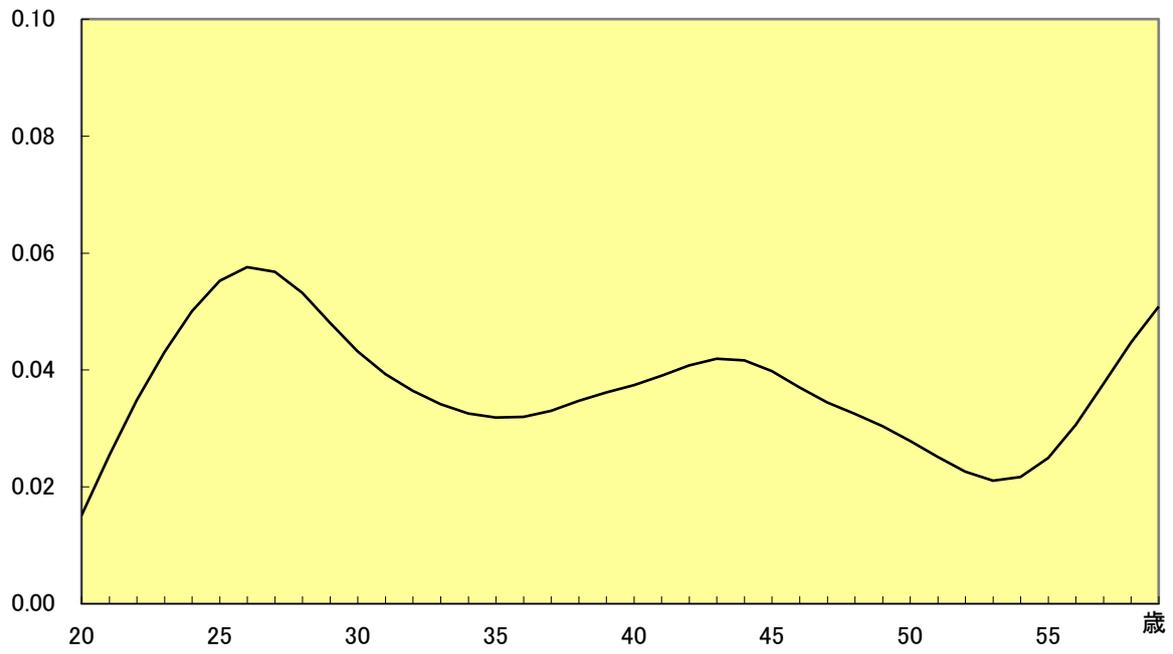
第3-5-19図 国民年金総脱退力（1号男子）



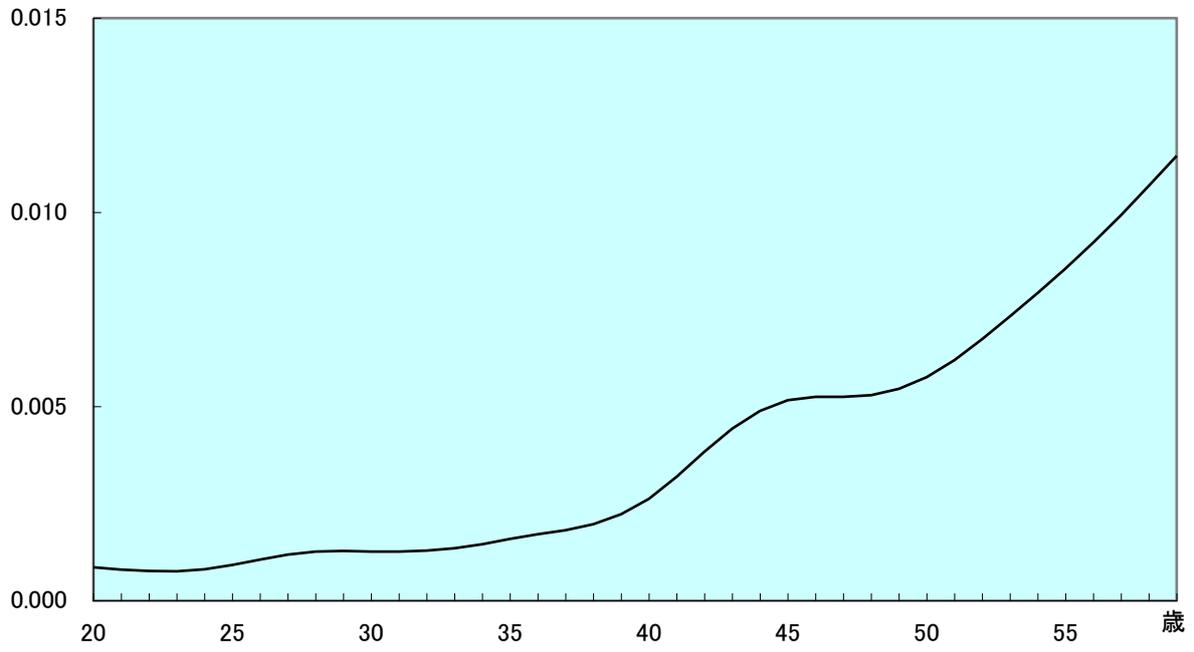
第3-5-20図 国民年金総脱退力（1号女子）



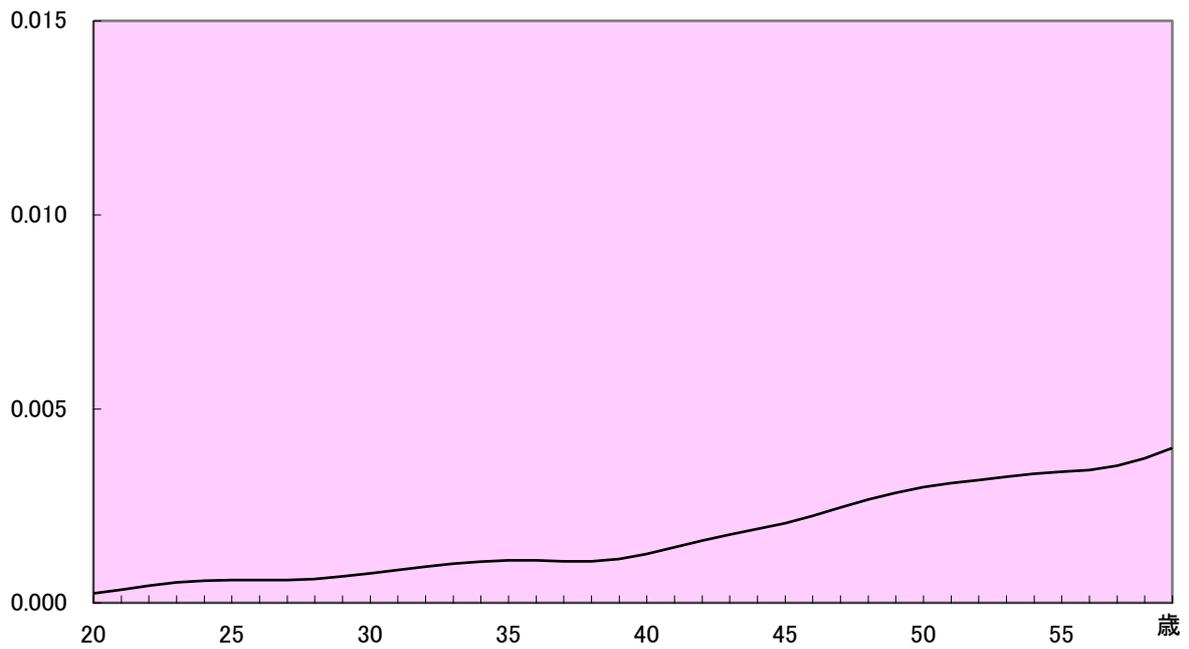
第 3 - 5 - 21 図 国民年金総脱退力 (3 号)



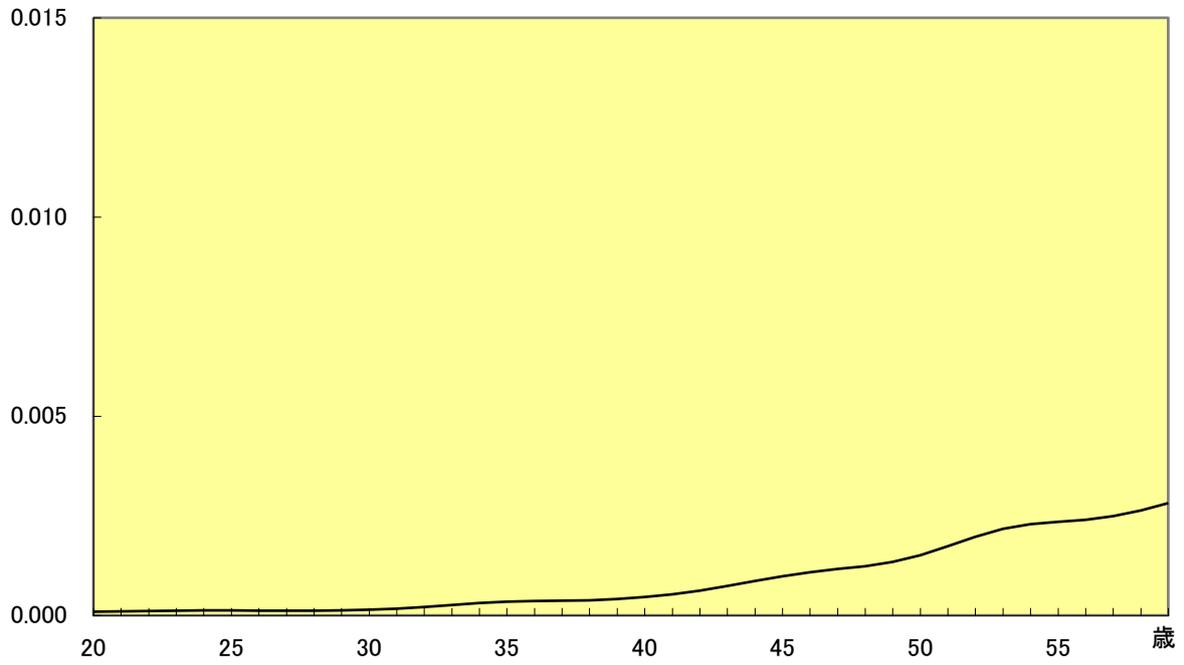
第 3 - 5 - 22 图 国民年金死亡脱退力 (1 号男子)



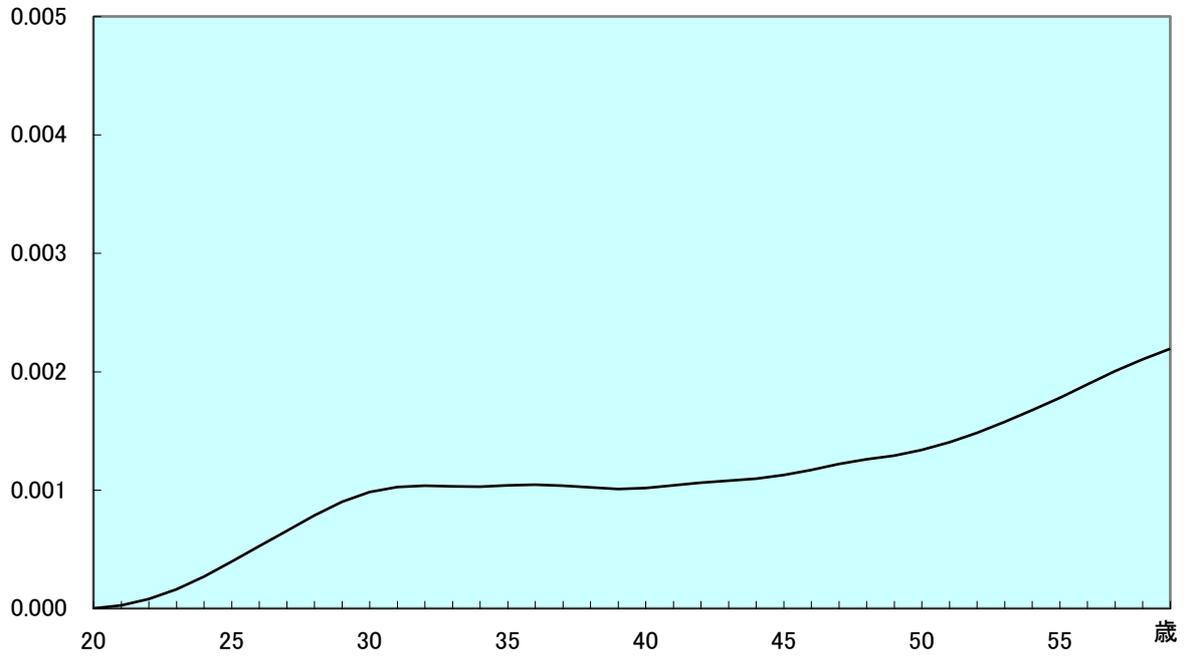
第 3 - 5 - 23 图 国民年金死亡脱退力 (1 号女子)



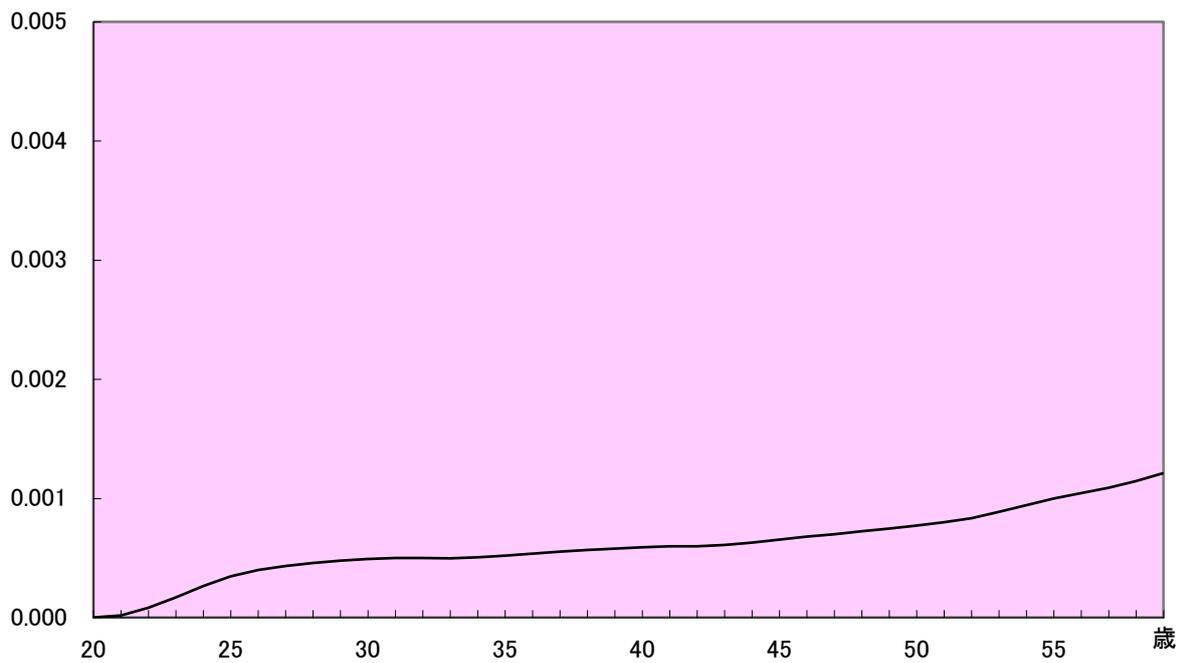
第 3 - 5 - 24 図 国民年金死亡脱退力 (3 号)



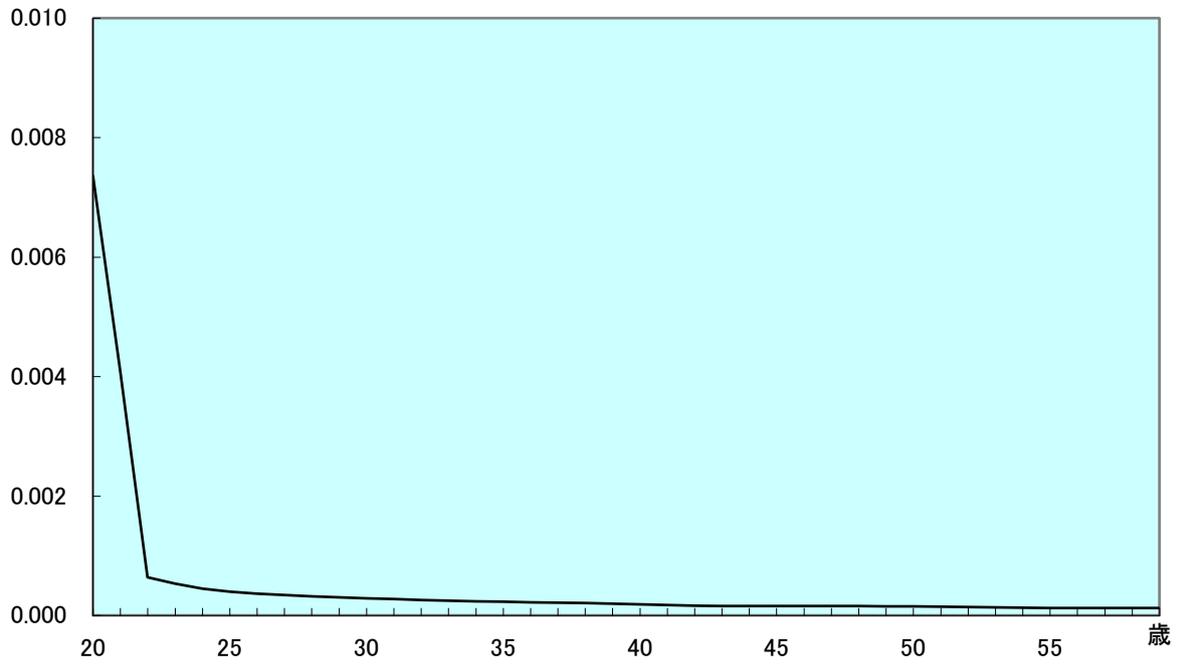
第 3 - 5 - 25 図 国民年金一般障害年金発生力（男子）



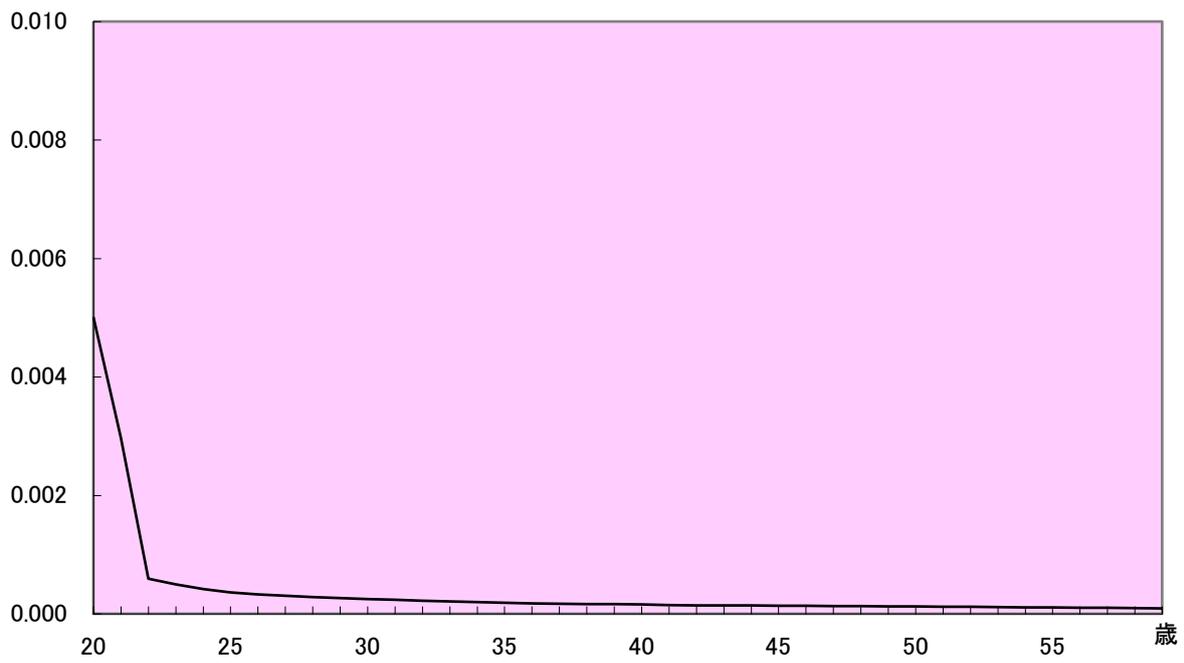
第 3 - 5 - 26 図 国民年金一般障害年金発生力（女子）



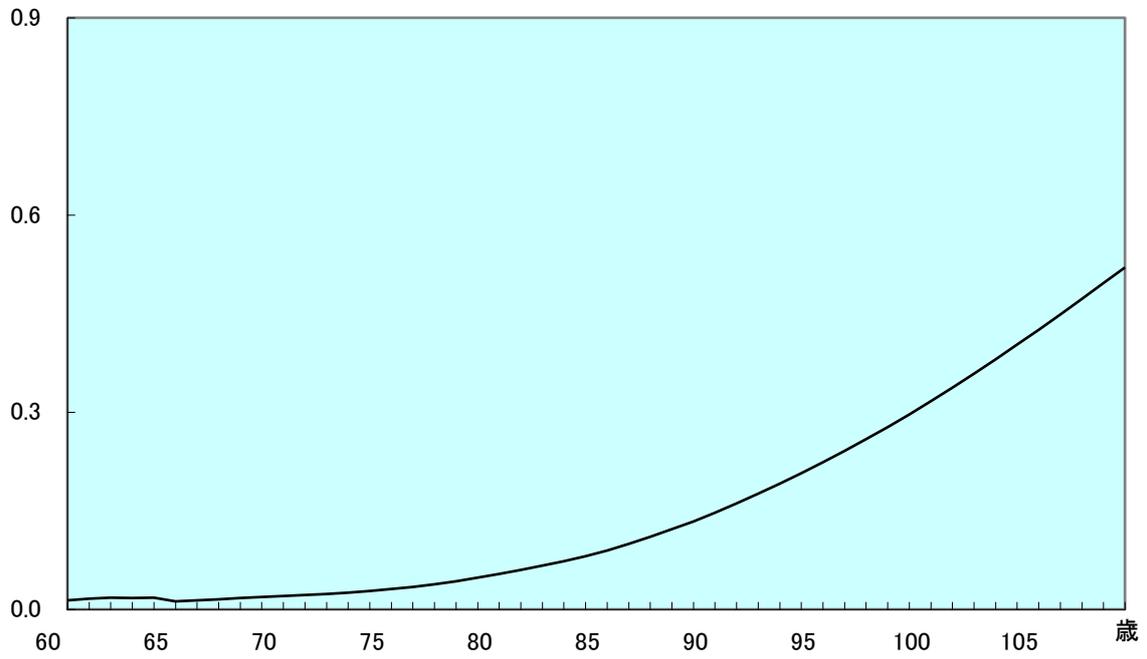
第3-5-27図 国民年金20歳前障害年金発生力（男子）



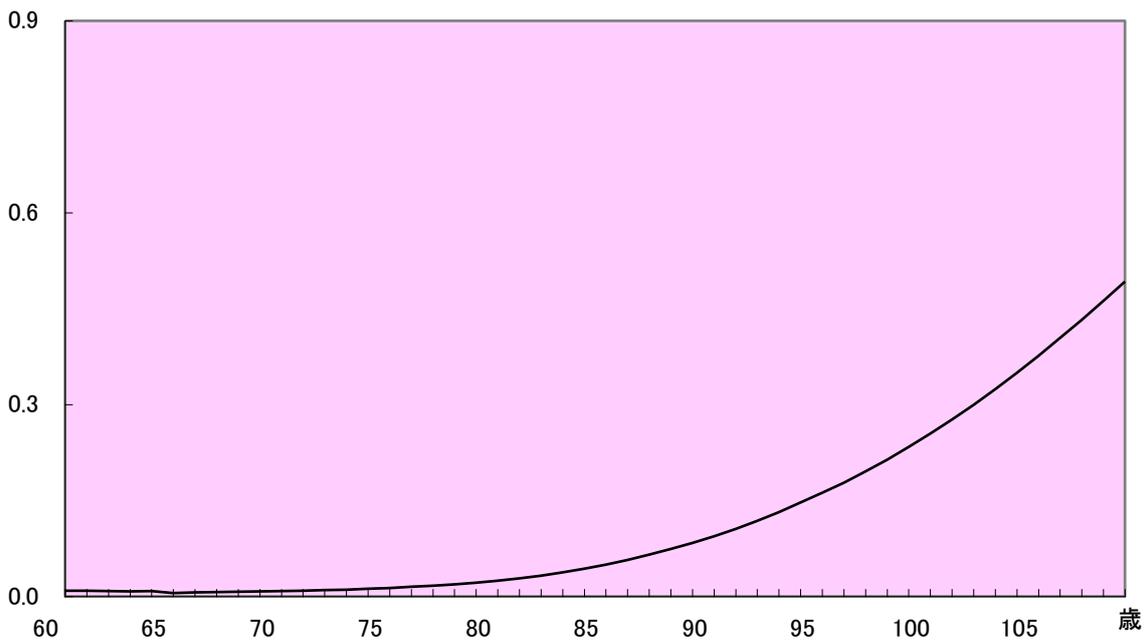
第3-5-28図 国民年金20歳前障害年金発生力（女子）



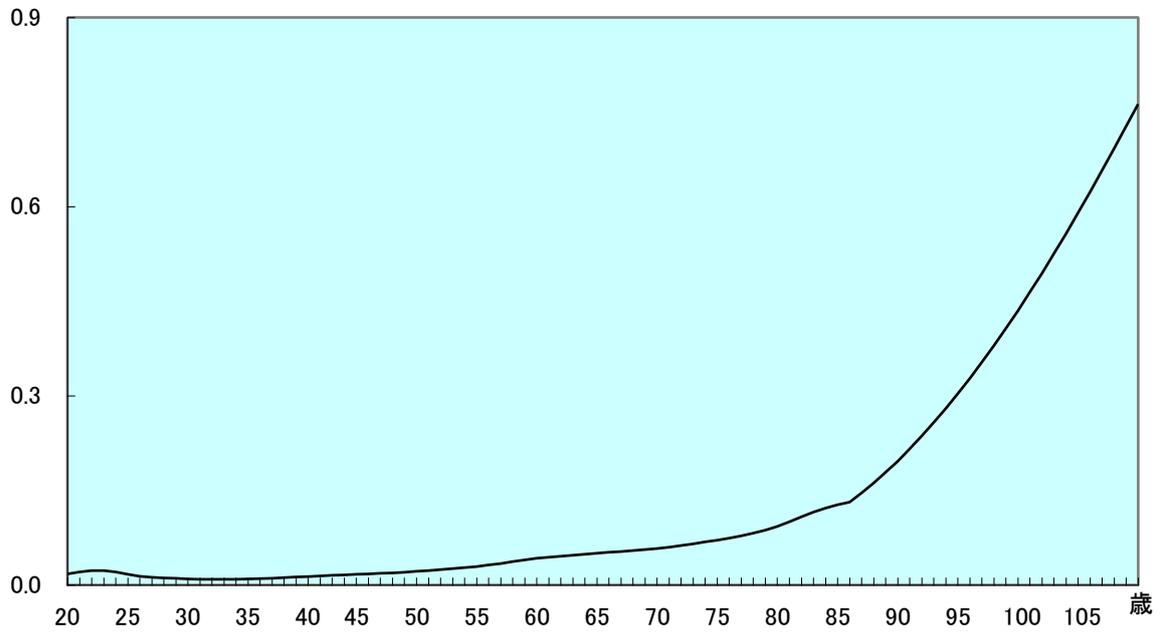
第 3 - 5 - 29 図 国民年金老齡年金失権率（男子）



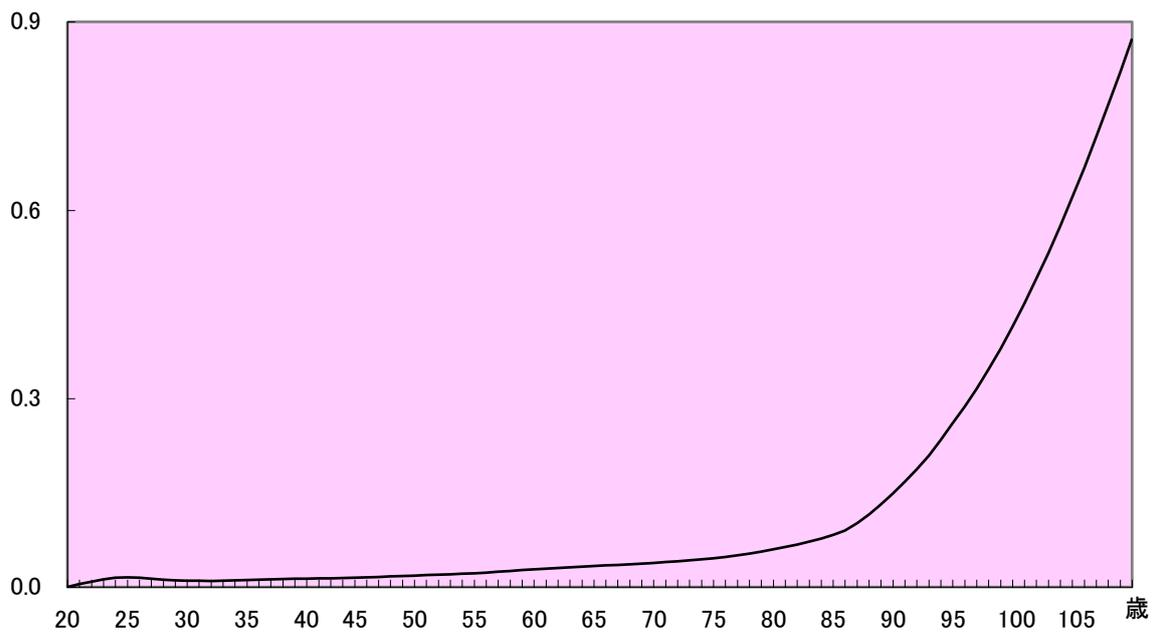
第 3 - 5 - 30 図 国民年金老齡年金失権率（女子）



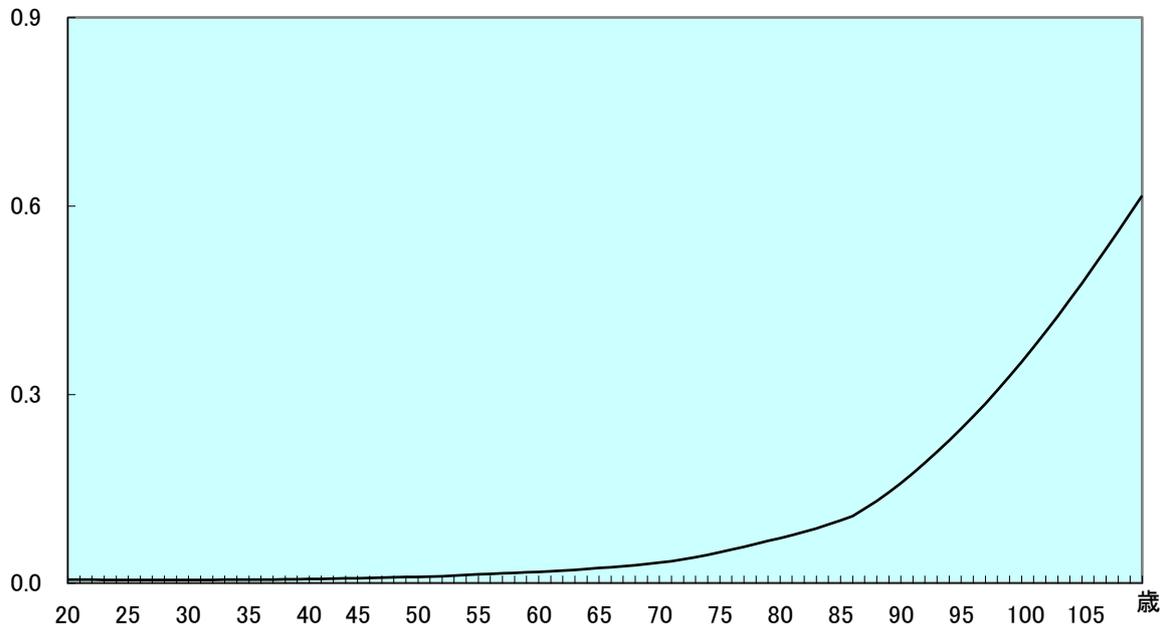
第 3 - 5 - 31 図 国民年金一般障害年金失権率（男子）



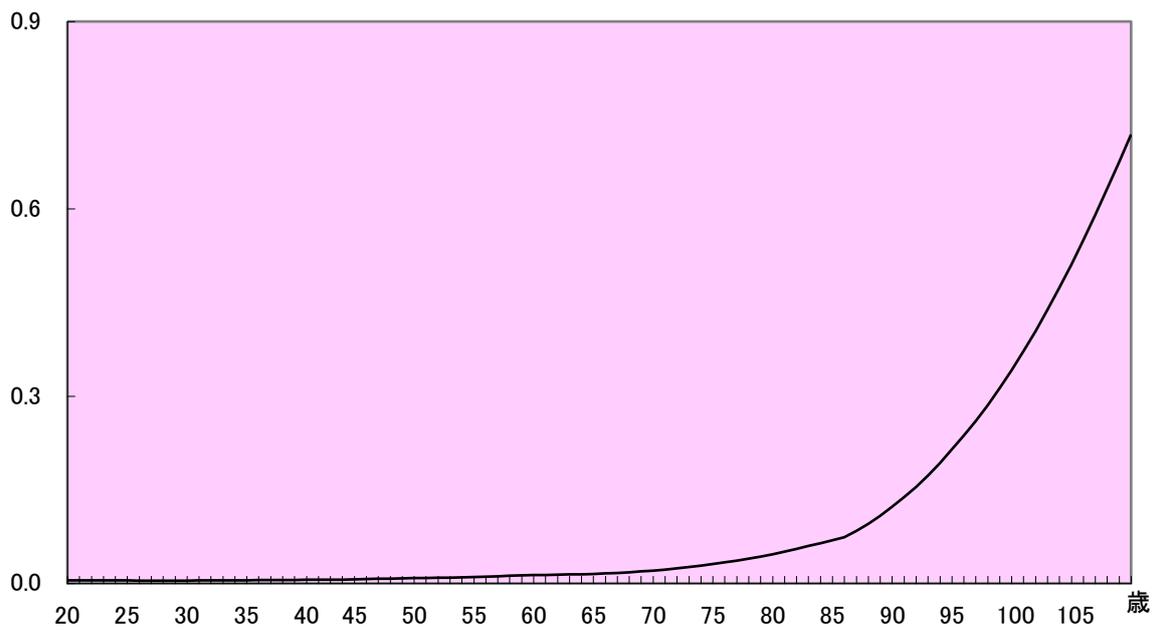
第 3 - 5 - 32 図 国民年金一般障害年金失権率（女子）



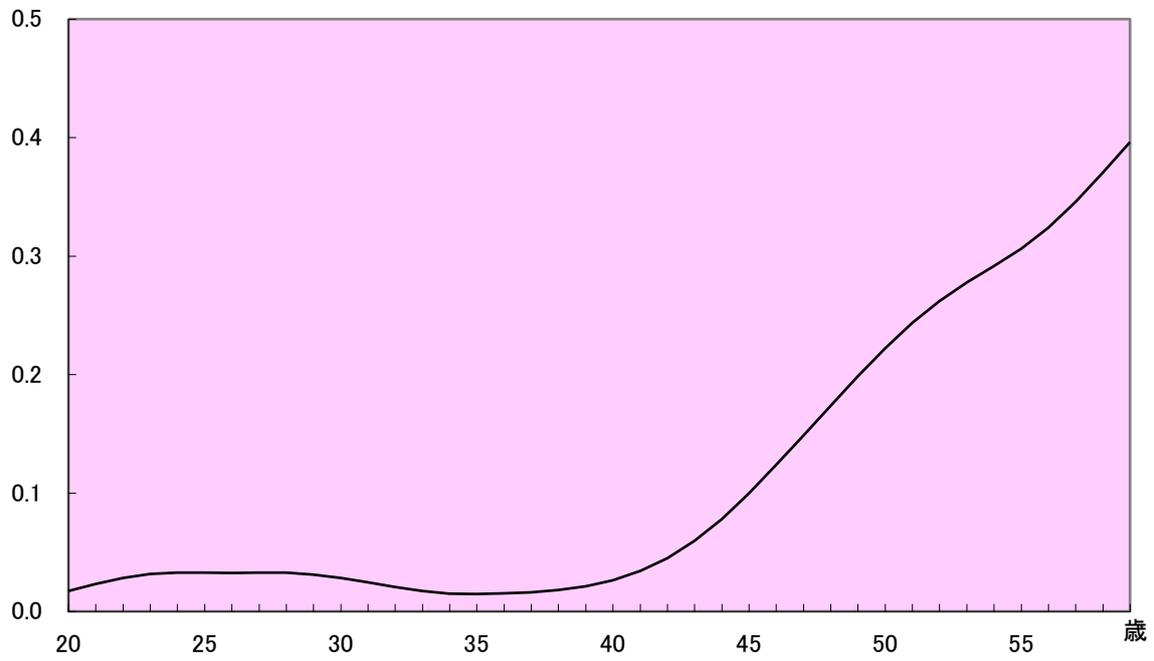
第3-5-33图 国民年金20歳前障害年金失権率（男子）



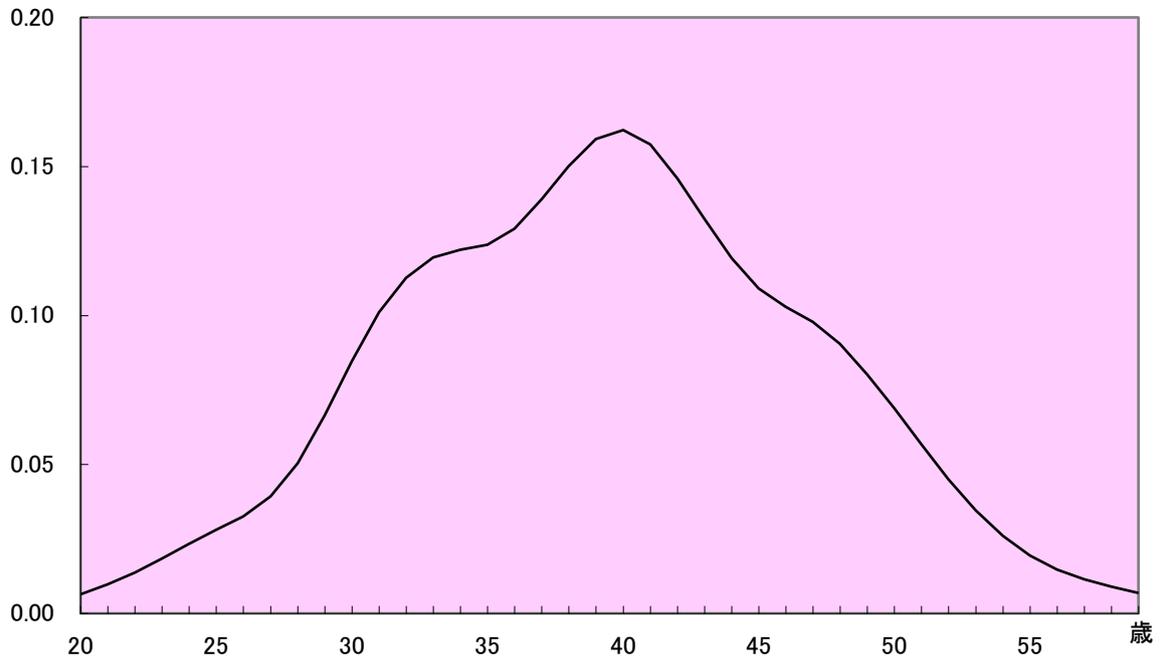
第3-5-34图 国民年金20歳前障害年金失権率（女子）



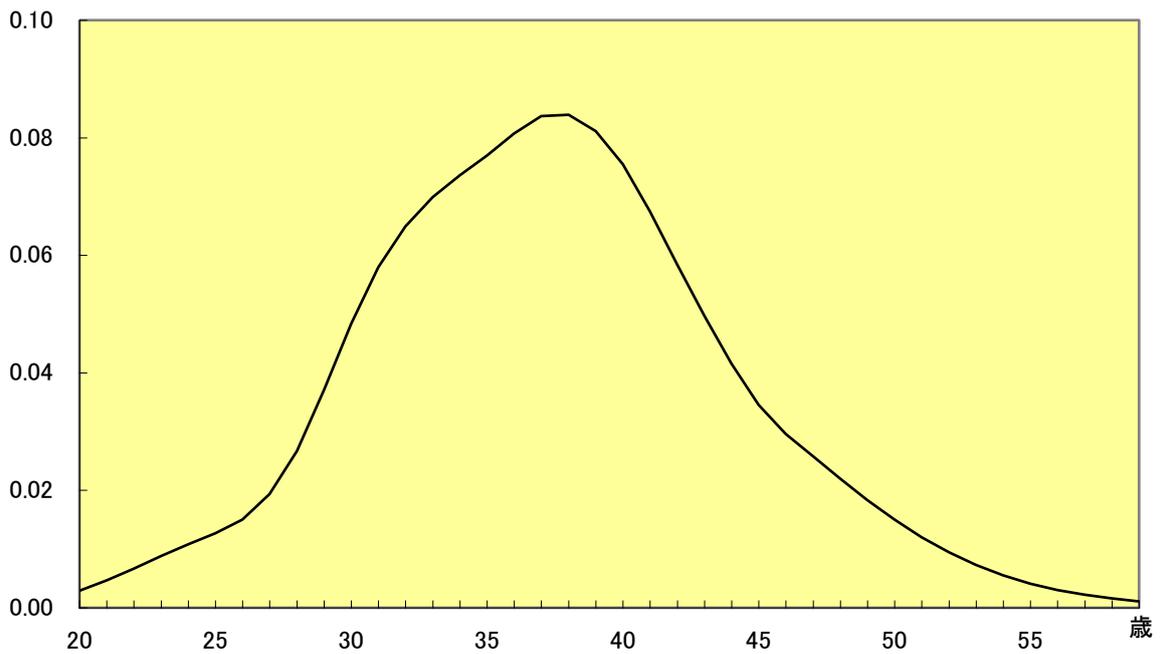
第 3 - 5 - 35 図 国民年金遺族年金失権率（妻）



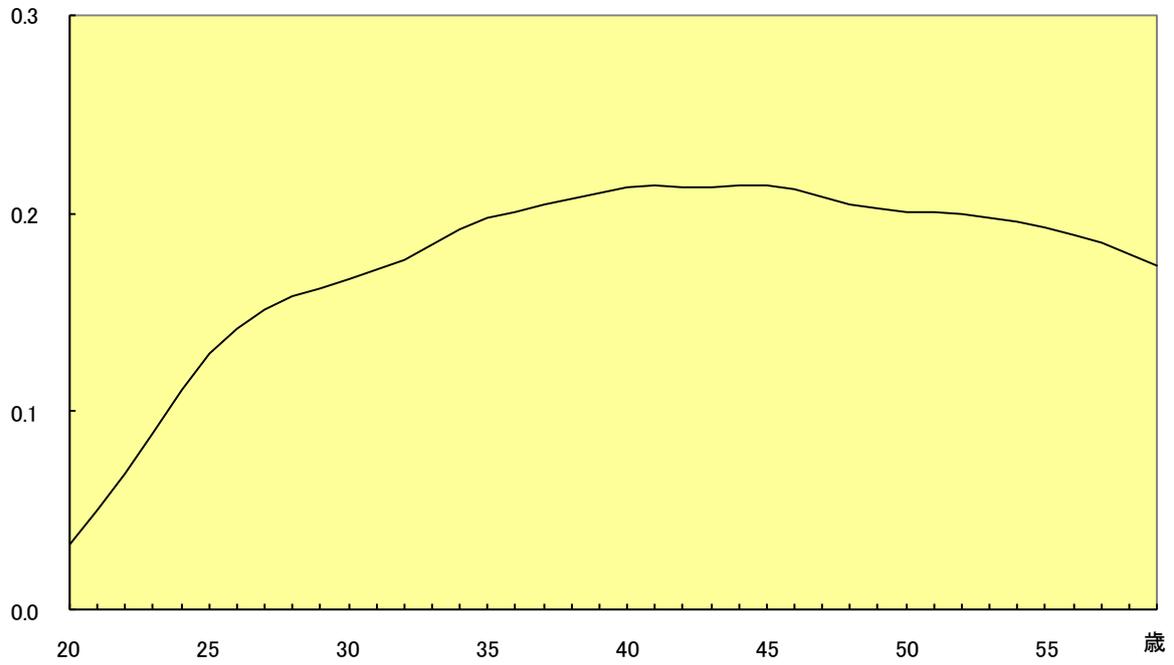
第 3 - 5 - 36 図 国民年金遺族年金発生割合（妻）



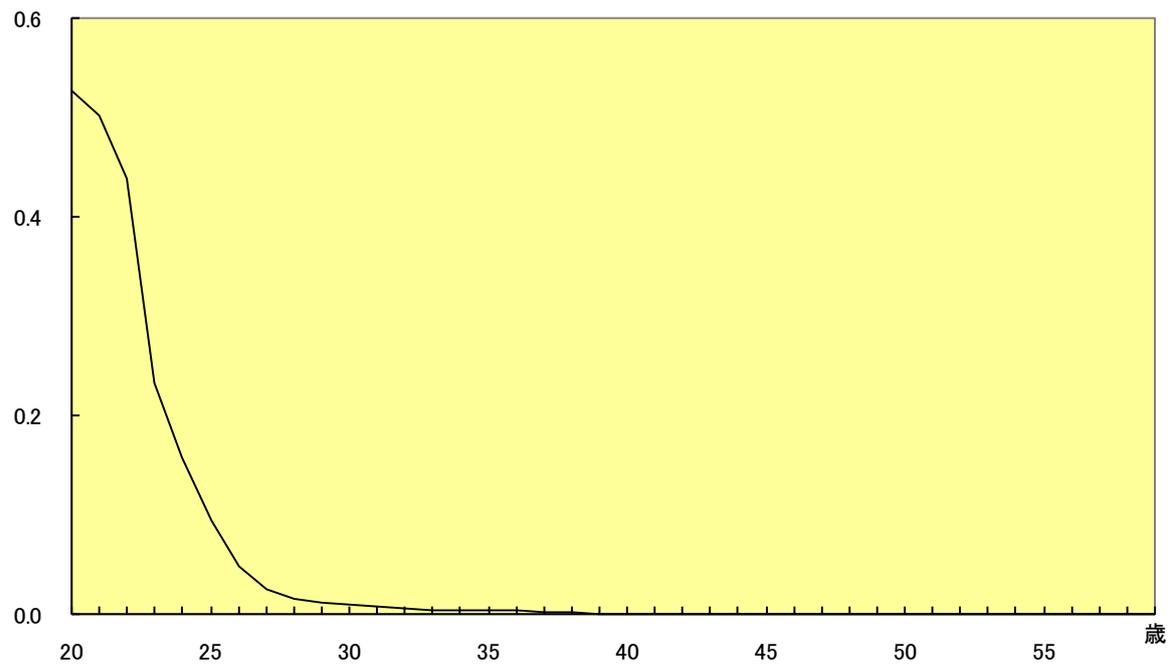
第 3 - 5 - 37 図 国民年金遺族年金発生割合（子）



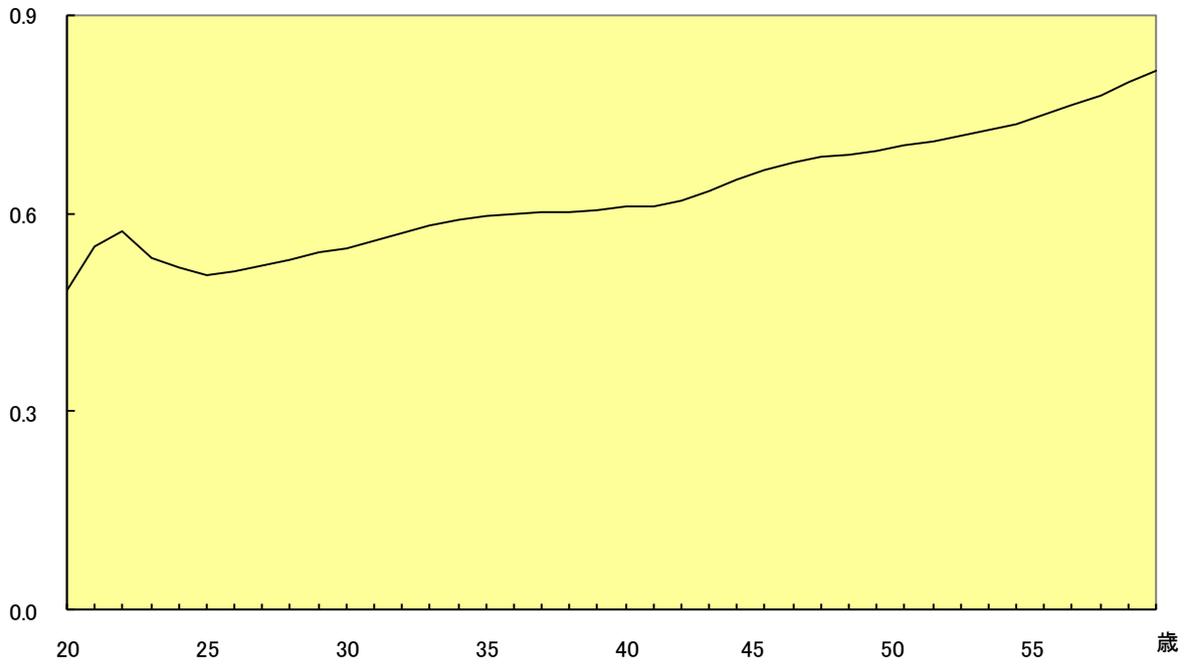
第 3 - 5 - 38 図 国民年金保険料全額免除者割合



第 3 - 5 - 39 図 国民年金学生納付特例対象者割合



第 3 - 5 - 40 図 国民年金保険料納付率



将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計（平成20年3月）」を基礎データとして使用している。

さらに、労働力率の見通しが女性については有配偶者と無配偶者等に分けて行われていること等により、今回の被保険者数の推計では、女性については有配偶者と無配偶者等（未婚および死離別）に分けて行っており、この基礎となる配偶関係別人口の見通しは国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成20年3月推計）」を基礎データとして使用している。

以下では、被保険者数推計の基礎となった将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力率の見通しについて解説した後、被保険者数推計について解説する。

1. 将来推計人口及び配偶関係別人口

今回の財政検証で被保険者数推計の基礎とした平成18年12月将来推計人口と、平成16年財政再計算で基礎とした平成14年1月将来推計人口の主な内容について示したものが第3-6-1表であり、今回の推計（平成18年12月推計）は前回の推計（平成14年1月推計）と比べ、さらなる出生率の低下及び寿命の伸びが見込まれており、少子高齢化がより進展するものとなっている。

出生率については、前回の人口推計と同様、平均初婚年齢の上昇（晩婚化）や生涯未婚率の上昇（未婚化）のほか、結婚した夫婦の出生力そのものが晩婚化の影響分以上に低下している傾向が「結婚出生力変動係数」として織り込まれている。すなわち、夫婦完結出生児数の設定は、高位、中位、低位ごとに、仮定された平均初婚年齢から期待夫婦完結出生児数を推計し、これに結婚出生力変動係数

を乗じることにより行われている。結婚出生力変動係数は、中位仮定では 0.906、高位仮定では 1.000、低位仮定では 0.838 と設定されている。この中位仮定における係数 0.906 は、初婚年齢が同じでも将来の夫婦は従来夫婦の 9 割程度の出生力しか持たないと仮定していることを意味する。

その結果、今回の人口推計における合計特殊出生率は、中位推計では平成 17(2005)年の 1.26 から平成 25(2013)年の 1.21 までいったん低下した後は緩やかに上昇し平成 67(2055)年には 1.26 となるものと見込まれている。また、高位推計では平成 17(2005)年の 1.26 から上昇に転じ平成 67(2055)年には 1.55 に達し、低位推計では平成 17(2005)年の 1.26 から低下を続け平成 67(2055)年には 1.06 となるものとそれぞれ見込まれている。

第 3 - 6 - 1 表 将来推計人口の新旧比較

	平成21年財政検証 (基本ケース)	平成16年財政再計算 (基準ケース)
人口推計	平成18年12月推計 (出生中位、死亡中位)	平成14年1月推計 (出生中位)
合計特殊出生率	平成17(2005)年実績 1.26 ↓ 平成67(2055)年 1.26	平成12(2000)年実績 1.36 ↓ 平成62(2050)年 1.39
平均余命(年)	平成67(2055)年 0歳 60歳 男 83.67 26.25 女 90.34 31.88	平成62(2050)年 0歳 60歳 男 80.95 23.82 女 89.22 30.76
総人口のピーク	平成17(2005)年 12,777万人	平成18(2006)年 12,774万人
65歳以上人口のピーク	平成54(2042)年 3,863万人	平成55(2043)年 3,647万人
65歳以上人口比率のピーク	平成84(2072)年 42.3%	平成67(2055)年 36.0%

なお、ここでいう合計特殊出生率は厳密には「期間合計特殊出生率」のことであり、ある時点における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。ここでの合計特殊出生率は、日本人女性の出生数のほか、外国籍女性が生んだ日本国籍児（日本人を父とする）の数を含めて算出される出生率を掲げている。これは、人口動態統計における出生率の定義と同様である。

一方、ある生まれ年（コーホート）の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶ。外国籍女性が生んだ日本国籍児を含めな

い「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」との関係については、晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間では、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を合計することで得られる期間合計特殊出生率は、コーホート合計特殊出生率よりも低くなる。また、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。

今回の人口推計における中位推計では、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は1955年生まれコーホートの実績1.96から一貫して下がり続け、1990年生まれコーホートで1.20に達するものと仮定されている。これに外国籍女性が生む日本国籍児を考慮し、人口動態統計と同定義の期間合計特殊出生率に読み替えると、いったん低下した後に緩やかに上昇して1.26に達する見込みとなっている(第3-6-2表、第3-6-3表)。

第3-6-2表 実績および仮定された女子1990年出生コーホートの結婚・出産変数値および合計特殊出生率

	生涯未婚率 (%)	平均初婚年齢 (歳)	夫婦完結出生児数	期待夫婦完結出生児数 (A)	結婚出生力変動係数 (B)	離死別再婚効果 ③	コーホート合計特殊出生率 (1-①)×②×③
	①		②=(A)×(B)				
実績値 (1955年生まれ)	5.8	24.9	2.16	2.12	1.019	0.952	1.96
中位の仮定 (1990年生まれ)	23.5	28.2	1.70	1.87	0.906	0.925	1.20
高位の仮定 (1990年生まれ)	17.9	27.8	1.91	1.91	1.000	0.938	1.47
低位の仮定 (1990年生まれ)	27.0	28.7	1.52	1.82	0.838	0.918	1.02

第3-6-3表 中位推計における出生コーホート別合計特殊出生率

コーホート指標	出生コーホート											
	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	
生涯未婚率 (%)	5.8	9.3	12.0	16.2	20.0	22.6	23.3	23.5	23.6	23.6	23.6	
平均初婚年齢 (歳)	24.9	25.7	26.5	27.0	27.5	27.9	28.1	28.2	28.2	28.3	28.3	
初婚どうし夫婦の完結出生児数	2.16	2.06	1.93	1.84	1.78	1.74	1.71	1.70	1.69	1.69	1.69	
コーホート合計特殊出生率	1.96	1.81	1.61	1.39	1.28	1.23	1.21	1.20	1.20	1.20	1.20	

次に、死亡率の仮定について、今回の推計では、近年の死亡水準の改善が従来の理論の想定を超えた動向を示しつつあることから、今後の死亡率の推移については不確実性が高いものと考えられるため、複数の仮定(死亡高位、死亡中位及び死亡低位)に基づく推計が行われている。

寿命について比較してみると、今回の推計では前回の推計を超える寿命の伸びを見込んでおり、死亡中位の仮定における2055年の平均寿命の見込みは、男性83.67歳(前回の2050年の見込みである80.95歳に対して+2.72歳)、女子90.34

歳（前回の 2050 年の見込みである 89.22 歳に対して+1.12 歳）となっている（第 3-6-4 表）。平均寿命について、前回の推計における推計値と、推計以降に判明した実績値を比較すると、死亡率改善が進んできているが、特に男性での死亡率改善が女性よりも大きく、その状況を投影した今回の推計では、前回の推計に比べ、男性の平均寿命の伸びが女性よりも大きくなっている。

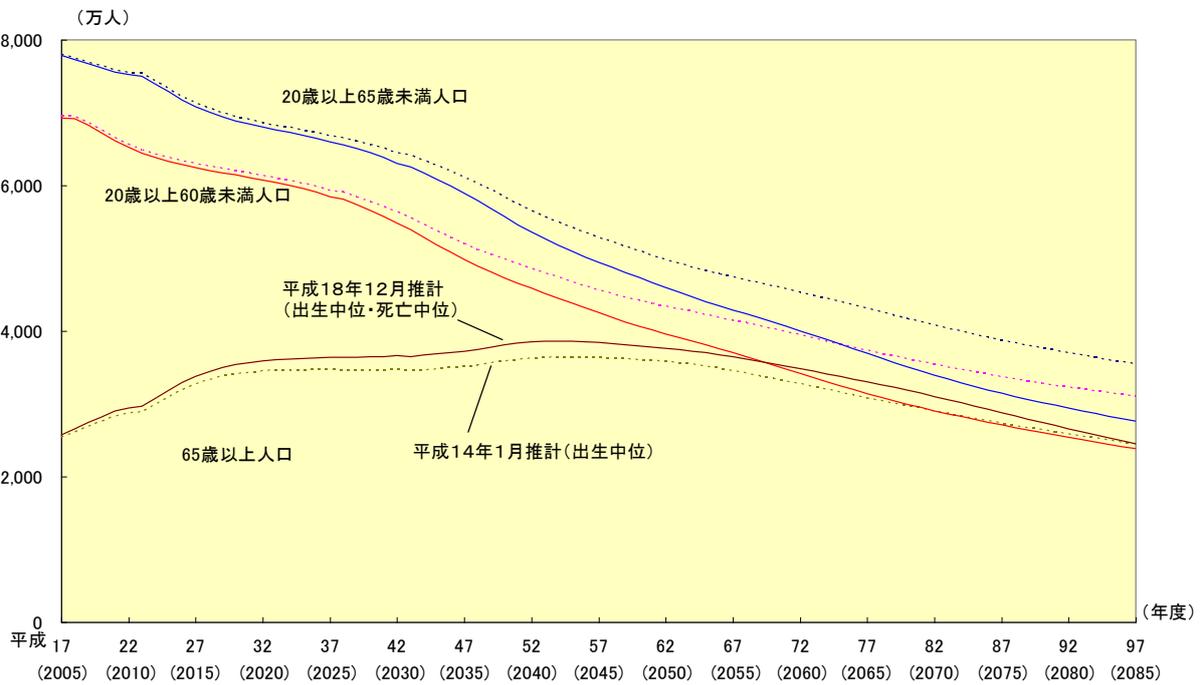
第 3-6-4 表 死亡の仮定の違いによる平均余命の比較

		今回の推計(平成18年12月推計)						前回の推計 (平成14年1月推計)	
		死亡高位の仮定		死亡中位の仮定		死亡低位の仮定			
平均寿命 (0歳の平均余命) (年)	平成17年 (2005)			男性 78.53			平成12年 (2000)	男性 77.64	
	↓			女性 85.49			↓	女性 84.62	
	平成67年 (2055)	男性 82.41	男性 83.67	男性 84.93	女性 89.17	女性 90.34	女性 91.51	平成62年 (2050)	男性 80.95
		女性 89.17	女性 90.34	女性 91.51				女性 89.22	
60歳の平均余命 (年)	平成17年 (2005)			男性 22.06			平成12年 (2000)	男性 21.34	
	↓			女性 27.62			↓	女性 26.86	
	平成67年 (2055)	男性 25.19	男性 26.25	男性 27.31	女性 30.84	女性 31.88	女性 32.93	平成62年 (2050)	男性 23.82
		女性 30.84	女性 31.88	女性 32.93				女性 30.76	

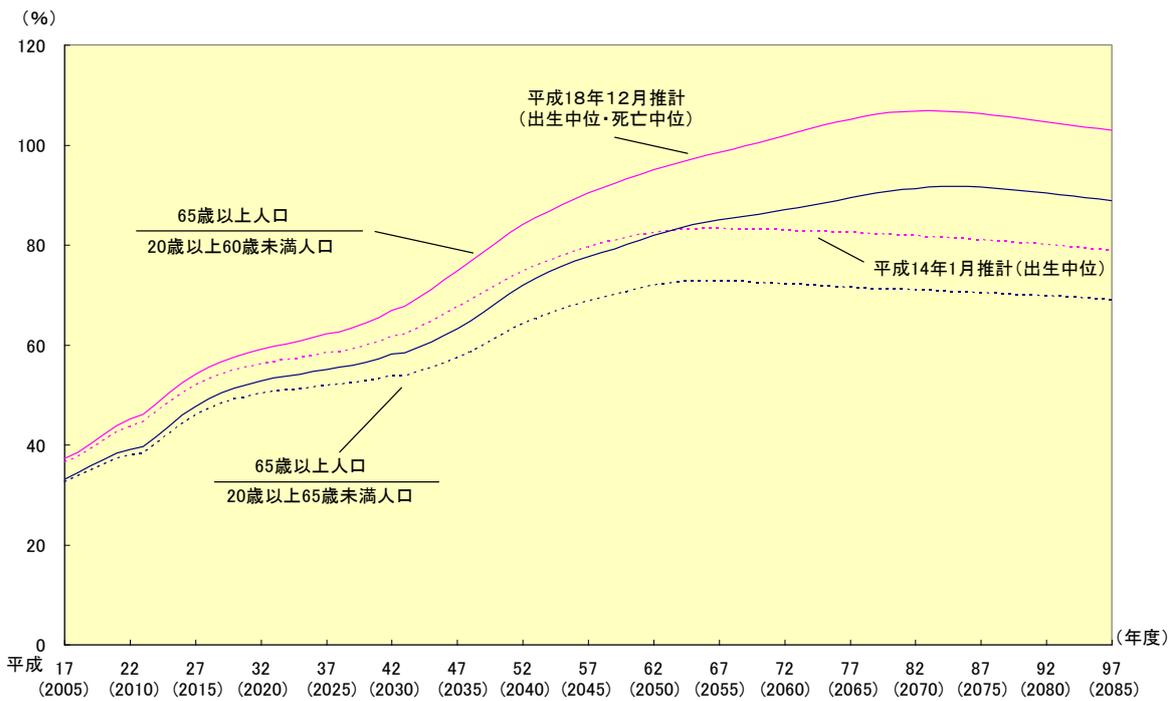
以上のような出生率と死亡率の状況を踏まえ、今回の人口推計の結果は前回推計に比べ、より厳しい少子高齢化の前提が置かれたものとなっている。被保険者の年齢層に相当する 20 歳以上 65 歳未満人口や 20 歳以上 60 歳未満人口は、2025 年頃以降において前回推計より減少している状況がみられ、2030 年代から 2050 年代にかけて両者の差が顕著に広がっている。また、寿命が前回推計よりも伸びる前提が置かれていることから、年金受給者の年齢層に相当する 65 歳以上人口は、前回推計より増加している。このことから、65 歳以上人口の 20 歳以上 65 歳未満人口または 20 歳以上 60 歳未満人口に対する比率は、第 3-6-6 図からもわかるように、今回の人口推計の方が格段に高くなっている。今回推計における 65 歳以上人口の 20 歳以上 60 歳未満人口に対する比率は、2058 年には 100% を超え、ピークに達する 2070 年頃にはさらに高い水準となる推計結果となっている。

この結果は、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合の急増を示すものであり、世代間扶養の賦課方式を基本とする公的年金の財政にとって、将来きわめて厳しい状況となることを予見しているものといえる。

第3-6-5図 人口の推移
 —平成18年12月推計と平成14年1月推計の比較—



第3-6-6図 65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口及び
 20歳以上60歳未満人口に対する比率
 —平成18年12月推計と平成14年1月推計の比較—

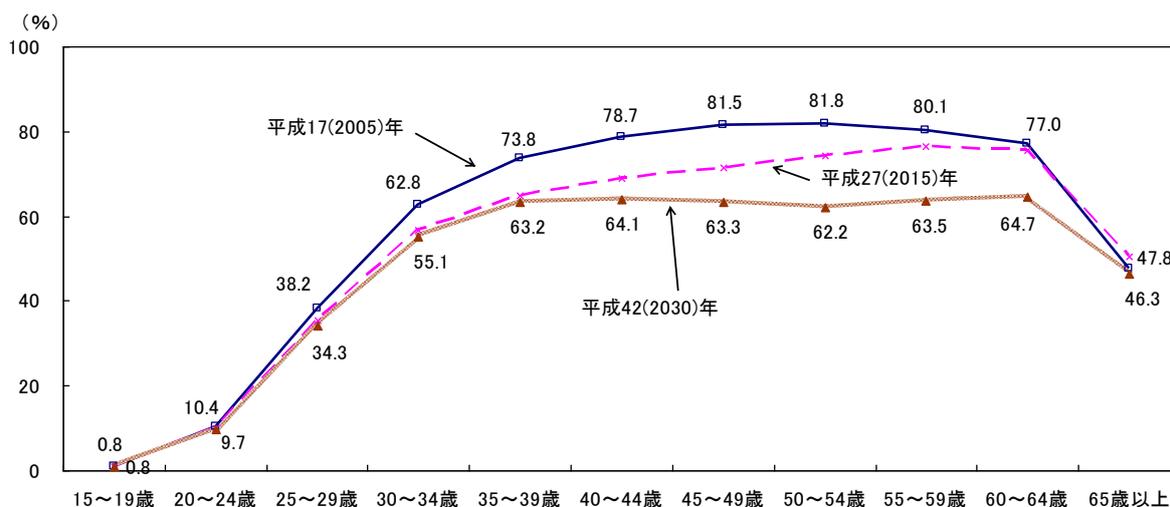


次に、被保険者数推計の基礎として用いている、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成20年3月推計）」における、女性の配偶関係別人口の推計結果について解説する。

「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成20年3月推計）」における推計の主要な部分は世帯推移率法が用いられている。これは、推計の出発点における男女別年齢別配偶関係別の分布をもとに、別途設定する配偶関係間の推移確率行列を用いて将来の分布を推計する方法である。配偶関係間の推移確率行列は、2005年国勢調査と人口動態統計を用いて、2000～2005年の期間に対応する推移確率行列を作成し、これに「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（出生中位・死亡中位推計）で用いられた初婚率や死亡率等の変化を勘案して、2030年までの将来の配偶関係間推移確率行列が作成されている。こうして推計された将来の配偶関係別の分布に平成18年12月推計の将来推計人口を適用することで、2030年までの25年間にわたる将来の配偶関係別人口が推計されている。

推計結果として、女性人口に占める女性有配偶人口の割合を5歳階級別にみたものが第3-6-7図である。平成18年12月推計の将来推計人口における生涯未婚率の上昇等が反映されていることから、30～34歳では2005年の62.8%から2030年には55.1%まで低下し、50～54歳では2005年の81.8%から2030年の62.2%まで低下するなど、どの年齢層においても有配偶者の割合は低下するものと推計されている。

第3-6-7図 年齢階級別にみた女性人口に占める有配偶者の比率



2. 労働力率の将来推計

今回の財政検証において被保険者数の将来推計を行う上で、労働力率や就業率は独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計（平成20年3月）」における見通しを基礎としている。この見通しは、同機構が労働力需給に関する計量経済モデルを構築し、将来推計を平成42(2030)年まで行ったものである。

労働力率については、「男性」「女性（有配偶）」「女性（無配偶・その他）」の3区分について、年齢階級ごとにそれぞれ説明変数を設定し、各区分の年齢階級別の労働力率を被説明変数とする回帰式を1975年（女性は1985年）から2006年のデータをもとに決定し、説明変数の外挿によって将来推計が行われている。将来推計に際しては、（A）性、年齢別の労働力率が平成18(2006)年と同じ水準で推移すると仮定したケース（労働市場への参加が進まないケース）、（B）各種の雇用施策を講ずることにより、若者、女性、高齢者等の方の労働市場への参加が一定程度進むケース、（C）各種の雇用施策を講ずることにより、若者、女性、高齢者等の方の労働市場への参加が進むケース、といった計3つのケースが設定されている。今回の財政検証では、平成20年4月にとりまとめられた「新雇用戦略」（第3-6-8図）やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定したものである上記の（C）のケース、すなわち「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。なお、長期の経済前提の設定にあっても（C）のケースが用いられており、整合的になっている。

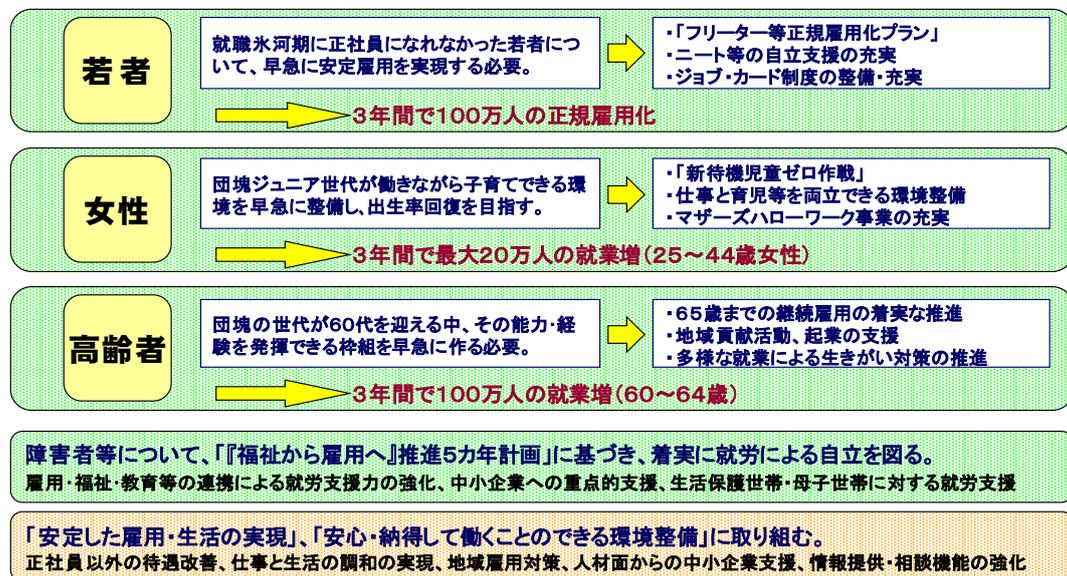
「労働市場への参加が進むケース」における労働力率の推計結果について示したものが、第3-6-9表及び第3-6-10図である。平成42(2030)年に向けて、全ての層において上昇する見通しとなっているが、男性の労働力率は20歳前半及び60歳台、女性有配偶については20歳後半から30歳後半及び50歳前半、女性無配偶については50歳台において比較的大きく上昇する見通しとなっている。

労働力需給の推計では、人口に占める就業者数の割合である就業率についても将来推計が行われており、「労働市場への参加が進むケース」における推計結果について第3-6-9表及び第3-6-11図に示している。平成42(2030)年に向けて、おおむね労働力率の見通しの場合と同様に推移するものとなっている。

第3-6-8 図「新雇用戦略」-「全員参加の社会」の実現を目指して-(ポイント)

働く意欲を持つすべての人の就業を実現するため、団塊ジュニア世代が30代後半を迎え、団塊の世代が60歳代となる今後3年間で「**集中重点期間**」として、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援施策を展開し、誰もが能力を十分に発揮できる「**全員参加の社会**」の実現を目指す。

適切な経済財政運営の下、雇用・労働施策のみならず、産業施策や教育施策についても「**全員参加**」と「**人材育成**」を進める方向で展開し、我が国経済を成長させ、1人当たり国内総生産の増加につなげる。



第3-6-9表 労働力率、就業率の推移と見通し

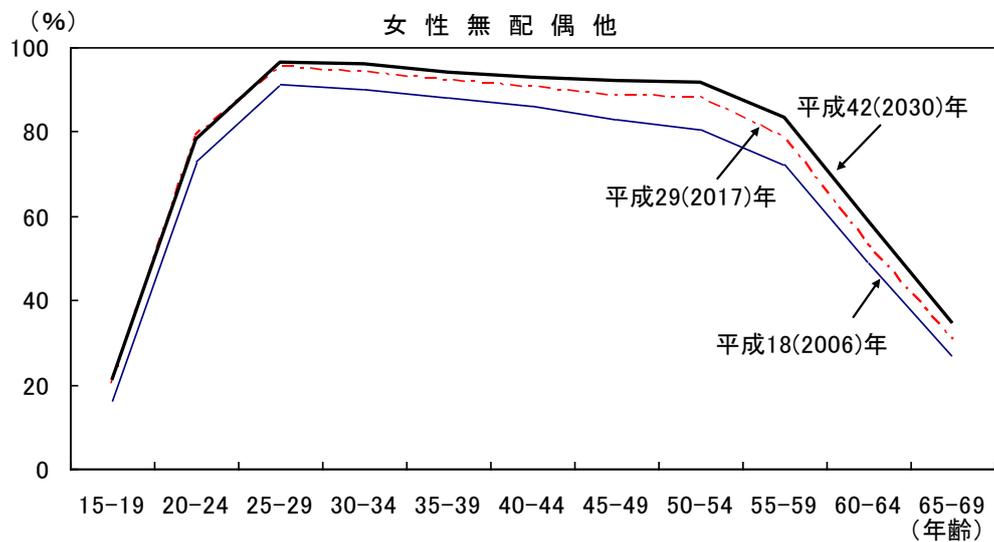
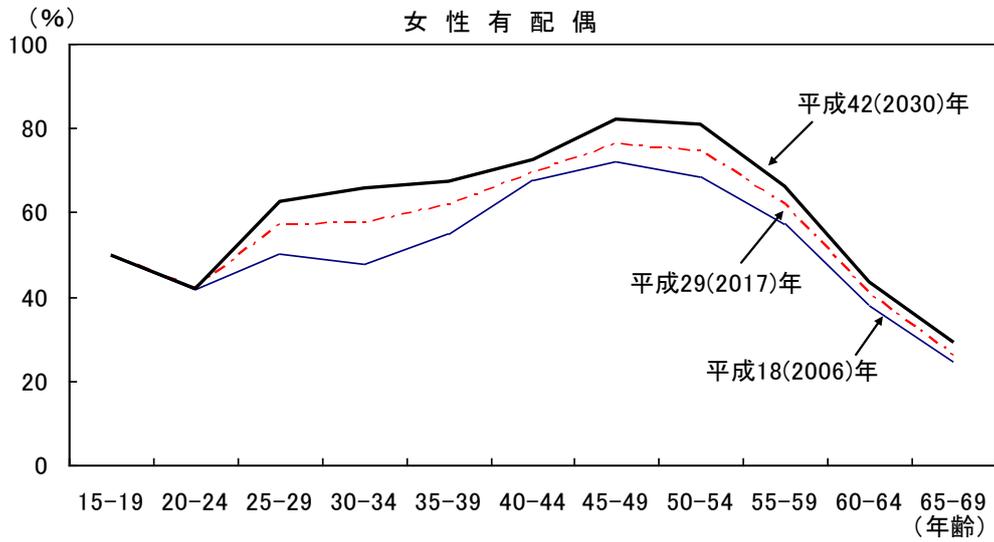
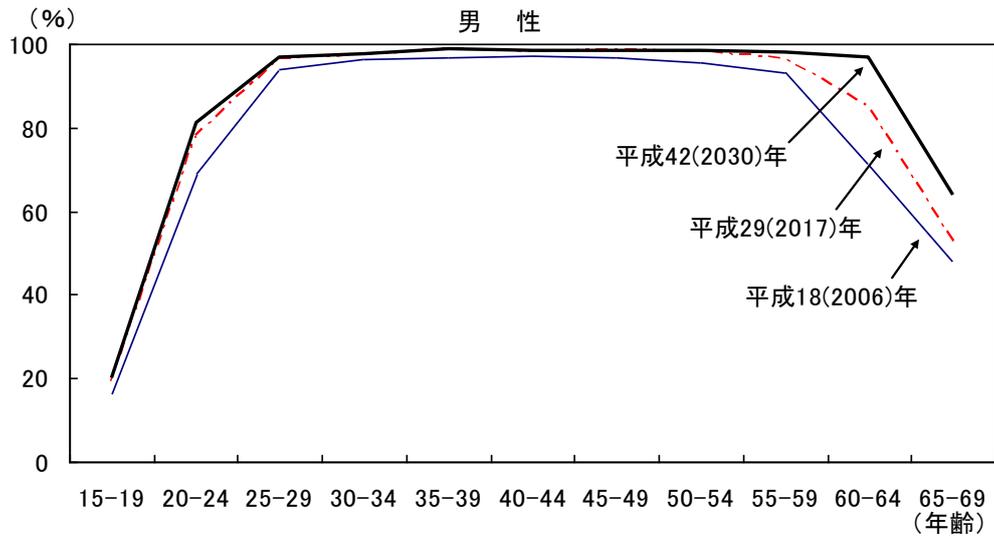
(1) 労働力率の推移と見通し

(2) 就業率の推移と見通し

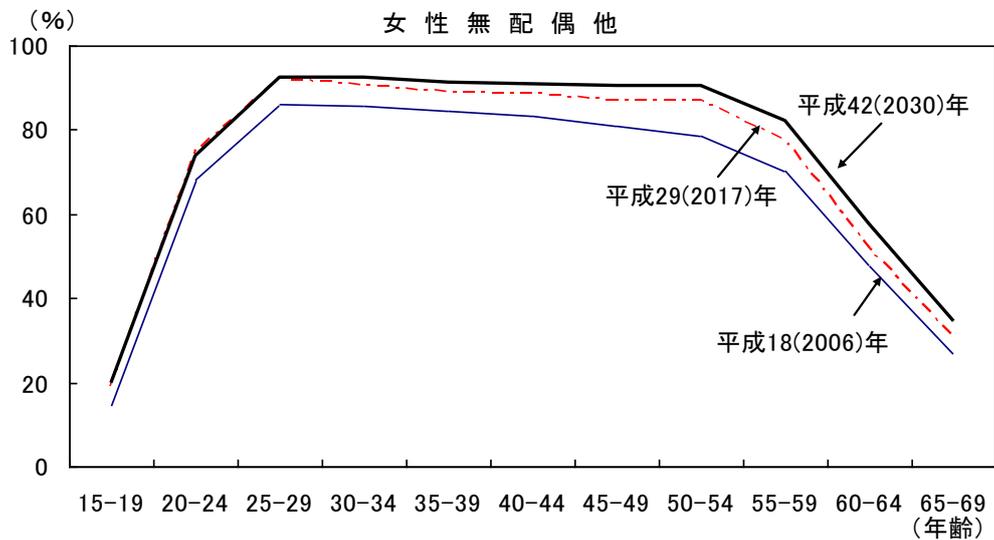
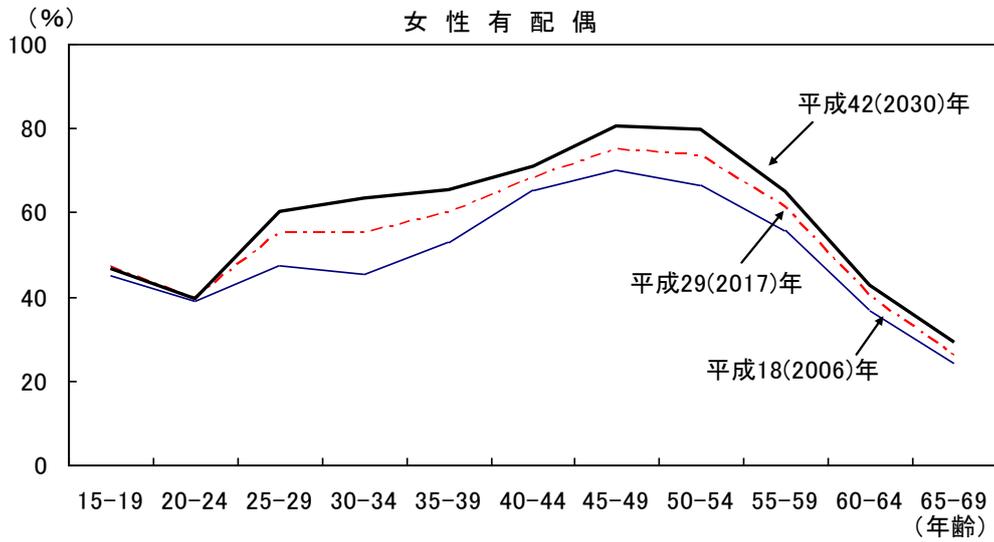
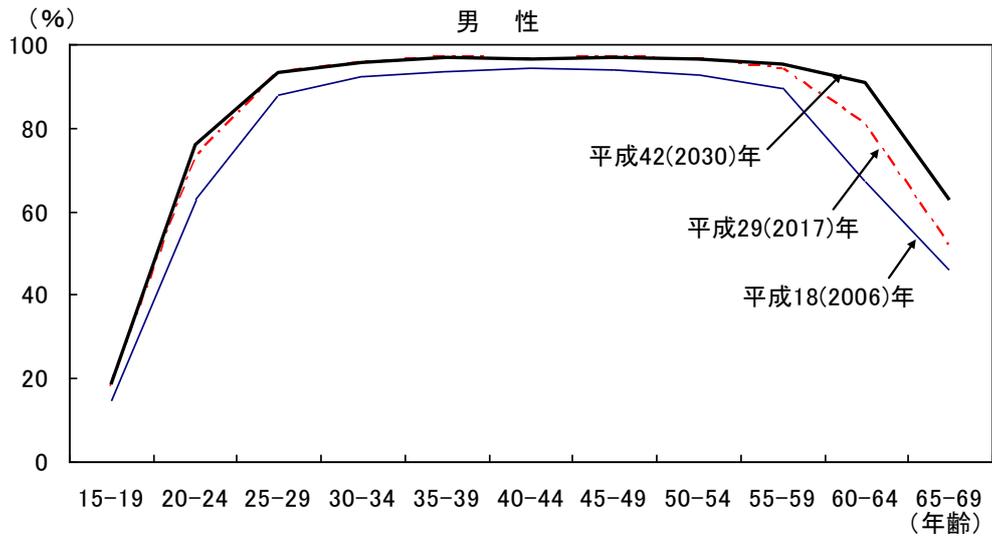
性・年齢	年	実績				推計			
		平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成42年 (2030)	平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成42年 (2030)
男	15～19歳	16.4	18.4	19.4	20.0	14.9	17.1	18.0	18.4
	20～24歳	69.1	74.8	77.8	81.3	63.1	69.0	72.8	75.8
	25～29歳	93.9	95.7	96.3	96.6	88.0	91.8	93.1	93.2
	30～34歳	96.5	97.0	97.2	97.5	92.3	95.6	95.4	95.7
	35～39歳	96.7	98.2	98.7	98.9	93.5	95.8	96.6	96.8
	40～44歳	97.0	97.5	98.0	98.4	94.3	95.4	96.2	96.5
	45～49歳	96.9	97.9	98.2	98.4	94.0	96.2	96.7	96.7
	50～54歳	95.7	97.3	97.8	98.2	92.6	95.6	96.3	96.4
	55～59歳	93.2	95.1	96.3	97.9	89.6	92.8	93.8	95.0
	60～64歳	70.9	77.6	84.8	96.6	67.1	73.7	80.6	90.9
女性	15～19歳	47.6	51.0	52.5	63.9	45.7	50.0	51.4	62.7
	20～24歳	50.0	50.0	50.0	50.0	45.2	46.5	47.0	46.8
	25～29歳	41.7	41.7	41.7	41.7	38.9	39.2	39.5	39.4
	30～34歳	50.3	54.6	57.1	62.7	47.5	52.5	55.1	60.2
	35～39歳	47.7	53.5	57.2	65.8	45.3	51.2	55.1	63.2
	40～44歳	55.1	58.2	61.8	67.5	52.8	56.0	59.9	65.3
	45～49歳	67.7	68.7	69.5	72.5	65.3	67.2	68.2	71.0
	50～54歳	72.1	74.4	76.1	81.9	70.3	73.1	74.8	80.3
	55～59歳	68.5	71.9	74.5	80.9	66.6	71.0	73.4	79.6
	60～64歳	57.5	60.2	61.9	66.0	55.9	59.4	60.8	64.9
有配偶	65～69歳	37.7	38.9	40.6	43.4	36.5	38.3	39.9	42.6
	15～19歳	24.5	24.5	25.8	28.9	24.2	24.5	25.8	28.9
	20～24歳	50.0	50.0	50.0	50.0	45.2	46.5	47.0	46.8
	25～29歳	41.7	41.7	41.7	41.7	38.9	39.2	39.5	39.4
	30～34歳	50.3	54.6	57.1	62.7	47.5	52.5	55.1	60.2
	35～39歳	47.7	53.5	57.2	65.8	45.3	51.2	55.1	63.2
	40～44歳	55.1	58.2	61.8	67.5	52.8	56.0	59.9	65.3
	45～49歳	67.7	68.7	69.5	72.5	65.3	67.2	68.2	71.0
	50～54歳	72.1	74.4	76.1	81.9	70.3	73.1	74.8	80.3
	55～59歳	68.5	71.9	74.5	80.9	66.6	71.0	73.4	79.6
無配偶	60～64歳	57.5	60.2	61.9	66.0	55.9	59.4	60.8	64.9
	65～69歳	37.7	38.9	40.6	43.4	36.5	38.3	39.9	42.6
	15～19歳	24.5	24.5	25.8	28.9	24.2	24.5	25.8	28.9
	20～24歳	50.0	50.0	50.0	50.0	45.2	46.5	47.0	46.8
	25～29歳	41.7	41.7	41.7	41.7	38.9	39.2	39.5	39.4
	30～34歳	50.3	54.6	57.1	62.7	47.5	52.5	55.1	60.2
	35～39歳	47.7	53.5	57.2	65.8	45.3	51.2	55.1	63.2
	40～44歳	55.1	58.2	61.8	67.5	52.8	56.0	59.9	65.3
	45～49歳	67.7	68.7	69.5	72.5	65.3	67.2	68.2	71.0
	50～54歳	72.1	74.4	76.1	81.9	70.3	73.1	74.8	80.3
他	55～59歳	68.5	71.9	74.5	80.9	66.6	71.0	73.4	79.6
	60～64歳	57.5	60.2	61.9	66.0	55.9	59.4	60.8	64.9
	65～69歳	37.7	38.9	40.6	43.4	36.5	38.3	39.9	42.6
	15～19歳	24.5	24.5	25.8	28.9	24.2	24.5	25.8	28.9
	20～24歳	50.0	50.0	50.0	50.0	45.2	46.5	47.0	46.8
	25～29歳	41.7	41.7	41.7	41.7	38.9	39.2	39.5	39.4
	30～34歳	50.3	54.6	57.1	62.7	47.5	52.5	55.1	60.2
	35～39歳	47.7	53.5	57.2	65.8	45.3	51.2	55.1	63.2
	40～44歳	55.1	58.2	61.8	67.5	52.8	56.0	59.9	65.3
	45～49歳	67.7	68.7	69.5	72.5	65.3	67.2	68.2	71.0
無配偶	50～54歳	72.1	74.4	76.1	81.9	70.3	73.1	74.8	80.3
	55～59歳	68.5	71.9	74.5	80.9	66.6	71.0	73.4	79.6
	60～64歳	57.5	60.2	61.9	66.0	55.9	59.4	60.8	64.9
	65～69歳	37.7	38.9	40.6	43.4	36.5	38.3	39.9	42.6
	15～19歳	24.5	24.5	25.8	28.9	24.2	24.5	25.8	28.9
	20～24歳	50.0	50.0	50.0	50.0	45.2	46.5	47.0	46.8
	25～29歳	41.7	41.7	41.7	41.7	38.9	39.2	39.5	39.4
	30～34歳	50.3	54.6	57.1	62.7	47.5	52.5	55.1	60.2
	35～39歳	47.7	53.5	57.2	65.8	45.3	51.2	55.1	63.2
	40～44歳	55.1	58.2	61.8	67.5	52.8	56.0	59.9	65.3
有配偶	45～49歳	67.7	68.7	69.5	72.5	65.3	67.2	68.2	71.0
	50～54歳	72.1	74.4	76.1	81.9	70.3	73.1	74.8	80.3
	55～59歳	68.5	71.9	74.5	80.9	66.6	71.0	73.4	79.6
	60～64歳	57.5	60.2	61.9	66.0	55.9	59.4	60.8	64.9
	65～69歳	37.7	38.9	40.6	43.4	36.5	38.3	39.9	42.6
	15～19歳	24.5	24.5	25.8	28.9	24.2	24.5	25.8	28.9
	20～24歳	50.0	50.0	50.0	50.0	45.2	46.5	47.0	46.8
	25～29歳	41.7	41.7	41.7	41.7	38.9	39.2	39.5	39.4
	30～34歳	50.3	54.6	57.1	62.7	47.5	52.5	55.1	60.2
	35～39歳	47.7	53.5	57.2	65.8	45.3	51.2	55.1	63.2
他	40～44歳	55.1	58.2	61.8	67.5	52.8	56.0	59.9	65.3
	45～49歳	67.7	68.7	69.5	72.5	65.3	67.2	68.2	71.0
	50～54歳	72.1	74.4	76.1	81.9	70.3	73.1	74.8	80.3
	55～59歳	68.5	71.9	74.5	80.9	66.6	71.0	73.4	79.6
	60～64歳	57.5	60.2	61.9	66.0	55.9	59.4	60.8	64.9
	65～69歳	37.7	38.9	40.6	43.4	36.5	38.3	39.9	42.6
	15～19歳	24.5	24.5	25.8	28.9	24.2	24.5	25.8	28.9
	20～24歳	50.0	50.0	50.0	50.0	45.2	46.5	47.0	46.8
	25～29歳	41.7	41.7	41.7	41.7	38.9	39.2	39.5	39.4
	30～34歳	50.3	54.6	57.1	62.7	47.5	52.5	55.1	60.2

(注) 労働市場への参加が進むケース

第3-6-10図 労働力率の推移と見通し



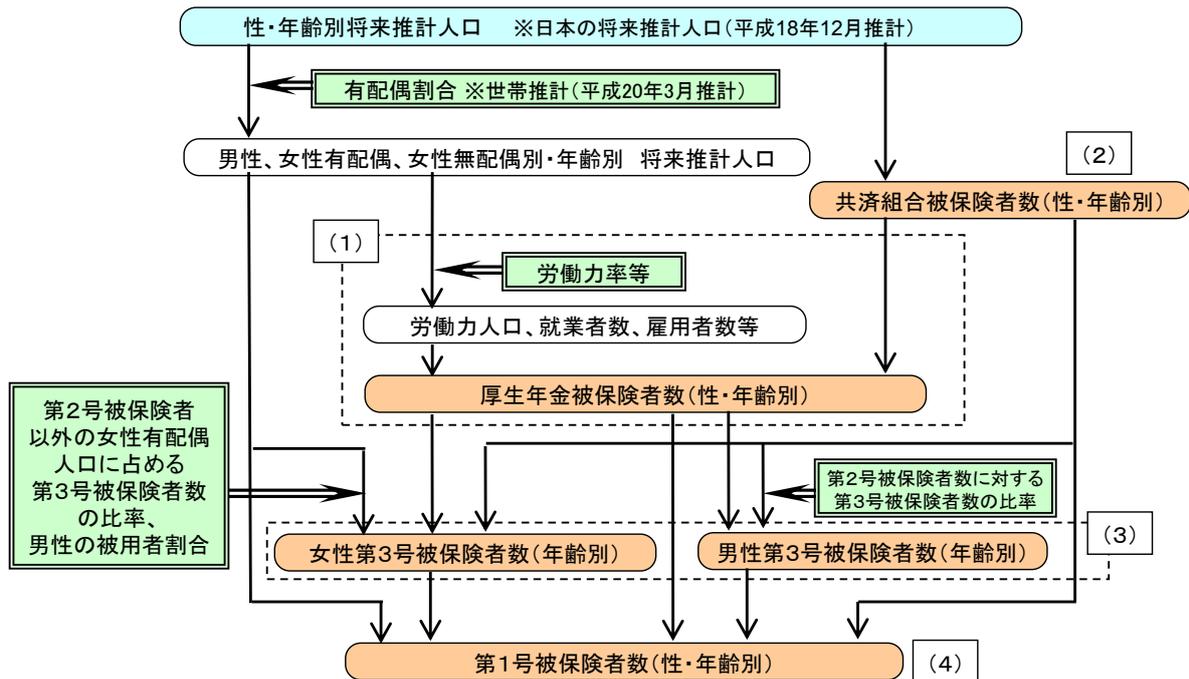
第3-6-11図 就業率の推移と見通し



3. 被保険者数の将来推計の方法

被保険者数の将来推計の手順について示したものが、第3-6-12図である。以下では、この流れに沿って具体的な手法を解説する。

第3-6-12図 被保険者数の将来推計の方法



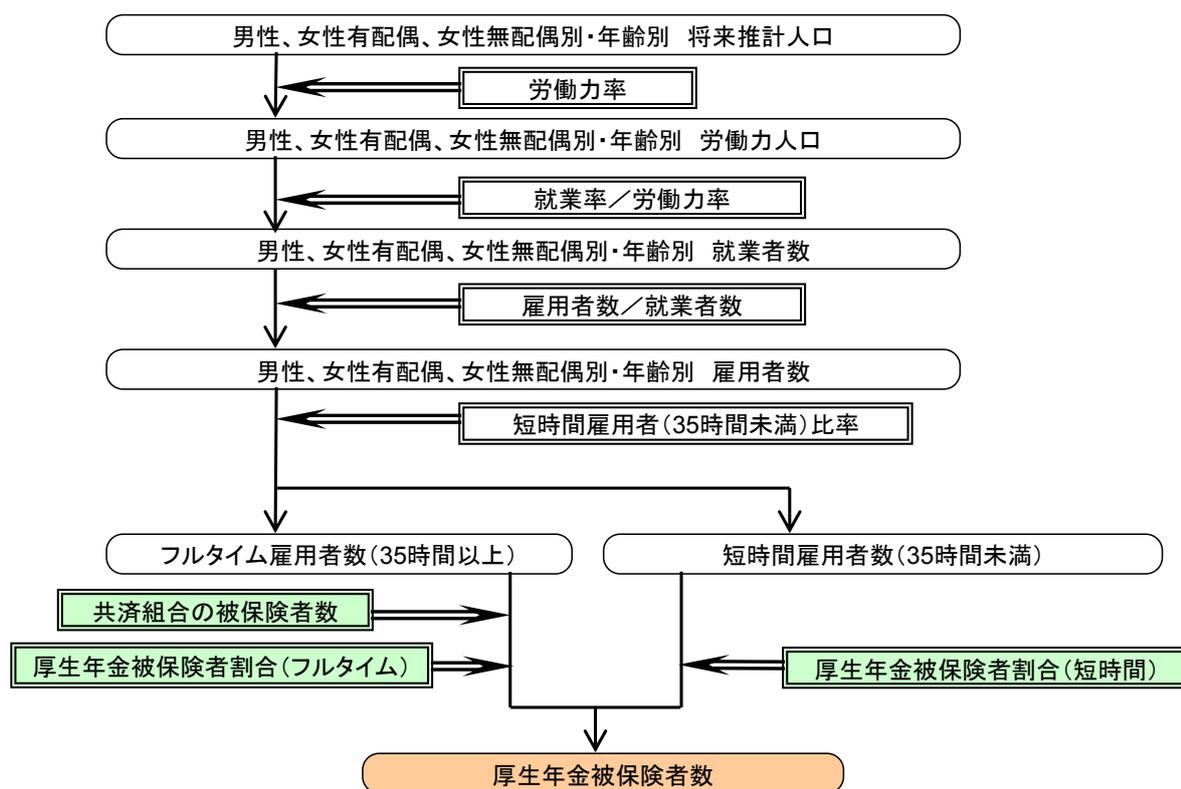
(1) 厚生年金被保険者数の推計

今回の財政検証における長期の経済前提を設定する際には、短時間雇用者が増加していく見通しとなっていること等を踏まえた労働投入量の将来推計が用いられているが、将来の厚生年金被保険者数の推計にあたっては、これと整合的になるような推計方法を採用することとした。

具体的には、第3-6-13図に示す手順で推計を行っている。このうち、将来推計人口からフルタイム雇用者数（週所定労働時間 35 時間以上）及び短時間雇用者数（週所定労働時間 35 時間未満）を算出するまでの手順は、長期の経済前提の設定に用いた労働投入量を推計する手順と同一であり、第3章第4節で詳述している。

さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、雇用者に占める厚生年金被保険者の割合（以下、厚生年金被保険者割合という）を設定して乗じることにより将来の厚生年金被保険者数を推計している。

第3-6-13 図 厚生年金被保険者数の将来推計の方法



すなわち、男性、女性有配偶、女性無配偶別及び年齢別に、

$$\begin{aligned}
 & \text{厚生年金被保険者数} \\
 & = \{ \text{フルタイム雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (フルタイム)} \\
 & \quad + \text{短時間雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (短時間)} \} \times \text{調整率}
 \end{aligned}$$

ここで、厚生年金被保険者割合は、第3-6-14表に示す「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」の特別集計結果をもとに設定している。フルタイム雇用者については、週所定労働時間35～39時間及び40時間以上の特別集計結果を、2005年国勢調査における雇用者の構成比率によって加重平均した96.1%と設定している。短時間雇用者については、「労働力需給の推計(平成20年3月)」の「労働市場への参加が進むケース」において、平均労働時間が2006年の月間90.2時間から2030年に月間110.1時間まで増加するとの前提と整合的になるように、2005年国勢調査における労働時間分布を基礎として第3-6-15図に示した労働時間分布を設定した上で、これと「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」の週所定労働時間別の特別集計結果を用いることにより、短時間雇用者の厚生年金被保険者割合を設定しており、この割合が2006年の20.3%から2030年には32.6%へと高まる推計となっている。

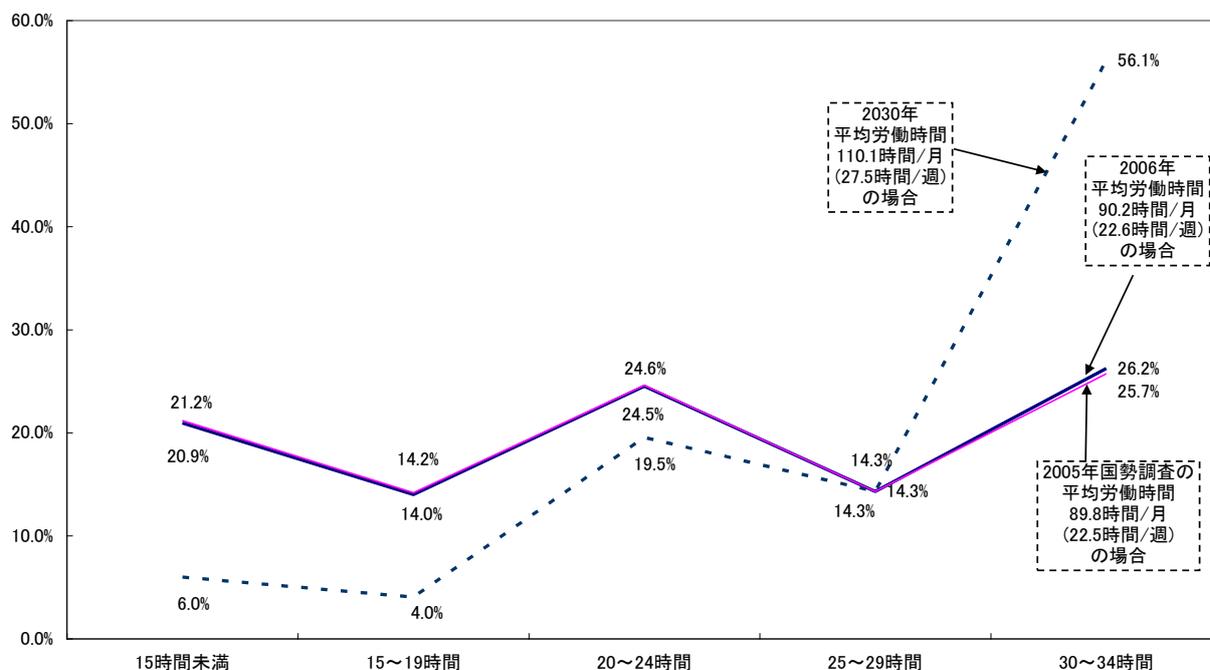
第3-6-14表 労働時間別にみた雇用者数・厚生年金被保険者数
(雇用者総数を100とした場合の比率)

週所定労働時間	合計	15時間未満	15～19時間	20～24時間	25～29時間	30～34時間	35～39時間	40時間以上
雇用者 ①	100.0	2.0	2.9	4.4	3.3	5.9	30.5	51.0
厚生年金被保険者 ②	81.5	0.1	0.2	0.5	0.7	2.8	28.0	49.2
②/①	81.5	4.7	6.4	11.2	21.9	47.5	91.8	96.5
(参考) 2005年国勢調査における雇用者(*)	100	4.9	3.2	5.6	3.3	5.9	6.4	70.7

(※)2005年国勢調査の労働時間は就業時間であり、実態調査の労働時間は所定労働時間となっている。ここでは、国勢調査における35時間以上の労働時間分布を用いたところ、フルタイム雇用者の厚生年金適用割合は96.1%となる。

(出典)「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査」特別集計結果

第3-6-15図 短時間雇用者の平均労働時間と労働時間分布



なお、厚生年金被保険者数の算出にあたっては、足下の厚生年金被保険者数が実績値と一致するようにするために調整率を乗じている。また、共済組合の被保険者は、すべてフルタイム雇用者であるものとみなして推計を行っている。

(2) 共済組合の被保険者数の推計

共済組合の被保険者（各共済組合の組合員）数の推計については、各共済組合それぞれの被保険者数の動向をもとに推計された被保険者数の将来見通しを用いている。

国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員数（被保険者数）については、それぞれの組合員数と生産年齢人口の動向に着目して推計されている。生産年齢人口に占める組合員数の割合の実績値がどのように変化しているかを捉え、その動向を将来へ投影することによって、将来の生産年齢人口に占める組合員数の割合を設定し、これに将来推計人口における生産年齢人口を乗じて将来の組合員数を推計するという考え方に基づいている。

私立学校教職員共済の加入者数（被保険者数）については、学種別（小学校、中学校などの種別）の加入者数と学齢対象人口（小学校ならば6～11歳人口、中学校ならば12～14歳人口など）の動向に着目して、基本的には、学齢対象人口に対する加入者数の割合の実績値を将来へ投影し、これに将来推計人口における学齢対象人口を乗じて将来の加入者数を推計するという考え方に基づいている。

(3) 第3号被保険者数の推計

女性の第3号被保険者数については、有配偶でない第3号被保険者は皆無であること及び人口や被用者年金被保険者の推計が女性については、有配偶者とそれ以外の者に分けて行われていることに着目して推計している。女性の有配偶者から被用者年金被保険者を除いたものは、第1号被保険者と第3号被保険者の合計に相当することから、実績統計から年齢別に、被用者年金被保険者を除く女性有配偶者に対する女性の第3号被保険者数の比率を作成し、この比率が男性の被用者年金被保険者割合（人口に占める被用者年金被保険者の割合）の上昇に伴って高まるものとして将来の女性の第3号被保険者数を推計している（第3-6-16図）。すなわち、

女性第3号被保険者数（年齢別）

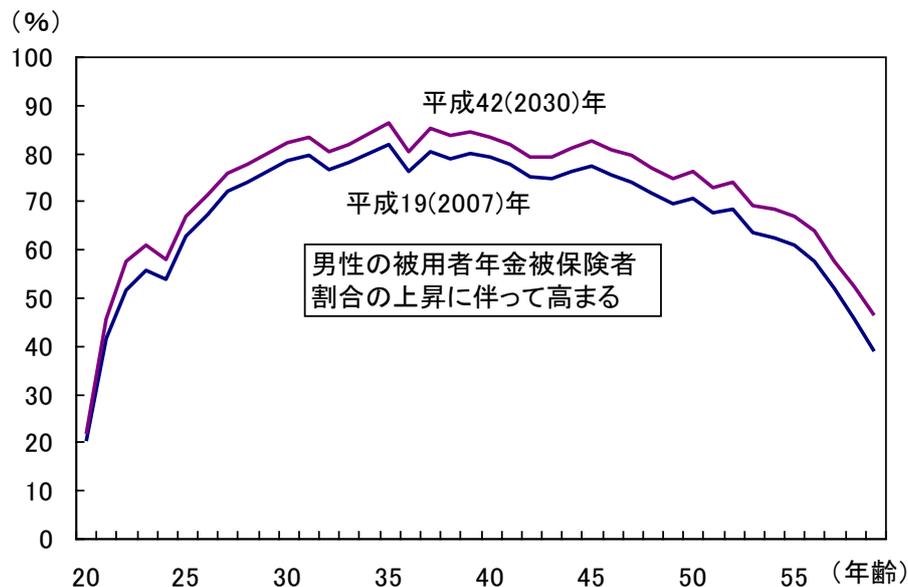
= 被用者年金被保険者を除く女性有配偶人口（推計値）

× {女性第3号被保険者数（実績統計）

／ 被用者年金被保険者を除く女性有配偶人口（実績統計）}

× 男性の被用者年金被保険者割合の実績値からの変化率（推計値）

第3-6-16図 被用者年金被保険者を除く女性有配偶人口に占める
第3号被保険者の割合



一方、男性の第3号被保険者数については、実績統計から年齢別に、女性有配偶者の第2号被保険者数に対する男性の第3号被保険者数の比率を作成し、これが将来にわたり一定であるとして将来の男性の第3号被保険者数を推計している。

(4) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数については、人口から(1)、(2)、(3)において推計した被用者年金被保険者数及び第3号被保険者数を控除することにより推計している。

60歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別に人口に対する被保険者の比率を算出し、それが将来にわたり一定であるとして推計している。

4. 被保険者数の将来見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移を示したものが、第3-6-17表である。この表より、生産年齢人口の増加とともに年々増加してきた被保険者数が、近年は約7,000万人で横ばいとなっていることがわかる。これを被保険者種別毎にみると、近年は厚生年金被保険者数が増加し、第1号被保険者数及び第3号被保険者数が減少する傾向がみられる。

第3-6-17表 公的年金被保険者数の実績の推移

年 度	計	第1号被保険者 (任意加入含む)	被用者年金被保険者			第3号 被保険者
			厚生年金	共済年金		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
3(1991)	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
4(1992)	68.9	18.5	38.3	33.5	4.8	12.1
5(1993)	69.3	18.6	38.5	33.6	4.9	12.2
6(1994)	69.5	18.8	38.6	33.7	4.9	12.2
7(1995)	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8(1996)	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9(1997)	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10(1998)	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11(1999)	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12(2000)	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13(2001)	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14(2002)	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2
15(2003)	70.3	22.4	36.8	32.1	4.7	11.1
16(2004)	70.3	22.2	37.1	32.5	4.6	11.0
17(2005)	70.4	21.9	37.6	33.0	4.6	10.9
18(2006)	70.4	21.2	38.4	33.8	4.6	10.8
19(2007)	70.1	20.4	39.1	34.6	4.5	10.6

(注) 厚生年金には平成8年度以前の旧3公社共済組合及び平成13年度以前の旧農林共済を含み、共済年金には含まない。

資料: 社会保険庁「事業年報」

今回の財政検証において、3. で述べた推計方法により、被保険者数の将来推計を行った結果を示したものが第3-6-18表である。

公的年金の被保険者数は、平成21(2009)年度で6,890万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、平成37(2025)年度には6,150万人、平成62(2050)年度には4,280万人になる見込みとなっている。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、第1号被保険者数は、平成21(2009)年度で1,980万人、以降、減少を続け、平成37(2025)年度には1,630万人、平成62(2050)年度には1,090万人となる見込みとなっている。

被用者年金被保険者数は、平成21(2009)年度で3,890万人、以降、平成37(2025)年度には3,690万人、平成62(2050)年度には2,620万人と減少していく見込みとなっている。

第3号被保険者数は、平成21(2009)年度で1,030万人、以降、平成37(2025)年度には830万人、平成62(2050)年度には560万人と減少していく見込みとなっている。

被用者年金被保険者のうち厚生年金の被保険者数は、平成21(2009)年度で3,440万人、以降、平成37(2025)年度には3,320万人、平成62(2050)年度には2,370万人と減少していく見込みとなっている。

第3-6-18表 公的年金被保険者数の将来見通し
—平成21年財政検証、基本ケース—

年 度	公的年金 被保険者計 百万人	第1号 被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21(2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3		
22(2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3	-0.6
23(2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-0.7	-1.0
24(2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0	-1.3
25(2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1	-1.4
26(2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27(2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
32(2020)	63.5	16.7	37.8	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
37(2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
42(2030)	58.6	15.4	35.5	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.9	-1.2
52(2040)	49.7	12.6	30.6	27.6	2.9	6.5	5.8	0.7	-1.7	-2.0
62(2050)	42.8	10.9	26.2	23.7	2.5	5.6	5.0	0.6	-1.5	-1.8
72(2060)	37.1	9.5	22.8	20.6	2.2	4.8	4.3	0.5	-1.5	-1.8
82(2070)	31.5	8.0	19.4	17.5	1.8	4.1	3.7	0.4	-1.6	-1.9
92(2080)	27.4	7.0	16.8	15.2	1.6	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
102(2090)	24.0	6.2	14.7	13.3	1.4	3.1	2.8	0.3	-1.3	-1.6
112(2100)	21.0	5.4	12.9	11.7	1.2	2.8	2.5	0.3	-1.4	-1.7
117(2105)	19.7	5.0	12.1	10.9	1.1	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡中位)推計。

(2) スライド調整率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均)と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)とにより設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金の改定を行う4

月時点で確定している前々年度のものまでの3年平均を用いることとしているが、その見通し及びこれに平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率の見通しについて、第3-6-18表に示している。

スライド調整率の見通しについては、今後20年程度は、大きく異なることはないと想定される。今、生まれた者が公的年金の被保険者となるのは、およそ20年後であり、それまでの間の被保険者数は、既に生まれている者の動向により左右されるからである。

5. 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金給付費の費用負担については、公的年金各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

- ① 国民年金については、第1号被保険者のうち保険料納付者（任意加入の被保険者及び保険料部分免除期間を有する者を含む）、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者
- ② 被用者年金各制度については、第2号被保険者（被用者年金の被保険者のうち65歳未満の者。ただし、65歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。）のうち20歳以上60歳未満の者、及び、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の者）の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第1号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない（第3-6-19表）。

第3-6-19表 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し
 -平成21年財政検証、基本ケース-

年度	拠出金 算定 対象者数計	第1号 被保険者	厚生年金		共済年金	
			第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
21 (2009)	58.3	12.6	31.1	9.0	4.3	1.3
22 (2010)	57.8	12.4	31.1	8.9	4.2	1.3
23 (2011)	57.4	12.0	31.3	8.8	4.2	1.2
24 (2012)	57.1	11.8	31.3	8.7	4.1	1.2
25 (2013)	56.8	11.7	31.3	8.6	4.1	1.1
26 (2014)	56.6	11.7	31.2	8.5	4.0	1.1
27 (2015)	56.4	11.7	31.2	8.4	3.9	1.1
32 (2020)	55.1	11.6	30.9	8.0	3.7	0.9
37 (2025)	53.2	11.4	30.0	7.5	3.5	0.9
42 (2030)	50.1	10.8	28.4	6.9	3.3	0.8
52 (2040)	42.2	8.9	23.9	5.8	2.8	0.7
62 (2050)	36.4	7.7	20.7	5.0	2.4	0.6
72 (2060)	31.4	6.7	17.8	4.3	2.1	0.5
82 (2070)	26.7	5.6	15.2	3.7	1.8	0.4
92 (2080)	23.3	4.9	13.3	3.2	1.5	0.4
102 (2090)	20.4	4.3	11.6	2.8	1.3	0.3
112 (2100)	17.8	3.8	10.2	2.5	1.2	0.3
117 (2105)	16.8	3.5	9.5	2.3	1.1	0.3

(注) 年度間平均値である。

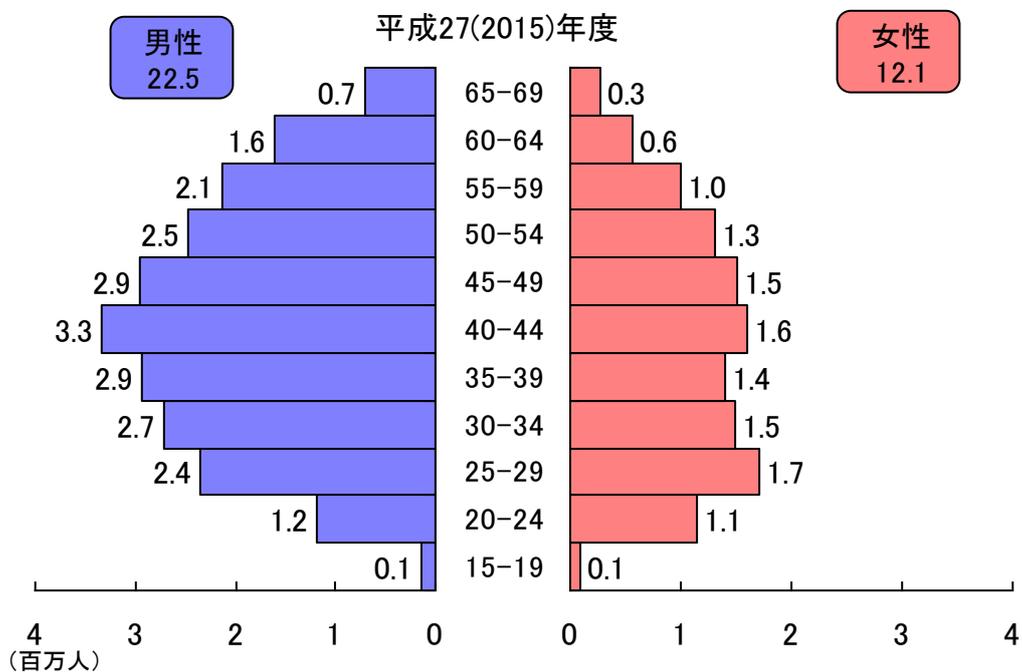
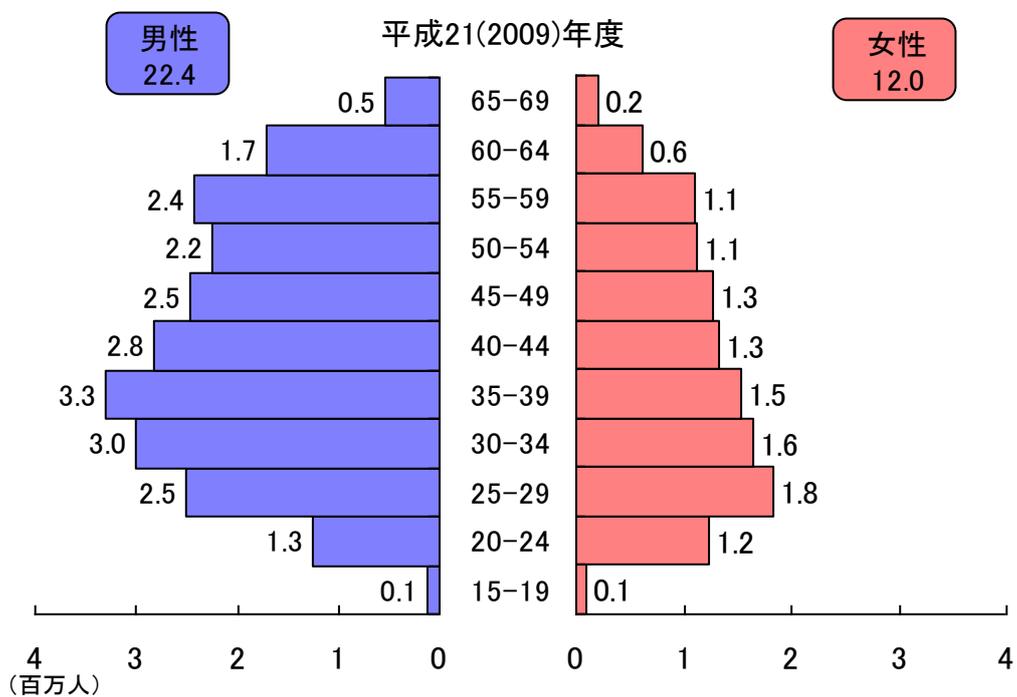
6. 被保険者の年齢構成

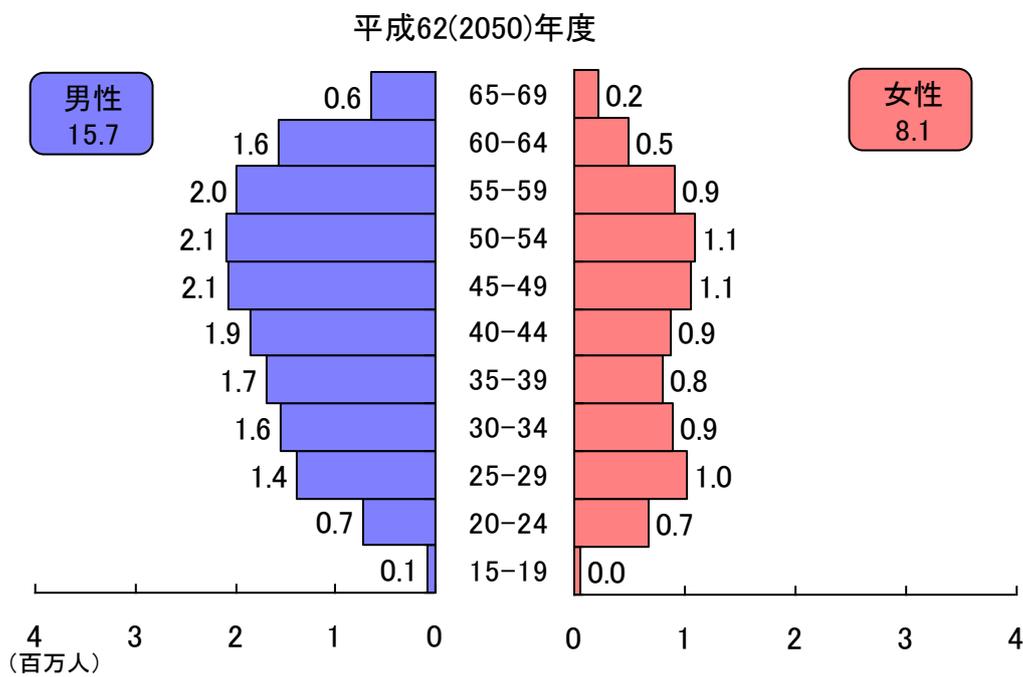
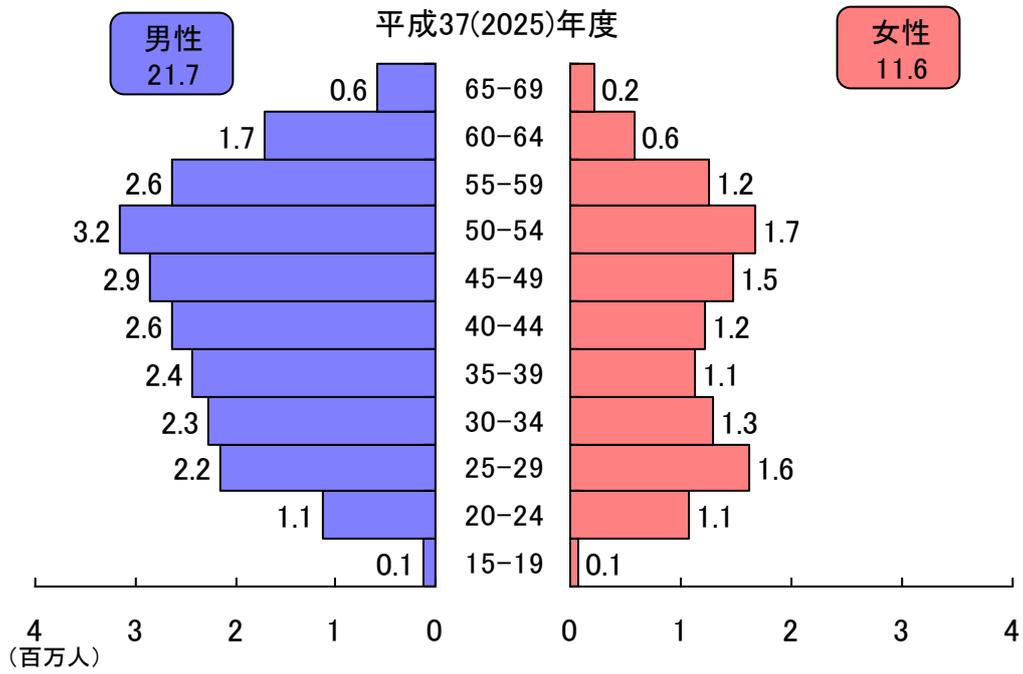
被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来どのように変化していくかをみることができる。厚生年金の場合を示したものが第3-6-20図である。男女別に比較した場合、男性と女性の被保険者で年齢構成に違いが見られる。

男性の場合、平成21(2009)年度では、基本的にはいわゆる団塊の世代の子供世代である第2次ベビーブーム世代に対応する30歳台後半層をピークとした年齢構成となっているが、いわゆる団塊の世代よりも少し若い50歳台後半層にもわずかながらもう1つのピークが見られる。平成27(2015)年度になると、団塊の世代は被保険者から抜けて、第2次ベビーブーム世代の40歳台前半層のみがピークを形成することとなる。また、平成37(2025)年度になると第2次ベビーブーム世代は50歳台前半層となり、そこをピークとして、年齢が低いほど被保険者数が少なくなる年齢構成となる。そして、平成62(2050)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり50歳台前半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男性被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第2次ベビーブーム世代のピークが通り過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準(人口置換水準、合計特殊出生率で2.07前後の水準)を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

女性の場合、平成21(2009)年度では、20歳台後半層をピークとした年齢構成となっている。平成37(2025)年度では、20歳台後半層を1つのピークとしつつ、30歳台後半層で谷となり、再び50歳台前半層で第2のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。このM字型の年齢構成は、20歳台後半以降、結婚・出産に伴いいったんは退職するが、子供に手間がかからなくなる中高年齢になると再び働きに出るというライフサイクルを反映しているものであると考えられる。また、女性被保険者の将来の年齢構成についても、男性の場合と同様に、おおむね平成62(2050)年度には被保険者数の減少は続くものの安定的な年齢構成となることとなる。

第3-6-20 図 厚生年金の被保険者の年齢構成の推移





受給者数の将来推計及び 給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

1. 給付費・受給者数の将来推計

財政検証においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬等の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。なお、給付費については、マクロ経済スライドにより給付水準の調整が行われることとなるが、どこまで給付水準を調整するかを計算するため、マクロ経済スライドが行われなかったとした場合の毎年度の給付費についても推計を行っており、ここでは、マクロ経済スライドによる調整前の給付費までの推計過程について解説する。

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将来の制度の状態を実際に起きるかのよう一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に予測し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、厚生年金の場合を例にシミュレーションの基本的な構造について解説する。

(1) 被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がおり、この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に、さらに、緻密にシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出す。

① 前年度末から引き続き加入する者（残存者）

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が1歳、被保険者期間が1年増えるが、その人数は、次式のとおり、総脱退力により脱退する者の残存者数として算出される。もちろん同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$\text{zanzonh}(x, t) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times \exp(-u(x, 0))$$

[前年度末]

$$(a) = \text{hiho}(x-1, t-1) - \text{zanzonh}(x, t)$$

[前年度末]

② 前年度末に受給待期者であり、当年度末に生存している者

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が1歳増えることとなる。

$$\text{zantaiki}(x, t) = \text{taiki}(x-1, t) \times (1 - q(x))$$

[前年度末]

③ 新たに加入する者（新規加入者）、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再び加入することとなる者（再加入者）

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

$$\text{saikanyu}(x, t) = (\text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t)) \times \text{sair}(x)$$
$$\times \text{zantaiki}(x, t) / \sum_t \text{zantaiki}(x, t)$$

$$\text{shinki}(x) = \text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t) - \sum_t \text{saikanyu}(x, t)$$

④ 脱退する者（脱退者）

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

$$(2) = (\text{hiho}(x-1, t-1) + \text{zanzonh}(x, t)) / 2 \times u(x, 1)$$

[前年度末]

$$(3) = (\text{hiho}(x-1, t-1) + \text{zanzonh}(x, t)) / 2 \times u(x, 2)$$

[前年度末]

$$(1) = (a) - (2) - (3)$$

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者 $\text{hiho}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$t=0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, 0) = \text{shinki}(x)$$

[当年度末]

$$t>0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, t) = \text{zanzonh}(x, t) + \text{saikanyu}(x, t)$$

[当年度末]

なお、 $\sum_t \text{hiho}(x, t) = \text{waku}(x)$ となっている。
[当年度末]

また、②、③、④の結果から、当年度末における待期者 $\text{taiki}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$\text{taiki}(x, t) = \text{zantaiki}(x, t) - \text{saikanyu}(x, t) + (1)$$

[当年度末]

(注) 記号等の説明

x : 年齢

t : 被保険者期間が t 年 (ここでは「 t 年以上 ($t+1$) 年未満」を意味するものとする。)

$\text{waku}(x)$: 被保険者数推計における当年度末に満 x 歳である被保険者数

$\text{hiho}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数

$\text{taiki}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者数

$\text{zanzonh}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者 (残存者) の人数

$\text{zantaiki}(x, t)$: 前年度末に被保険者期間 t 年の受給待期者であった者のうち、当年度末に満 x 歳で生存している者の人数

$\text{shinki}(x)$: 当年度中の新規加入者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

$\text{saikanyu}(x, t)$: 当年度中の再加入者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$u(x, 0)$: x 歳の被保険者の総脱退力

$u(x, 1)$: x 歳の被保険者の障害年金発生力

$u(x, 2)$: x 歳の被保険者の死亡脱退力

$\text{sair}(x)$: 当年度末に満 x 歳となる当年度中加入者の再加入率 (過去の加入歴がある者の割合)

$q(x)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給待期者の当年度中における死亡率

(2) 被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・報酬の算定

残存者（前年度末から引き続き被保険者である者）の報酬に昇給率（定期昇給分）と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の1人あたり報酬となる。

$$\begin{aligned} \text{hoshu}(k, x, t) = & \{ \text{nhoshu}(x) \times \prod_{m=2007}^k (1+h(m)) \times \text{kanyu}(x, t) \\ & + \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times \text{shokyu}(x) / \text{shokyu}(x-1) \\ & \times (1+h(k)) \times \text{zanzonh}(x, t) \} / \text{hiho}(x, t) \end{aligned}$$

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の1人あたり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$\begin{aligned} \text{(A)} = & \{ \text{kanyu}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{zanzonh}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \\ & \text{[前年度末]} \qquad \qquad \qquad \text{[前年度末]} \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times \text{slide}(k) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(B)} = & \{ \text{zanzont}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{dattai}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \\ & \text{[前年度末]} \qquad \qquad \qquad \text{[前年度末]} \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times \text{slide}(k) \end{aligned}$$

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

① 当年度中加入者については、加入時報酬の1/2分：

$$\text{nhoshu}(x) \times \prod_{m=2007}^k (1+h(m)) / 2 \times \text{kanyu}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

② 残存者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものと当年度末の報酬の和半：

$$\begin{aligned} & (\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1+h(k)) + \text{hoshu}(k, x, t)) / 2 \\ & \qquad \qquad \qquad \times \text{zanzonh}(x, t) \times \text{htoc}(k) \end{aligned}$$

- ③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものの1/2分：

$$\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1+h(k))/2 \times \text{dattai}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A)+①+②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B)+③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと1人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる $\text{ruikeih}(x, t)$ あるいは $\text{ruikeit}(x, t)$ となる。

k : 年度、 x : 年齢

t : 被保険者期間が t 年（ここでは「t 年以上(t+1)年未満」を意味するものとする。）

$\text{hoshu}(k, x, t)$: k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の1人当たり報酬

$\text{ruikeih}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の1人当たり報酬累計

$\text{ruikeit}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の1人当たり報酬累計

$\text{nhoshu}(x)$: 年度末に満 x 歳である加入者（新規加入者及び再加入者）の1人当たり報酬（平成18年度末基準）

$\text{kanyu}(x, t)$: 当年度中の加入者（新規加入者及び再加入者）であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$\text{dattai}(x, t)$: 厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$\text{zanzonh}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者（残存者）の人数

$\text{zanzont}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

$\text{hiho}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数
(= $\text{kanyu}(x, t) + \text{zanzonh}(x, t)$)

$h(k)$: k 年度の賃金上昇率

$\text{slide}(k)$: k 年度の年金改定率（スライド調整前）

htoc(k) : スライド調整がないとした場合の k 年度の報酬に係る再
評価率

shokyu(x) : 年度末に満 x 歳である者の標準報酬指数（昇給指数）

（3）受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

・支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。

なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

・被保険者期間

加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

・退職、在職の区別

在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して原則として 25 年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して 25 年以上となるかどうか判定できないこともあり、また、実際に大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

- ・ 障害等級
障害等級割合により、1級、2級、3級に区分する。
- ・ 被保険者期間
被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、妻である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

- ・ 死亡した者が被保険者であった場合
被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。
- ・ 死亡した者が受給待期者であった場合
受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して25年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションにおいては老齢年金と同様に25年の受給資格要件の判定を行っていない。
- ・ 死亡した者が受給者であった場合
老齢厚生年金の場合には基本的に、死亡した者の年金額の3/4として年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合についても適宜処理を行っている。

新規裁定時の各要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に、次のようになる。

- ・ 報酬比例部分 = 報酬累計×給付乗率
- ・ 特別支給の老齢年金の定額部分（老齢）
= 被保険者期間×定額単価
- ・ 経過的加算（老齢年金の場合）
= 特別支給の老齢年金の定額部分
－基礎年金（厚生年金の加入期間分）
（ただし、マイナスとなる場合は支給なし）

ここで、

基礎年金（厚生年金の加入期間分）

$$= \text{基礎年金単価} \times (\text{被保険者期間} / \text{加入可能年数})$$

・ 加給年金

$$= \text{加給年金額} \times \text{加給対象者割合}$$

（右辺の加給年金額は、加給年金単価をもとに、全て新規裁定として計上したもの）

・ 経過の寡婦加算、中高齢寡婦加算（遺族年金の場合）：

それぞれの単価（経過の寡婦加算においては年齢に応じた単価）をもとに算出

（４）年金額改定と受給者の失権

受給者になって以降は、性・年齢・年金種別毎に、年金額や受給者数を年金失権率により、落としていくことによりシミュレーションを行っている。

$$\text{jukyusha}(x, I) = \text{jukyusha}(x-1, I) \times (1-q(x, I)) + \text{shinki}(x, I)$$

[当年度末]

[前年度末]

$$\text{nenkin}(x, I) = \text{nenkin}(x-1, I) \times \text{slide}(k) \times (1-q(x, I)) + \text{shinnenkin}(x, I)$$

[当年度末]

[前年度末]

厳密に言えば、年金失権率 $q(x, I)$ は年度 k の関数でもあり、将来推計人口における将来の死亡率改善が織り込まれたものとなっている。また、年金改定率 $\text{slide}(k)$ は、平成 12 年改正において、65 歳までの賃金が年金改定率に反映され、以降は物価スライドとされていること、報酬比例部分の年金額の水準の 5% 抑制に伴い物価上昇率込みの従前額保証がなされること、また、平成 16 年改正により年金改定に反映される賃金上昇率は 3 年平均を使用することなどから、年度や年齢によってスライド率の取扱いが異なってくることに留意する必要がある。

さらに、昭和 36 (1961) 年 4 月前の期間に係る年金給付費についてもシミュレーションを行い、厚生年金の独自給付に係る国庫負担額も算定している。

（注）記号等の説明

k : 年度、 x : 年齢、 I : 年金種別（老齢、障害、遺族）

$\text{slide}(k)$: k 年度の年金改定率

$q(x, I)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給者の当年度中における年金失権率

$\text{jukyusha}(x, I)$: 年度末における満 x 歳の受給者数

shinki(x, I) : 当年度中の新規裁定者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

nenkin(x, I) : jukyusha(x, I)に係る年金額総額

shinnenkin(x, I) : shinki(x, I)に係る年金額総額

※ Iについては記述を省略した。

以上述べた作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度においてそれらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通しを作成する上で使用するデータに加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定システムに入力するデータや旧三公社共済組合の厚生年金統合に伴う支援額算定システムに入力するデータも作成されることとなる。

2. 受給者数の将来見通し

(1) 受給者数の将来見通し

シミュレーションにより得られた将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で昭和 61(1986)年 4 月以降に新規裁定される受給者（老齢年金の場合には、昭和 61(1986)年 4 月 1 日における年齢が 60 歳未満の者）の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち昭和 36(1961)年 4 月以降の加入期間に基づき 65 歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金（みなし基礎年金）の支給を受けている者を含む。

① 基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金（基礎年金）の被保険者数の比率の将来見通しは第 3-7-1 表のとおりである。

老齢基礎年金受給者数は、平成 22(2010)年度で 2,790 万人であるが、平成 27(2015)年度には 3,220 万人、平成 37(2025)年度には 3,490 万人と急速に増加し、その後、平成 52(2040)年度で 3,720 万人と、ほぼピークに達した後は減少に転じ、平成 117(2105)年度には 1,780 万人になるものと見通される。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金（基礎年金）の被保険者数の比率であるが、平成 22(2010)年度で 2.4 であるが、平成 27(2015)年度には 2.0、平成 37(2025)年度には 1.7 と急速に下降し、その後、平成 82(2070)年度に 1.0 に達した後は微増し、平成 117(2105)年度には 1.1 になるものと見通される。

老齢基礎年金受給者数に対する基礎年金の被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 20 歳以上 60 歳未満人口に対する 65 歳以上人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、平成 22(2010)年度で 170 万人であるが、その後やや増加し、平成 37(2025)年度には 180 万人となる。以降、180 万人程度で推移した後、人口の減少に応じて減少し、平成 117(2105)年度には 90 万人になるものと見通される。

一方、遺族基礎年金受給者数については、今後 10 万人程度で推移し、緩やかに減少するものと見通される。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある妻及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第3-7-1表 基礎年金の被保険者数、受給者数の見通し
—平成21年財政検証—

年度	被保険者数 ①	受給者数			①/②
		老 齡 基礎年金 ②	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金	
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
21(2009)	68.1	27.3	1.6	0.1	2.5
22(2010)	67.4	27.9	1.7	0.1	2.4
23(2011)	66.7	28.5	1.7	0.1	2.3
24(2012)	66.1	29.4	1.7	0.1	2.2
25(2013)	65.4	30.4	1.7	0.1	2.2
26(2014)	64.8	31.4	1.7	0.1	2.1
27(2015)	64.4	32.2	1.7	0.1	2.0
32(2020)	62.6	34.3	1.8	0.1	1.8
37(2025)	60.7	34.9	1.8	0.1	1.7
42(2030)	57.6	35.2	1.8	0.1	1.6
52(2040)	48.6	37.2	1.8	0.1	1.3
62(2050)	41.9	36.5	1.8	0.1	1.1
72(2060)	36.3	34.0	1.6	0.1	1.1
82(2070)	30.8	30.4	1.4	0.0	1.0
92(2080)	26.8	26.1	1.2	0.0	1.0
102(2090)	23.6	22.3	1.1	0.0	1.1
112(2100)	20.6	19.2	0.9	0.0	1.1
117(2105)	19.3	17.8	0.9	0.0	1.1

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

(注3) 受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

② 厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が1月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は昭和 61(1986)年4月以降徐々に発生してくるものであり、昭和 61(1986)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。)を老齢年金相当受給者(以下「老齢相当」と呼ぶ。)とし、それ以外(25年未満)の者を通算老齢年金相当受給者(以下「通老相当」と呼ぶ。)と区分することとし、さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第3-7-2表のとおりである。

老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、平成 22(2010)年度で1,330万人であるが、平成 37(2025)年度には1,520万人、平成 62(2050)年度には1,710万人と急速に増加するものの、以降、緩やかに減少し、平成 117(2105)年度には910万人になるものと見通される。ここで、平成 27(2015)年度から平成 37(2025)年度にかけて、受給者数の伸びが鈍化しているのは、平成 25(2013)年度から、60歳前半の報酬比例年金の支給開始年齢が65歳に向けて引き上げられることの影響である。なお、通老相当の受給者数は、平成 32(2020)年度の1270万人をピークに、以降、緩やかに減少するものと見通される。

障害厚生年金の受給者数は、平成 22(2010)年度で40万人であるが、今後、やや増加し、平成 37(2025)年度には50万人となるものの、その後、人口の減少に応じて減少し、平成 117(2105)年度には20万人になるものと見通される。

一方、遺族厚生年金受給者数は、平成 22(2010)年度で480万人であるが、平成 27(2015)年度には570万人、平成 37(2025)年度には720万人と増加し、平成 52(2040)年度で790万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少、平成 117(2105)年度には380万人になるものと見通される。

第3-7-2表 厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し
—平成21年財政検証—

年 度	被保険者数 ①	受 給 者 数			
		老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
		老齢相当※1 ②	通老相当※2 ③		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
21(2009)	34.4	12.7	9.8	0.4	4.7
22(2010)	34.5	13.3	10.4	0.4	4.8
27(2015)	34.6	15.3	12.4	0.4	5.7
32(2020)	34.0	15.4	12.7	0.4	6.5
37(2025)	33.2	15.2	12.4	0.5	7.2
42(2030)	32.1	15.3	12.1	0.5	7.8
52(2040)	27.6	17.0	12.0	0.5	7.9
62(2050)	23.7	17.1	11.5	0.4	7.1
72(2060)	20.6	16.2	11.0	0.4	6.6
82(2070)	17.5	14.8	9.7	0.4	6.3
92(2080)	15.2	13.1	7.9	0.3	5.5
102(2090)	13.3	11.3	6.4	0.3	4.8
112(2100)	11.7	9.8	5.3	0.2	4.1
117(2105)	10.9	9.1	4.8	0.2	3.8

(注)年度間平均値である。

※1 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを含む。)

※2 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを除く。)

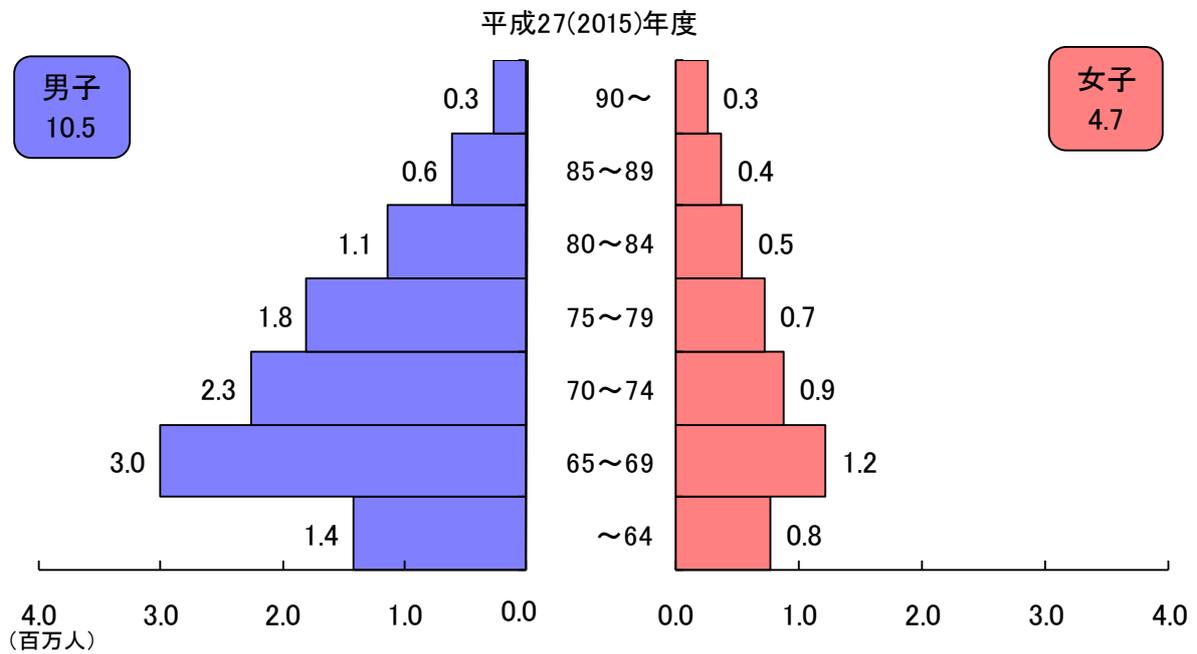
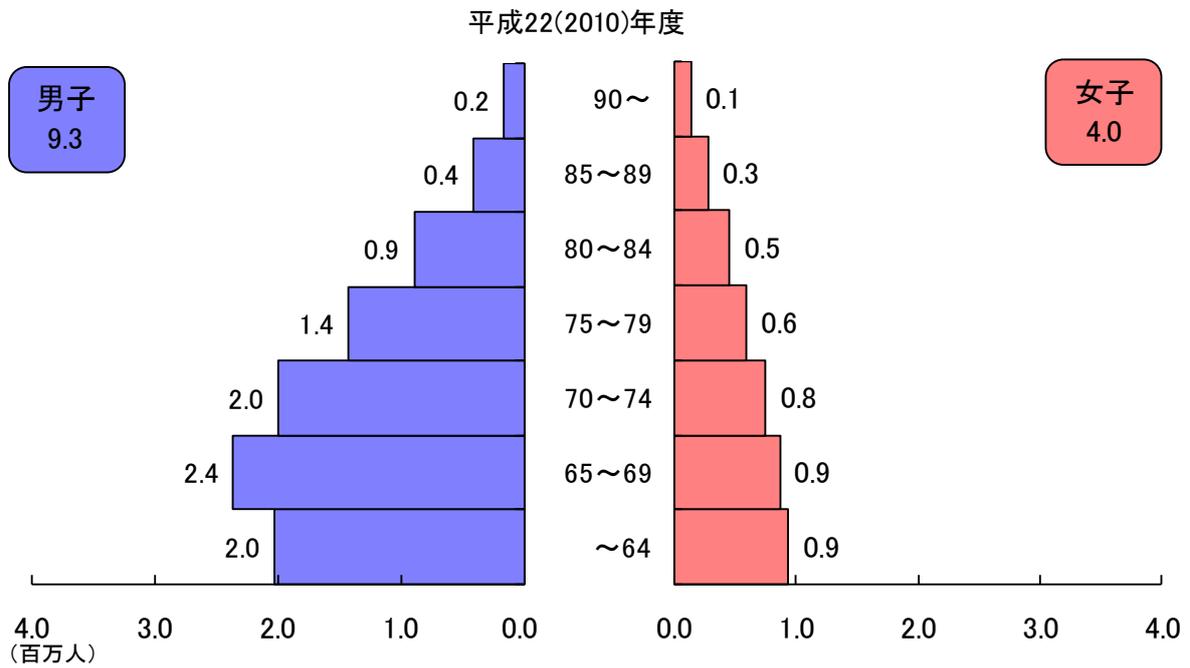
(2) 受給者の年齢構成の将来見通し

制度の成熟化や人口の高齢化に伴い、年金受給者数、特に老齢年金の受給者数は今後急速に増加していくことが見通される場所であるが、さらに詳しくその内容をみると、その年齢構成が高齢化していくことがわかる。

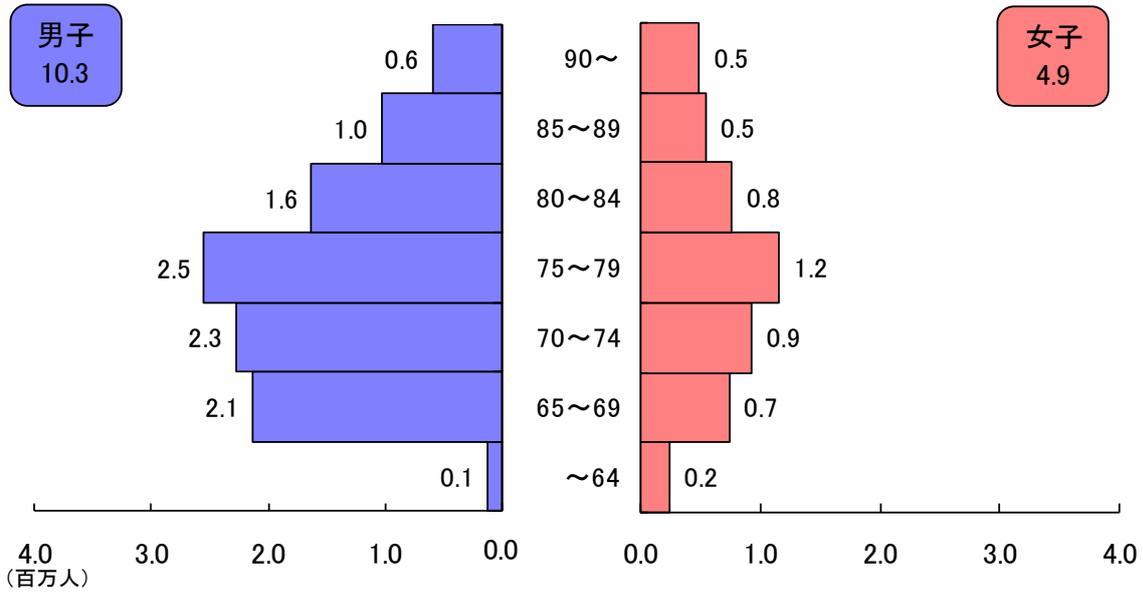
例えば、老齢厚生年金の老齢相当の受給者の年齢構成が将来どのように推移していくのかを時系列的にみると第3-7-3図のようになる。平成27(2015)年度における60歳台後半の年齢階級や、平成37(2025)年度における70歳台後半の年齢階級には膨らみがあるが、これは団塊の世代のものである。

現在、60歳台前半層の受給者は、受給者全体の中で、かなり大きなウェイトを占めている場所であるが、60歳台前半における報酬比例部分の年金支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることとされていることから、この年齢層で繰上げ以外の老齢厚生年金を受ける受給者は最終的にはなくなる。

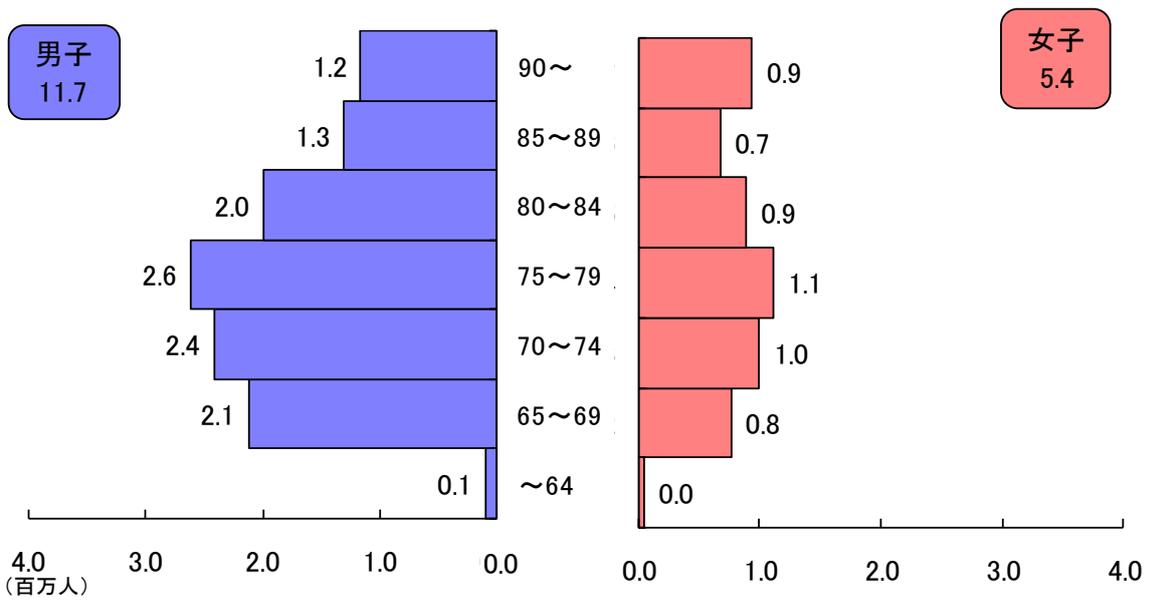
第3-7-3図 老齢厚生年金受給者（老齢相当）の年齢構成



平成37(2025)年度



平成62(2050)年度



（補論）基礎年金の受給者数推計について

財政見直しを作成する際に使用している財政計算システムにおいては、国民年金・厚生年金といった制度ごとに毎年度の加入状況を推計した上で、それぞれの制度の加入期間に対応する給付費を推計することとしている。具体的には、現役時代に複数の制度に加入していた者については、国民年金に加入していた期間については国民年金の財政計算システム、厚生年金に加入していた期間については厚生年金の財政計算システムによって、当該期間に係る給付費が推計されることとなる。したがって、基礎年金部分の給付費を考える場合、国民年金と厚生年金に加入していたそれぞれの期間が全てその給付に反映され、単純に各制度の加入期間に対応して発生した給付費を累計することによって、全体の基礎年金給付費を推計している。

しかしながら、基礎年金の受給者数を推計する場合には、同じような手法を用いることはできない。なぜなら、単純に各制度の加入期間から発生するそれぞれの受給者数を累計すると、前述のような複数の制度に加入していた者をそれぞれの制度について全て足し上げることとなり、それによって過剰な推計となってしまうからである。つまり、各制度におけるそれぞれの加入状況について、マクロ的な状況からの推計では「全制度の加入期間を勘案した基礎年金受給者数」を推計することは不可能である。

そもそも、仮に20～59歳の全国民が何らかの公的年金制度（国民年金・厚生年金・共済年金）に加入し、全ての加入者が保険料を納付しているか、または免除されている、もしくは第3号被保険者で保険料の納付を要しないと仮定するならば、65歳以上の者は（繰り下げ請求を行わない限り）必ず何らかの基礎年金を受給することとなり、65歳以上の基礎年金受給者数は、基本的には65歳以上の者の数に等しくなる。しかしながら、実際には保険料未納者がある程度存在し、基礎年金の受給資格要件の25年（納付・免除期間）を満たすことができずに、高齢者であっても何の年金も受給できない状態となる者、いわゆる「高齢無年金者」が生じることから、65歳以上の基礎年金受給者数は65歳以上の者の数より少なくなる。つまり、基礎年金の受給者数を推計するためには、このような高齢無年金者の数を推計する必要があるが、給付費を推計している財政計算システムにおいては、それぞれの加入者についての納付・免除期間を制度横断的に管理しているわけではなく、マクロ的な状況からの推計では「全制度を通算して保険料納付・免除期間が25年以上ある者の数(割合)」を算出することは不可能である。

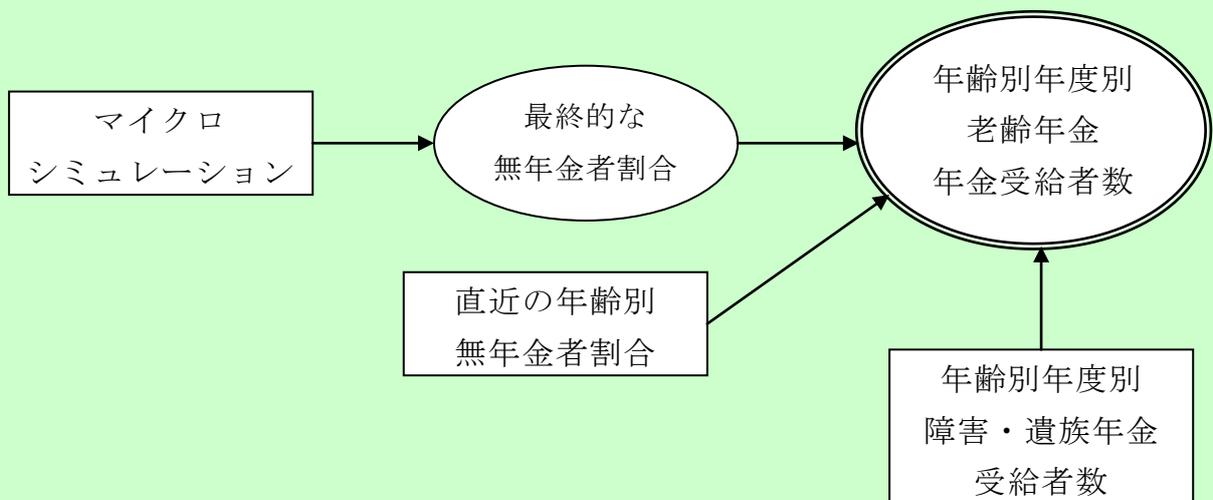
したがって、加入履歴を全制度に渡って横断的に管理しながら推計するためのシステムが別途必要である。このため、今回の財政検証においては、将来の無年

金者割合のみを推計するため、それぞれの加入者の状況（マイクロ的な状況）を一定のモデル上で確率的に再現しながら推計するシステムを別途作成しており、このシステムはマイクロシミュレーションと呼ばれる。

具体的には、第3-7-1表に掲げる基礎年金受給者数を推計するにあたっては、下図のように、マイクロシミュレーションによって将来25年要件を満たせずに高齢無年金者となるような者の割合を推計した上で、その結果をもとに老齢基礎年金受給者数を推計している。つまり、65歳以上人口から障害・遺族基礎年金の受給者を除き、そこからさらに高齢無年金者数を差し引けば、それが老齢基礎年金受給者数となる。

なお、マイクロシミュレーションは各制度における給付費を推計するための財政計算システムとは完全に独立した推計システムとなっているので、受給者数と総給付費の推計値をそれぞれ見る際には、それぞれが全く別のシステムによって得られたものであることに留意する必要がある。

(基礎年金の受給者数推計イメージ)



1. 給付水準調整期間の将来推計

ここでは、年金財政の均衡を図るために行われる、マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終期における積立度合が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

(1) マクロ経済スライドによる給付水準の調整

① 本来の年金スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整について解説する前に、本来の年金スライドについて解説する。

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じてスライドし、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CH(N) : N-1年度～N+1年度の実質可処分所得上昇率の平均（3乗根）

CPI(N) : N年の物価上昇率（N年の消費者物価指数／(N-1)年の消費者物価指数）

とする。なお、以下では、簡単のため、CH(N)及びCPI(N)は1以上の値（百

分率においてはマイナスとならない) とする。このときの各年齢の N 年度における年金額は、

$$\begin{aligned} \text{新規裁定年金額 (65 歳)} &= \text{前年度の新規裁定年金額} \\ &\quad \times \text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \\ \text{既裁定年金額 (66、67 歳)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \\ \text{既裁定年金額 (68 歳～)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \text{CPI(N-1)} \end{aligned}$$

となる。

② 給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率 (0.3%) に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。

以下では、スライド調整率 CHO(N) を

$$\text{CHO(N)} : \text{N-1 年度～N+1 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均 (3 乗根)} \times 0.997$$

とする。このときの各年齢の N 年度における給付水準調整期間中の年金額は、

$$\begin{aligned} \text{新規裁定年金額 (65 歳)} \\ &= \text{前年度の新規裁定年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \times \text{CHO(N-3)}, 1) \\ \text{既裁定年金額 (66、67 歳)} \\ &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \times \text{CHO(N-3)}, 1) \\ \text{既裁定年金額 (68 歳～)} \\ &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CPI(N-1)} \times \text{CHO(N-3)}, 1) \end{aligned}$$

となる。なお、max をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。

③ 年度、年齢別の調整率の計算

給付水準調整は 2005 年度より行うこととされているが、K 年度まで給付水準調整を続けた場合、2005 年度以降の年金給付が年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、K年度まで給付水準調整を続けた場合の年度(N)別、受給者の年齢(X)別の給付費の調整前の給付費に対する比率を $R(K, N, X)$ とする。すなわち、

$$R(K, N, X) =$$

$$\frac{\text{K年度までの給付水準調整による給付水準調整後のN年度末における満X歳の給付費}}{\text{給付水準調整前のN年度末における満X歳の給付費}}$$

この $R(K, N, X)$ は、給付水準調整中の年金改定率が②のように設定されることに基づき、次のように K について帰納的に算出される。

○ $K=2005$ の場合

$$R(2005, N, X) =$$

$$\left\{ \begin{array}{ll} 1 & (N \leq 2004 \text{ のとき}) \\ \frac{\max(\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004)} & (N \geq 2005 \text{ かつ } X \leq 67 + (N - 2005) \text{ のとき}) \\ \frac{\max(\text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CPI}(2004)} & (\text{上記以外のとき}) \end{array} \right.$$

○ $K \geq 2006$ の場合

$$R(K, N, X) =$$

$$\left\{ \begin{array}{ll} R(K-1, N, X) & (N < K \text{ のとき}) \\ R(K-1, N, X) \times \frac{\max(\text{CH}(K-3) \times \text{CPI}(K-1) \times \text{CHO}(K-3), 1)}{\text{CH}(K-3) \times \text{CPI}(K-1)} & (N \geq K \text{ かつ } X \leq 67 + (N - K) \text{ のとき}) \\ R(K-1, N, X) \times \frac{\max(\text{CPI}(K-1) \times \text{CHO}(K-3), 1)}{\text{CPI}(K-1)} & (\text{上記以外のとき}) \end{array} \right.$$

④ 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

厚生年金及び国民年金において、給付水準調整後の各年度の収支状況を作成するためには、③において推計した $R(K, N, X)$ を用いて給付費等の年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法について解説する。

○厚生年金

$KYU2(N, X)$: N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の報酬比例部分の給付費
$KYOS2(N, X)$: N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金
$KOKK02(N, X)$: N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の経過的国庫負担
$KYOSKOKK02(N, X)$: N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担
$R(KE1, N, X)$: 基礎年金部分の給付水準調整割合
$R(KE2, N, X)$: 報酬比例部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- ・ 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付費
= $KYU2(N, X) \times R(KE2, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の基礎年金拠出金
= $KYOS2(N, X) \times R(KE1, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の経過的国庫負担
= $KOKK02(N, X) \times R(KE2, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担
= $KYOSKOKK02(N, X) \times R(KE1, N, X)$

となる。なお、KE1 及び KE2 を決めるための推計方法については、次の(2)以降において詳細に解説するが、一般的には、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではなく、ここでは基礎年金部分については KE1 年度まで、一方、報酬比例部分については KE2 年度まで給付水準調整を行うと仮定する。

年度間値の推計については、厚生年金の報酬比例部分の給付費を例に解説することとするが（他も同様）、

- T(N, X) : N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
(= KYU2(N, X) × R(KE2, N, X))
- D(N, X) : N 年度における N 年度末に満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
- RV(N, X) : スライド調整がないとした場合における N 年度末に満 X 歳の N 年度の年金改定率

とすれば、前年度末の状況と当年度末の状況とから、具体的には T(N-1, X-1) 及び T(N, X) から、支払時期も考慮し (2 か月分)、D(N, X) を

$$\begin{aligned}
 & D(N, X) \\
 &= \frac{2}{12} * T(N-1, X-1) \quad \text{(前年度の 2 か月分)} \\
 &+ \frac{6}{12} * T(N-1, X-1) * \left((1 + RV(N, X)) * \frac{R(KE2, N, X)}{R(KE2, N-1, X-1)} \right) \\
 & \quad \text{(当年度の前半 6 か月分)} \\
 &+ \frac{4}{12} * T(N, X) \quad \text{(当年度の後半 4 か月分)}
 \end{aligned}$$

と推計している。

○国民年金

- KYU1(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費
- KYOS1(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金
- KOKK01(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費に対する国庫負担
- KYOSKOKK01(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担
- FUKA(N) : N 年度末における付加年金給付費
- FUKAKOKKO(N) : N 年度末における付加年金給付費に対する国庫負担
- R(KE1, N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

$$\begin{aligned}
 & \bullet N \text{ 年度末における満 } X \text{ 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費} \\
 & = KYU1(N, X) \times R(KE1, N, 65)
 \end{aligned}$$

- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金

$$= KYOS1(N, X) \times R(KE1, N, X)$$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費に対する国庫負担

$$= KOKK01(N, X) \times R(KE1, N, 65)$$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金に対する国庫負担

$$= KYOSKOKK01(N, X) \times R(KE1, N, X)$$

となる(付加年金はマクロ経済スライドによる調整を行わない)。さらに、これをもとに、年度間値を推計する必要があるが、推計方法については厚生年金と同様である。

以上述べた作業により、厚生年金、国民年金それぞれにおいて、給付水準調整を行った場合の年度(N)別、年齢(X)別の給付費等が算出され、さらに、これらを年齢(X)について足し上げることにより、給付水準調整後の各年度(N)における給付費等が推計される。

(2) マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の推計方法

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第3-8-1図である。はじめに、国民年金の財政が均衡するように基礎年金部分の給付水準を決定し、次にこの基礎年金部分の給付水準を踏まえて、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準を決定するという、2段階に分けて推計を行っている。しかし、仮に、先に、厚生年金の財政が均衡するように、基礎年金部分及び報酬比例部分の給付水準を決めるとすると、国民年金の財政が均衡しない事態となりうるが、これは、国民年金財政は支出の大部分が基礎年金であるのに対し、厚生年金財政は基礎年金及び報酬比例部分の両方の支出があるためである。

具体的には、国民年金法及び厚生年金保険法のそれぞれにおいて、保険料(率)の上限が明記され、その負担の範囲内で財政が均衡するよう給付水準調整を行うことが規定されているため、先に、国民年金財政が均衡するように基礎年金部分の給付水準を決め、この基礎年金部分の給付水準を踏まえて厚生年金財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準を決めることにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

したがって、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではない。

第3-8-1 図 給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

- したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。
- 平成21年財政検証では、報酬比例部分のスライド調整期間は、基礎年金部分のスライド調整期間よりも短くなるという見通しとなった。

(注)平成21年財政検証においては、財政均衡期間を平成117(2105)年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

(3) 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

① 給付水準調整を行った場合の国民年金財政の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準を推計するには、はじめに、毎年の拠出金算定対象者数及び保険料月額から推計される保険料収入の額、また、(1)の方法により推計された給付水準調整後における独自給付費、基礎年金拠出金、付加年金給付費、及びそれに応じた国庫負担額、さらに、積立金の初期値や運用利回り等の前提に基づいて、各年度の収入、支出、年度末積立金を推計する必要がある。

各年度の当年度末の積立金については、

・当年度末の積立金

$$= \text{前年度末の積立金} + \text{当年度の収入額} - \text{当年度の支出額}$$

として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については、

・当年度の運用収入

$$= \text{前年度末の積立金} \times \text{当年度の運用利回り}$$

$$+ (\text{当年度の運用収入以外の収入額} - \text{当年度の支出額})$$

$$\times \text{当年度の半期運用利回り}$$

として推計している。

② 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

基礎年金部分の給付水準調整期間の推計は、国民年金の財政がおおむね100年間にわたり均衡を保つことができるよう調整することとされており、今回の財政検証においては、2105年度の積立度合を1、すなわち、2105年度初の積立金（=2104年度末の積立金）が2105年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整するという前提で推計を行っている。

推計を行うに当たっては、給付水準調整を終了する年度（ K ）を、 $K=2005$ から、 $K=2006$ 、 $K=2007$ 、…と増やしていくが、1年ずつ増加させるごとに、①までの過程における各年度の収入、支出、年度末積立金を推計するといった計算を繰り返し、2105年度の積立度合が初めて1を超える年度が、基礎年金部分における給付水準調整終了年度（ $KE1$ とする）となる。

なお、給付水準調整終了年度（ $KE1$ 年度）においては、国民年金の2105年度の積立度合が正確に1となるように、 $KE1$ 年度に適用されるスライド調整率（ $CHO(KE1-3)$ ）を設定し直し、 $KE1$ 年度まで給付水準調整した場合の各年度（ N ）、年齢（ X ）別の給付費等の給付水準調整前の給付費等に対する最終的な比率を算定している（ $CHO(KE1-3)$ を設定し直すことにより、国民年金の2105年度の積立度合が正確に1となる最終的な $R(KE1, N, X)$ を算定し、それを改めて基礎年金部分の給付水準調整割合 $R1(KE1, N, X)$ とする。）。

（４）報酬比例部分の給付水準調整期間の推計

次に、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。具体的には、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準調整割合（ $R1(KE1, N, X)$ ）を踏まえた基礎年金拠出金等をもとに、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分における給付水準の推計と同様、厚生年金の2105年度の積立度合が正確に1となるように報酬比例部分の給付水準調整終了年度（ $KE2$ とする）及び給付水準調整割合（ $R2(KE2, N, X)$ とする）を定めている（ $R(K, N, X)$ の変数 K を1年ずつ増やすごとに厚生年金の収支状況を推計し、2105年度の積立度合が初めて1を超える年度を $KE2$ と定め、次に、 $KE2$ 年度に適用されるスライド調整率（ $CHO(KE2-3)$ ）を設定し直すことにより、2105年度の積立度合が正確に1となる最終的な $R(KE2, N, X)$ を算定し、それを改めて $R2(KE2, N, X)$ とするなどして報酬比例部分の給付水準調整割合を定める。）。

2. 給付水準の将来推計

個々の世帯における年金額は、多様な生き方、働き方がある中で加入期間や標準報酬の多寡によって千差万別であるが、公的年金制度の給付水準を測る指標として、従来から一つの標準的な年金受給世帯を設定し、標準的な年金受給世帯における65歳の新規裁定時の年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である所得代替率が用いられてきている。

ここでは、標準的な年金受給世帯の給付水準に加えて、所得水準別及び世帯類型別の給付水準の将来推計について解説する。

(1) 給付水準の指標としての標準的な年金受給世帯の想定

第3-8-2図に示すように、平成16年年金制度改正では、

- ① 20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金（2人分）
- ② 平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金
- ③ 厚生年金男子被保険者の平均的な手取り賃金

とすると、③に対する①と②を合算した額の比率として定義される所得代替率が50%を上回ることと法律で定められている。

標準的な年金受給世帯とは、現役時代の世帯合計の標準報酬額（賞与を含む月額）が厚生年金の男子被保険者の標準報酬額（賞与を含む月額）の平均額に等しかった世帯で、①と②を合算した年金額を受給する世帯のことである。これは、例えば、夫（または妻）が平成21(2009)年度水準で42.9万円の標準報酬額（賞与を含む月額）で40年間フルタイムで就労し、配偶者が40年間国民年金第3号被保険者であるような同年齢の夫婦世帯が該当する。なお、ここでの国民年金第3号被保険者には専業主婦（夫）のほか、パートとして働いているが厚生年金の適用を受けていない被扶養配偶者の妻（夫）も含まれる。

現在、既に年金を受給している夫婦世帯における現役時代の経歴類型について、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯のうち約6割の世帯では、妻が厚生年金に本格的に加入していなかったものと考えられる（第3-8-3表）。また、現在の現役世代について、夫婦の公的年金加入状況別にみた世帯の割合については、夫が国民年金第2号被保険者である夫婦のうち、妻が国民年金第3号被保険者である夫婦の割合は6～7割程度となっている（第3-8-4表）。このことから、給付水準を測る指標として、上記のような標準的な年金受給世帯を想定することは合理的であると考えられる。

第3-8-2図 平成16年年金改正法に定める給付水準の構造

◎平成16年改正法附則(平成16年法律第104号)
(給付水準の下限)

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する**比率が百分の五十を上回る**こととなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による**老齢基礎年金の額**(当該年度において六十五歳に達し、かつ、**保険料納付済期間の月数が四百八十**である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額(略)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に**二を乗じて得た額**に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による**老齢厚生年金の額**(当該年度の前年度における男子である同法による被保険者(次号において「**男子被保険者**」という。)の**平均的な標準報酬額**(略)に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(略)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、**被保険者期間の月数を四百八十**として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における**男子被保険者の平均的な標準報酬額**に相当する額から当該額に係る**公租公課の額を控除して得た額**に相当する額

専業主婦・パート主婦世帯について、将来にわたり所得代替率50%を確保することを目標として設定

20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金(夫婦2人分)・・・①

平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金・・・②

男子被保険者の平均的^{手取り}賃金・・・③

所得代替率「(①+②)÷③」が50%を上回ることとする。

第3-8-3表 年金を受給している夫婦世帯(ともに65歳以上)における現役時代の経歴類型

(%)

		妻の現役時代の経歴類型							
		合計	正社員中心	常勤パート中心	アルバイト中心	収入を伴う仕事をしていない期間中心	中間的な経歴	自営業中心	不明
夫の現役時代の経歴類型	合計	100.0	18.6	5.9	3.2	23.0	18.3	14.9	16.1
	正社員中心	72.7 (100)	16.0 (22)	5.0	2.4	20.0 (59)	15.7	3.2 (4)	10.4 (14)
	常勤パート中心	0.5	0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	-	0.1
	アルバイト中心	1.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2
	自営業中心	16.6	0.9	0.5	0.3	1.7	0.9	10.9	1.4
	収入を伴う仕事を していない期間中心	0.1	0.0	-	-	0.1	-	-	0.0
	中間的な経歴	2.3	0.4	0.1	0.1	0.4	1.2	0.1	0.2
	不明	6.5	0.9	0.1	0.0	0.7	0.4	0.5	3.8

(注) 「正社員中心」とは20歳から60歳までの40年間のうち20年を超えて正社員等であったものとし(他も同様)、「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であるものとする。
(出典) 老齢年金受給者実態調査(平成19年11月調査)

第3-8-4表 夫婦の公的年金加入状況別世帯数

(単位:千組)

		夫の加入制度			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
妻の加入制度	加入者計	3,948	16,030	100.0%	134
	第1号被保険者	3,244	479	3.0%	-
	第2号被保険者	704	5,092	31.8%	134
	第3号被保険者	-	10,459	65.2%	-

出典:平成19年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

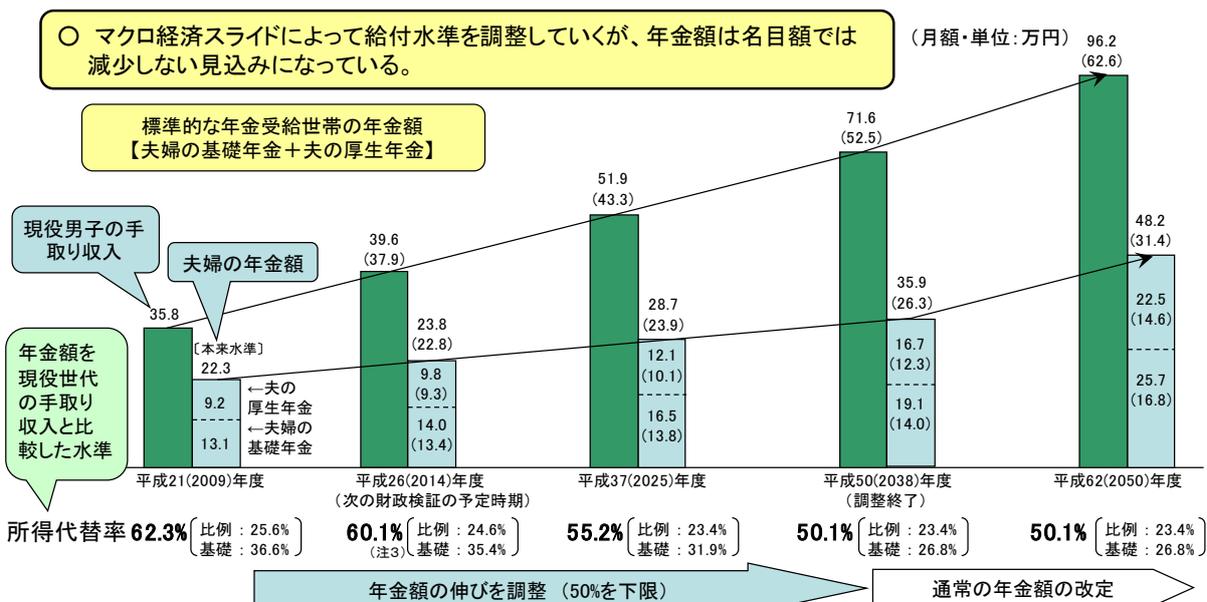
(2) 標準的な年金受給世帯における給付水準の見通し

今回の財政検証の基本ケースにおける、厚生年金の標準的な年金の給付水準の見通しを示したものが第3-8-5図及び第3-8-6表である。

第3-8-5図 厚生年金の標準的な年金の給付水準の見通し

(年金を受給し始めた時の年金額)

— 平成21年財政検証、基本ケース —



(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。
 (注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。
 (注3) 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。
 (次の財政検証の予定時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。)
 (注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。
 (注5) 図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。

第3-8-6表 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額および
所得代替率の見通し

－ 平成21年財政検証、基本ケース －

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成(西暦)					
21(2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22(2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23(2011)	22.9 (23.0)	9.4 (9.5)	13.5 (13.5)	36.8 (36.9)	62.3
24(2012)	23.3 (23.0)	9.5 (9.4)	13.7 (13.6)	37.7 (37.3)	61.7
25(2013)	23.6 (22.9)	9.7 (9.4)	13.9 (13.5)	38.7 (37.7)	60.9
26(2014)	23.8 (22.8)	9.8 (9.3)	14.0 (13.4)	39.6 (37.9)	60.1
27(2015)	24.1 (22.6)	9.9 (9.3)	14.2 (13.3)	40.6 (38.0)	59.3
32(2020)	26.0 (22.8)	10.7 (9.4)	15.3 (13.4)	45.9 (40.3)	56.6
37(2025)	28.7 (23.9)	12.1 (10.1)	16.5 (13.8)	51.9 (43.3)	55.2
42(2030)	31.5 (25.0)	13.7 (10.9)	17.8 (14.1)	58.7 (46.6)	53.7
47(2035)	34.1 (25.8)	15.5 (11.7)	18.6 (14.1)	66.5 (50.2)	51.4
52(2040)	37.7 (27.1)	17.6 (12.6)	20.1 (14.5)	75.2 (54.1)	50.1
57(2045)	42.6 (29.2)	19.9 (13.6)	22.8 (15.6)	85.1 (58.2)	50.1
62(2050)	48.2 (31.4)	22.5 (14.6)	25.7 (16.8)	96.2 (62.6)	50.1

(注1)年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2)年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

ここで、平成21(2009)年度水準の夫婦2人の年金額(本来水準)は、次式により算出される。

〈報酬比例年金〉

$$42.9 \text{ 万円} \times 0.974 \times \frac{5.481}{1000} \times 40 \text{ 年} = 9.2 \text{ 万円}$$

42.9万円：平成20年度男子被保険者の平均的な標準報酬額(賞与を含む、
月額換算)の実績見込み

0.974：昭和63年度から平成20年度までの可処分所得割合の変化率

〈基礎年金〉

$$6.5 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 13.1 \text{ 万円}$$

〈夫婦2人の年金〉

$$9.2 \text{ 万円} + 13.1 \text{ 万円} = 22.3 \text{ 万円}$$

なお、平成12年度から平成14年度の3年間においては、前年の消費者物価指数が低下したにもかかわらず年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられ、賃金や物価が上昇する際にも年金額を引き上げずに据え置くことにより、このかさ上げ分を解消することとしている。この特例措置がない

とした場合の平成 21(2009)年度水準の年金額を上記のとおり算出しているが、この年度においては特例措置による年金額（特例水準）が本来水準の年金額より高く、実際に支給される基礎年金額（満額）は、1人当たり 6.6 万円、夫婦 2人で 13.2 万円となっている。

将来の新規裁定年金の年金額については、この平成 21(2009)年度の本来水準の年金額に、賃金上昇率（正確には可処分所得上昇率）と 1. で推計された報酬比例年金及び基礎年金それぞれの各年度における給付水準調整割合を乗じることにより推計している。

先述のとおり、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間は基礎年金部分と報酬比例部分で必ずしも一致するものではなく、今回の結果では、第 3-8-5 図に示したとおり、基礎年金部分の給付水準調整終了年度は平成 50(2038)年である一方で、報酬比例部分の給付水準調整終了年度は平成 31(2019)年に終了する見込みとなった。このように、基礎年金部分及び報酬比例部分における給付水準調整期間が 20 年程度異なることとなった要因については次の（3）で詳細に解説する。給付水準調整が終了すると見込まれる平成 50(2038)年度までの期間については、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、年金額の伸びが賃金上昇率より抑制されたものとなり、給付水準調整期間が終了した後の平成 51(2039)年度以降の期間については、本来の年金改定の姿に戻り、賃金上昇率で年金額が伸びていくこととなる。

年金の給付水準の指標となる所得代替率は、このように推計された将来の新規裁定年金額の前年度の現役男子の平均手取り年収（月額換算）に対する比率として算出される。

ここで、平成 21(2009)年度における前年度の現役男子の平均手取り年収（月額換算）35.8 万円は、次の通り算出されたものであり、これに賃金上昇率（正確には可処分所得上昇率）を乗じることにより、将来の現役男子の平均手取り年収（月額換算）が推計される。

$$42.9 \text{ 万円} \times 0.833 = 35.8 \text{ 万円}$$

42.9 万円：平成 20 年度男子被保険者の平均的な標準報酬額（賞与を含む、月額換算）の実績見込み

0.833：可処分所得割合

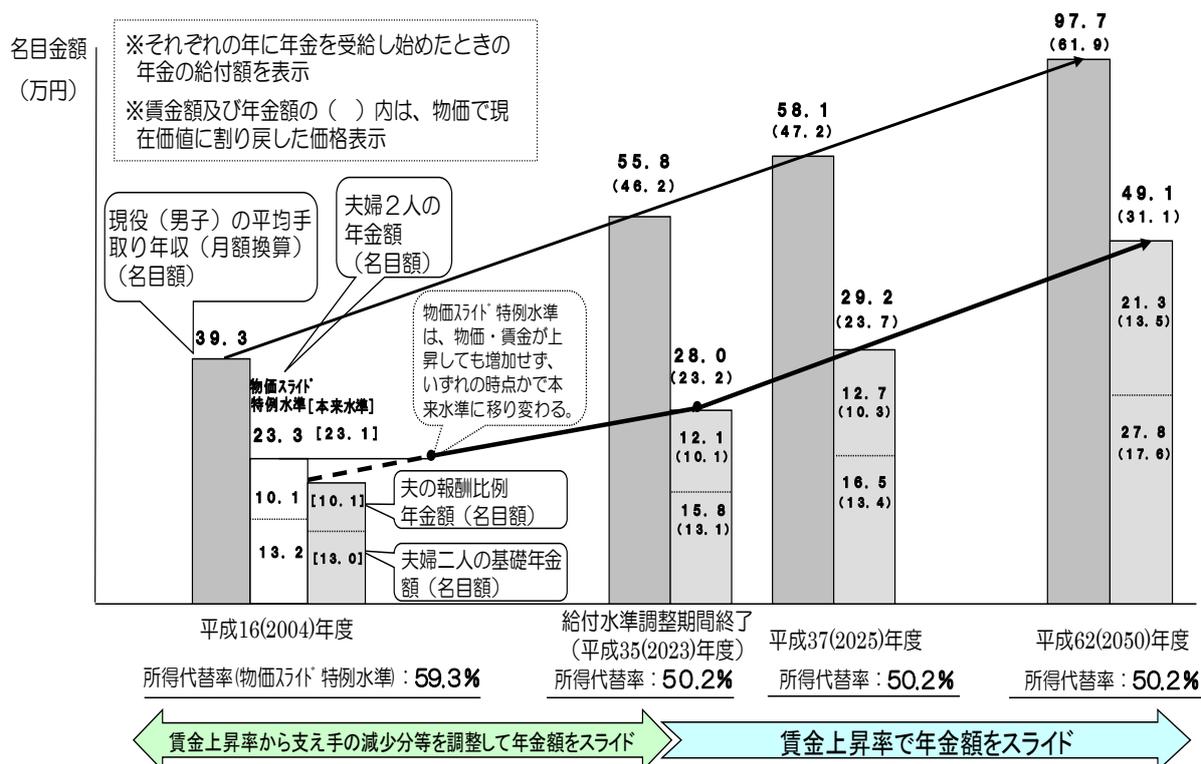
なお、年金保険料の引上げに伴い、第 3-8-5 図及び第 3-8-6 表の平成 32(2020)年度以降の年度における前年度の現役男子の平均手取り年収を算出する際に用いられる可処分所得割合は 0.818 となっている（（4）及び（5）で示している図表についても同様）。

また、平成 16 年改正法附則の規定により、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に 50%を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライド調整期間の終了について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされているが、次の財政検証の予定時期である平成 26(2014)年度の所得代替率は 60.1%と 50%を上回る見込みとなっており、今回の財政検証はこの規定に該当していない。

(3) 平成 16 年財政再計算結果との比較

平成 16 年財政再計算においては、第 3-8-7 図のとおり、基礎年金部分及び報酬比例部分ともに平成 35(2023)年度に給付水準調整が終了する見通しとなっていた。今回の財政検証における最終的な給付水準調整終了年度が平成 50(2038)年度と、平成 16 年財政再計算結果と異なっているのは足下の状況の変化による影響が大きい。

第 3-8-7 図 平成 16 年財政再計算における
年金額及び所得代替率の見通し(標準的な年金受給世帯)



平成 16 年財政再計算時の足下の平成 16(2004)年度の所得代替率は 59.3%であったが、今回の財政検証では、足下の平成 21(2009)年度の所得代替率は 62.3%となっており、所得代替率が前回に比べ上昇している。

このように上昇した要因について、平成 16 年財政再計算においては、足下の現役男子の手取り収入を 39.3 万円と見込んでいたが、今回の財政検証では 35.8 万円と見込んでおり、足下の賃金が伸び悩んだことにより、所得代替率が上昇したものである。具体的には、報酬比例部分の所得代替率は、賃金が低下すればその分年金額も低下するため報酬によらず一定となるが、基礎年金については、賃金上昇率、物価上昇率ともにマイナスの場合に、物価を下回っては改定を行わないといったスライド特例措置があったことにより基礎年金部分の所得代替率が上昇し、結果として全体の所得代替率が上昇することとなったものである。

国民年金の財政における支出の大半は基礎年金の費用であるため、国民年金財政にとっては、収入の減少の割に、支出があまり減らないことから財政状況が厳しくなり、おおむね百年間の収支の均衡を図るためには、少子高齢化が一層進行する見通し等とも相俟って、より長期間にわたってマクロ経済スライドによる給付水準調整を行わなければならなくなり、結果として、平成 50(2038)年度に基礎年金部分に係る給付水準の調整が終了する見込みとなった。

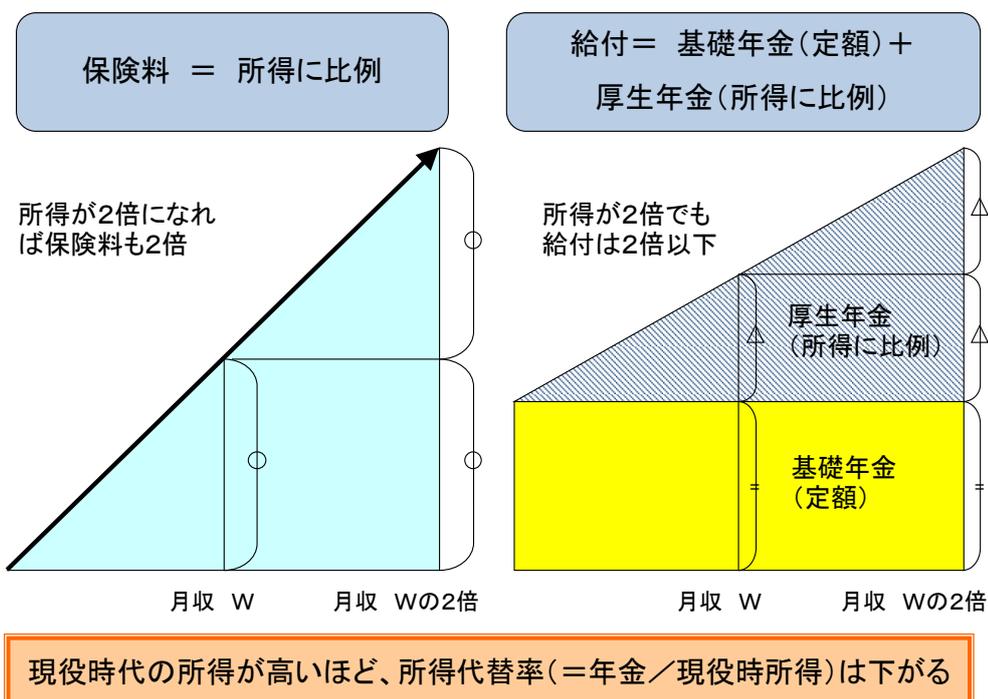
一方、厚生年金の財政は基礎年金部分に加え、報酬比例部分があるが、国民年金財政において収支均衡するように基礎年金の給付水準調整がより長期にわたって行われることとなったことから、厚生年金の財政にとって基礎年金分の支出が相対的に軽減されたため、報酬比例部分については、給付水準調整をそれほど長く行う必要なく、長期にわたって収支が均衡することとなり、給付水準の調整は平成 31(2019)年度に終了する見込みとなった。

このように、足下の賃金が伸び悩み、基礎年金の給付水準が前回に比べて高まったことから、今回の財政検証結果は、基礎年金についてより長期にわたってマクロ経済スライドによる給付水準調整を行う結果となったものである。

(4) 世帯所得別の給付水準

公的年金（厚生年金）の負担と給付の基本的な構造は第 3－8－8 図のような概念図で表現できる。左側の図に示すように所得が 2 倍になれば厚生年金の保険料負担も 2 倍になる。一方、右側の図に示すように所得が 2 倍になれば厚生年金の報酬比例部分の年金額は 2 倍になるが、基礎年金の額は所得の多寡によらず一定であるため、報酬比例部分と基礎年金を合わせた年金額は 2 倍以下となる。この結果、現役時代の所得が低いほど、その所得に対する年金額（報酬比例部分と基礎年金を合わせた額）の割合は高くなるという構造になっている。

第3-8-8図 公的年金の負担と給付の構造



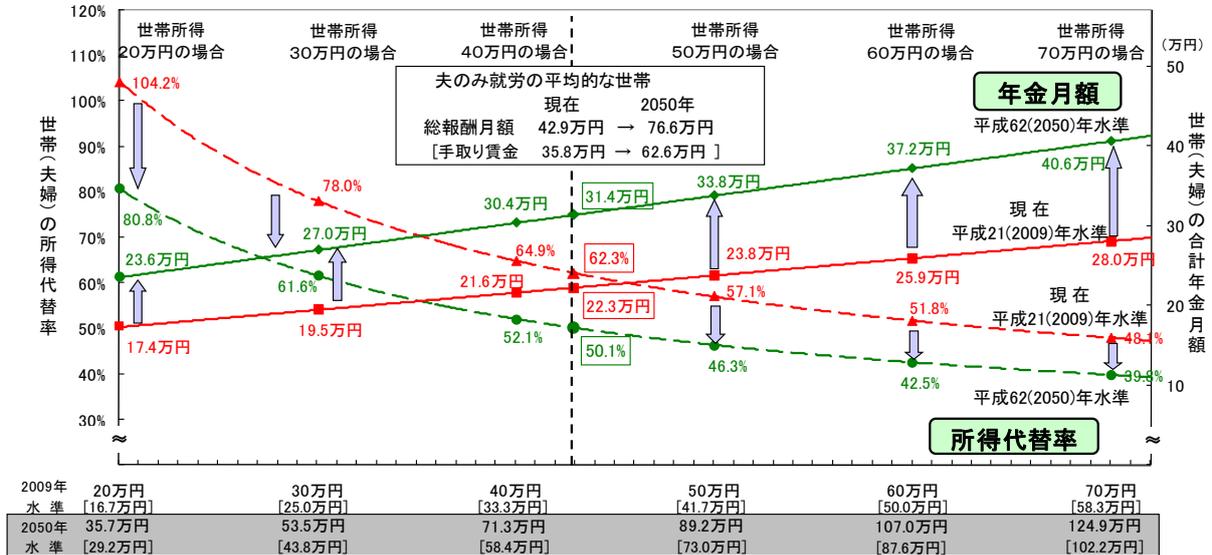
すなわち、所得が低いほど年金額は低くなるが所得代替率は高くなり、所得が高いほど年金額は高くなるが所得代替率は低くなるということとなる。公的年金制度が持つこのような機能を所得再分配機能という。

(2) では世帯合計の総報酬月額が男子被保険者の総報酬月額の平均額に等しい標準的な年金受給世帯についての給付水準を示したが、世帯の所得(夫婦合計)を変化させて、世帯の所得別に給付水準を示したものが、第3-8-9図である。年金額は世帯所得が高いほど上昇することを反映して右上がりの直線となっており、一方、所得代替率は世帯所得が高いほど低下することを反映して右下がりの曲線となっている。

また、平成 21(2009)年度水準と平成 62(2050)年度水準とを比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、所得代替率は低下するが、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。

第3-8-9図 世帯（夫婦）所得別の年金月額及び所得代替率

○ 世帯（夫婦）の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額は増加する。
 ○ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長（実質1%、名目2%程度）があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1) 人口は出生中位（死亡中位）、経済中位ケースの場合。
 (注2) 世帯（夫婦）の合計所得〔 〕内は、手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）である。
 (注3) 年金額は、スライド特例によるかさ上げのない本来水準。
 (注4) 2050年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で2009年度価値に割り戻した値である。
 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）

(5) 世帯類型別の給付水準

(4) において、夫婦世帯における保険料負担、年金額及び所得代替率は世帯の所得の高低により変化すること述べた。いいかえれば、夫婦世帯において、夫のみ就労する世帯か夫婦共働きの世帯かといった世帯類型が異なっても、世帯所得が同じであれば保険料負担、年金額および所得代替率は全て等しくなるというものである。すなわち、

- ・ 夫の所得がWである、夫のみ就労の世帯
- ・ 夫の所得 (W_1) と妻の所得 (W_2) とを合算 ($W_1 + W_2$) するとWと等しくなる、夫婦共働きの世帯

とでは所得代替率は等しくなる。

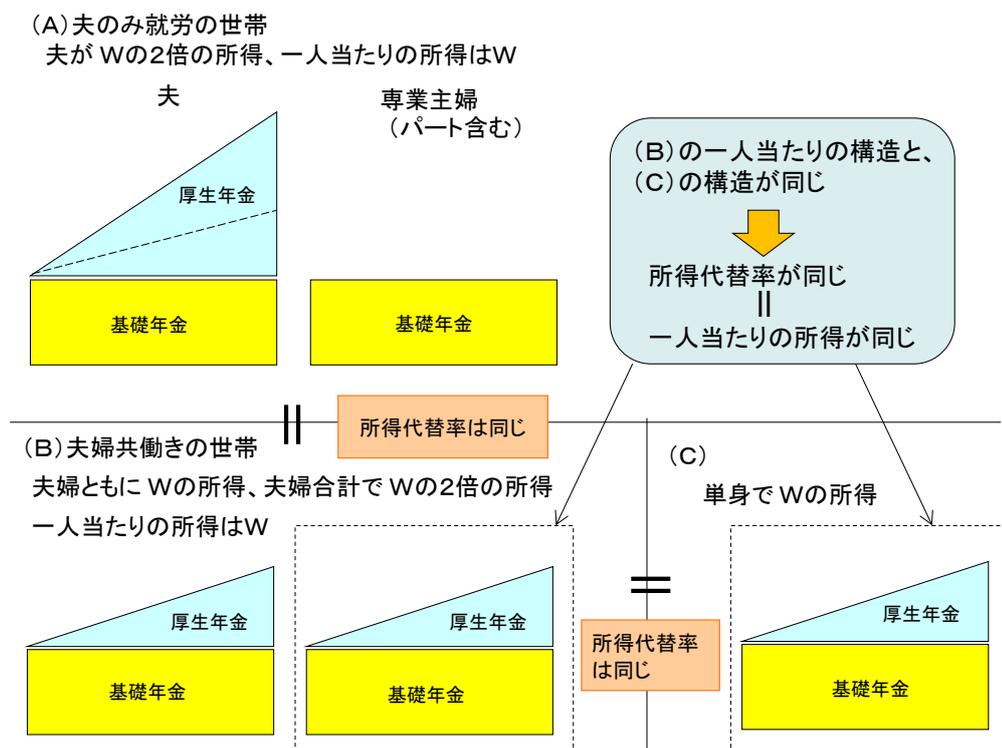
ここでは、夫婦世帯に加え、単身世帯についても取り上げることとし、以下のようなそれぞれの世帯類型を例に所得代替率をみることにする。

- ① 夫が男子の平均的な標準報酬で40年間就労する、夫のみ就労の世帯
- ② 夫は男子の平均的な標準報酬、妻は女子の平均的な標準報酬で、ともに40年間就労する、夫婦共働きの世帯
- ③ 夫は男子の平均的な標準報酬で40年間就労し、妻は比較的長期間（27年11月）女子の平均的な標準報酬で就労する夫婦世帯

- ④夫は男子の平均的な標準報酬で 40 年間就労し、妻は比較的短期間（7 年 1 月）女子の平均的な標準報酬で就労する夫婦世帯
- ⑤男子の平均的な標準報酬で 40 年間就労する、男子単身の世帯
- ⑥女子の平均的な標準報酬で 40 年間就労する、女子単身の世帯

ここで、世帯の構成人数が異なる夫婦世帯と単身世帯の所得代替率を考察するためには、世帯 1 人当たりの所得をみる必要がある。第 3-8-10 図のように、夫婦共働き世帯 (B) の所得を夫婦ともに W の所得であるとし、夫のみ就労の世帯 (A) における夫の所得を W の 2 倍であるとした場合、(A)、(B) とともに世帯の所得が W の 2 倍となり、(4) で述べたように所得代替率は等しいものとなる。また、世帯 (B) を 1 人ずつに分割してみると、所得も年金額も半分になるが、年金／現役時所得の比率は変わらず、単身世帯 (C) の所得を W とすれば、(C) の構造と、世帯 (B) の 1 人あたりの構造が同じ (点線で囲まれた部分) であるため、所得代替率は等しくなる。従って、世帯 (A) (B) (C) いずれも世帯 1 人当たり所得が W と等しく、所得代替率も全て等しくなっている。これは、世帯 1 人当たり所得の等しい夫婦世帯と単身世帯は所得代替率も等しくなることを示しており、夫婦世帯でも単身世帯でも、所得代替率は世帯 1 人当たり所得の高低に依存するものである。

第 3-8-10 図 夫婦世帯と単身世帯



上記①～⑥の各世帯における世帯1人当たり手取り年収（月額換算）は、第3-8-11表に掲げたとおりである。これは、男女それぞれの平均総報酬月額を用いて機械的に設定したものであり、必ずしもそれぞれの世帯類型の平均像を示したものではないことに注意が必要である。

このように設定した世帯類型別に応じて、世帯1人当たり手取り年収（月額換算）別の給付水準を推計したものが第3-8-12図である。

先述のとおり、給付水準は世帯1人当たり所得に依存するものであり、第3-8-11表に示されている世帯1人当たり所得の高低により、第3-8-12図で示しているように、所得代替率に大小関係が表れたものとなっている。また、ここで示している夫のみ就労の世帯における所得よりも低くなる世帯では、世帯類型に関わらず給付水準調整が終了した後でも所得代替率が50.1%を上回る給付水準となる見通しとなっている。

第3-8-11表 各世帯の給付水準計算の基礎になっている所得水準
(世帯1人当たり手取り年収(月額換算))

	現在(平成21年水準)	2025年	2050年
①夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	17.9万円 (夫婦で35.8万円)	21.7万円 (夫婦で43.3万円)	31.3万円 (夫婦で62.6万円)
②40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	28.9万円 (夫婦で57.8万円)	35.0万円 (夫婦で70.1万円)	50.7万円 (夫婦で101.3万円)
③妻が長期間就労の場合 ・夫は40年間フルタイムで就労、妻は27年と11ヶ月の期間(平成19年度における新規裁定年金(老齢相当 ^{※1)})の平均被保険者期間)のみフルタイムで就労する世帯	25.6万円 (夫婦で51.2万円)	31.0万円 (夫婦で62.0万円)	44.8万円 (夫婦で89.6万円)
④妻が短期間就労の場合 ・夫は40年間フルタイムで就労、妻は7年と1ヶ月の期間(平成19年度における新規裁定年金(通老相当 ^{※1)})の平均被保険者期間)のみフルタイムで就労する世帯	19.8万円 (夫婦で39.7万円)	24.0万円 (夫婦で48.1万円)	34.7万円 (夫婦で69.5万円)
⑤男子単身の場合 ・単身で40年間フルタイムで就労する世帯	35.8万円	43.3万円	62.6万円
⑥女子単身の場合 ・単身で40年間フルタイムで就労する世帯	22.1万円	26.8万円	38.7万円

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

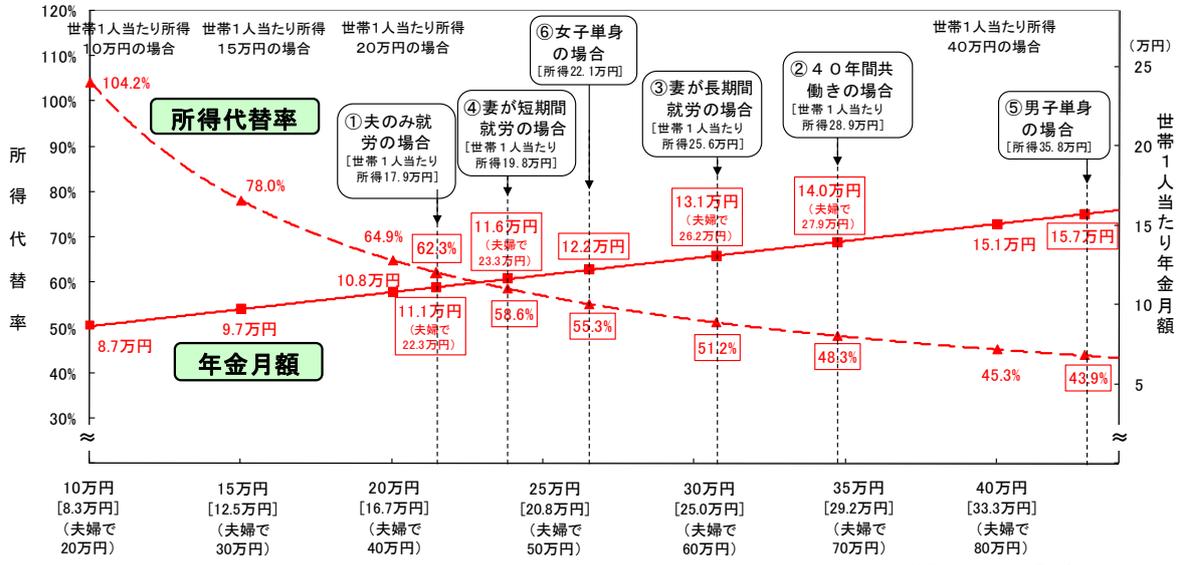
※2 現在水準の夫の賃金月額、平成21年財政検証における平成21年度の標準的な年金額の算出に使用した平均標準報酬42.9万円(ボーナス込み、月額)、妻の賃金月額は、平均標準報酬26.5万円(フルタイム時、ボーナス込み、月額)を用いて計算。手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)は、上記の額に可処分所得割合である0.833倍(2025、2050年水準の場合0.818倍)して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

※3 2025、2050年時点の手取り賃金は、平成21年度水準のものを平成21年財政検証の基本ケースにおける経済前提を用いてスライドさせて算出。

※4 2025、2050年時点の金額は、それぞれの時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものである。

第3-8-12図 世帯類型別の年金月額及び所得代替率 現在における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成21年度水準)

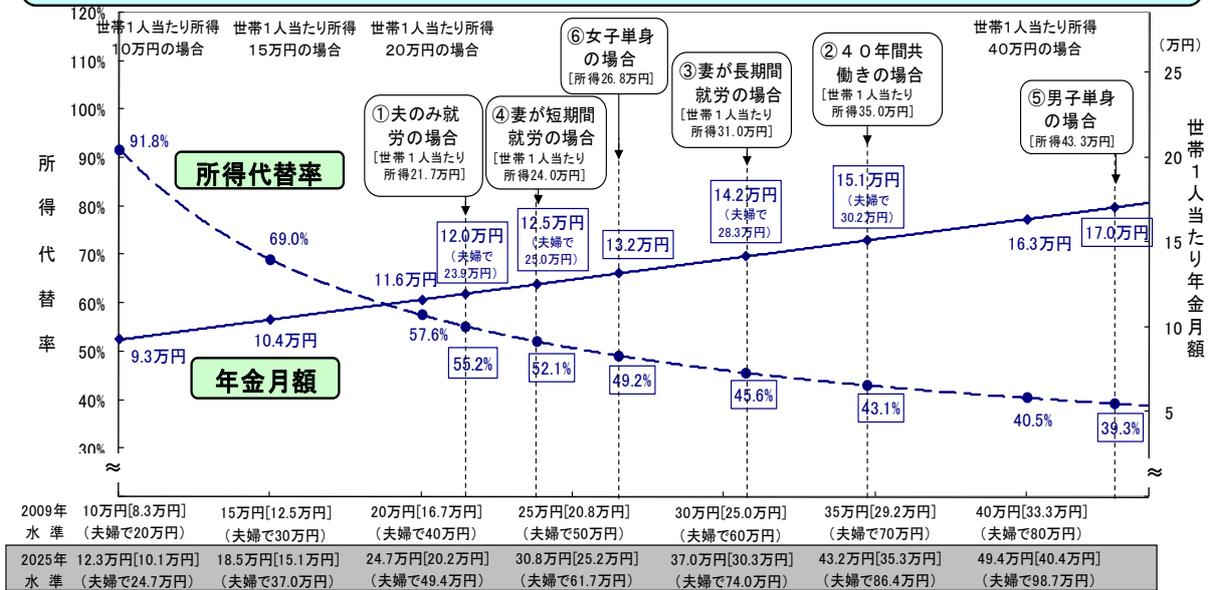
○ 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))。



(注1) 世帯1人当たり所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
 (注2) 例えば、世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく62.3%となる。

平成37(2025)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

○ 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
 ○ マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。

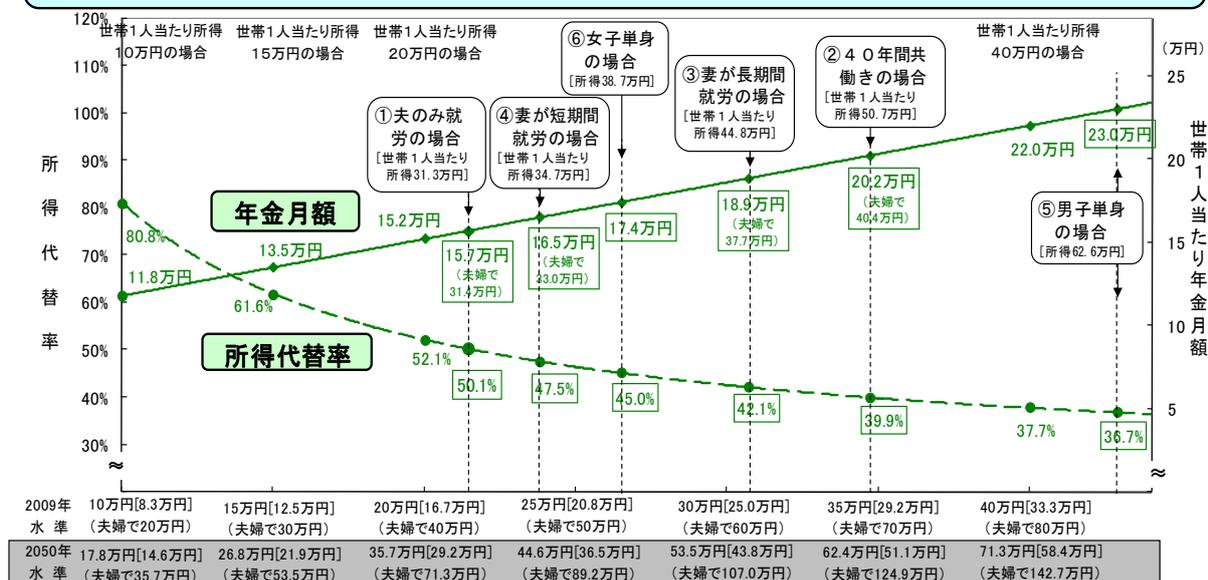


(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
 (注2) 平成37(2025)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。
 (注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく55.2%となる。

平成62(2050)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率

—平成21年財政検証、基本ケース—

- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。世帯1人当たり所得(ボーナス込み)
 (注2) 平成62(2050)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。[手取り賃金(月額換算値)]
 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)
 (注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.1%となる。

(6) 裁定後の年金額の見通し

今回の財政検証における、標準的な年金受給世帯について生年度別に裁定後の年金額の見通しを示したものが第3-8-13表、基礎年金について同様に示したものが第3-8-14表である。

年金の給付水準の指標としては、従来から年金を受給し始める時点における所得代替率が用いられてきたところである。年金を受給し始めた後のいわゆる裁定後の年金額は、平成12年改正において、物価の変動により改定することとし、年金の実質価値の維持すなわち購買力の維持を図る仕組みとなった。このため、裁定後の年金額をその時々々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。これは、この比率の分子となる年金額は物価上昇率により改定するが、分母となる手取り賃金の上昇率の方が物価上昇率に比べ通常は大きいと考えられるからである。ただし、この比率の低下についても、その時点で新しく年金を受給し始める場合の所得代替率の8割を下回らないようにすることとしている。すなわち、8割に到達した後は賃金上昇率により改定することとし、現役の平均手取り賃金に対する比率が維持されるようにしている。

第3-8-13表でみると、例えば、平成41(2029)年度時点で年金を受給し始める所得代替率54%である者は、裁定後は物価スライドで年金額を改定していくため、比率が減少していく。しかしながら、減少し続けるのではなく、この者が85歳になるときは、その時点において新たに受給し始める者の所得代替率が50.1%であるため、この8割の40.1%で下支えし、それ以降、賃金上昇率により年金額を改定し、同じ40.1%の割合の年金額を受給することとなる。

第3-8-13表 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し
—平成21年財政検証、基本ケース—

○平成16年改正では、標準的な年金受給世帯におけるもらい始めた時点の年金額(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の現役世代の平均手取り収入に対する比率(所得代替率)でみて、50%を上回る給付水準を確保することとされた。
○年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時代の現役世代の所得に対する比率は低下していく。
○マクロ経済スライドによる調整期間においては、新たに年金をもらい始める者だけでなく、既に年金をもらい始めている者についても年金改定が緩やかに抑制され、年金額の現役世代の所得に対する比率は低下する。ただし、名目の年金額は、物価や賃金が下がる場合を除き、下がることはない。

生年度(平成21(2009)年度における年齢)	平成21年度(2009)	平成26年度(2014)	平成31年度(2019)	平成36年度(2024)	平成41年度(2029)	平成46年度(2034)	平成51年度(2039)	平成56年度(2044)	平成61年度(2049)	平成66年度(2054)	平成71年度(2059)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	35.8 (35.8)	39.6 (37.9)	44.8 (39.7)	50.6 (42.7)	57.3 (46.0)	64.8 (49.5)	73.4 (53.3)	83.0 (57.3)	93.9 (61.7)	106.2 (66.5)	120.2 (71.5)
1944年度生(65歳)	22.3 (22.3) 62.3% (65歳)	22.6 (21.6) <57.1% (70歳)	23.2 (20.5) <51.7% (75歳)	23.7 (20.0) <46.9% (80歳)	24.8 (19.9) <43.2% (85歳)						
1949年度生(60歳)		23.8 (22.8) 60.1% (65歳)	24.4 (21.6) <54.5% (70歳)	25.0 (21.1) <49.3% (75歳)	25.6 (20.5) <44.6% (80歳)	26.9 (20.9) <41.5% (85歳)					
1954年度生(55歳)			25.5 (22.6) 56.9% (65歳)	26.1 (22.0) <51.6% (70歳)	26.7 (21.4) <46.6% (75歳)	27.3 (20.8) <42.1% (80歳)	29.4 (21.4) <40.1% (85歳)				
1959年度生(50歳)				28.1 (23.7) 55.5% (65歳)	28.8 (23.1) <50.2% (70歳)	29.4 (22.4) <45.3% (75歳)	30.3 (22.0) <41.3% (80歳)	33.3 (23.0) <40.1% (85歳)			
1964年度生(45歳)					30.9 (24.8) 54.0% (65歳)	31.6 (24.1) <48.8% (70歳)	32.6 (23.7) <44.4% (75歳)	34.2 (23.7) <41.3% (80歳)	37.6 (24.8) <40.1% (85歳)		
1969年度生(40歳)						33.6 (25.7) 51.9% (65歳)	34.7 (25.2) <47.3% (70歳)	36.4 (25.2) <43.9% (75歳)	38.3 (25.2) <40.8% (80歳)	42.6 (26.6) <40.1% (85歳)	
1974年度生(35歳)							36.8 (26.7) 50.1% (65歳)	38.6 (26.7) <46.6% (70歳)	40.6 (26.7) <43.3% (75歳)	42.7 (26.7) <40.2% (80歳)	48.2 (28.7) <40.1% (85歳)

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。
(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。
(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。
(注4) ()内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
(注5) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
(注6) <内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

第3-8-14表 生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し
—平成21年財政検証、基本ケース—

生年(平成21(2009)年における年齢)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)	平成66年 (2054)	平成71年 (2059)
1944年生 (65歳) [平成21(2009)年65歳到達]	6.5 (6.5) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.8 (6.0) (75歳)	6.9 (5.8) (80歳)	7.0 (5.6) (85歳)						
1949年生 (60歳) [平成26(2014)年65歳到達]		7.0 (6.7) (65歳)	7.2 (6.4) (70歳)	7.2 (6.1) (75歳)	7.2 (5.8) (80歳)	7.4 (5.6) (85歳)					
1954年生 (55歳) [平成31(2019)年65歳到達]			7.5 (6.7) (65歳)	7.6 (6.4) (70歳)	7.6 (6.1) (75歳)	7.6 (5.8) (80歳)	7.8 (5.7) (85歳)				
1959年生 (50歳) [平成36(2024)年65歳到達]				8.1 (6.9) (65歳)	8.2 (6.5) (70歳)	8.2 (6.2) (75歳)	8.3 (6.0) (80歳)	8.9 (6.1) (85歳)			
1964年生 (45歳) [平成41(2029)年65歳到達]					8.8 (7.0) (65歳)	8.8 (6.7) (70歳)	8.9 (6.5) (75歳)	9.3 (6.5) (80歳)	10.0 (6.6) (85歳)		
1969年生 (40歳) [平成46(2034)年65歳到達]						9.2 (7.1) (65歳)	9.4 (6.8) (70歳)	9.8 (6.8) (75歳)	10.3 (6.8) (80歳)	11.4 (7.1) (85歳)	
1974年生 (35歳) [平成51(2039)年65歳到達]							9.8 (7.1) (65歳)	10.3 (7.1) (70歳)	10.8 (7.1) (75歳)	11.4 (7.1) (80歳)	12.9 (7.7) (85歳)

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。
(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。
(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。
(注4) ()内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(補論) 給付水準の指標を変更することについて

給付水準を示す指標として、夫のみ就労の世帯を想定した標準的な年金受給世帯の所得代替率を用いているが、働き方の多様化が進んでいることを踏まえて、共働き世帯の所得代替率でみるべきであるという議論がある。給付水準の指標を変更するには、過去の制度における給付水準との連続性をどうみるかということに留意しなければならない。この問題について検討しつつ、給付水準の一つの指標を継続的にみることの重要性について考えてみたい。

世帯所得別の所得代替率(第3-8-9図)で示したように、世帯の所得水準によって所得代替率が変化する。ある世帯Mの所得代替率(R)を、世帯Mの所得(W)を用いて表すとすると、報酬比例部分の年金額や手取り賃金は所得に比例するが、基礎年金額は所得に比例しない定額であり、

世帯Mの報酬比例部分の年金額

＝標準的な年金受給世帯の報酬比例部分の年金額

× 世帯Mの所得(W) / 標準的な年金受給世帯の所得

世帯Mの手取り賃金＝標準的な年金受給世帯の手取り賃金

× 世帯Mの所得(W) / 標準的な年金受給世帯の所得

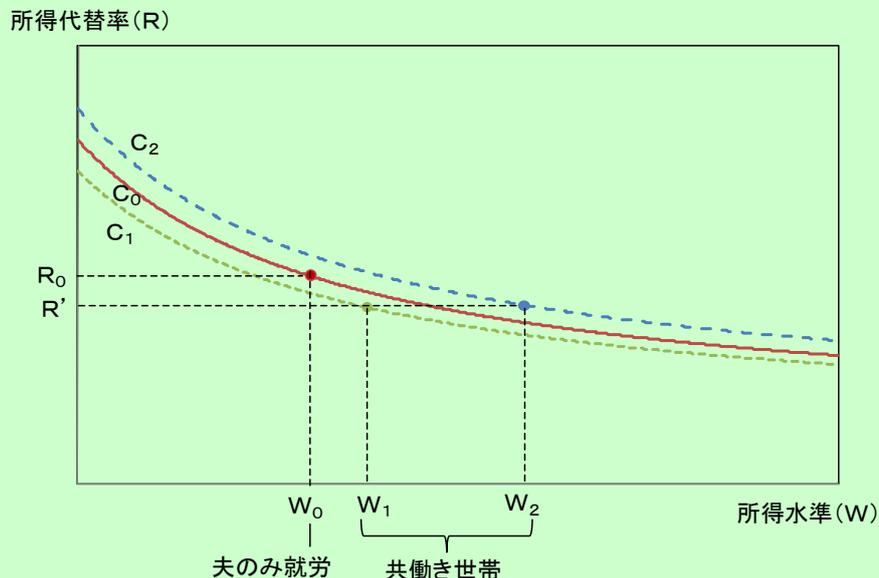
世帯Mの所得代替率(R)

＝(世帯Mの報酬比例部分の年金額＋夫婦2人分の基礎年金額)

／ 世帯Mの手取り賃金

であることから、世帯Mの所得代替率（R）は所得（W）に関する分数関数で表現され、例えば第3-8-15図の曲線C₀に示されるような関係となる。

第3-8-15図 所得水準と所得代替率の関係



また、標準的な年金受給世帯である夫のみ就労の世帯での所得を W_0 、所得代替率を R_0 とし、点 (W_0, R_0) は曲線 C_0 上にあるとする。曲線 C_0 の位置は給付水準調整割合に応じて曲線 C_1 や C_2 に示すように変化する。このとき、曲線 C_1 は曲線 C_0 よりも下の位置にあることから、給付水準が C_0 の時に比べて低くなっており、逆に曲線 C_2 は曲線 C_0 よりも上の位置にあることから、給付水準が C_0 の時に比べて高くなっていることを意味している。

さて、給付水準の指標を変更することについて、例として、第3-8-15図で

(1) 夫のみ就労の世帯でみた所得代替率が R_0

として示されるものから、

(2) 夫婦共働きの世帯でみた所得代替率が R' ($R' < R_0$)

に変化した場合、給付水準調整割合がどう変化したことになるかを考える。所得代替率の数値だけでみると低下しているように考えられるが、実際は夫婦共働きの世帯の所得水準をどうみるかによって状況が異なる。

夫婦共働きの世帯の所得水準を W_1 と想定している場合には、点 (W_1, R') は曲線 C_1 上にあることから、曲線 C_0 よりも下の位置にあるため、給付水準調整割合は低下していると考えられる。一方、夫婦共働きの世帯の所得水準を W_2 と想定している場合には、点 (W_2, R') は曲線 C_2 上にあることから、曲線 C_0 よりも上の位置にあるため、変えた方が給付水準調整割合は上昇しているということになる。

一方、給付水準の指標を変更しない場合、例えば、

(1) 夫のみ就労の世帯でみた所得代替率が R_0

として示されるものから、

(2) 夫のみ就労の世帯でみた所得代替率が R^*

に変化した場合、給付水準調整割合がどう変化したかについては R_0 と R^* の大小関係によって直ちに判断することが出来る。

したがって、給付水準をみる指標において、過去と将来の給付水準を比較するためには、同一の指標を継続的に用いることに一定の合理性があるものと考えられる。

以下では、人口及び経済の前提を基本ケース（出生中位（死亡中位）、経済中位）とした場合について、年金財政の長期的な財政見通しについて解説する。

これは、7で述べた給付水準を維持した場合の給付費の推計方法及び8で述べた給付水準調整の推計を踏まえ、給付水準調整後の財政見通しを作成したものである。

1. 基礎年金給付費、基礎年金拠出金、基礎年金交付金の見通し

（1）基礎年金給付費の見通し

基礎年金給付費の推計は、厚生年金、国民年金、各共済組合毎に算出されるそれぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより行っている。基礎年金給付費の将来見通しについて示したものが第3-9-1表である。なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むものである。

基礎年金給付費は、平成22(2010)年度で19.8兆円であるが、平成32(2020)年度には26.2兆円、平成62(2050)年度には46.4兆円に増加するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、平成21年度価格で見ると、平成27(2015)年頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については0.1兆円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は平成22(2010)年度に1.5兆円であるものが、平成32(2020)年度には1.8兆円（約1.2倍）、平成62(2050)年度には2.9兆円（約1.9倍）と増加し、老齢基礎年金は平成22(2010)年度に18.2兆円であるものが、平成32(2020)年度には24.3兆円（約1.3倍）、平成62(2050)年度には43.3兆円（約2.4倍）と増加する見通しであり、老齢基礎年金の伸びが最も大きい見通しとなっている。

第3-9-1表 基礎年金給付費の将来見通し

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
21 (2009)	19.4	(19.4)	17.7	1.5	0.1
22 (2010)	19.8	(19.6)	18.2	1.5	0.1
23 (2011)	20.3	(20.3)	18.6	1.5	0.1
24 (2012)	20.9	(21.0)	19.2	1.6	0.1
25 (2013)	21.8	(21.4)	20.1	1.6	0.1
26 (2014)	22.7	(21.6)	20.9	1.6	0.1
27 (2015)	23.6	(21.7)	21.8	1.7	0.1
32 (2020)	26.2	(21.3)	24.3	1.8	0.1
37 (2025)	27.9	(20.1)	25.8	2.0	0.1
42 (2030)	29.8	(19.0)	27.6	2.1	0.1
52 (2040)	37.0	(18.4)	34.5	2.4	0.1
62 (2050)	46.4	(18.0)	43.3	2.9	0.1
72 (2060)	54.8	(16.7)	51.3	3.4	0.1
82 (2070)	63.1	(15.0)	59.1	3.9	0.1
92 (2080)	69.5	(12.9)	65.1	4.3	0.2
102 (2090)	76.0	(11.0)	71.1	4.7	0.2
112 (2100)	83.9	(9.5)	78.5	5.2	0.2
117 (2105)	88.3	(8.8)	82.5	5.5	0.2

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は平成21年度価格である。

(2) 基礎年金拠出金及び交付金の将来見通し

① 基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、その年度の各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となる。

保険料・拠出金算定対象額は、「被保険者数の将来推計」において推計

された拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第2号及び第3号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第1号被保険者の負担分は年金特別会計の中で、国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことから、ここではこの繰入額も基礎年金拠出金とよぶこととしている。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しについて示したものが第3-9-2表である。各制度の基礎年金拠出金の分担割合には、あまり大きな変動はないものと見込まれる。

第3-9-2表 基礎年金拠出金の将来見通し

年度	合計		国民年金	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
平成 (西暦)					
21 (2009)	19.0	(19.0)	4.1	13.1	1.8
22 (2010)	19.5	(19.3)	4.2	13.5	1.8
23 (2011)	19.9	(19.9)	4.2	13.9	1.9
24 (2012)	20.5	(20.6)	4.3	14.4	1.9
25 (2013)	21.4	(21.0)	4.4	15.0	2.0
26 (2014)	22.3	(21.2)	4.6	15.7	2.0
27 (2015)	23.2	(21.3)	4.8	16.3	2.1
32 (2020)	25.7	(20.9)	5.4	18.1	2.2
37 (2025)	27.4	(19.7)	5.9	19.2	2.3
42 (2030)	29.2	(18.6)	6.3	20.5	2.4
52 (2040)	36.1	(18.0)	7.6	25.5	3.0
62 (2050)	45.2	(17.5)	9.5	31.9	3.7
72 (2060)	53.3	(16.2)	11.3	37.6	4.4
82 (2070)	61.4	(14.6)	12.9	43.4	5.0
92 (2080)	67.6	(12.5)	14.3	47.8	5.5
102 (2090)	73.9	(10.7)	15.7	52.3	6.0
112 (2100)	81.6	(9.2)	17.2	57.8	6.6
117 (2105)	85.8	(8.6)	18.1	60.8	6.9

(注) 名目額である。ただし、()内は平成21年度価格である。

② 基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付される。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経過的なものであるため、将来的には減少し、平成 72(2060)年度にはほとんどなくなるものと見通される（第 3－9－3 表）。

第 3－9－3 表 基礎年金交付金の将来見通し

年度	合計		国民年金	厚生年金	共済組合
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
21 (2009)	3.1	(3.1)	1.3	1.4	0.4
22 (2010)	2.8	(2.8)	1.2	1.2	0.4
23 (2011)	2.6	(2.6)	1.1	1.1	0.4
24 (2012)	2.3	(2.3)	1.0	1.0	0.3
25 (2013)	2.1	(2.0)	0.9	0.9	0.3
26 (2014)	1.8	(1.7)	0.8	0.8	0.3
27 (2015)	1.6	(1.5)	0.7	0.7	0.3
32 (2020)	0.8	(0.6)	0.3	0.3	0.1
37 (2025)	0.3	(0.2)	0.1	0.1	0.1
42 (2030)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0
52 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0
62 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0
72 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0

(注)名目額である。ただし、()内は平成21年度価格である。

③ 国庫負担の将来見通し

基礎年金給付費に対しては、特別国庫負担の他に基礎年金拠出金の一部が、国庫等により負担される。平成 21 年財政検証においては、平成 21(2009)年度から国庫負担割合が 2 分の 1 に引き上げられるという前提で財政計算を行っている。

特別国庫負担を含めた国庫負担（地方負担分等を含む。）の額は、平成 22(2010)年度には 10.1 兆円、平成 37(2025)年度には 14.2 兆円となるものと見通される（第 3－9－4 表）。

④ 拠出金単価の将来見通し

平成 16 年の年金制度改正により、国民年金は、賦課方式を基本としつつ、積立金を活用することにより、保険料水準を平成 29(2017)年度以降 16,900 円（平成 16 年度価格）に固定し、概ね 100 年間の財政の均衡を図ることとなった。このため、拠出金単価については、国民年金の保険料月額と比較することができるよう、平成 16 年度価格で表示することとした。

基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの拠出金単価（平成 16(2004)年度価格）を国庫負担を除いた保険料相当額でみると、平成 22(2010)年度で、13,952 円であるものが、平成 62(2050)年度に 20,150 円と増加していくものと見通される（第 3－9－4 表）。

第 3－9－4 表 基礎年金の財政見通し

（平成16(2004)年度価格）

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定対象額 (名目額)	拠出金 算定対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成(西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21(2009)	19.4(19.4)	9.9(9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22(2010)	19.7(19.8)	10.0(10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23(2011)	20.3(20.3)	10.3(10.3)	20.0	57.4	28,983	14,491
24(2012)	21.0(20.9)	10.7(10.6)	20.7	57.1	30,150	15,075
25(2013)	21.5(21.8)	10.9(11.1)	21.1	56.8	30,925	15,463
26(2014)	21.7(22.7)	11.0(11.5)	21.3	56.6	31,389	15,695
27(2015)	21.8(23.6)	11.1(12.0)	21.4	56.4	31,601	15,800
32(2020)	21.4(26.2)	10.9(13.3)	21.0	55.1	31,754	15,877
37(2025)	20.2(27.9)	10.3(14.2)	19.8	53.2	30,958	15,479
42(2030)	19.0(29.8)	9.7(15.2)	18.7	50.1	31,013	15,507
52(2040)	18.5(37.0)	9.5(19.0)	18.0	42.2	35,650	17,825
62(2050)	18.1(46.4)	9.3(23.8)	17.6	36.4	40,300	20,150
72(2060)	16.7(54.8)	8.6(28.2)	16.2	31.4	43,104	21,552
82(2070)	15.0(63.1)	7.7(32.4)	14.6	26.7	45,580	22,790
92(2080)	12.9(69.5)	6.6(35.7)	12.6	23.3	44,869	22,435
102(2090)	11.0(76.0)	5.7(39.0)	10.7	20.4	43,730	21,865
112(2100)	9.5(83.9)	4.9(43.1)	9.3	17.8	43,195	21,598
117(2105)	8.8(88.3)	4.5(45.4)	8.6	16.8	42,700	21,350

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、概ね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。なお、平成21(2009)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は平成16年度価格で月額14,700円であるが、実際の保険料の額は平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額14,660円となっている。

2. 厚生年金の財政見通し

厚生年金の財政見通しを示したものが、第3-9-5表である。

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

平成21年財政検証においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、平成117(2105)年度の積立度合が1になるように給付水準の調整を行うこととしている。このように給付水準調整を行った結果、年度末積立金は、平成25(2013)年度までは減少が続くものの、保険料率の引上げ等により平成26(2014)年度以降は、増加に転じることとなる。その後2060年代まで増加が続く見通しであるが、少子高齢化の進行に伴い、減少に転じ、平成117(2105)年度に積立度合が1となるまで減少する見通しとなっている。

3. 国民年金の財政見通し

国民年金被保険者のうち第1号被保険者に係る財政単位である年金特別会計の国民年金勘定（以下単に「国民年金」という。）についての財政見通しを示したものが、第3-9-6表である。なお、国民年金においても、厚生年金と同様の考え方で給付と負担の均衡を図ることとなっている。

国民年金の積立金については平成27(2015)年度まではほぼ横ばいで推移し、その後はしばらく増加する見通しであるものの、2060年代に減少に転じ、平成117(2105)年度に積立度合が1となるまで減少する見通しとなっている。

第3-9-5表 厚生年金の財政見通し
 -平成21年財政検証、基本ケース-

長期の経済前提	物価上昇率	1.0%
	賃金上昇率	2.5%
	運用利回り	4.1%

マクロ経済スライド	調整開始年度	平成24(2012)年度
	調整終了年度	平成50(2038)年度

最終的な所得代替率	50.1% (平成50(2038)年度以降)
-----------	------------------------

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1	3.9
23(2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7	3.8
24(2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3	3.6
25(2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.4	15.0	-0.1	140.8	138.3	3.5
26(2014)	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4	3.4
27(2015)	17.828	44.8	31.7	4.1	8.7	42.6	16.3	2.1	144.2	132.5	3.3
32(2020)	18.30	53.3	36.9	6.8	9.4	45.7	18.1	7.6	172.5	140.6	3.6
37(2025)	18.30	59.5	40.8	8.6	9.9	48.6	19.2	10.9	219.9	158.5	4.3
42(2030)	18.30	66.1	44.5	11.1	10.4	52.3	20.5	13.8	284.2	181.0	5.2
52(2040)	18.30	78.5	49.1	16.5	12.8	67.3	25.5	11.2	417.1	207.5	6.0
62(2050)	18.30	90.4	54.1	20.2	16.0	82.9	31.9	7.5	507.7	197.3	6.0
72(2060)	18.30	101.2	59.8	22.5	18.8	97.6	37.6	3.6	562.5	170.8	5.7
82(2070)	18.30	109.6	65.2	22.6	21.7	112.8	43.4	-3.3	561.3	133.1	5.0
92(2080)	18.30	116.7	72.4	20.3	23.9	124.2	47.8	-7.5	502.5	93.1	4.1
102(2090)	18.30	123.9	81.2	16.6	26.1	135.6	52.3	-11.7	406.4	58.8	3.1
112(2100)	18.30	129.9	90.7	10.3	28.9	149.8	57.8	-19.9	247.2	28.0	1.8
117(2105)	18.30	132.4	96.2	5.8	30.4	157.5	60.8	-25.1	132.4	13.2	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第3-9-6表 国民年金の財政見通し
-平成21年財政検証、基本ケース-

長期の経済前提	物価上昇率	1.0%
	賃金上昇率	2.5%
	運用利回り	4.1%
マクロ経済スライド	調整開始年度	平成24(2012)年度
	調整終了年度	平成50(2038)年度

年度	保険料 月額(注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3	2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.1	10.7	10.2	2.0
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0	2.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6	2.0
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7	2.4
42(2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.8	7.1	6.9	0.9	20.6	13.1	2.8
52(2040)	16,900	9.5	3.6	1.2	4.7	8.7	8.5	0.8	29.9	14.9	3.4
62(2050)	16,900	11.5	4.0	1.5	6.0	10.9	10.8	0.5	36.6	14.2	3.3
72(2060)	16,900	13.3	4.4	1.6	7.2	13.0	12.9	0.3	40.6	12.3	3.1
82(2070)	16,900	14.7	4.8	1.6	8.2	14.8	14.7	-0.2	40.8	9.7	2.8
92(2080)	16,900	16.0	5.4	1.5	9.1	16.4	16.2	-0.4	37.8	7.0	2.3
102(2090)	16,900	17.3	6.1	1.3	9.9	17.9	17.8	-0.6	33.0	4.8	1.9
112(2100)	16,900	18.7	6.7	1.0	10.9	19.7	19.6	-1.0	25.1	2.8	1.3
117(2105)	16,900	19.5	7.2	0.8	11.5	20.7	20.6	-1.2	19.5	1.9	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。
実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

9で示した厚生年金、国民年金の財政見通しは、基準的な前提（基本ケース）の下でのものであるが、年金財政は、様々な社会・経済情勢の影響を受けるものであることから、前提を変更した場合の財政見通しをみておくことは有意義である。

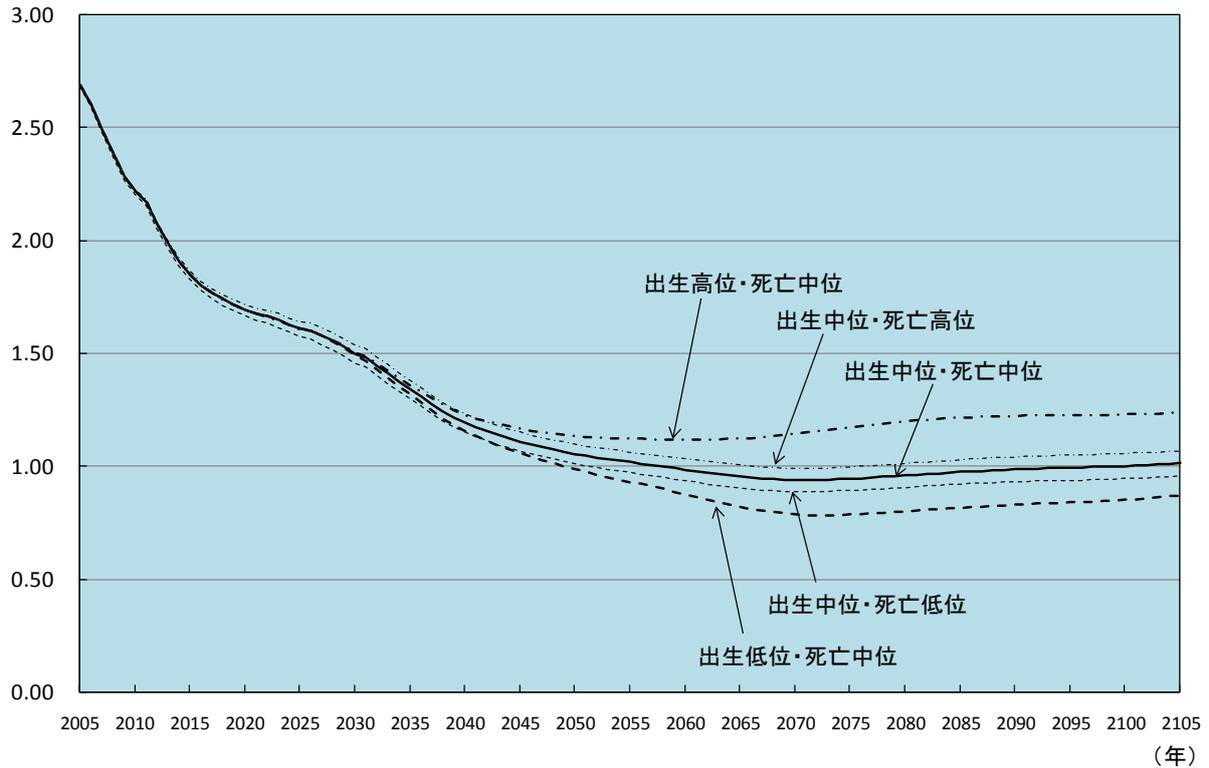
年金財政に大きな影響を与える要素としては、大きく分けて人口要素と経済要素がある。平成21年財政検証における人口の前提は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口（平成18年12月）」に基づいているが、この人口推計においては、出生率及び死亡率のそれぞれの要素について中位推計よりも高い、もしくは低い前提をおいた場合についても、高位推計または低位推計として推計が行われている。したがって、年金の財政見通しの推計においても、中位推計に加え、将来の出生率の前提を変更した出生高位ケース及び出生低位ケース、及び将来の平均寿命（死亡率）を変更した、死亡高位ケース及び死亡低位ケースに基づく場合についても、将来推計を行った（第3-10-1表）。

第3-10-1表 合計特殊出生率及び平均寿命の設定

合計特殊出生率		平均寿命	
2005年(実績)	2055年	2005年(実績)	2055年
1.26	出生高位：1.55 出生中位：1.26 出生低位：1.06	男：78.53年 女：85.49年	死亡中位 { 男：83.67年 女：90.34年 死亡低位 { 男：84.93年 女：91.51年 死亡高位 { 男：82.41年 女：89.17年

出生中位（死亡中位）の前提に対して、出生率が高位または低位の場合、および死亡率が高位または低位の場合における、65歳以上人口に対する20～60歳人口の比率について示したものが第3-10-2図である。この比率は、年金制度においてはおおむね受給権者数に対する被保険者数の割合に相当することとなり、比率が低いほど年金財政に厳しい状況であることを意味している。

第3-10-2図 65歳以上人口に対する20～60歳人口の比率



一方、経済要素について、平成21年財政検証における経済前提は、社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の検討結果の報告及び内閣府の試算をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の3つのケースを設定している。設定の詳細は第3章第4節で説明しているが、長期の経済前提について再掲したものが第3-10-3表である。経済中位、経済高位、経済低位それぞれの長期の経済前提の設定にあたっては、全要素生産性上昇率をそれぞれ1.0%、1.3%、0.7%と変化させている。ここで、平成27(2015)～51(2039)年度平均の実質経済成長率は、経済中位ケースで0.8%程度、経済高位ケースで1.2%程度、経済低位ケースで0.4%程度と見込まれている。

第3-10-3表 長期の経済前提

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考
経済中位 ケース	1.0%	名目 2.5% 実質(対物価) 1.5%	名目 4.1% 実質(対物価) 3.1%	全要素生産性上昇率1.0% の場合の範囲の中央値
経済高位 ケース	1.0%	名目 2.9% 実質(対物価) 1.9%	名目 4.2% 実質(対物価) 3.2%	全要素生産性上昇率1.3% の場合の範囲の中央値
経済低位 ケース	1.0%	名目 2.1% 実質(対物価) 1.1%	名目 3.9% 実質(対物価) 2.9%	全要素生産性上昇率0.7% の場合の範囲の中央値

1. 人口が変動した場合の公的年金被保険者数

出生の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しを、出生中位、出生高位（出生率が高く、少子化の状況が一定程度改善した場合）、出生低位（出生率が低く、少子化がより進行した場合）についてそれぞれ示したものが第3-10-4表である。

公的年金被保険者数の動向は、ほぼ人口推計における20歳以上60歳未満人口の動向と同様の傾向となっているが、将来における出生の動向の変動は平成17（2005）年度以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険者数に差が生じるのは平成37（2025）年度前後以降となる。したがって、公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率（0.3%）を加えたものを基礎として行われるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる平成37（2025）年度前後までは同じとなり、給付水準調整のスピードは少子化の動向の前提如何によらずに決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。

第3-10-4表 出生の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通し
（1）出生中位（死亡中位）の場合

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
21(2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3		
22(2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3	-0.6
23(2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-0.7	-1.0
24(2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0	-1.3
25(2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1	-1.4
26(2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27(2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
32(2020)	63.5	16.7	37.8	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
37(2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
42(2030)	58.6	15.4	35.5	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.9	-1.2
52(2040)	49.7	12.6	30.6	27.6	2.9	6.5	5.8	0.7	-1.7	-2.0
62(2050)	42.8	10.9	26.2	23.7	2.5	5.6	5.0	0.6	-1.5	-1.8
72(2060)	37.1	9.5	22.8	20.6	2.2	4.8	4.3	0.5	-1.5	-1.8
82(2070)	31.5	8.0	19.4	17.5	1.8	4.1	3.7	0.4	-1.6	-1.9
92(2080)	27.4	7.0	16.8	15.2	1.6	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
102(2090)	24.0	6.2	14.7	13.3	1.4	3.1	2.8	0.3	-1.3	-1.6
112(2100)	21.0	5.4	12.9	11.7	1.2	2.8	2.5	0.3	-1.4	-1.7
117(2105)	19.7	5.0	12.1	10.9	1.1	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡中位)推計。

(2) 出生高位（死亡中位）の場合

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21 (2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3		
22 (2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3	-0.6
23 (2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.4	10.0	8.8	1.2	-0.7	-1.0
24 (2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0	-1.3
25 (2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1	-1.4
26 (2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27 (2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
32 (2020)	63.5	16.7	37.8	33.9	3.9	8.9	8.0	1.0	-0.6	-0.9
37 (2025)	61.6	16.3	36.9	33.2	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
42 (2030)	58.9	15.5	35.7	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.8	-1.1
52 (2040)	51.2	13.2	31.4	28.3	3.1	6.6	5.9	0.7	-1.4	-1.7
62 (2050)	45.9	11.9	28.1	25.3	2.8	5.9	5.3	0.6	-1.0	-1.3
72 (2060)	41.8	10.8	25.6	23.1	2.5	5.4	4.9	0.5	-0.9	-1.2
82 (2070)	38.0	9.8	23.3	21.0	2.3	4.9	4.4	0.5	-0.9	-1.2
92 (2080)	35.0	9.1	21.4	19.3	2.1	4.5	4.1	0.5	-0.8	-1.1
102 (2090)	32.2	8.4	19.7	17.8	1.9	4.2	3.8	0.4	-0.8	-1.1
112 (2100)	29.6	7.7	18.1	16.3	1.8	3.9	3.5	0.4	-0.8	-1.1
117 (2105)	28.5	7.4	17.4	15.7	1.7	3.7	3.3	0.4	-0.8	-1.1

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生高位(死亡中位)推計。

(3) 出生低位（死亡中位）の場合

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21 (2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3		
22 (2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3	-0.6
23 (2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-0.7	-1.0
24 (2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0	-1.3
25 (2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1	-1.4
26 (2014)	65.8	17.4	38.8	34.7	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27 (2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
32 (2020)	63.5	16.7	37.8	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
37 (2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.6	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
42 (2030)	58.2	15.2	35.3	32.0	3.4	7.7	6.9	0.8	-1.0	-1.3
52 (2040)	48.2	12.1	29.7	26.9	2.8	6.4	5.8	0.6	-1.9	-2.2
62 (2050)	40.2	10.2	24.7	22.3	2.3	5.3	4.8	0.5	-1.8	-2.1
72 (2060)	33.3	8.5	20.5	18.6	1.9	4.3	3.9	0.4	-1.9	-2.2
82 (2070)	26.6	6.7	16.5	14.9	1.5	3.5	3.1	0.3	-2.2	-2.5
92 (2080)	22.2	5.7	13.6	12.4	1.3	2.9	2.7	0.3	-1.7	-2.0
102 (2090)	18.8	4.8	11.5	10.5	1.1	2.5	2.2	0.2	-1.7	-2.0
103 (2091)	18.5	4.7	11.3	10.3	1.1	2.4	2.2	0.2	-1.7	-2.0
112 (2100)	15.8	4.0	9.7	8.8	0.9	2.1	1.9	0.2	-1.7	-2.0
117 (2105)	14.6	3.7	8.9	8.1	0.8	1.9	1.8	0.2	-1.6	-1.9

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生低位(死亡中位)推計。

また、出生率の前提が中位のもとで、死亡の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しを、死亡高位（死亡率が高い）、死亡低位（死亡率が低い）についてそれぞれ示したものが第3-10-5表である。

公的年金被保険者数の動向に影響を与える 20 歳以上 60 歳未満の年齢層においては、死亡率はそもそも低く、それぞれの前提における死亡率の差も小さくなるため、どの前提でもほぼ同様の見通しとなっている。

第3-10-5表 死亡の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通し
(1) 死亡高位の場合(出生は中位)

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21(2009)	68.9	19.8	38.8	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3	-0.3	-0.6
22(2010)	68.1	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.7	-1.0
23(2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-1.0	-1.3
24(2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.1	-1.4
25(2013)	66.3	17.6	38.9	34.7	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
26(2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
27(2015)	65.3	17.2	38.7	34.6	4.1	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
32(2020)	63.4	16.7	37.8	33.9	3.9	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
37(2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.7	7.7	6.9	0.8	-0.9	-1.2
42(2030)	58.5	15.4	35.5	32.0	3.5	6.5	5.8	0.7	-1.7	-2.0
52(2040)	49.6	12.6	30.5	27.6	2.9	5.6	5.0	0.6	-1.5	-1.8
62(2050)	42.7	10.9	26.2	23.7	2.5	4.8	4.3	0.5	-1.5	-1.8
72(2060)	37.0	9.5	22.7	20.5	2.2	4.1	3.7	0.4	-1.6	-1.9
82(2070)	31.4	8.0	19.3	17.5	1.8	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
92(2080)	27.3	7.0	16.7	15.1	1.6	3.1	2.8	0.3	-1.3	-1.6
102(2090)	24.0	6.2	14.7	13.3	1.4	2.8	2.5	0.3	-1.4	-1.7
112(2100)	20.9	5.4	12.8	11.6	1.2	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6
117(2105)	19.6	5.0	12.0	10.9	1.1					

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡高位)推計。

(2) 死亡低位の場合(出生は中位)

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21(2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3	-0.3	-0.6
22(2010)	68.2	19.1	38.9	34.6	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.7	-1.0
23(2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-1.0	-1.3
24(2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.1	-1.4
25(2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.0	-1.3
26(2014)	65.8	17.4	38.8	34.7	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27(2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
32(2020)	63.5	16.7	37.9	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
37(2025)	61.6	16.3	36.9	33.3	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.5	-0.8
42(2030)	58.6	15.4	35.6	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.9	-1.2
52(2040)	49.8	12.6	30.6	27.7	2.9	6.5	5.9	0.7	-1.7	-2.0
62(2050)	42.9	11.0	26.3	23.8	2.5	5.6	5.1	0.6	-1.5	-1.8
72(2060)	37.1	9.5	22.8	20.6	2.2	4.8	4.3	0.5	-1.5	-1.8
82(2070)	31.6	8.0	19.4	17.6	1.8	4.1	3.7	0.4	-1.6	-1.9
92(2080)	27.5	7.0	16.8	15.2	1.6	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
102(2090)	24.1	6.2	14.8	13.4	1.4	3.1	2.8	0.3	-1.3	-1.6
112(2100)	21.0	5.4	12.9	11.7	1.2	2.8	2.5	0.3	-1.4	-1.7
117(2105)	19.8	5.1	12.1	11.0	1.1	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡低位)推計。

2. 人口・経済状況が変動した場合の給付水準及び財政見通し

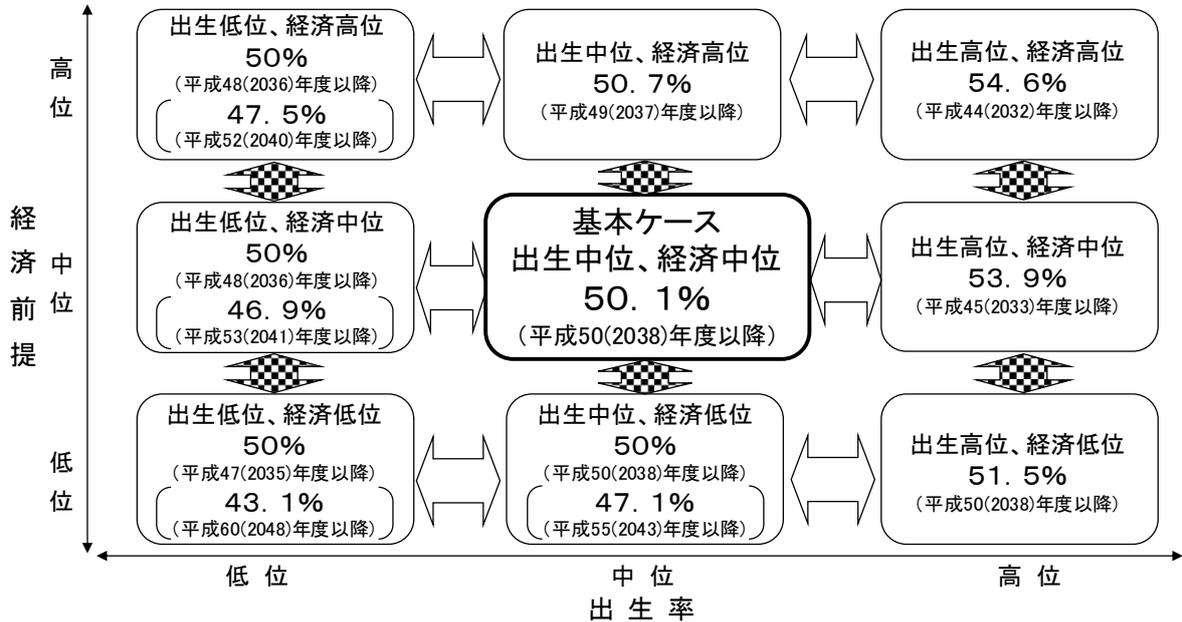
今後の人口・経済状況についてそれぞれ変動させた場合に、年金を受け取り始める時点（65歳）における厚生年金の標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通しについて示したものが第3-10-6図であり、また、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の見通しについて示したものが第3-10-7表である。

第3-10-6図において、出生率が低位のケース及び出生率が中位で経済前提が低位のケースについては、給付水準の調整により最終的な所得代替率が50%に達する見通しとなっている。平成16年改正法附則の規定により、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。今回の財政検証においては、次に財政の現況及び見通しの作成が予定される平成26(2014)年度までの間に所得代替率が50%に達する見通しとはなっておらず、この規定に該当するものではない。しかしながら、その後の所得代替率が50%に達するケースについては、所得代替率が50%に達した後においても、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の最終的な所得代替率を（ ）内に示している。

例えば、出生率が中位で経済前提が低位のケースでは、平成50(2038)年度に所得代替率が50%に達する見込みであるが、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合には、平成55(2043)年度以降47.1%となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている。

出生率による影響を定量的にみると、出生中位（2055年に1.26との前提）が出生高位（2055年に1.55との前提）の水準まで少子化の状況が改善すると最終的な所得代替率は4ポイント程度上昇し、逆に、出生低位（2055年に1.06との前提）の水準に少子化の状況が悪化すると最終的な所得代替率は3～4ポイント低下するという結果となっている。ここで、出生率が低位に変動する場合の影響は、所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値でみている。このように、少子化の状況が年金財政に与える影響は大きく、少子化対策の重要性を示唆している。

第3-10-6図 人口・経済状況を変動させた場合の厚生年金の標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し



(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。
 (注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3% (平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9% (平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)の見通しである。
 (注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

第3-10-7表 人口・経済状況を変動させた場合の給付水準調整期間の見通し

ケース	給付水準調整の開始年度	給付水準調整の終了年度		所得代替率が50%に達する年度
		報酬比例部分	基礎年金部分	
基本ケース 出生中位(死亡中位)、経済中位	平成24(2012)年度	平成31(2019)年度	平成50(2038)年度	—
出生高位(死亡中位)、経済中位	平成24(2012)年度	平成27(2015)年度	平成45(2033)年度	—
出生低位(死亡中位)、経済中位	平成24(2012)年度	[平成36(2024)年度]	[平成53(2041)年度]	平成48(2036)年度
出生中位(死亡中位)、経済高位	平成24(2012)年度	平成30(2018)年度	平成49(2037)年度	—
出生中位(死亡中位)、経済低位	平成26(2014)年度	[平成40(2028)年度]	[平成55(2043)年度]	平成50(2038)年度
出生高位(死亡中位)、経済高位	平成24(2012)年度	平成26(2014)年度	平成44(2032)年度	—
出生高位(死亡中位)、経済低位	平成26(2014)年度	平成34(2022)年度	平成50(2038)年度	—
出生低位(死亡中位)、経済高位	平成24(2012)年度	[平成34(2022)年度]	[平成52(2040)年度]	平成48(2036)年度
出生低位(死亡中位)、経済低位	平成26(2014)年度	[平成44(2032)年度]	[平成60(2048)年度]	平成47(2035)年度
出生中位(死亡高位)、経済中位	平成24(2012)年度	平成29(2017)年度	平成47(2035)年度	—
出生中位(死亡低位)、経済中位	平成24(2012)年度	[平成34(2022)年度]	[平成53(2041)年度]	平成49(2037)年度

(注) []内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合。

死亡率による影響について、出生中位・経済中位という前提のもとで、死亡率の前提が高位のケースでは、最終的な所得代替率は平成 47(2035)年度以降 52.3%の見通しとなっており、死亡率の前提が低位のケースでは、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、最終的な所得代替率は平成 53(2041)年度以降 47.9%の見通しとなっている。したがって、死亡率が中位から高位または低位に変動する場合、最終的な所得代替率は±2ポイント程度変動する結果となっている。1. で示したように死亡率の前提の変化が公的年金被保険者数の見通しに与える影響は小さいものの、老齢年金を受給する高齢者世代における死亡率が変化することにより給付費に与える影響があるために、最終的な所得代替率が変動しているものと考えられる。

経済前提の変動による影響を定量的にみると、経済中位が経済高位の水準まで経済状況が改善すると最終的な所得代替率は1ポイント弱上昇し、逆に、経済低位の水準に経済状況が悪化すると最終的な所得代替率は2～4ポイント低下するという結果となっている。したがって、公的年金制度の持続可能性を高めるという観点から、社会全体として経済成長への対策についてもしっかりと取り組むことが重要であることがわかる。

これまでに考察してきた、人口・経済状況を変動させた場合におけるそれぞれの試算について、厚生年金・国民年金・基礎年金の財政見通し及び厚生年金の標準的な年金の給付水準等の見通しを以下の第3-10-8表～第3-10-17表に示す。

第3-10-8表 出生高位（死亡中位）、経済中位の場合

(1) 厚生年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済中位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1	3.9
23(2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7	3.8
24(2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3	3.6
25(2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.4	15.0	-0.1	140.8	138.3	3.5
26(2014)	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4	3.4
27(2015)	17.828	44.8	31.7	4.1	8.7	42.7	16.3	2.0	144.1	132.4	3.3
32(2020)	18.30	53.1	36.8	6.6	9.4	46.7	18.1	6.4	168.4	137.3	3.5
37(2025)	18.30	59.0	40.8	8.2	9.9	49.7	19.2	9.3	208.8	150.4	4.0
42(2030)	18.30	65.4	44.5	10.4	10.4	53.6	20.5	11.8	264.0	168.1	4.7
52(2040)	18.30	78.3	50.0	14.6	13.7	71.3	27.4	7.1	365.8	181.9	5.0
62(2050)	18.30	90.9	57.1	16.5	17.3	88.1	34.6	2.8	411.0	159.7	4.6
72(2060)	18.30	104.3	66.7	17.0	20.6	104.3	41.3	0.1	423.6	128.6	4.1
82(2070)	18.30	118.0	77.7	16.4	23.9	120.8	47.9	-2.8	406.2	96.3	3.4
92(2080)	18.30	133.7	91.3	15.1	27.2	136.9	54.4	-3.2	374.7	69.4	2.8
102(2090)	18.30	152.7	107.6	13.5	31.5	158.0	63.1	-5.3	334.1	48.4	2.1
112(2100)	18.30	174.0	126.7	10.3	37.0	185.1	74.1	-11.1	251.4	28.4	1.4
117(2105)	18.30	185.6	137.8	7.8	40.1	200.2	80.2	-14.6	185.6	18.5	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(2) 国民年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済中位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3	2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.1	10.7	10.2	2.0
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0	2.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6	2.0
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7	2.4
42(2030)	16,900	8.1	3.4	0.8	3.8	7.1	6.9	0.9	20.6	13.1	2.8
52(2040)	16,900	10.1	3.8	1.2	5.1	9.4	9.3	0.6	29.0	14.4	3.0
62(2050)	16,900	12.3	4.3	1.3	6.6	12.0	11.8	0.3	33.1	12.9	2.7
72(2060)	16,900	14.4	5.1	1.4	8.0	14.3	14.2	0.1	34.7	10.5	2.4
82(2070)	16,900	16.5	5.9	1.4	9.2	16.6	16.4	-0.1	34.4	8.2	2.1
92(2080)	16,900	18.8	7.0	1.4	10.5	18.9	18.7	-0.0	33.7	6.2	1.8
102(2090)	16,900	21.7	8.2	1.3	12.2	21.9	21.7	-0.1	32.9	4.8	1.5
112(2100)	16,900	25.1	9.6	1.2	14.3	25.6	25.4	-0.5	29.8	3.4	1.2
117(2105)	16,900	27.1	10.5	1.1	15.5	27.7	27.5	-0.6	27.1	2.7	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済中位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.3 (20.3)	10.3 (10.3)	20.0	57.4	28,983	14,491
24 (2012)	21.0 (20.9)	10.7 (10.6)	20.7	57.1	30,150	15,075
25 (2013)	21.5 (21.8)	10.9 (11.1)	21.1	56.8	30,925	15,463
26 (2014)	21.7 (22.7)	11.0 (11.5)	21.3	56.6	31,389	15,695
27 (2015)	21.8 (23.6)	11.1 (12.0)	21.4	56.4	31,601	15,800
32 (2020)	21.4 (26.2)	10.9 (13.3)	21.0	55.1	31,754	15,877
37 (2025)	20.2 (27.9)	10.3 (14.2)	19.8	53.2	30,955	15,477
42 (2030)	19.1 (29.8)	9.7 (15.2)	18.7	50.3	30,887	15,444
52 (2040)	19.9 (40.0)	10.2 (20.5)	19.5	43.5	37,323	18,662
62 (2050)	19.7 (50.5)	10.1 (25.9)	19.2	39.2	40,764	20,382
72 (2060)	18.4 (60.3)	9.4 (31.0)	17.8	35.7	41,619	20,810
82 (2070)	16.6 (69.9)	8.6 (36.0)	16.2	32.5	41,394	20,697
92 (2080)	14.8 (79.5)	7.6 (40.9)	14.4	30.0	39,865	19,932
102 (2090)	13.4 (92.1)	6.9 (47.4)	13.0	27.6	39,242	19,621
112 (2100)	12.3 (108.1)	6.3 (55.6)	11.9	25.4	39,087	19,544
117 (2105)	11.7 (117.0)	6.0 (60.2)	11.4	24.4	38,841	19,421

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生高位（死亡中位）、経済中位)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成(西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23 (2011)	22.9 (23.0)	9.4 (9.5)	13.5 (13.5)	36.8 (36.9)	62.3
24 (2012)	23.3 (23.0)	9.5 (9.4)	13.7 (13.6)	37.7 (37.3)	61.7
25 (2013)	23.6 (22.9)	9.7 (9.4)	13.9 (13.5)	38.7 (37.7)	60.9
26 (2014)	23.8 (22.8)	9.8 (9.3)	14.0 (13.4)	39.6 (37.9)	60.1
27 (2015)	24.2 (22.6)	9.9 (9.3)	14.2 (13.3)	40.6 (38.0)	59.5
32 (2020)	26.5 (23.2)	11.2 (9.9)	15.3 (13.4)	45.9 (40.3)	57.7
37 (2025)	29.3 (24.4)	12.7 (10.6)	16.5 (13.8)	51.9 (43.3)	56.3
42 (2030)	32.2 (25.6)	14.4 (11.4)	17.8 (14.1)	58.7 (46.6)	54.8
47 (2035)	35.8 (27.1)	16.3 (12.3)	19.6 (14.8)	66.5 (50.2)	53.9
52 (2040)	40.5 (29.1)	18.4 (13.2)	22.1 (15.9)	75.2 (54.1)	53.9
57 (2045)	45.9 (31.4)	20.8 (14.2)	25.1 (17.1)	85.1 (58.2)	53.9
62 (2050)	51.9 (33.8)	23.6 (15.3)	28.3 (18.4)	96.2 (62.6)	53.9

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-9表 出生低位（死亡中位）、経済中位の場合

（所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合）

（1）厚生年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済中位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1	3.9
23(2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7	3.8
24(2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3	3.6
25(2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.5	15.0	-0.1	140.8	138.3	3.5
26(2014)	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4	3.4
27(2015)	17.828	44.8	31.8	4.1	8.7	42.6	16.3	2.1	144.2	132.5	3.3
32(2020)	18.30	53.3	36.9	6.8	9.4	45.5	18.1	7.8	172.8	140.8	3.6
37(2025)	18.30	59.6	40.9	8.8	9.9	47.6	19.3	12.0	224.2	161.6	4.5
42(2030)	18.30	66.5	44.4	11.5	10.5	51.4	20.6	15.1	294.8	187.7	5.4
52(2040)	18.30	78.0	48.2	17.6	12.3	64.5	24.4	13.6	444.4	221.1	6.7
62(2050)	18.30	88.6	51.4	22.3	14.9	78.6	29.8	10.0	560.9	218.0	7.0
72(2060)	18.30	97.0	54.2	25.4	17.3	92.1	34.6	4.8	635.4	192.9	6.8
82(2070)	18.30	100.9	55.7	25.4	19.8	106.1	39.6	-5.2	630.5	149.5	6.0
92(2080)	18.30	102.4	59.3	22.1	21.0	112.9	42.1	-10.5	543.9	100.8	4.9
102(2090)	18.30	102.9	63.9	17.1	21.9	117.7	43.7	-14.8	417.7	60.4	3.7
112(2100)	18.30	101.2	68.6	9.6	23.0	124.0	46.0	-22.9	227.7	25.7	2.0
117(2105)	18.30	99.7	71.5	4.6	23.6	127.2	47.3	-27.4	99.7	10.0	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

（2）国民年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済中位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3	2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.1	10.7	10.2	2.0
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0	2.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6	2.0
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7	2.4
42(2030)	16,900	7.9	3.4	0.8	3.7	7.0	6.8	0.9	20.5	13.1	2.8
52(2040)	16,900	9.1	3.5	1.2	4.4	8.2	8.0	0.9	29.6	14.7	3.5
62(2050)	16,900	10.8	3.7	1.5	5.6	10.1	10.0	0.6	37.3	14.5	3.6
72(2060)	16,900	12.2	4.0	1.7	6.6	11.9	11.8	0.3	42.0	12.7	3.5
82(2070)	16,900	13.1	4.0	1.7	7.4	13.4	13.3	-0.3	41.4	9.8	3.1
92(2080)	16,900	13.7	4.3	1.5	7.9	14.3	14.1	-0.6	36.5	6.8	2.6
102(2090)	16,900	14.2	4.7	1.2	8.2	14.9	14.8	-0.7	29.9	4.3	2.1
112(2100)	16,900	14.5	5.0	0.9	8.6	15.6	15.4	-1.1	20.7	2.3	1.4
117(2105)	16,900	14.7	5.3	0.6	8.8	16.0	15.8	-1.3	14.7	1.5	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済中位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.3 (20.3)	10.3 (10.3)	20.0	57.4	28,983	14,491
24 (2012)	21.0 (20.9)	10.7 (10.6)	20.7	57.1	30,150	15,075
25 (2013)	21.5 (21.8)	10.9 (11.1)	21.1	56.8	30,926	15,463
26 (2014)	21.7 (22.7)	11.0 (11.5)	21.3	56.6	31,389	15,695
27 (2015)	21.8 (23.6)	11.1 (12.0)	21.4	56.4	31,601	15,800
32 (2020)	21.4 (26.2)	10.9 (13.3)	21.0	55.1	31,754	15,877
37 (2025)	20.2 (27.9)	10.3 (14.2)	19.8	53.2	30,960	15,480
42 (2030)	19.0 (29.8)	9.7 (15.2)	18.6	49.8	31,169	15,584
52 (2040)	17.6 (35.2)	9.0 (18.0)	17.2	40.8	35,046	17,523
62 (2050)	16.8 (43.1)	8.6 (22.1)	16.4	34.0	40,115	20,057
72 (2060)	15.4 (50.4)	7.9 (25.9)	14.9	27.9	44,572	22,286
82 (2070)	13.7 (57.4)	7.0 (29.5)	13.3	22.4	49,562	24,781
92 (2080)	11.3 (60.9)	5.8 (31.3)	11.0	18.9	48,673	24,337
102 (2090)	9.2 (63.4)	4.7 (32.6)	9.0	15.9	46,992	23,496
112 (2100)	7.6 (66.7)	3.9 (34.2)	7.4	13.3	45,987	22,993
117 (2105)	6.9 (68.5)	3.5 (35.1)	6.7	12.4	44,969	22,484

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生低位（死亡中位）、経済中位)

(所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23 (2011)	22.9 (23.0)	9.4 (9.5)	13.5 (13.5)	36.8 (36.9)	62.3
24 (2012)	23.3 (23.0)	9.5 (9.4)	13.7 (13.6)	37.7 (37.3)	61.7
25 (2013)	23.6 (22.9)	9.7 (9.4)	13.9 (13.5)	38.7 (37.7)	60.9
26 (2014)	23.8 (22.8)	9.8 (9.3)	14.0 (13.4)	39.6 (37.9)	60.1
27 (2015)	24.1 (22.6)	9.9 (9.3)	14.2 (13.3)	40.6 (38.0)	59.3
32 (2020)	25.9 (22.7)	10.6 (9.3)	15.3 (13.4)	45.9 (40.3)	56.4
37 (2025)	28.2 (23.6)	11.7 (9.7)	16.5 (13.8)	51.9 (43.3)	54.3
42 (2030)	31.0 (24.6)	13.2 (10.5)	17.8 (14.1)	58.7 (46.6)	52.7
47 (2035)	33.3 (25.2)	14.9 (11.3)	18.4 (13.9)	66.5 (50.2)	50.2
52 (2040)	35.5 (25.6)	16.9 (12.1)	18.6 (13.4)	75.2 (54.1)	47.3
57 (2045)	39.9 (27.3)	19.1 (13.1)	20.8 (14.2)	85.1 (58.2)	46.9
62 (2050)	45.1 (29.4)	21.6 (14.1)	23.5 (15.3)	96.2 (62.6)	46.9

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-10表 出生中位（死亡中位）、経済高位の場合

(1) 厚生年金の財政見通し（出生中位（死亡中位）、経済高位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.4	24.8	2.8	7.4	36.7	13.5	-1.3	143.0	141.5	3.9
23(2011)	16.412	37.4	26.5	3.1	7.5	37.8	13.9	-0.4	142.7	142.8	3.8
24(2012)	16.766	39.6	28.1	3.5	7.8	39.2	14.4	0.4	143.0	143.3	3.6
25(2013)	17.120	41.9	29.5	4.0	8.1	40.7	15.1	1.2	144.3	140.6	3.5
26(2014)	17.474	44.5	31.0	4.8	8.4	41.7	15.8	2.8	147.1	138.0	3.5
27(2015)	17.828	47.3	32.6	5.7	8.8	43.2	16.5	4.1	151.2	135.9	3.4
32(2020)	18.30	55.8	38.5	7.5	9.6	46.9	18.4	8.9	186.9	147.7	3.8
37(2025)	18.30	63.6	43.5	9.8	10.1	50.2	19.7	13.3	244.2	167.2	4.6
42(2030)	18.30	72.3	48.3	12.9	10.9	55.5	21.5	16.8	322.8	191.6	5.5
52(2040)	18.30	89.5	55.5	19.8	14.2	74.9	28.2	14.6	488.8	218.0	6.3
62(2050)	18.30	107.0	63.6	25.0	18.4	96.0	36.8	11.0	614.1	205.8	6.3
72(2060)	18.30	124.5	73.1	28.8	22.6	117.9	45.3	6.6	702.1	176.7	5.9
82(2070)	18.30	139.7	82.8	29.7	27.2	141.8	54.4	-2.1	721.7	136.5	5.1
92(2080)	18.30	154.3	95.6	27.6	31.1	162.2	62.2	-7.9	665.9	94.6	4.2
102(2090)	18.30	169.9	111.4	23.1	35.4	184.2	70.8	-14.3	555.0	59.3	3.1
112(2100)	18.30	185.0	129.4	14.9	40.6	211.6	81.3	-26.7	348.9	28.0	1.8
117(2105)	18.30	192.2	140.0	8.6	43.6	226.7	87.2	-34.5	192.2	13.4	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(2) 国民年金の財政見通し（出生中位（死亡中位）、経済高位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	7.4	4.5	0.2	10.4	10.4	2.2
24(2012)	15,540	5.0	2.2	0.3	2.5	4.8	4.6	0.2	10.5	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.2	2.3	0.3	2.6	5.0	4.8	0.2	10.7	10.4	2.1
26(2014)	16,100	5.5	2.4	0.4	2.7	5.3	5.1	0.3	10.9	10.3	2.0
27(2015)	16,380	5.9	2.5	0.4	2.9	5.5	5.3	0.4	11.3	10.2	2.0
32(2020)	16,900	6.8	3.0	0.6	3.3	6.2	6.0	0.6	14.0	11.0	2.1
37(2025)	16,900	7.7	3.4	0.7	3.6	6.8	6.6	0.9	17.9	12.2	2.5
42(2030)	16,900	8.6	3.7	0.9	4.0	7.4	7.2	1.1	23.3	13.8	3.0
52(2040)	16,900	10.6	4.0	1.4	5.2	9.5	9.4	1.1	35.2	15.7	3.6
62(2050)	16,900	13.4	4.6	1.8	6.9	12.6	12.4	0.8	44.5	14.9	3.5
72(2060)	16,900	16.1	5.4	2.1	8.7	15.6	15.5	0.5	51.0	12.8	3.2
82(2070)	16,900	18.5	6.0	2.2	10.3	18.5	18.4	-0.1	52.7	10.0	2.8
92(2080)	16,900	20.9	7.0	2.1	11.8	21.2	21.1	-0.3	50.4	7.2	2.4
102(2090)	16,900	23.6	8.2	1.9	13.5	24.2	24.1	-0.7	45.4	4.8	1.9
112(2100)	16,900	26.4	9.5	1.5	15.4	27.7	27.5	-1.3	35.5	2.9	1.3
117(2105)	16,900	28.0	10.3	1.2	16.5	29.7	29.5	-1.7	28.0	1.9	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生中位（死亡中位）、経済高位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.3 (20.3)	10.3 (10.3)	20.0	57.4	28,983	14,491
24 (2012)	21.0 (20.9)	10.7 (10.6)	20.7	57.1	30,122	15,061
25 (2013)	21.4 (21.9)	10.9 (11.1)	21.0	56.8	30,807	15,404
26 (2014)	21.5 (22.9)	10.9 (11.6)	21.1	56.6	31,137	15,568
27 (2015)	21.5 (23.9)	11.0 (12.1)	21.2	56.4	31,276	15,638
32 (2020)	21.1 (26.6)	10.7 (13.6)	20.7	55.1	31,315	15,657
37 (2025)	19.6 (28.6)	10.0 (14.6)	19.3	53.2	30,160	15,080
42 (2030)	18.6 (31.3)	9.5 (16.0)	18.2	50.1	30,310	15,155
52 (2040)	18.3 (40.9)	9.4 (20.9)	17.9	42.2	35,287	17,644
62 (2050)	18.0 (53.4)	9.2 (27.4)	17.5	36.4	40,020	20,010
72 (2060)	16.7 (66.0)	8.6 (33.9)	16.2	31.4	42,986	21,493
82 (2070)	15.0 (79.0)	7.7 (40.6)	14.6	26.7	45,515	22,758
92 (2080)	12.9 (90.5)	6.6 (46.5)	12.5	23.3	44,780	22,390
102 (2090)	11.0 (102.9)	5.7 (52.9)	10.7	20.4	43,676	21,838
112 (2100)	9.5 (118.1)	4.9 (60.7)	9.2	17.8	43,138	21,569
117 (2105)	8.8 (126.6)	4.5 (65.1)	8.6	16.8	42,632	21,316

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生中位（死亡中位）、経済高位）

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23 (2011)	23.1 (23.2)	9.5 (9.5)	13.6 (13.6)	37.2 (37.2)	62.3
24 (2012)	23.5 (23.1)	9.7 (9.5)	13.8 (13.6)	38.3 (37.7)	61.4
25 (2013)	23.9 (23.1)	9.8 (9.5)	14.1 (13.6)	39.4 (38.1)	60.6
26 (2014)	24.2 (22.9)	10.0 (9.4)	14.3 (13.5)	40.5 (38.3)	59.8
27 (2015)	24.6 (22.7)	10.1 (9.3)	14.5 (13.3)	41.6 (38.4)	59.1
32 (2020)	27.2 (23.4)	11.3 (9.8)	15.8 (13.6)	47.9 (41.2)	56.8
37 (2025)	30.6 (25.1)	13.1 (10.7)	17.5 (14.3)	55.2 (45.3)	55.4
42 (2030)	34.3 (26.7)	15.1 (11.8)	19.2 (15.0)	63.7 (49.7)	53.8
47 (2035)	37.9 (28.1)	17.4 (12.9)	20.4 (15.2)	73.5 (54.6)	51.5
52 (2040)	43.0 (30.4)	20.1 (14.2)	22.9 (16.2)	84.8 (59.9)	50.7
57 (2045)	49.6 (33.4)	23.2 (15.6)	26.4 (17.8)	97.8 (65.7)	50.7
62 (2050)	57.3 (36.6)	26.8 (17.1)	30.5 (19.5)	112.8 (72.1)	50.7

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-11表 出生中位（死亡中位）、経済低位の場合

（所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合）

（1）厚生年金の財政見通し（出生中位（死亡中位）、経済低位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.8	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-1.0	144.3	144.3	4.1
22(2010)	16.058	34.5	24.4	2.3	7.4	36.7	13.5	-2.3	142.0	140.5	3.9
23(2011)	16.412	35.7	25.5	2.4	7.5	37.8	13.9	-2.1	139.9	140.3	3.8
24(2012)	16.766	36.9	26.5	2.4	7.8	39.2	14.4	-2.3	137.6	139.1	3.6
25(2013)	17.120	38.1	27.4	2.4	8.0	40.3	15.0	-2.2	135.4	137.2	3.4
26(2014)	17.474	39.4	28.4	2.5	8.3	40.7	15.5	-1.3	134.1	134.6	3.3
27(2015)	17.828	40.7	29.4	2.7	8.5	41.6	15.9	-0.8	133.2	131.4	3.2
32(2020)	18.30	48.1	33.3	5.5	9.0	43.6	17.3	4.5	147.1	130.5	3.3
37(2025)	18.30	52.4	36.2	6.7	9.4	45.0	18.3	7.4	177.8	142.2	3.8
42(2030)	18.30	56.8	38.7	8.3	9.8	47.3	19.2	9.6	222.7	160.5	4.5
52(2040)	18.30	64.0	41.1	11.7	11.2	57.0	22.3	7.0	309.6	181.3	5.3
62(2050)	18.30	70.1	43.5	13.9	12.6	65.9	25.3	4.2	364.6	173.5	5.5
72(2060)	18.30	75.3	46.3	14.9	14.1	74.1	28.2	1.2	390.5	150.9	5.3
82(2070)	18.30	78.5	48.5	14.5	15.5	82.0	31.0	-3.5	377.0	118.4	4.6
92(2080)	18.30	80.8	51.8	12.6	16.4	86.7	32.8	-6.0	326.3	83.2	3.8
102(2090)	18.30	83.0	55.8	10.0	17.2	91.0	34.4	-8.1	256.2	53.1	2.9
112(2100)	18.30	84.4	60.0	6.1	18.3	96.7	36.5	-12.3	154.0	25.9	1.7
117(2105)	18.30	84.8	62.4	3.5	18.9	99.7	37.7	-14.9	84.8	12.9	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

（2）国民年金の財政見通し（出生中位（死亡中位）、経済低位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.8	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.3	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.0	2.2	0.2	2.6	5.0	4.8	-0.0	10.3	10.5	2.1
26(2014)	16,100	5.1	2.2	0.2	2.7	5.2	4.9	-0.0	10.3	10.4	2.0
27(2015)	16,380	5.3	2.3	0.2	2.8	5.3	5.1	0.0	10.3	10.2	1.9
32(2020)	16,900	6.2	2.7	0.4	3.1	5.8	5.6	0.3	11.4	10.2	1.9
37(2025)	16,900	6.7	2.9	0.5	3.3	6.3	6.1	0.4	13.4	10.7	2.1
42(2030)	16,900	7.1	3.0	0.6	3.5	6.6	6.4	0.5	15.9	11.5	2.3
52(2040)	16,900	7.9	3.1	0.8	4.1	7.6	7.4	0.4	20.4	11.9	2.6
62(2050)	16,900	8.9	3.3	0.9	4.8	8.7	8.5	0.2	23.7	11.3	2.7
72(2060)	16,900	9.8	3.5	1.0	5.4	9.8	9.6	0.1	25.2	9.8	2.6
82(2070)	16,900	10.4	3.6	0.9	5.9	10.6	10.5	-0.2	24.4	7.7	2.3
92(2080)	16,900	11.0	3.9	0.8	6.2	11.2	11.1	-0.3	21.9	5.6	2.0
102(2090)	16,900	11.5	4.2	0.7	6.5	11.8	11.7	-0.3	19.0	3.9	1.6
112(2100)	16,900	12.0	4.5	0.6	6.9	12.5	12.4	-0.5	14.9	2.5	1.2
117(2105)	16,900	12.3	4.7	0.5	7.1	12.9	12.8	-0.5	12.3	1.9	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生中位（死亡中位）、経済低位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.4 (20.3)	10.4 (10.3)	20.0	57.4	29,041	14,520
24 (2012)	21.2 (20.9)	10.8 (10.6)	20.8	57.1	30,393	15,196
25 (2013)	22.0 (21.7)	11.2 (11.0)	21.7	56.8	31,778	15,889
26 (2014)	22.5 (22.4)	11.5 (11.4)	22.2	56.6	32,633	16,316
27 (2015)	22.8 (23.0)	11.6 (11.7)	22.4	56.4	33,092	16,546
32 (2020)	22.3 (25.0)	11.3 (12.7)	21.9	55.1	33,067	16,534
37 (2025)	21.2 (26.5)	10.8 (13.5)	20.8	53.2	32,604	16,302
42 (2030)	20.2 (27.9)	10.3 (14.3)	19.8	50.1	32,893	16,446
52 (2040)	18.9 (32.2)	9.7 (16.5)	18.5	42.2	36,561	18,280
62 (2050)	17.5 (36.7)	9.0 (18.8)	17.1	36.4	39,078	19,539
72 (2060)	15.9 (41.1)	8.2 (21.1)	15.5	31.4	41,143	20,572
82 (2070)	14.2 (45.0)	7.3 (23.1)	13.8	26.7	43,045	21,522
92 (2080)	12.2 (47.6)	6.3 (24.5)	11.8	23.3	42,307	21,154
102 (2090)	10.4 (50.0)	5.3 (25.7)	10.1	20.4	41,197	20,599
112 (2100)	9.0 (53.1)	4.6 (27.3)	8.7	17.8	40,678	20,339
117 (2105)	8.3 (54.8)	4.3 (28.1)	8.1	16.8	40,225	20,112

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生中位（死亡中位）、経済低位)

(所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.1 (22.2)	9.1 (9.2)	13.0 (13.1)	35.5 (35.7)	62.3
23 (2011)	22.4 (22.6)	9.2 (9.3)	13.2 (13.3)	36.0 (36.3)	62.3
24 (2012)	22.7 (23.0)	9.3 (9.5)	13.3 (13.5)	36.4 (36.9)	62.3
25 (2013)	23.0 (23.4)	9.5 (9.6)	13.5 (13.7)	36.9 (37.5)	62.3
26 (2014)	23.1 (23.5)	9.5 (9.7)	13.6 (13.9)	37.3 (38.0)	62.0
27 (2015)	23.2 (23.5)	9.5 (9.6)	13.7 (13.9)	37.8 (38.4)	61.2
32 (2020)	24.2 (23.4)	9.9 (9.6)	14.3 (13.8)	41.6 (40.2)	58.2
37 (2025)	25.7 (23.7)	10.5 (9.7)	15.2 (14.0)	46.1 (42.4)	55.8
42 (2030)	27.4 (24.0)	11.4 (10.0)	16.0 (14.0)	51.2 (44.8)	53.6
47 (2035)	29.1 (24.2)	12.7 (10.6)	16.4 (13.7)	56.8 (47.3)	51.3
52 (2040)	30.6 (24.2)	14.1 (11.2)	16.5 (13.1)	63.0 (49.9)	48.5
57 (2045)	32.9 (24.8)	15.6 (11.8)	17.3 (13.0)	69.9 (52.7)	47.1
62 (2050)	36.5 (26.2)	17.3 (12.4)	19.2 (13.7)	77.5 (55.6)	47.1

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-12表 出生高位（死亡中位）、経済高位の場合

(1) 厚生年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済高位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.4	24.8	2.8	7.4	36.7	13.5	-1.3	143.0	141.5	3.9
23(2011)	16.412	37.4	26.5	3.1	7.5	37.8	13.9	-0.4	142.7	142.8	3.8
24(2012)	16.766	39.6	28.1	3.5	7.8	39.2	14.4	0.4	143.0	143.3	3.6
25(2013)	17.120	41.9	29.5	4.0	8.1	40.7	15.1	1.2	144.3	140.6	3.5
26(2014)	17.474	44.5	31.0	4.8	8.4	41.8	15.8	2.7	146.9	137.8	3.4
27(2015)	17.828	47.2	32.6	5.7	8.8	43.6	16.5	3.6	150.6	135.4	3.4
32(2020)	18.30	55.6	38.5	7.3	9.6	48.0	18.4	7.5	180.7	142.7	3.6
37(2025)	18.30	63.0	43.5	9.2	10.1	51.5	19.7	11.5	229.7	157.3	4.2
42(2030)	18.30	71.3	48.4	11.9	10.9	56.9	21.5	14.4	297.6	176.6	5.0
52(2040)	18.30	89.0	56.5	17.3	15.2	79.6	30.4	9.4	424.4	189.2	5.2
62(2050)	18.30	107.3	67.1	20.1	19.9	102.3	39.9	5.0	492.2	164.9	4.8
72(2060)	18.30	127.7	81.4	21.5	24.8	126.1	49.6	1.7	523.6	131.8	4.1
82(2070)	18.30	149.9	98.6	21.3	29.9	152.0	59.9	-2.1	517.3	97.8	3.4
92(2080)	18.30	176.2	120.6	20.3	35.4	178.9	70.7	-2.7	491.8	69.9	2.8
102(2090)	18.30	209.1	147.7	18.7	42.6	214.8	85.2	-5.7	452.8	48.4	2.1
112(2100)	18.30	247.6	180.8	14.9	52.0	261.5	104.0	-13.9	354.0	28.4	1.4
117(2105)	18.30	269.3	200.4	11.5	57.4	288.4	114.8	-19.1	269.3	18.7	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(2) 国民年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済高位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.4	10.4	2.2
24(2012)	15,540	5.0	2.2	0.3	2.5	4.8	4.6	0.2	10.5	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.2	2.3	0.3	2.6	5.0	4.8	0.2	10.7	10.4	2.1
26(2014)	16,100	5.5	2.4	0.4	2.7	5.3	5.1	0.3	10.9	10.3	2.0
27(2015)	16,380	5.9	2.5	0.4	2.9	5.5	5.3	0.4	11.3	10.2	2.0
32(2020)	16,900	6.8	3.0	0.6	3.3	6.2	6.0	0.6	14.0	11.0	2.1
37(2025)	16,900	7.7	3.4	0.7	3.6	6.8	6.6	0.9	17.9	12.2	2.5
42(2030)	16,900	8.6	3.7	0.9	4.0	7.5	7.3	1.2	23.3	13.8	3.0
52(2040)	16,900	11.3	4.2	1.4	5.7	10.5	10.3	0.8	33.7	15.0	3.1
62(2050)	16,900	14.3	5.0	1.6	7.6	13.8	13.7	0.5	39.7	13.3	2.8
72(2060)	16,900	17.4	6.1	1.8	9.6	17.2	17.1	0.2	43.1	10.9	2.5
82(2070)	16,900	20.7	7.4	1.8	11.5	20.7	20.5	0.0	44.1	8.3	2.1
92(2080)	16,900	24.6	9.1	1.8	13.7	24.5	24.3	0.1	44.6	6.3	1.8
102(2090)	16,900	29.5	11.1	1.9	16.5	29.5	29.4	-0.1	45.0	4.8	1.5
112(2100)	16,900	35.4	13.6	1.7	20.1	35.9	35.7	-0.5	42.1	3.4	1.2
117(2105)	16,900	38.9	15.1	1.6	22.2	39.6	39.4	-0.7	38.9	2.7	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済高位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.3 (20.3)	10.3 (10.3)	20.0	57.4	28,983	14,491
24 (2012)	21.0 (20.9)	10.7 (10.6)	20.7	57.1	30,122	15,061
25 (2013)	21.4 (21.9)	10.9 (11.1)	21.0	56.8	30,807	15,404
26 (2014)	21.5 (22.9)	10.9 (11.6)	21.1	56.6	31,137	15,568
27 (2015)	21.5 (23.9)	11.0 (12.1)	21.2	56.4	31,275	15,638
32 (2020)	21.1 (26.6)	10.7 (13.6)	20.7	55.1	31,315	15,657
37 (2025)	19.6 (28.6)	10.0 (14.6)	19.3	53.2	30,157	15,079
42 (2030)	18.6 (31.3)	9.5 (16.0)	18.2	50.3	30,194	15,097
52 (2040)	19.8 (44.3)	10.2 (22.7)	19.3	43.5	37,085	18,543
62 (2050)	19.6 (58.3)	10.1 (29.9)	19.0	39.2	40,519	20,259
72 (2060)	18.3 (72.5)	9.4 (37.3)	17.8	35.7	41,468	20,734
82 (2070)	16.6 (87.4)	8.5 (44.9)	16.1	32.5	41,264	20,632
92 (2080)	14.7 (103.3)	7.6 (53.1)	14.3	30.0	39,719	19,859
102 (2090)	13.3 (124.5)	6.9 (64.0)	12.9	27.6	39,111	19,555
112 (2100)	12.2 (151.8)	6.3 (78.1)	11.9	25.4	38,949	19,474
117 (2105)	11.7 (167.5)	6.0 (86.2)	11.3	24.4	38,699	19,349

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生高位（死亡中位）、経済高位)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23 (2011)	23.1 (23.2)	9.5 (9.5)	13.6 (13.6)	37.2 (37.2)	62.3
24 (2012)	23.5 (23.1)	9.7 (9.5)	13.8 (13.6)	38.3 (37.7)	61.4
25 (2013)	23.9 (23.1)	9.8 (9.5)	14.1 (13.6)	39.4 (38.1)	60.6
26 (2014)	24.3 (23.0)	10.1 (9.5)	14.3 (13.5)	40.5 (38.3)	60.1
27 (2015)	24.8 (22.9)	10.4 (9.6)	14.5 (13.3)	41.6 (38.4)	59.7
32 (2020)	27.7 (23.9)	11.9 (10.3)	15.8 (13.6)	47.9 (41.2)	58.0
37 (2025)	31.2 (25.6)	13.7 (11.3)	17.5 (14.3)	55.2 (45.3)	56.6
42 (2030)	35.0 (27.3)	15.9 (12.4)	19.2 (15.0)	63.7 (49.7)	55.0
47 (2035)	40.1 (29.8)	18.3 (13.6)	21.8 (16.2)	73.5 (54.6)	54.6
52 (2040)	46.3 (32.7)	21.1 (14.9)	25.2 (17.8)	84.8 (59.9)	54.6
57 (2045)	53.4 (35.9)	24.3 (16.4)	29.0 (19.5)	97.8 (65.7)	54.6
62 (2050)	61.6 (39.4)	28.1 (18.0)	33.5 (21.4)	112.8 (72.1)	54.6

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-13表 出生高位（死亡中位）、経済低位の場合

(1) 厚生年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済低位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.8	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-1.0	144.3	144.3	4.1
22(2010)	16.058	34.5	24.4	2.3	7.4	36.7	13.5	-2.3	142.0	140.5	3.9
23(2011)	16.412	35.7	25.5	2.4	7.5	37.8	13.9	-2.1	139.9	140.3	3.8
24(2012)	16.766	36.9	26.5	2.4	7.8	39.2	14.4	-2.3	137.6	139.1	3.6
25(2013)	17.120	38.1	27.4	2.4	8.0	40.3	15.0	-2.2	135.4	137.2	3.4
26(2014)	17.474	39.4	28.4	2.5	8.3	40.7	15.5	-1.3	134.1	134.6	3.3
27(2015)	17.828	40.7	29.4	2.7	8.5	41.6	15.9	-0.8	133.2	131.4	3.2
32(2020)	18.30	48.1	33.3	5.5	9.0	43.6	17.3	4.5	147.0	130.5	3.3
37(2025)	18.30	52.3	36.2	6.6	9.4	45.7	18.2	6.7	176.1	140.8	3.7
42(2030)	18.30	56.6	38.7	8.0	9.7	48.5	19.2	8.0	214.4	154.6	4.3
52(2040)	18.30	64.1	41.8	10.7	11.5	59.6	23.0	4.5	282.4	165.4	4.7
62(2050)	18.30	71.5	45.9	11.7	13.8	70.6	27.6	0.9	305.4	145.3	4.3
72(2060)	18.30	78.9	51.6	11.6	15.7	80.0	31.4	-1.1	302.3	116.8	3.8
82(2070)	18.30	86.0	57.7	10.7	17.5	88.9	34.9	-3.0	279.3	87.7	3.2
92(2080)	18.30	94.0	65.3	9.6	19.1	96.9	38.2	-2.9	249.1	63.5	2.6
102(2090)	18.30	103.6	74.0	8.4	21.3	107.6	42.6	-3.9	216.3	44.8	2.0
112(2100)	18.30	114.1	83.8	6.3	24.0	121.2	48.0	-7.1	160.6	27.0	1.4
117(2105)	18.30	119.6	89.3	4.7	25.5	128.5	51.0	-9.0	119.6	18.1	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(2) 国民年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済低位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.8	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.3	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.0	2.2	0.2	2.6	5.0	4.8	-0.0	10.3	10.5	2.1
26(2014)	16,100	5.1	2.2	0.2	2.7	5.2	4.9	-0.0	10.3	10.4	2.0
27(2015)	16,380	5.3	2.3	0.2	2.8	5.3	5.1	0.0	10.3	10.2	1.9
32(2020)	16,900	6.2	2.7	0.4	3.1	5.8	5.6	0.3	11.4	10.2	1.9
37(2025)	16,900	6.7	2.9	0.5	3.3	6.3	6.1	0.4	13.4	10.7	2.1
42(2030)	16,900	7.2	3.0	0.6	3.5	6.7	6.5	0.5	15.9	11.5	2.3
52(2040)	16,900	8.3	3.2	0.8	4.3	7.9	7.8	0.3	20.7	12.1	2.6
62(2050)	16,900	9.7	3.5	0.9	5.3	9.6	9.4	0.1	22.5	10.7	2.3
72(2060)	16,900	10.9	4.0	0.9	6.1	11.0	10.8	-0.1	22.5	8.7	2.1
82(2070)	16,900	12.0	4.4	0.8	6.7	12.1	12.0	-0.1	21.4	6.7	1.8
92(2080)	16,900	13.2	5.1	0.8	7.4	13.3	13.1	-0.1	20.4	5.2	1.5
102(2090)	16,900	14.7	5.7	0.8	8.2	14.8	14.6	-0.1	19.8	4.1	1.3
112(2100)	16,900	16.4	6.5	0.7	9.3	16.6	16.5	-0.2	18.5	3.1	1.1
117(2105)	16,900	17.4	6.9	0.7	9.8	17.7	17.5	-0.2	17.4	2.6	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生高位（死亡中位）、経済低位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.4 (20.3)	10.4 (10.3)	20.0	57.4	29,041	14,520
24 (2012)	21.2 (20.9)	10.8 (10.6)	20.8	57.1	30,393	15,196
25 (2013)	22.0 (21.7)	11.2 (11.0)	21.7	56.8	31,778	15,889
26 (2014)	22.5 (22.4)	11.5 (11.4)	22.2	56.6	32,633	16,316
27 (2015)	22.8 (23.0)	11.6 (11.7)	22.4	56.4	33,092	16,546
32 (2020)	22.3 (25.0)	11.3 (12.7)	21.9	55.1	33,067	16,534
37 (2025)	21.2 (26.5)	10.8 (13.5)	20.8	53.2	32,601	16,300
42 (2030)	20.2 (27.9)	10.3 (14.3)	19.8	50.3	32,754	16,377
52 (2040)	19.7 (33.5)	10.1 (17.1)	19.2	43.5	36,830	18,415
62 (2050)	19.3 (40.3)	9.9 (20.7)	18.7	39.2	39,856	19,928
72 (2060)	17.8 (45.9)	9.2 (23.6)	17.3	35.7	40,365	20,182
82 (2070)	16.1 (51.0)	8.3 (26.2)	15.6	32.5	39,980	19,990
92 (2080)	14.3 (55.8)	7.3 (28.7)	13.9	30.0	38,516	19,258
102 (2090)	12.9 (62.1)	6.6 (32.0)	12.5	27.6	37,897	18,949
112 (2100)	11.8 (70.1)	6.1 (36.1)	11.5	25.4	37,749	18,875
117 (2105)	11.3 (74.4)	5.8 (38.3)	11.0	24.4	37,520	18,760

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生高位（死亡中位）、経済低位）

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成(西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.1 (22.2)	9.1 (9.2)	13.0 (13.1)	35.5 (35.7)	62.3
23 (2011)	22.4 (22.6)	9.2 (9.3)	13.2 (13.3)	36.0 (36.3)	62.3
24 (2012)	22.7 (23.0)	9.3 (9.5)	13.3 (13.5)	36.4 (36.9)	62.3
25 (2013)	23.0 (23.4)	9.5 (9.6)	13.5 (13.7)	36.9 (37.5)	62.3
26 (2014)	23.1 (23.5)	9.5 (9.7)	13.6 (13.9)	37.3 (38.0)	62.0
27 (2015)	23.2 (23.5)	9.5 (9.6)	13.7 (13.9)	37.8 (38.4)	61.2
32 (2020)	24.2 (23.4)	9.9 (9.6)	14.3 (13.8)	41.6 (40.2)	58.2
37 (2025)	26.0 (24.0)	10.9 (10.0)	15.2 (14.0)	46.1 (42.4)	56.5
42 (2030)	28.1 (24.6)	12.1 (10.6)	16.0 (14.0)	51.2 (44.8)	54.9
47 (2035)	29.9 (24.9)	13.4 (11.1)	16.5 (13.8)	56.8 (47.3)	52.7
52 (2040)	32.4 (25.7)	14.9 (11.8)	17.6 (13.9)	63.0 (49.9)	51.5
57 (2045)	36.0 (27.1)	16.5 (12.4)	19.5 (14.7)	69.9 (52.7)	51.5
62 (2050)	39.9 (28.6)	18.3 (13.1)	21.6 (15.5)	77.5 (55.6)	51.5

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-14表 出生低位（死亡中位）、経済高位の場合

（所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合）

（1）厚生年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済高位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.4	24.8	2.8	7.4	36.7	13.5	-1.3	143.0	141.5	3.9
23(2011)	16.412	37.4	26.5	3.1	7.5	37.8	13.9	-0.4	142.7	142.8	3.8
24(2012)	16.766	39.6	28.1	3.5	7.8	39.2	14.4	0.4	143.1	143.3	3.6
25(2013)	17.120	41.9	29.5	4.0	8.1	40.7	15.1	1.2	144.3	140.6	3.5
26(2014)	17.474	44.5	31.0	4.8	8.4	41.7	15.8	2.8	147.1	138.0	3.5
27(2015)	17.828	47.3	32.6	5.7	8.8	43.2	16.5	4.1	151.2	135.9	3.4
32(2020)	18.30	55.9	38.5	7.5	9.6	46.4	18.4	9.5	188.0	148.5	3.8
37(2025)	18.30	63.8	43.5	10.0	10.1	49.2	19.7	14.6	250.6	171.6	4.8
42(2030)	18.30	72.8	48.3	13.5	11.0	54.4	21.6	18.4	336.7	199.8	5.9
52(2040)	18.30	89.0	54.4	21.2	13.4	71.3	26.6	17.7	524.0	233.7	7.1
62(2050)	18.30	105.3	60.3	27.8	17.1	91.0	34.3	14.3	682.3	228.6	7.3
72(2060)	18.30	119.7	66.2	32.6	20.9	111.3	41.7	8.4	797.0	200.6	7.1
82(2070)	18.30	129.2	70.7	33.6	24.9	133.4	49.8	-4.3	814.7	154.1	6.1
92(2080)	18.30	135.8	78.3	30.1	27.5	147.4	54.9	-11.7	724.8	103.0	5.0
102(2090)	18.30	141.4	87.7	24.0	29.7	160.1	59.4	-18.7	573.4	61.2	3.7
112(2100)	18.30	144.3	97.8	13.9	32.5	175.4	65.0	-31.1	322.1	25.8	2.0
117(2105)	18.30	144.9	104.1	6.8	34.0	183.2	68.1	-38.3	144.9	10.1	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

（2）国民年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済高位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.4	10.4	2.2
24(2012)	15,540	5.0	2.2	0.3	2.5	4.8	4.6	0.2	10.5	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.2	2.3	0.3	2.6	5.0	4.8	0.2	10.7	10.4	2.1
26(2014)	16,100	5.5	2.4	0.4	2.7	5.3	5.1	0.3	10.9	10.3	2.0
27(2015)	16,380	5.9	2.5	0.4	2.9	5.5	5.3	0.4	11.3	10.2	2.0
32(2020)	16,900	6.8	3.0	0.6	3.3	6.2	6.0	0.6	14.0	11.0	2.1
37(2025)	16,900	7.7	3.4	0.7	3.6	6.8	6.6	0.9	17.9	12.2	2.5
42(2030)	16,900	8.5	3.6	0.9	3.9	7.4	7.2	1.1	23.2	13.8	3.0
52(2040)	16,900	10.1	3.9	1.4	4.8	8.9	8.7	1.2	35.0	15.6	3.8
62(2050)	16,900	12.6	4.3	1.9	6.4	11.6	11.5	0.9	45.7	15.3	3.8
72(2060)	16,900	14.9	4.8	2.2	7.9	14.4	14.2	0.5	53.1	13.4	3.7
82(2070)	16,900	16.5	5.0	2.2	9.3	16.8	16.7	-0.3	54.0	10.2	3.2
92(2080)	16,900	18.0	5.6	2.0	10.3	18.6	18.4	-0.6	49.1	7.0	2.7
102(2090)	16,900	19.3	6.4	1.7	11.2	20.2	20.1	-0.9	41.5	4.4	2.1
112(2100)	16,900	20.5	7.1	1.2	12.2	22.0	21.8	-1.5	29.4	2.4	1.4
117(2105)	16,900	21.2	7.5	0.9	12.7	22.9	22.8	-1.7	21.2	1.5	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済高位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.3 (20.3)	10.3 (10.3)	20.0	57.4	28,983	14,491
24 (2012)	21.0 (20.9)	10.7 (10.6)	20.7	57.1	30,122	15,061
25 (2013)	21.4 (21.9)	10.9 (11.1)	21.0	56.8	30,807	15,404
26 (2014)	21.5 (22.9)	10.9 (11.6)	21.1	56.6	31,137	15,569
27 (2015)	21.5 (23.9)	11.0 (12.1)	21.2	56.4	31,276	15,638
32 (2020)	21.1 (26.6)	10.7 (13.6)	20.7	55.1	31,315	15,658
37 (2025)	19.6 (28.6)	10.0 (14.6)	19.3	53.2	30,163	15,081
42 (2030)	18.6 (31.2)	9.5 (16.0)	18.2	49.8	30,454	15,227
52 (2040)	17.2 (38.4)	8.8 (19.7)	16.8	40.8	34,215	17,108
62 (2050)	16.7 (49.7)	8.6 (25.5)	16.3	34.0	39,820	19,910
72 (2060)	15.3 (60.8)	7.9 (31.2)	14.9	27.9	44,535	22,268
82 (2070)	13.7 (72.2)	7.0 (37.1)	13.3	22.4	49,651	24,825
92 (2080)	11.3 (79.5)	5.8 (40.8)	11.0	18.9	48,742	24,371
102 (2090)	9.2 (86.2)	4.7 (44.3)	9.0	15.9	47,128	23,564
112 (2100)	7.6 (94.2)	3.9 (48.4)	7.4	13.3	46,104	23,052
117 (2105)	6.9 (98.6)	3.5 (50.6)	6.7	12.4	45,064	22,532

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生低位（死亡中位）、経済高位)

(所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23 (2011)	23.1 (23.2)	9.5 (9.5)	13.6 (13.6)	37.2 (37.2)	62.3
24 (2012)	23.5 (23.1)	9.7 (9.5)	13.8 (13.6)	38.3 (37.7)	61.4
25 (2013)	23.9 (23.1)	9.8 (9.5)	14.1 (13.6)	39.4 (38.1)	60.6
26 (2014)	24.2 (22.9)	10.0 (9.4)	14.3 (13.5)	40.5 (38.3)	59.8
27 (2015)	24.6 (22.7)	10.1 (9.3)	14.5 (13.3)	41.6 (38.4)	59.1
32 (2020)	26.9 (23.2)	11.1 (9.5)	15.8 (13.6)	47.9 (41.2)	56.2
37 (2025)	30.1 (24.6)	12.6 (10.3)	17.5 (14.3)	55.2 (45.3)	54.4
42 (2030)	33.6 (26.2)	14.5 (11.3)	19.1 (14.9)	63.7 (49.7)	52.8
47 (2035)	37.0 (27.4)	16.7 (12.4)	20.2 (15.0)	73.5 (54.6)	50.3
52 (2040)	40.3 (28.5)	19.3 (13.6)	21.0 (14.8)	84.8 (59.9)	47.5
57 (2045)	46.5 (31.3)	22.3 (15.0)	24.2 (16.3)	97.8 (65.7)	47.5
62 (2050)	53.6 (34.3)	25.7 (16.4)	28.0 (17.9)	112.8 (72.1)	47.5

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-15表 出生低位（死亡中位）、経済低位の場合

（所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合）

（1）厚生年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済低位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.8	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-1.0	144.3	144.3	4.1
22(2010)	16.058	34.5	24.4	2.3	7.4	36.7	13.5	-2.3	142.0	140.5	3.9
23(2011)	16.412	35.7	25.5	2.4	7.5	37.8	13.9	-2.1	139.9	140.3	3.8
24(2012)	16.766	36.9	26.5	2.4	7.8	39.2	14.4	-2.3	137.6	139.1	3.6
25(2013)	17.120	38.1	27.4	2.4	8.0	40.3	15.0	-2.2	135.4	137.2	3.4
26(2014)	17.474	39.4	28.4	2.5	8.3	40.7	15.5	-1.3	134.1	134.6	3.3
27(2015)	17.828	40.8	29.4	2.7	8.5	41.6	15.9	-0.8	133.3	131.4	3.2
32(2020)	18.30	48.1	33.3	5.5	9.0	43.6	17.3	4.5	147.1	130.6	3.3
37(2025)	18.30	52.4	36.2	6.7	9.4	45.0	18.3	7.4	177.9	142.3	3.8
42(2030)	18.30	56.9	38.6	8.4	9.8	46.7	19.3	10.1	223.8	161.4	4.6
52(2040)	18.30	63.6	40.3	12.1	11.1	55.6	22.2	8.0	320.6	187.8	5.6
62(2050)	18.30	67.8	41.3	14.8	11.7	61.9	23.3	5.9	389.0	185.1	6.2
72(2060)	18.30	71.0	41.9	16.3	12.8	69.0	25.5	2.0	427.9	165.4	6.2
82(2070)	18.30	71.0	41.4	15.8	13.8	75.8	27.6	-4.8	411.1	129.1	5.5
92(2080)	18.30	69.6	42.4	13.2	14.0	77.4	27.9	-7.8	342.1	87.3	4.5
102(2090)	18.30	67.8	44.0	9.9	13.9	77.5	27.9	-9.7	254.7	52.8	3.4
112(2100)	18.30	65.0	45.3	5.5	14.1	78.5	28.2	-13.6	137.5	23.1	1.9
117(2105)	18.30	63.3	46.4	2.7	14.2	79.0	28.4	-15.7	63.3	9.6	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

（2）国民年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済低位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.8	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.3	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.0	2.2	0.2	2.6	5.0	4.8	-0.0	10.3	10.5	2.1
26(2014)	16,100	5.1	2.2	0.2	2.7	5.2	4.9	-0.0	10.3	10.4	2.0
27(2015)	16,380	5.3	2.3	0.2	2.8	5.3	5.1	0.0	10.3	10.2	1.9
32(2020)	16,900	6.2	2.7	0.4	3.1	5.8	5.6	0.3	11.4	10.2	1.9
37(2025)	16,900	6.7	2.9	0.5	3.3	6.3	6.1	0.4	13.4	10.7	2.1
42(2030)	16,900	7.1	3.0	0.6	3.5	6.6	6.4	0.5	15.9	11.4	2.3
52(2040)	16,900	7.7	2.9	0.8	4.0	7.4	7.3	0.3	19.8	11.6	2.6
62(2050)	16,900	8.3	3.0	0.9	4.3	8.0	7.8	0.3	22.8	10.9	2.8
72(2060)	16,900	8.9	3.1	0.9	4.8	8.8	8.7	0.1	24.7	9.5	2.8
82(2070)	16,900	9.1	3.0	0.9	5.2	9.4	9.2	-0.3	23.3	7.3	2.5
92(2080)	16,900	9.1	3.1	0.8	5.2	9.5	9.4	-0.4	19.8	5.0	2.1
102(2090)	16,900	9.2	3.3	0.6	5.3	9.5	9.4	-0.4	16.0	3.3	1.7
112(2100)	16,900	9.1	3.4	0.5	5.3	9.6	9.5	-0.5	11.6	2.0	1.3
117(2105)	16,900	9.1	3.5	0.4	5.3	9.6	9.5	-0.5	9.1	1.4	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生低位（死亡中位）、経済低位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,318	13,659
22 (2010)	19.7 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,905	13,952
23 (2011)	20.4 (20.3)	10.4 (10.3)	20.0	57.4	29,041	14,520
24 (2012)	21.2 (20.9)	10.8 (10.6)	20.8	57.1	30,393	15,197
25 (2013)	22.0 (21.7)	11.2 (11.0)	21.7	56.8	31,778	15,889
26 (2014)	22.5 (22.4)	11.5 (11.4)	22.2	56.6	32,633	16,316
27 (2015)	22.8 (23.0)	11.6 (11.7)	22.4	56.4	33,092	16,546
32 (2020)	22.3 (25.0)	11.3 (12.7)	21.9	55.1	33,067	16,534
37 (2025)	21.2 (26.5)	10.8 (13.5)	20.8	53.2	32,607	16,303
42 (2030)	20.2 (27.9)	10.3 (14.2)	19.8	49.8	33,063	16,531
52 (2040)	18.8 (32.0)	9.6 (16.4)	18.4	40.8	37,470	18,735
62 (2050)	16.1 (33.8)	8.3 (17.3)	15.7	34.0	38,475	19,237
72 (2060)	14.4 (37.1)	7.4 (19.1)	14.0	27.9	41,811	20,905
82 (2070)	12.6 (39.9)	6.5 (20.5)	12.2	22.4	45,635	22,818
92 (2080)	10.4 (40.5)	5.3 (20.8)	10.1	18.9	44,527	22,263
102 (2090)	8.4 (40.4)	4.3 (20.8)	8.2	15.9	42,884	21,442
112 (2100)	6.9 (40.9)	3.5 (21.0)	6.7	13.3	41,946	20,973
117 (2105)	6.3 (41.2)	3.2 (21.1)	6.1	12.4	41,043	20,522

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生低位（死亡中位）、経済低位）

(所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.1 (22.2)	9.1 (9.2)	13.0 (13.1)	35.5 (35.7)	62.3
23 (2011)	22.4 (22.6)	9.2 (9.3)	13.2 (13.3)	36.0 (36.3)	62.3
24 (2012)	22.7 (23.0)	9.3 (9.5)	13.3 (13.5)	36.4 (36.9)	62.3
25 (2013)	23.0 (23.4)	9.5 (9.6)	13.5 (13.7)	36.9 (37.5)	62.3
26 (2014)	23.1 (23.5)	9.5 (9.7)	13.6 (13.9)	37.3 (38.0)	62.0
27 (2015)	23.2 (23.5)	9.5 (9.6)	13.7 (13.9)	37.8 (38.4)	61.2
32 (2020)	24.2 (23.4)	9.9 (9.6)	14.3 (13.8)	41.6 (40.2)	58.2
37 (2025)	25.7 (23.7)	10.5 (9.7)	15.2 (14.0)	46.1 (42.4)	55.8
42 (2030)	27.1 (23.7)	11.1 (9.7)	16.0 (14.0)	51.2 (44.8)	52.9
47 (2035)	28.3 (23.6)	12.1 (10.1)	16.2 (13.5)	56.8 (47.3)	49.9
52 (2040)	29.6 (23.5)	13.4 (10.6)	16.2 (12.9)	63.0 (49.9)	47.1
57 (2045)	31.1 (23.5)	14.9 (11.2)	16.2 (12.2)	69.9 (52.7)	44.5
62 (2050)	33.4 (24.0)	16.5 (11.8)	16.9 (12.2)	77.5 (55.6)	43.1

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-16表 出生中位（死亡高位）、経済中位の場合

(1) 厚生年金の財政見通し（出生中位（死亡高位）、経済中位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 割合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.7	141.2	3.9
23(2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.7	13.8	-1.0	141.7	141.8	3.8
24(2012)	16.766	38.4	27.6	2.8	7.7	39.0	14.3	-0.6	141.1	141.5	3.6
25(2013)	17.120	40.3	28.9	3.1	8.0	40.3	14.9	0.0	141.1	138.6	3.5
26(2014)	17.474	42.4	30.3	3.6	8.3	41.1	15.6	1.4	142.5	135.8	3.4
27(2015)	17.828	44.7	31.7	4.1	8.6	42.4	16.2	2.3	144.8	133.1	3.4
32(2020)	18.30	53.1	36.8	6.8	9.3	45.8	17.9	7.4	173.0	141.0	3.6
37(2025)	18.30	59.2	40.8	8.6	9.7	48.5	18.9	10.8	219.6	158.2	4.3
42(2030)	18.30	65.8	44.4	11.1	10.2	52.0	20.1	13.7	283.4	180.5	5.2
52(2040)	18.30	78.5	49.0	16.4	13.0	67.9	26.0	10.7	414.2	206.1	5.9
62(2050)	18.30	90.1	54.0	19.9	16.2	83.2	32.4	6.9	499.1	194.0	5.9
72(2060)	18.30	100.7	59.7	22.0	19.0	97.5	38.1	3.2	549.3	166.8	5.6
82(2070)	18.30	109.0	65.0	22.0	21.9	112.3	43.8	-3.3	546.2	129.5	4.9
92(2080)	18.30	116.1	72.2	19.8	24.1	123.4	48.3	-7.4	488.1	90.4	4.0
102(2090)	18.30	123.3	80.9	16.1	26.3	134.6	52.7	-11.3	395.0	57.2	3.0
112(2100)	18.30	129.6	90.4	10.1	29.1	148.7	58.2	-19.1	242.4	27.4	1.8
117(2105)	18.30	132.3	95.8	5.8	30.6	156.3	61.3	-24.0	132.3	13.2	1.0

(注1)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(2) 国民年金の財政見通し（出生中位（死亡高位）、経済中位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 割合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.4	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.4	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.4	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.5	10.5	2.2
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.6	10.4	2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.2	10.7	10.2	2.0
27(2015)	16,380	5.6	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	11.0	10.1	2.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.0	5.8	0.6	13.3	10.8	2.1
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.7	3.4	6.5	6.3	0.8	16.8	12.1	2.5
42(2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.7	6.9	6.7	1.0	21.6	13.7	3.0
52(2040)	16,900	9.6	3.6	1.3	4.8	8.8	8.6	0.8	31.7	15.8	3.5
62(2050)	16,900	11.6	4.0	1.5	6.1	11.1	10.9	0.5	38.3	14.9	3.4
72(2060)	16,900	13.4	4.4	1.7	7.3	13.2	13.0	0.3	42.2	12.8	3.2
82(2070)	16,900	14.8	4.8	1.7	8.3	15.0	14.8	-0.2	42.3	10.0	2.8
92(2080)	16,900	16.1	5.4	1.6	9.2	16.5	16.4	-0.4	39.0	7.2	2.4
102(2090)	16,900	17.4	6.0	1.4	10.0	18.1	17.9	-0.6	34.0	4.9	1.9
112(2100)	16,900	18.8	6.7	1.0	11.0	19.9	19.7	-1.0	25.6	2.9	1.3
117(2105)	16,900	19.6	7.1	0.8	11.6	20.9	20.7	-1.3	19.6	2.0	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生中位（死亡高位）、経済中位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.4 (19.3)	9.9 (9.8)	19.1	58.2	27,277	13,639
22 (2010)	19.6 (19.8)	10.0 (10.1)	19.3	57.8	27,833	13,916
23 (2011)	20.3 (20.2)	10.3 (10.3)	19.9	57.4	28,876	14,438
24 (2012)	20.9 (20.8)	10.6 (10.6)	20.6	57.1	30,008	15,004
25 (2013)	21.3 (21.7)	10.9 (11.0)	21.0	56.8	30,748	15,374
26 (2014)	21.5 (22.5)	11.0 (11.5)	21.2	56.6	31,181	15,590
27 (2015)	21.6 (23.4)	11.0 (11.9)	21.2	56.3	31,363	15,682
32 (2020)	21.1 (25.8)	10.8 (13.2)	20.7	55.1	31,361	15,680
37 (2025)	19.8 (27.4)	10.1 (14.0)	19.4	53.2	30,433	15,217
42 (2030)	18.6 (29.2)	9.5 (14.9)	18.2	50.1	30,363	15,181
52 (2040)	18.8 (37.7)	9.6 (19.3)	18.3	42.1	36,301	18,151
62 (2050)	18.4 (47.1)	9.4 (24.2)	17.9	36.3	40,975	20,487
72 (2060)	16.9 (55.5)	8.7 (28.5)	16.4	31.3	43,684	21,842
82 (2070)	15.2 (63.8)	7.8 (32.8)	14.7	26.6	46,125	23,062
92 (2080)	13.0 (70.2)	6.7 (36.1)	12.7	23.3	45,397	22,698
102 (2090)	11.1 (76.6)	5.7 (39.4)	10.8	20.4	44,179	22,089
112 (2100)	9.6 (84.5)	4.9 (43.4)	9.3	17.8	43,637	21,818
117 (2105)	8.9 (89.0)	4.6 (45.7)	8.7	16.7	43,169	21,584

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生中位（死亡高位）、経済中位)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23 (2011)	22.9 (23.0)	9.4 (9.5)	13.5 (13.5)	36.8 (36.9)	62.3
24 (2012)	23.3 (23.0)	9.5 (9.4)	13.7 (13.6)	37.7 (37.3)	61.7
25 (2013)	23.6 (22.9)	9.7 (9.4)	13.9 (13.5)	38.7 (37.7)	60.8
26 (2014)	23.8 (22.8)	9.8 (9.3)	14.0 (13.4)	39.6 (37.9)	60.1
27 (2015)	24.1 (22.6)	9.9 (9.3)	14.2 (13.3)	40.6 (38.0)	59.3
32 (2020)	26.3 (23.0)	11.0 (9.6)	15.3 (13.4)	45.9 (40.3)	57.2
37 (2025)	29.0 (24.2)	12.4 (10.4)	16.5 (13.8)	51.9 (43.3)	55.8
42 (2030)	31.9 (25.3)	14.1 (11.2)	17.8 (14.1)	58.7 (46.6)	54.2
47 (2035)	34.8 (26.3)	15.9 (12.0)	18.8 (14.2)	66.5 (50.2)	52.3
52 (2040)	39.3 (28.3)	18.0 (13.0)	21.3 (15.3)	75.2 (54.1)	52.3
57 (2045)	44.5 (30.4)	20.4 (13.9)	24.1 (16.5)	85.1 (58.2)	52.3
62 (2050)	50.3 (32.8)	23.1 (15.0)	27.3 (17.8)	96.2 (62.6)	52.3

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

第3-10-17表 出生中位（死亡低位）、経済中位の場合

（所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合）

（1）厚生年金の財政見通し（出生中位（死亡低位）、経済中位）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.8	13.5	-1.8	142.6	141.0	3.9
23(2011)	16.412	36.8	26.2	2.7	7.6	37.9	13.9	-1.1	141.4	141.6	3.8
24(2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.3	14.5	-0.8	140.7	141.1	3.6
25(2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.6	15.1	-0.2	140.5	138.0	3.5
26(2014)	17.474	42.6	30.3	3.6	8.4	41.5	15.8	1.1	141.6	134.9	3.4
27(2015)	17.828	44.8	31.8	4.1	8.7	42.9	16.4	2.0	143.5	131.9	3.3
32(2020)	18.30	53.3	36.9	6.7	9.6	46.0	18.3	7.4	170.6	139.0	3.5
37(2025)	18.30	59.6	40.9	8.6	10.1	48.6	19.6	11.0	218.4	157.4	4.3
42(2030)	18.30	66.4	44.5	11.1	10.7	52.6	21.0	13.8	282.9	180.1	5.1
52(2040)	18.30	78.4	49.2	16.4	12.7	66.9	25.3	11.5	415.0	206.4	6.0
62(2050)	18.30	90.3	54.2	20.3	15.7	82.4	31.3	7.9	510.4	198.4	6.1
72(2060)	18.30	101.3	60.0	22.8	18.5	97.4	37.1	3.9	569.2	172.8	5.8
82(2070)	18.30	109.7	65.4	23.0	21.4	112.9	42.7	-3.2	569.8	135.1	5.1
92(2080)	18.30	116.8	72.6	20.7	23.5	124.4	47.0	-7.6	510.9	94.7	4.2
102(2090)	18.30	124.0	81.4	16.8	25.7	136.0	51.5	-12.0	413.1	59.8	3.1
112(2100)	18.30	129.9	91.0	10.5	28.4	150.3	56.9	-20.4	250.0	28.3	1.8
117(2105)	18.30	132.3	96.5	5.8	29.9	157.9	59.8	-25.7	132.3	13.2	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

（2）国民年金の財政見通し（出生中位（死亡低位）、経済中位）

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.1
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.4	2.1
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3	2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.3	5.0	0.1	10.6	10.1	2.0
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.9	5.5	5.3	0.2	10.8	9.9	1.9
32(2020)	16,900	6.7	2.9	0.5	3.3	6.2	6.0	0.5	12.8	10.4	2.0
37(2025)	16,900	7.4	3.2	0.6	3.6	6.7	6.5	0.7	15.7	11.3	2.2
42(2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.9	7.2	7.0	0.8	19.6	12.5	2.6
52(2040)	16,900	9.4	3.6	1.1	4.7	8.6	8.4	0.8	27.6	13.7	3.1
62(2050)	16,900	11.3	4.0	1.4	5.9	10.7	10.6	0.5	34.2	13.3	3.1
72(2060)	16,900	13.1	4.5	1.5	7.1	12.8	12.6	0.3	38.1	11.6	3.0
82(2070)	16,900	14.4	4.8	1.5	8.1	14.6	14.5	-0.2	38.3	9.1	2.6
92(2080)	16,900	15.7	5.4	1.4	8.9	16.1	15.9	-0.3	35.5	6.6	2.2
102(2090)	16,900	17.1	6.1	1.3	9.8	17.6	17.5	-0.5	31.3	4.5	1.8
112(2100)	16,900	18.5	6.8	1.0	10.8	19.4	19.3	-0.9	24.3	2.7	1.3
117(2105)	16,900	19.3	7.2	0.8	11.3	20.4	20.2	-1.1	19.3	1.9	1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し（出生中位（死亡低位）、経済中位）

(平成16年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金 給付費 (名目額)	基礎年金 国庫負担 (名目額)	拠出金 算定 対象額	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
21 (2009)	19.5 (19.4)	9.9 (9.9)	19.1	58.3	27,359	13,679
22 (2010)	19.7 (19.9)	10.0 (10.1)	19.4	57.8	27,975	13,988
23 (2011)	20.4 (20.3)	10.4 (10.3)	20.1	57.5	29,085	14,542
24 (2012)	21.1 (21.0)	10.8 (10.7)	20.8	57.1	30,286	15,143
25 (2013)	21.6 (21.9)	11.0 (11.1)	21.2	56.8	31,095	15,548
26 (2014)	21.8 (22.8)	11.1 (11.6)	21.5	56.6	31,593	15,797
27 (2015)	21.9 (23.8)	11.2 (12.1)	21.5	56.4	31,838	15,919
32 (2020)	21.7 (26.5)	11.0 (13.5)	21.3	55.2	32,149	16,075
37 (2025)	20.5 (28.4)	10.5 (14.5)	20.1	53.2	31,502	15,751
42 (2030)	19.5 (30.5)	9.9 (15.6)	19.1	50.2	31,682	15,841
52 (2040)	18.3 (36.7)	9.4 (18.8)	17.9	42.2	35,308	17,654
62 (2050)	17.8 (45.5)	9.1 (23.4)	17.3	36.4	39,526	19,763
72 (2060)	16.4 (54.0)	8.4 (27.7)	16.0	31.4	42,367	21,183
82 (2070)	14.8 (62.1)	7.6 (31.9)	14.4	26.7	44,766	22,383
92 (2080)	12.7 (68.4)	6.5 (35.1)	12.4	23.4	44,029	22,014
102 (2090)	10.9 (74.8)	5.6 (38.4)	10.6	20.5	42,962	21,481
112 (2100)	9.4 (82.6)	4.8 (42.5)	9.1	17.9	42,450	21,225
117 (2105)	8.7 (86.9)	4.5 (44.6)	8.5	16.8	41,934	20,967

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成28(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため上表では平成16年度価格で表示している。

(4) 標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率の見通し (出生中位（死亡低位）、経済中位)

(所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)

年度	標準的な年金受給世帯の年金額			現役男子の 平均賃金 (手取り) ② (万円)	所得代替率 ①/② (%)
	合計 ① (万円)	うち報酬比例部分 (万円)	うち基礎年金部分 (2人分) (万円)		
平成 (西暦)					
21 (2009)	22.3 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.8 (35.8)	62.3
22 (2010)	22.2 (22.3)	9.2 (9.2)	13.1 (13.1)	35.7 (35.8)	62.3
23 (2011)	22.9 (23.0)	9.4 (9.5)	13.5 (13.5)	36.8 (36.9)	62.3
24 (2012)	23.3 (23.0)	9.5 (9.4)	13.7 (13.6)	37.7 (37.3)	61.7
25 (2013)	23.6 (22.9)	9.7 (9.4)	13.9 (13.5)	38.7 (37.7)	60.9
26 (2014)	23.8 (22.8)	9.8 (9.3)	14.0 (13.4)	39.6 (37.9)	60.1
27 (2015)	24.1 (22.6)	9.9 (9.3)	14.2 (13.3)	40.6 (38.0)	59.4
32 (2020)	25.9 (22.7)	10.6 (9.3)	15.3 (13.4)	45.9 (40.3)	56.5
37 (2025)	28.4 (23.7)	11.8 (9.9)	16.6 (13.8)	51.9 (43.3)	54.7
42 (2030)	31.2 (24.8)	13.4 (10.6)	17.8 (14.1)	58.7 (46.6)	53.1
47 (2035)	33.8 (25.5)	15.1 (11.4)	18.6 (14.1)	66.5 (50.2)	50.8
52 (2040)	36.2 (26.0)	17.1 (12.3)	19.1 (13.7)	75.2 (54.1)	48.2
57 (2045)	40.7 (27.9)	19.4 (13.2)	21.3 (14.6)	85.1 (58.2)	47.9
62 (2050)	46.1 (30.0)	21.9 (14.3)	24.2 (15.7)	96.2 (62.6)	47.9

(注1) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

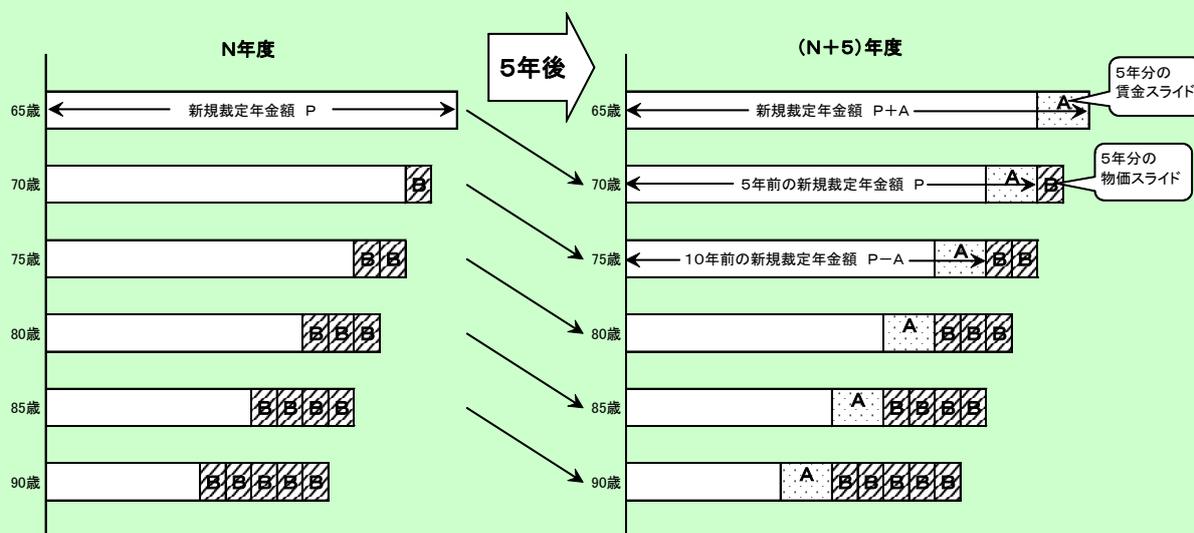
(注2) 年金額は各時点における名目額。()内の数値は物価で現在価値に割り戻した額。

(補論) 財政見通しの長期的な動向について

マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する仕組みは、長期的な年金財政の均衡を図るための特例期間のみに適用されるものであり、その後は、本来の改定方法によって年金額が改定されることとなる。本来の改定方法とは、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定されるが、65歳で受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、物価水準に応じて改定されるという仕組みである。

通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金上昇率は物価上昇率を上回るものと想定される。このとき、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われなければ、既裁定年金の改定（物価上昇率）は、新規裁定年金の改定（賃金上昇率）よりも低いにもかかわらず、年金給付費は長期的には名目賃金上昇率に応じて増加していくことになる。これについて第3-10-18図に基づいて考えることとする。

第3-10-18図 年金給付費が名目賃金上昇率に依存する仕組み



(注1) 定常状態を仮定。
(注2) 斜線部分 (B) は裁定後の物価スライド分を表す。

図の左側をN年度、右側をその5年後である(N+5)年度とし、N年度における65歳の者(新規裁定者)の年金額をPとする。物価上昇率や賃金上昇率は常に一定であるものとする。(N+5)年度における年金額は次のようになる。

- ・ 65歳の新規裁定者の年金額は、N年度の新規裁定者の年金額Pに5年分の賃金上昇率に対応する部分であるAが加わったものとなる。

- ・70歳の既裁定者の年金額は、N年度の新規裁定者の年金額Pに5年分の物価上昇率に対応する部分であるBが加わったものとなる。
- ・75歳の者の年金額は、(N-5)年度の新規裁定者の年金額に10年分の物価上昇率に対応する部分(Bの2倍)が加わるが、(N-5)年度の新規裁定者の年金額はN年度の新規裁定者の年金額Pから5年分の賃金上昇率に対応する部分Aを除いたものである。

ここで、N年度、(N+5)年度のいずれにおいても、65歳、70歳、…、90歳の人数が全て等しく、91歳以上は生存していないというような定常状態を想定する。このとき、両年度における年金給付費は、図に示す棒グラフを積み上げたもの(面積)に相当し、同年齢の両者の差はAで示された部分となる。すなわち、賃金上昇率に相当する部分であるAだけ年金給付費が増加しているということになる。

つまり、ある年度のX歳の年金額と、翌年度の(X+1)歳の年金額との比較では物価上昇率分の差となるが、これは異なる年齢の間でみた差であり、ある年度のX歳と翌年度のX歳のように同じ年齢どうしで比較すると賃金上昇率分の差となる。

したがって、年金給付費は名目賃金上昇率に依存するものであるが、例えば、これについて財政見通しからも確認することができる。

基本ケースにおける厚生年金の財政見通し(第3-9-5表)によると、マクロ経済スライドによる給付水準調整が既に終了している平成82(2070)年度から平成92(2080)年度にかけて、支出が112.8兆円から124.2兆円まで増加していることから、年平均の増加率は0.96%となっている(124.2兆円/112.8兆円の10乗根 \approx 1.0096)。この間、65歳以上人口は3,100万人から2,658万人へ、年平均1.53%の減少となっている。年金給付費の変化率(0.96%)から、65歳以上人口の変化による影響(▲1.53%)を除くとほぼ2.5%となり、基本ケースにおける長期の名目賃金上昇率の前提2.5%とほぼ一致している。

また、経済高位の場合(人口は出生中位(死亡中位))、厚生年金の支出は、同期間において141.8兆円から162.2兆円へ年平均1.35%の増加となり(第3-10-10表(1))、基本ケースにおける増加率(0.96%)と比べ約0.4%上回っており、長期の名目賃金上昇率の前提(経済高位で2.9%、経済中位で2.5%)の差とほぼ等しくなっている。

ただし、上記の考察は定常状態を仮定できるほど十分遠い将来において成立するものである。既裁定年金の改定を物価上昇率に応じて行う仕組みは、平成12年改正で導入されたものであり、この時点で年金をもらい始めた者が受給を終える数十年後までの間は、人口動向による変化を除いた年金給付費の増加率は名目賃金上昇率よりも抑制される。

ここまでは、財政見通しのうち支出側である年金給付費について、長期的な動向を考察してきた。

次に、収入側のうち保険料収入の動向について考える。保険料（率）の上限を固定する仕組みが導入されていることから、保険料収入の動向は被保険者数と名目賃金上昇率の影響を受けることになる。

例えば、基本ケースにおける厚生年金の財政見通し（第3-9-5表）によると、平成82(2070)年度から平成92(2080)年度にかけて、保険料収入が65.2兆円から72.4兆円まで増加していることから、年平均の増加率は1.05%となっている。この間、厚生年金被保険者数は1,750万人から1,520万人へ、年平均1.43%の減少となっている（第3-10-4表（1））。保険料収入の変化率（1.05%）から被保険者数の変化による影響（▲1.43%）を除くとほぼ2.5%となり、基本ケースにおける長期の名目賃金上昇率の前提2.5%とほぼ一致している。

よって、国民年金の保険料収入についても同様であるが、保険料収入は名目賃金上昇率の影響を受けることとなり、また、収入側のうち国庫負担は、基礎年金給付費に連動するため、これについても名目賃金上昇率に応じた動向となる。

以上でみたように、財政見通しの要素のうち年金給付費、保険料収入及び国庫負担はいずれも長期的には名目賃金上昇率に連動する。財政見通しの要素にはこのほか、積立金及び積立金の運用によって得られる運用収入がある。積立金の運用利回りが、仮に、名目賃金上昇率と同じである場合には、財政見通しの要素の相対関係が変わらないことになる。したがって、運用利回りが名目賃金上昇率を上回る場合、その分だけ年金財政にとってプラスの影響をもたらすことになるため、積立金の運用の評価にあたっては、名目賃金上昇率をどれだけ上回っているかを示す「実質的な運用利回り」（名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの）をみることが重要である。

日本と同様、年金財政検証（に類するもの）は諸外国においても行われている。人口、経済、歴史、他の社会保障制度も含め年金制度も国ごとに異なるものの、諸外国の年金改革と財政検証から得られるものは大きい。たとえば、アメリカの有限均衡方式、スウェーデンの年金改革は平成 16 年年金改正の際に大いに参考になっている。

この節では、今後の年金財政検証及び年金制度の議論に資することを目的として、諸外国における年金財政検証を概観する。国ごとに項目の定義および算定式（例：所得代替率）等が異なるため、そのまま比較することは適切でない

出典については記載のあるものの他に、厚生労働省HP、「年金と経済（年金シニアプラン総合研究機構）」及び「先進5か国の年金改革と日本（清家篤／府川哲夫）」を参考にしている。なお、内容は執筆時点（2010年1月）におけるものであり、その後の状況の変化には対応していないことに留意する必要がある。

1. カナダ（Canada）

（1）制度の概要

カナダ年金制度（CPP）は社会保険方式による所得比例であり、一定以上の所得のある被用者と自営業者が対象となっている。保険料率は 9.9%（雇用者は労使折半、自営業者は全額自己負担）であり、将来の給付費支払には十分と考えられている（詳細後述）。

給付に関してしてみると、CPP 給付費に国庫負担はない。一方、CPP とは別に税拠出による老齢保障制度（OAS）があり、OAS には高額給付の一定部分を払い戻す「クローバック」と呼ばれる仕組みがある。また、支給開始年齢は OAS、CPP とともに 65 歳。資格期間については OAS では 10 年居住であり、CPP では資格期間制限はない。

財政方式は 1998 年に賦課方式から部分積立方式に移行しており、積立金は独立機関である CPPIB によって債権、株式、不動産等で運用されている。

制度の企画立案は連邦政府・州政府により行われている。

(2) 人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

金融機関監督庁（OSFI）内の首席アクチュアリー室（OCA）が3年毎に数理レポートを作成し、年金財政の検証をしている（直近は2006年末時点の第23回レポート）。また、人口推計、経済前提についてもOCAが作成している。

財政検証結果及び手法についてはイギリス政府アクチュアリー庁（GAD）が指名した外部委員会によるピアレビュー（専門家による精査）が行われている。

(3) 財政検証における前提の設定

推計期間は75年であり、将来の傾向については過去の実績を基本に設定している。

人口に関して、死亡率の改善は将来も継続するが、過去15年間の実績よりは鈍化するものと考えられている。そのため、性別年齢別死亡率の改善については、2005年から2009年までは過去15年間（1989年～2004年）の実績から推計し、2009年～2028年の間は次第に死亡率の改善が鈍化するものと考え、2029年以降は過去30年間の実績から推計している。

合計特殊出生率（以下TFR）はここ20年平均が1.6で安定していることから¹、将来については2004年の1.53から上昇し2010年以降は1.60で一定になるものと仮定している。純移民率は2006年0.65%であったが、ここ30年の平均では0.50%となっている。今後はベビーブーマーの退職により労働市場が逼迫すること等を考慮し、2015年までは0.5%、その後は2020年の0.54%まで増加し、以降一定と仮定している。

労働力率の設定にはベビーブーマーの動向を考慮し、失業率は労働力人口の減少によって低下すると見込んでいる。

経済に関しては物価の前提について、短期はBank of Canadaのインフレターゲットにより設定し、長期は労働力人口の不足、将来のエネルギーコストの不確実性、過去のインフレ率等から設定しており、2016年以降は2.5%と設定している。また、実質賃金上昇率は2015年以降1.3%、実質運用利回りは2016年以降4.2%と設定している。

¹ ケベック州を含むカナダ全土における数値であり、ケベック州のTFRはそれ以外の地域よりも若干低い。なお、ケベック州では州独自の年金制度（QPP）がある。

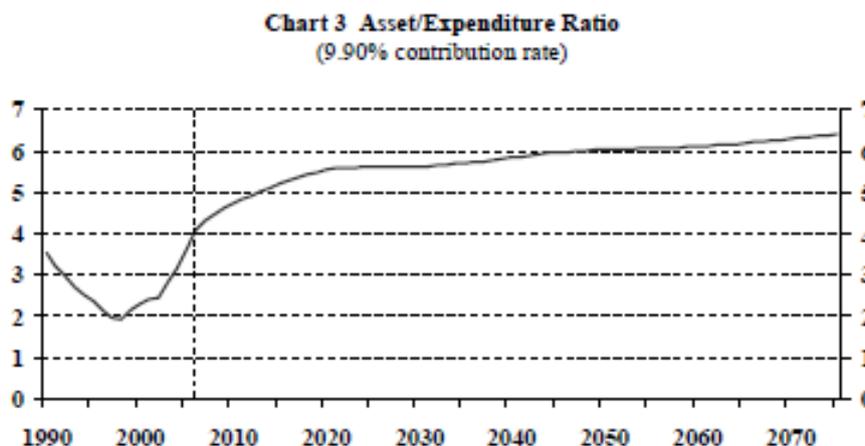
(4) 財政状況の評価等

法 C-36 条は「Steady-state funding (定常状態における積立)」と「Incremental full funding (完全積立の増加)」に焦点をあてており、これらは世代を超えた公平と平等を進展させるために導入されている。

「Steady-state funding」はどの時点においても賦課方式に代わり 5.5 年分の給付費、又は債務の約 25%に相当する積立金をもつように導入された。9.9%の保険料率で 2050 年には給付費の 6.0 倍、2075 年には同じく 6.4 倍の積立金を保有する見込みであり、将来の費用を賄うには十分な保険料率であると見なされている (下の第 3-11-1 図)。

「Incremental full funding」とは新しく追加される給付は完全積立でまかなうという考えである。給付にかかる費用を、数理的手法により算出された一定期間を越えて支払うことのないようにするものであり、1998 年以降の給付費増に適用される。

第 3-11-1 図 翌年の支出に対する当該年の資産比率
(保険料率 9.90% のケース)



なお、現下の経済状況および法改正を勘案した補足報告書が 2009 年 10 月に公表されている。この補足報告書では第 23 回レポートの前提よりも積立金は減少し、失業率は当面高く設定していることから資産比率は低下すると見込まれる一方、65 歳未満の年金受給者でかつ就労している者から新たに保険料徴収を行うという法改正等により保険料収入の増加が見込まれる。よって現下の経済状況と法改正の双方を勘案すると将来にわたって第 23 回レポートと同様に保険料率は 9.9% で十分まかなえると結論づけている。

出典) ACTUARIAL REPORT 23rd on the CANADA PENSION PLAN, supplementing the Actuarial Report on the CANADA PENSION PLAN (Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada Office of Chief Actuary)

2. フィンランド (Suomen tasavalta)

(1) 制度の概要

所得比例年金と国民年金で構成されている。所得比例年金は民間被用者、短時間労働者、船員、農家、国家公務員、地方公務員等職域毎に分かれている。国民年金は所得比例年金が不十分なものに対して給付される形であり、最低保障年金の役割を果たしている。

保険料については、国民年金では被用者本人または自営業者の負担はない。雇用主の保険料率は、その固定資産の取得価格にかかる減価償却費と給与支払総額により 0.801%、3.001%又は 3.901% (2009 年) のいずれかが適用される。政府は財源全体の 40%を負担している。一方、所得比例年金では、労使あわせて 21%～22%程度であり、そのうち被用者は 4.3% (53 歳未満) または 5.4% (53 歳以上) である。ただし、2010 年以降の国民年金保険料の雇用主負担の撤廃とそれにあわせた所得比例年金制度における労使保険料率の引き上げが予定されている。

所得比例年金についてみると、受給開始年齢は 63 歳から 68 歳の間での選択 (更なる繰上下あり)、最低加入期間はない。また、受給額は被用者の場合は年金保険料控除後の賃金 (自営業者、農民は控除前) に、年齢に応じて設定される乗率を乗じたものの累積を基礎とし、さらに余命係数を乗じて計算される。

ここで、乗率は高齢者の就業インセンティブを高めるため高齢者ほど高く設定されている。具体的には 18 歳～52 歳 : 1.5%、53 歳～62 歳 : 1.9%、63 歳以上 : 4.5% である。ただし、63 歳以上であっても年金を受給しつつ労働による収入がある者の乗率は 1.5% とされている。

また、余命係数 (Life expectancy coefficient : e^t_{62}) は寿命の伸長と共に低減するため、給付を抑制する効果がある。

- 計算式は下記のとおりであり、 t 年生命表における 62 歳以上の生存者数 (L_x) を $1/1.02$ でウェイト付けした平均余命 (a^t_{62}) に対する 2009 年生命表におけるそれ (a^{2009}_{62}) の比である。 $1/1.02$ は長期的に見たときの運用利回りと年金再評価率との差 (= 2%) として設定されている。

$$e^t_{62} = \frac{\ddot{a}^{2009}_{62}}{\ddot{a}^t_{62}} \quad \ddot{a}^{2009}_{62} = \frac{N_{62}}{D_{62}} = \sum_{x=62}^n 1.02^{-(x-62)} \cdot \frac{L_x^{2009}}{l_{62}^{2009}}$$

$$\ddot{a}^t_{62} = \frac{N_{62}}{D_{62}} = \sum_{x=62}^n 1.02^{-(x-62)} \cdot \frac{L'_x}{l'_{62}} \quad L_x = \frac{l_x + l_{x+1}}{2}$$

○ 2009年に62歳を迎える者(1947年生まれ)の平均余命を基準にして2010年以降の年金額に適用される。2025年に62歳を迎える者(1963年生まれ)は0.90151、2052年に62歳を迎える者(1990年生まれ)は0.80621となる。年金額改定は新規裁定の際には80%を賃金上昇率に20%を物価上昇率にウェイトを置いて計算され、その後の年金額改定は20%を賃金上昇率に80%を物価上昇率にウェイトを置いて計算される。

(2) 人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

人口推計はフィンランド統計局が行っている(直近は2004年)。ただし、推計期間が2040年までであるため、財政計算のためにフィンランド年金センターが2075年まで延長している。前々回報告書における人口推計はEurostatのものを用いていた。

経済前提の設定、年金財政計算はフィンランド年金センターが担当しており、直近の報告書は2008年1月に公表されている。

(3) 財政検証における前提の設定

TFRは1.84、純移民は年10,000人と設定されている。死亡率の改善も継続するが、2040年から2050年までは一定、2050年以降の死亡率改善は半分になると仮定している。

就業率に関しては、2006年の68.9%から2075年には72.0%まで上昇すると仮定されている。長期の経済前提は物価上昇率2.0%、実質賃金上昇率1.75%、実質運用利回り4.0%とされている。

近年の景気変動により2009年までの物価上昇率は2.0%よりは高いものの、結果にはさほど影響を与えないとされている。また、1977年~2006年までの実質賃金上昇率は1.7%、1997年~2006年の実質賃金上昇率は2.0%であり、仮定値は過去の実績値にかなり近い。実質運用利回りは過去の財政検証における仮定よりも高いが、年金保険者の実績値よりは低い。

(4) 財政状況の評価等

1999年報告書では農家の減少による構造変化や高齢者の短時間労働(日本でいう在職老齢年金)を考慮した推計を行っていたが、全体に与える影響が軽微であることや短時間労働の推計が困難であることから、現在では行っていない。

funding ratio(=年金資産/年金債務)をみると2007年36%から2020年38%と将来にわたってほぼ一定と予測されており、年金財政は安定していると考えられている。

所得代替率(=控除前年金額/控除前賃金)は所得比例年金の成熟に伴い2006

年 50.8%から 2020 年代までは上昇するが、その後は死亡率の低減を反映した長寿化により徐々に減少し 2075 年には 41.2%になると考えられている（第 3-11-2 表の TOTAL 列）。

第 3-11-2 表 平均年金額の賃金に対する比率

Average pension/salary (Figure 4.11)				
	Earnings-related pension	National pension	SOLITA	Total
2006	42.1	7.7	1.0	50.8
2007	43.0	7.5	1.0	51.5
2010	44.7	7.0	0.9	52.6
2015	46.9	6.1	0.8	53.8
2025	47.2	5.2	0.7	53.1
2035	44.6	4.6	0.7	49.9
2055	40.2	3.6	0.7	44.5
2075	37.8	2.7	0.7	41.2

出典) Finnish Center for Pensions WP6 :Statutory pensions in Finland Long-term projections 2007 (Christina Lindell) , Statutory pensions in Finland Long-term projections 2007, 2009 The Employee's Pension, <http://www.etk.fi/Binary.aspx?Section=63970&Item=63849> (以上 Finnish Center for Pensions)

3. フランス (République française)

(1) 制度の概要

職域毎に分立しており、加入者数が最大である私企業部門の商工業職員を被用者とする一般制度の他に、自治制度（自営業者）、農業制度（農業労働者）及び特別制度（公務員等）などが運営されている。無業の者は一般制度に加入できる。

一般制度等の老齢年金に上乘せされるものとして補足制度があり、実体上は商工業、農業部門の全ての被用者に適用されている。

財政方式は賦課方式であるが、ベビーブーム世代への年金支払いによる世代間の費用負担の不均衡を平準化するため、1999 年に年金積立基金（FRR）が創設されている。

給付額は一般制度においては次の式により計算されている。

$$\text{年金額年額} = (\text{基準賃金年額} \times \text{乗率} \times \text{拠出四半期数} / 150 \sim 160_{\text{注}}) + \text{加給}$$

基準賃金年額：過去の拠出期間中で賃金の高い25年間分の平均賃金

乗率：裁定時年齢と拠出期間に応じて設定（最高50%）

注）2003年年金改革により、164（2012年）、167（2020年）に延長される。

制度の企画は労働・社会関係・家族・連帯・都市問題省（Ministère du travail, des relations sociales, de la famille, de la solidarité et de la ville）が行い、制度の運営_注は一般制度では全国被用者老齢保険金庫（全国レベル）、地方疾病保険金庫（地方レベル）、自治制度では全国商工業自治機構等、農業制度では農業社会共済、特別制度では各保険者がそれぞれ行っている。

注）保険料徴収は社会保障・家族手当保険料徴収連合が実施

（2）人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

人口推計は国立統計経済研究所（INSEE）の推計を使用しているが、経済前提は2003年の年金制度改革の影響を織り込むためにINSEEの推計をそのまま使用せず、年金審議会（Conseil d'orientation des retraites：COR）が設定している。

財政検証はCORが行っており、少なくとも5年に一度は行うことが規定されている。

（3）財政検証における前提の設定

推計期間は2003年から2050年としている。

人口推計について、TFRは中位推計で1985年生まれ以降1.8としている。ただしヨーロッパ各国における動向を勘案し、TFRが1.5及び2.1の場合も推計している。

純移民数は推計が困難ではあるが、推計期間を通して年50,000人と仮定している。これは1990年から1999年の平均と等しく、他に年10万人及び15万人の場合も設定している。

実質賃金上昇率は1%、1.8%、2.5%と設定している。失業率、高齢者の就業率についても複数設定し、検証している。

（4）財政状況の評価等

40年後には大多数の制度において収支は大きくマイナスになると予測されている。

所得代替率について商工業非幹部職員では 2003 年 83.6%（うち一般制度 55.9%、以下同様）から 2050 年 73.5%（50.1%）と予測されている。同様に商工業幹部職員では 2003 年 64.1%（26.9%）から 2050 年 53.2%（23.1%）と予測されている。

積立金に関しては 2020 年に GDP の 5.6% になるものと予測されている（下の第 3-11-3 表）。

第 3-11-3 表 2020 年における積立金の構成
（基本ケース：2015 年以降失業率 4.5% の場合）

**Décomposition du montant des réserves du FRR en 2020 dans le scénario de base
(taux de chômage de 4,5% à partir de 2015)**

Nature des réserves	En Md€ 2003	Structure (%)	
<i>Excédents de la CNAV</i>	8	9%	
<i>Excédents du FSV</i>	48	52%	
<i>2% du patrimoine</i>	29	32%	
<i>Autres</i>	7	8%	
Abondement total	92	100%	Structure (%) 72%
Revenus financiers	36		28%
Réserves en 2020	127		100%
en % du PIB	5,6%		

Source : COR, 2005.

今後の制度改革について現時点（2010 年 1 月）では 4 月に報告書をまとめた上で 9 月を目途になされる予定となっている。その際の改革案としては、現在 60 歳である受給開始年齢の引き上げ、満額受給に必要な保険料納付期間の延長等が軸になるものと考えられている。

出典) «Retraites: perspectives 2020 et 2050» Troisième rapport Mars 2006 (Conseil d'orientation des retraites)

4. ドイツ (Bundesrepublik Deutschland)

(1) 制度の概要

職域毎に分立しており、被用者全般を対象とした一般年金保険、鉱山労働者年金保険があり、自営業者には自営業者相互扶助制度、公民には官吏恩給制度などがある。

財政方式は賦課方式であり、0.96 ヶ月分（2009 年）の給付費に相当する準備

金を保有している。国庫負担は制度ごとに異なるが、積み上げた結果は給付費の約3割となっている。保険料率は19.9%（労使折半）であり、収入が低い者には本人負担の軽減・免除がある。

支給開始年齢は2012年から2029年にかけて65歳から67歳への引上が予定されている。

給付算定式は次のとおりである。

<p>公的年金月額 = 個人総報酬ポイント×年金種別係数×1ポイント当たりの単価</p>

さらに、1ポイント当たりの単価の伸びには、加入者数と受給者数の伸びを勘案している。具体的には次式で示されるように、持続可能性係数

“(1 - RQ_{t-1} / RQ_{t-2}) × α + 1”によって給付の伸びを抑制している。

$AR_t = AR_{t-1} * \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} * \frac{100 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{100 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} * \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) * \alpha + 1 \right)$
--

<p>AR：ポイント単価、BE：加入者一人当たり総収入、 AVA：リースター年金の保険料上限、RVB：社会保険料率、 RQ：受給者数 / (被保険者数 + 失業者数)、α：調整係数 (= 1 / 4)</p>
--

2008年7月1日現在、本来であればAVA_{t-1}は2.5になるはずであったが、2.0で据え置かれて計算されている（旧西ドイツ地域）。これは現下の経済状況と高齢者の生活水準にかんがみ、給付費を増加させるためである。

制度の企画立案は連邦労働・社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales：BMA S）、制度の運営はドイツ年金保険組合などの各保険者、保険料の徴収は疾病金庫が失業、疾病等の保険料とまとめて行っている。

（2）人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

財政検証は連邦・労働社会省が行っており、報告書は毎年発行している。2009年報告書（以下同様）における人口推計は統計局（S t B A）が実施した第12回人口予測を元に行っている。

経済前提は短期については省庁横断的な作業部会が2009年10月に実施した2009年から2013年のマクロ経済予測を、長期については2003年にリユールップ委員会が行った予測をそれぞれ基礎にして設定している。

（3）財政検証における前提の設定

基本的に過去実績の平均を基に設定している。積立金をほとんど持たない賦課

方式であり、推計期間は他の諸外国に比較すると15年程度と短期間である。

人口関連の前提については、65歳の平均余命は2006年－2008年の生命表と比較すると2030年までに男女それぞれ2.5年上昇し、女性22.8年、男性19.5年になるとしている。出生率は長期にわたって現在の水準である1.4に留まると仮定しており、加えて純移民数は2020年まで毎年20万人増加するとしている。

経済関連の前提については、就業率は2009年△0.2%、2010年△2.0%それぞれ低下するものの、その後2013年まで毎年約+0.5%ずつ上昇すると仮定している。一人当たり賃金上昇率は2009年△0.5%であるが2010年には+0.7%となり、以降2013年までは毎年+2.3%ずつ、その後2020年までは毎年+3%ずつ上昇すると仮定している。

(4) 財政状況の評価等

保険料率と税込みの保障水準 (Sicherungsniveau vor Steuern) についてそれぞれ目標が定められており、目標を達成できない場合には適切な措置を講ずることとされている。

保険料率の目標は2020年までに20%、2030年までに22%を上回らないこととされている。中位推計においては2009年から2014年までは19.9%であるがその後低下し、2016年から2020年は19.4%となり、以降再び上昇し2023年には20.6%と予測されている(次表の第1列)。

税込みの保障水準の目標は、2020年までに46%、2030年までに43%を下回らないこととされている。中位推計においては2008年50.5%から2010年52.3%まで上昇した後、徐々に低下し2023年には46.2%になると予測されている。ただし、リースター年金分を加味すると将来にわたってほぼ現行水準を維持できると予測されている。

この税込みの保障水準の推計結果を前年(2008年)報告書と比較すると前年報告書では2008年50.5%から一貫して低下するとされていたが、2009年報告書では2010年までは上昇するとしているところが異なる。この理由は賃金上昇率がマイナスの場合における年金額の切下を防止する「保護条項 (Schutzklausel)」を拡大して適用したためである。

第3-11-4表 将来の保険料率および保障水準

Jahr	1	2	3	4	5	6
	Beitragssatz zur GRV	Bruttostandardrente	Sicherungsniveau vor Steuern	Riester-Rente für Rentenzugang	Gesamtversorgung (2 + 4)	Gesamtversorgungsniveau vor Steuern für Zugang
	in %	in Euro mtl.	in %	in Euro mtl.	in Euro mtl.	in %
2008	19,9	1 195	50,5	0	1 195	50,5
2009	19,9	1 224	52,0	0	1 224	52,0
2010	19,9	1 224	52,3	33	1 257	53,7
2011	19,9	1 224	51,2	40	1 264	52,9
2012	19,9	1 242	50,5	47	1 289	52,4
2013	19,9	1 248	49,8	54	1 302	52,0
2014	19,9	1 257	48,9	62	1 318	51,3
2015	19,8	1 271	48,1	69	1 341	50,7
2016	19,4	1 298	47,6	78	1 376	50,4
2017	19,4	1 335	47,5	87	1 422	50,6
2018	19,4	1 368	47,4	97	1 465	50,7
2019	19,4	1 402	47,2	107	1 510	50,8
2020	19,4	1 438	47,0	118	1 557	50,8
2021	20,2	1 477	47,0	130	1 607	51,1
2022	20,5	1 500	46,7	142	1 642	51,1
2023	20,6	1 533	46,2	154	1 686	50,8

出典) Rentenversicherungsbericht 2009 (BMAS), ドイツの公的年金保険における特例的な年金改定 1 及び 2 (月刊企業年金 2009 年 7, 8 月号 田中謙一)

5. 韓国 (대한민국)

(1) 制度の概要

国民年金制度は 1988 年に導入されており、諸外国と比べてかなり若い制度である。日本のように国民年金、厚生年金と分離されていないが、事業所加入者、地域加入者および任意加入者に分けられる。国民年金の他には公務員年金、軍人年金等の公的年金がある。

国民年金の加入対象は 18 歳以上 60 歳未満であるが、他の年金加入者や受給者、18 歳以上 27 歳未満の学生、軍人等は除かれる。また、所得が低く保険料を納付できなければ納付例外を申請できるが、その期間は加入期間に算定されない。制度施行当初、加入対象者は 10 人以上の事業所の者に限定されていたが、1992 年には 5 人以上事業所、1999 年には都市地域住民、2003 年には一人以上の事業所まで拡大している。2007 年末現在、全加入者 (18,267 千人) のうち、事業所加入者が 50.1%、地域加入者が 49.6%、任意加入者が 0.3%となっている。

国民年金の場合、事業所加入者及び地域加入者の全てが所得の 9% (事業所加入者は労使折半) を年金保険料とされている。国民年金の保険料率については下

記のような認識に立っている。

- ・ 初期に賦課方式での保険料率を大きく上回る料率を適用してきたために相当な積立金が形成されている。
- ・ 現在の保険料率は賦課方式の元での料率よりは高いものの、完全積立の料率よりは低いため部分積立の形態を帯びている。

基本年金額は下記の計算式のとおりであり、制度導入時には所得代替率70%となるように設計されていたが、1998年法改正時に60%、2007年法改正時に50%、2009年以降毎年0.5ポイント削減して2028年に40%と設定されている。このほかに扶養家族年金額（定額）がある。

$$\text{基本年金額} = 1.5_{(注)} \times (A + B) \times (1 + 0.05 \times n)$$

A：年金受給直前直近3年間の全加入者平均所得月額（均等部分）

B：加入者個人の全加入期間の平均標準所得月額（所得比例部分）

n：20年超加入年数（例：加入年数40年の場合、40-20=20）

0.05：加入期間20年超過後、1年当たり給付加算率

（注）50%のもの。平均的所得者（A=B）が40年（n=20）加入していた場合、 $1.5 \times 2A \times (1 + 0.05 \times 20) = 6A \rightarrow$ 代替率50%

（2）人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

財政検証は5年に一度実施することが法定されており、初回は2003年、第2回（直近）は2008年に実施されている。実施主体は保健福祉家族省に設置された国民年金財政推計委員会と国民年金運営改善委員会である。

前者では財政計算に必要な財政推計モデルの検討、主要変数の仮定設定、財政収支見通しを作成し、後者では制度改善および基金運用計画策定に関連する課題を論議している。

人口推計は韓国統計庁が2050年まで行ったものを2050年以降も延長している。

（3）財政検証における前提の設定

推計期間は諸外国の財政検証を参考にして70年間と設定。

合計特殊出生率は不確実性が高いため、次の2とおりを設定

「基本仮定」：統計庁の将来推計人口における中位仮定を基本として2050年以降1.28が継続

「代案仮定」：統計庁の仮定は悲観的すぎるため、政府の第一次低出産高齢社会基本計画（2006）の政府目標水準（2025年以降1.60）が達成

経済前提は短期的には直近の動向を基準に設定し、長期的には諸外国の財政検証における仮定をベンチマークにして設定している。

納付率の仮定は事業所加入者については2007年実績である98.7%が今後も継続、地域加入者については最近の実績値64.0%から次第に増加し2050年には80.0%になるものと仮定している。

(4) 財政状況の評価等

今回の財政検証では財政推計と運営改善を区分（委員会もそれぞれ）して行っている。

財政評価は現行保険料率（9%）が長期的な給付能力を確保するのに十分か検証するために行われ、不十分な場合には積立金に対する目標を設定し、その目標を達成するための保険料率を推計することとされている。推計結果によると基本仮定においては2060年には積立金が枯渇することが予想されており、現行保険料率では財政安定は困難と考えられている。

ただし、これに対する積立金規模の目標はこれまでのところ明確には設定されておらず、設定には社会的合意が必要なため、財政基準として「積立倍率2倍」など複数の基準を設定し、それぞれ所要保険料率を推計している。これによると例えば積立倍率2倍を確保するための所要保険料率は12.49%と推計されている。

積立金の枯渇を回避するためには保険料率の引上または国庫補助が必要とされ引き続き長期的には不安定な状態が継続するものの、2007年に大規模な法改正^(注)を実施したことにより、ただちに制度改革を行う必要性はなくなったとされている。

今回の検証結果を受けた運営改善案は新たな制度改革のためというよりも、2007年の制度改革に対する疲労感が大きい状況にある点を勘案し、制度の安定した運営及び信頼回復に寄与する対策を中心に検討するための資料として作成されている。

注) 第一回財政検証の際には2047年とされていた積立金枯渇年度が2007年の法改正により、今回財政検証では2060年に改善

出典) 2008 国民年金財政計算報告書（国民年金財政推計委員会、国民年金運営改善委員会）

6. スウェーデン（Konungariket Sverige）

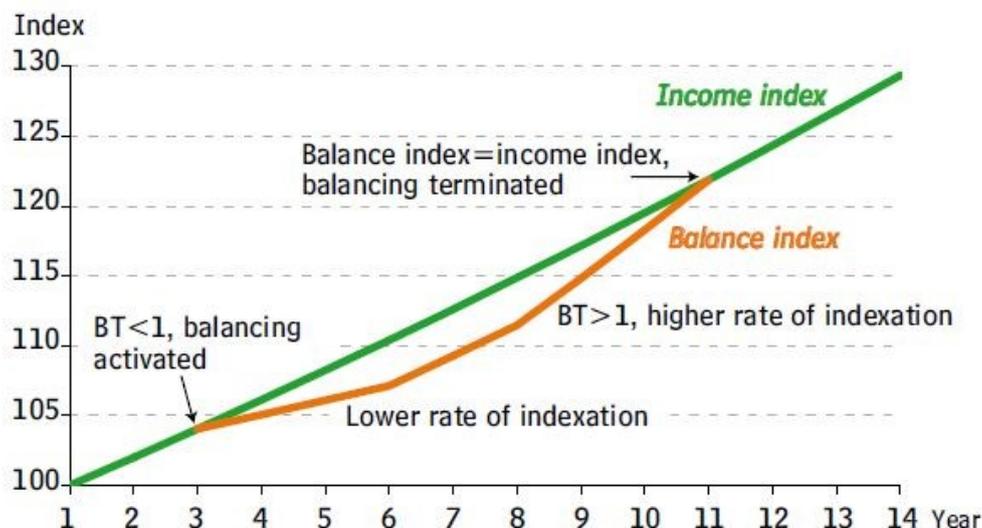
(1) 制度の概要

保証年金（Guaranteed Pension）と所得比例年金（Income-related old-age pension）で構成されている。保証年金は所得比例年金が不十分なものに対して給付され、全額国庫負担である。所得比例年金は老齢給付のみであり、従来の障害給付は医療保険制度へ、遺族給付は独立した一つの制度に再編された。所得比例年金はさらに賦課方式部分（Inkomstpension）と積立方式部分（Premium pension）から構成される。

賦課方式部分は以下のような特色がある。

- NDC (Non-financial (Notional) Defined Contribution) といわれる方式が採用されており、受給額は「仮想的な年金原資÷退職時の年金除数」で算出され、支払った保険料に見合った給付がなされるように設計されている。年金除数は出生コーホートごとに特定され、年金が最初に支給される際の男女平均の平均寿命と年 1.6%の利率を考慮したものとなっている。この 1.6%の利率を考慮することにより、年金除数は平均余命より小さい値となり、当初の年金額は 1.6%の利率分、高いものとなっている。
- 受給額は毎年、「所得指数の伸び率÷1.016 (1.6%)」を算定額に乗じて改定されるが、均衡数値 (=年金資産/年金債務) が 1 より小さくなると自動均衡機能が発動され、所得指数の伸びに均衡数値を乗じた均衡指数により給付水準を調整して改定される²。その後、均衡数値が 1 より大きくなり、本来の所得指数の伸びに追いついた時点で自動均衡機能は停止され、受給額は再び所得指数の伸びで改定される。

第 3-11-5 図 自動均衡機能発動期間における所得指数と均衡指数の関係



支給開始年齢は保証年金については 65 歳である。所得比例年金については原則 65 歳であるが、61 歳以降 70 歳までで選択可能である。最低加入期間は保証年金については居住 3 年 (40 年加入で満額)、所得比例年金については設定されていない。

² 例えば所得指数が 100.00 から 104.00 に上昇する一方、均衡数値が 1.000 から 0.9900 に低下したときには、均衡指数は均衡数値 (0.9900) と所得指数 (104.00) の積である 102.96 と計算され、受給額の伸びは +4%ではなく、+2.96%の上昇にとどまる。

(2) 人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

人口推計はスウェーデン統計局が行っている。経済前提の設定、財政検証は毎年社会保険庁が行っている。

(3) 財政検証における前提の設定

推計期間は75年間。合計特殊出生率は現行の1.85が継続すると仮定している。

純移民数の実績をみると、過去20年平均は年24,000人であるが、2006年は50,000人であり、2007年および2008年はそれぞれ54,000人に達している。これらのことを考慮し、2010年までは現在の水準が続き、2010年以降は24,000人と設定している。

長期の経済前提（中位）は実質賃金上昇率1.8%、実質運用利回り3.25%と仮定しており、2007年以降の金融危機を受けても変更していない。

(4) 財政状況の評価等

中位前提では、大きな出生コーホートの引退が継続すること及び2008年における積立金の急激な下落により、均衡指数は2035年まで1.0前後で推移するが、その後2075年には1.1まで上昇すると予測されている。

積立金の水準については年間支出に対する規模（fund strength）で評価すると2008年現在3.2年分となっている。この指標は今後次第に低下し2045年には10ヶ月分相当になり、その後は次第に回復し、2080年頃にはまた現在と同程度の規模になると予測されている。

所得代替率（16歳～64歳の保険料算定対象所得に対する65歳の年金受給額）をみると、1944年生まれの者は64%であるが次第に低下し、1990年生まれの者は53%になると推計されている。

なお、資産価値の急落による年金受給額の大幅な変動を緩和するため、従来、積立金の算出については単年度の時価で評価していたが、3年平均で行うことになった。これにより年金額の増減は2010年 Δ 3.0%（従来ベース Δ 4.6%、以下同様）、2011年 Δ 2.8%（ Δ 1.7%）、2012年 Δ 0.5%（+0.8%）とみこまれている。出典）Annual Report of the Swedish Pension System 2008（Swedish Social Insurance Agency）、
THE SWEDISH PENSION SYSTEM AND THE ECONOMIC CRISIS (ANNIKA SUNDEN)

7. イギリス (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)

(1) 制度の概要

公的年金は求職者手当や労働災害等を包括した「国民保険」の一部に位置づけられており、イギリスに居住する16歳～64歳の男性、16歳～59歳の女性を対象にしている。ただし、LEL (Lower earnings limit: 2010年では週97ポンド、以下同様) 未満の者は保険料拠出義務が免除されている。

被用者・自営業者を通じた「基礎年金」と被用者のみの「国家第二年金（従来はSERPS）」の二階建てであり、職域年金・個人年金の加入者は国家第二年金からの適用除外 (contracting out) が認められている。

被用者の保険料率は、本人11.0% (週110～840ポンド)^注と1% (週840ポンド以上)、事業主12.8% (週110ポンド以上) となっている。

注) ここで110ポンド、840ポンドはそれぞれPT (Primary Threshold), UEL (Upper Earnings Limit) である。また、LEL以上PT未満の者の所得には保険料は賦課されないが、給付の権利を保護するために使われる。

基礎年金は定額であり、必要資格獲得年数に満たない年数分は減額される。また、支給開始年齢は男性65歳、女性60歳であるが2010年～2020年にかけて女性は65歳に引き上げられる。また、2024年～2046年にかけて男女とも68歳に引き上げられる。

年金額は2010年4月6日以降、国家第二年金の給付額は保険料を納付した年ごとに次の式で算出される (年収ベース)。また、LEL以下の所得しかない場合はLELの所得として計算される。

$$0.4A + 0.1B$$

ここでA = LEL～LET (Low Earnings Threshold) の部分

B = LET～UEL (Upper Earnings Limit) の部分

2012年からは「0.4A」の部分の定額化、さらに2030年頃までには「0.1B」の廃止が予定されている。

制度の企画立案は雇用年金省 (Department for Work and Pensions: DWP)、徴収は歳入関税庁 (HM Revenue & Customs)、給付は年金サービス庁 (Pension Service) が所管している。

(2) 人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

財政検証は政府アクチュアリー庁 (Government Actuary's Department: GAD) が所管しており、約45名のアクチュアリー、そのほぼ同数のスタッフから構成されている。報告書は5年に一度となっている。

以前は人口推計もGADで実施していたが、現在は統計局（Office for National Statistics：ONS）が行っている。また給付に関してはDWPにおいても長期推計を行っている。

（３）財政検証における前提の設定

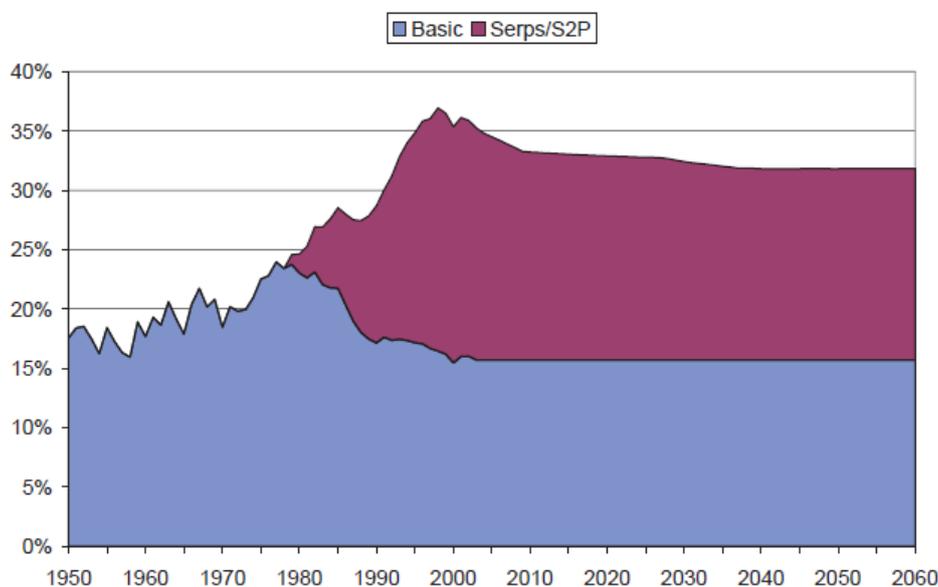
推計期間は60年間。過去実績の平均を基に、（小売）物価上昇率は2.5%、実質賃金上昇率は1.5%と2.0%の2通り、実質利回りは3.5%と仮定している。

（４）財政状況の評価等

保険料率は2001-2002年の19.1%（労使込み、以下同様）から2060-2061年には17.1%～27.0%になるものと予測されている。なお、この推計には積立金の動向が考慮されていないが、これは積立金の予測が短期間といえども困難³であるためとされている。

所得代替率（退職時の平均所得に対する全期間保険料を納付した際の年金額の割合）は給付が賃金上昇率に連動するケースの場合^注、2001年の37%から若干低下し、2060年まで31%程度で推移するものと予測されている。

第3-11-6図 裁定時における年金額の退職時における給与に対する比率
（年金給付の伸び率を賃金上昇率としたケース^注）



注) 物価上昇率に連動するケースでは、所得代替率は次第に低下し2060年に20%まで低下するものと予測されている。

³ 積立金の予測について、給付が賃金上昇率に連動するケースでは2020年までに積立金は枯渇するものとされている。

出典) Government Actuary's Quinquennial Review of the National Insurance Fund (GAD)、National Insurance contributions Tables A and J (HM Revenue & Customs) , A Detailed guide to State Pensions for advisers and others (DWP)

8. アメリカ (United States of America)

(1) 制度の概要

アメリカの年金制度 (老齢・遺族・障害保険: OASDI) は一般被用者、自営業者を対象にしており、無業者は対象にしていない。

保険料徴収は社会保障税として租税と同様に内国歳入庁 (IRS) によって、給付は社会保障庁 (SSA) によって行われている。

保険料率は12.4% (被用者は労使折半、自営業者全額自己負担) である。

給付費の国庫負担はない。支給開始年齢は2027年までに段階的に67歳に引き上げる予定であり、保険料納付要件は40四半期 (10年) である。

給付額の算定には下記のとおり算定の基となるスライド済み平均賃金月額 (AIME) の高い部分ほど給付額に反映されない、ベンド方式が採用されている。

$$\text{基本年金額} = 0.9A + 0.32B + 0.15C$$

A : AIMEのうち761ドルまでの分

B : AIMEのうち761ドル~4586ドルの部分

C : AIMEのうち4586ドル超の部分

注) 2010年における値

運用は全額非市場性の国債、財務省証券で行っている。

(2) 人口推計、経済前提および年金財政推計の担当部局

SSAの内部部局である首席アクチュアリー室 (Office of the Chief Actuary: OCACT) が年金財政の将来推計を毎年行っており、基礎となる人口推計、経済前提もOCACTで作成している。なお、人口推計はアメリカ統計局 (U.S. Census Bureau) でも行われている。

また、社会保障諮問委員会 (SSAB) に任命された技術パネルが、OCACTによる推計方法について検証し、改良勧告などを行っている。

（３）財政検証における前提の設定

長期（75年間）に加え短期（10年間）見通しが作成されている。人口学的要素、経済的要素の前提は3通りあり、最近の実績から25年程度かけて最終的な値に近づくとしている。

出生率、死亡率、移民率、自営業者割合等を用いて社会保障適用人口を年齢・性別・婚姻状態・有子状況別および自営業・雇用者別に算出している。中位推計では2015年末までに経済成長が持続可能なレベルに回復すると見込んでいる。

長期の経済前提は過去の平均を基に経済循環の影響はないものとして設定している。雇用者一人あたり平均所得の伸び率（名目）は、労働生産性上昇率、平均労働時間上昇率、GDPに対する労働報酬割合上昇率、労働報酬に対する所得割合上昇率及びGDPデフレーター上昇率に分解し、中位の前提では年平均3.9%上昇するものと仮定している。

（４）財政状況の評価等

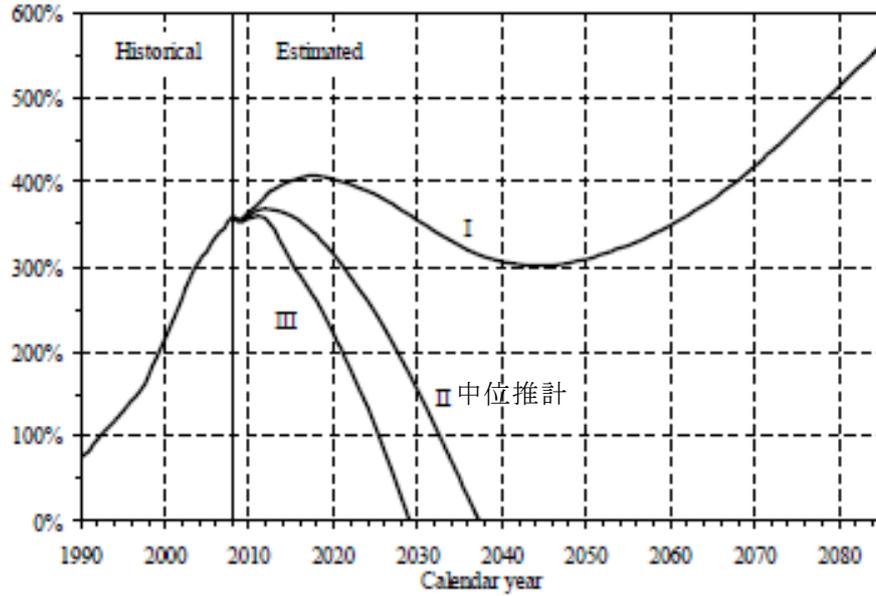
短期見通しでは、財政の健全性は中位推計における積立金の対年間支出比により評価している。2009年報告書によると、2008年は369%、短期推計期間の最終年である2018年では378%であり妥当と評価されている。ただし、OASDIのうちDI（障害保険）のみをみると、2014年のはじめに100%を下回ると予測されている。

長期見通しにおいては数理的収支（＝（社会保障税収等－支出）／課税対象所得）等により財政状況の適正さを判断しており、75年後に支出の1年分の積立金を保有することが評価の基準となっている。2009年報告書における中位前提の場合、数理的収支は－2.00%と支出超過となっている。積立金に関しては2016年以降支出が税収等を上回るため、2037年（DIのみでは2020年）には枯渇すると考えられている。

なお、前年（2008年）報告書と比較すると、近年の経済危機の影響に加え、65歳～84歳における心疾患、がんによる死亡率の改善傾向を将来に反映させた結果、前年報告書において予測された時期（2041年）よりも4年ほど積立金の枯渇年度が早まっている。

第3-11-7図 OASDI 信託基金の年間支出に対する比率

Figure II.D6.—Long-Range OASDI Trust Fund Ratios Under Alternative Assumptions
[Assets as a percentage of annual cost]



出典) THE 2009 ANNUAL REPORT OF THE BOARD OF THE TRUSTEE OF THE FEDERAL OLD-AGE SURVIVORS INSURANCE AND FEDERAL DISABILITY INSURANCE TRUST FUNDS、